

平成 19 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 3 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（11 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（島市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について	11
○提案理由説明（島市長）	11
○総務文教常任委員会付託・閉会中継続審査	11
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定に ついて	12
○提案理由説明（島市長）	12
○原案可決	12
1. 日程第 6. 議案第 3 号 政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する 条例の一部改正について	12
○提案理由説明（島市長）	12
○原案可決	13
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市立大学条例の一部改正について	13
○提案理由説明（島市長）	13
○原案可決	13
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市下水道条例の一部改正について	13
○提案理由説明（島市長）	14
○建設常任委員会付託・閉会中継続審査	14
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について	14
○提案理由説明（島市長）	14
○建設常任委員会付託・閉会中継続審査	14
1. 日程第 10. 議案第 7 号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	14
○提案理由説明（島市長）	14

○建設常任委員会付託・閉会中継続審査	1 5
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について	1 5
○提案理由説明（島市長）	1 5
○承認	1 5
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 市道路線の認定について	1 5
○提案理由説明（島市長）	1 5
○原案可決	1 6
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度名寄市一般会計補正予算	1 6
○提案理由説明（島市長）	1 6
○補足説明（中尾総務部長）	1 7
○質疑（竹中憲之議員）	1 7
○質疑（植松正一議員）	2 0
○質疑（黒井 徹議員）	2 2
1. 休憩宣告	2 6
1. 再開宣告	2 6
○質疑（佐藤 靖議員）	2 6
○質疑（川村幸栄議員）	3 1
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	3 1
○提案理由説明（島市長）	3 1
○質疑（川村正彦議員）	3 2
○原案可決	3 4
1. 日程第 1 5. 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	3 4
○提案理由説明（島市長）	3 4
○原案可決	3 5
1. 日程第 1 6. 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	3 5
○提案理由説明（島市長）	3 5
○原案可決	3 5
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予 算	3 5
○提案理由説明（島市長）	3 5
○原案可決	3 6
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度名寄市水道事業会計補正予算	3 6
○提案理由説明（島市長）	3 6
○原案可決	3 6
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 平成 1 8 年度名寄市各会計決算の認定について 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度名寄市病院事業会計決算の認定について 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	3 7

○提案理由説明（島市長）	37
○決算審査特別委員会設置・付託、閉会中継続審査	37
1. 日程第20. 報告第1号 平成18年度名寄市風連特例区会計決算の報告について	37
○提案理由説明（島市長）	37
○報告済	37
1. 日程第21. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	37
○提案理由説明（島市長）	37
○報告済	38
1. 休会の決定	38
1. 散会宣告	38

第 2 号（ 9 月 1 1 日）

1. 議事日程	3 9
1. 本日の会議に付した事件	3 9
1. 出席議員	3 9
1. 欠席議員	3 9
1. 事務局出席職員	3 9
1. 説明員	3 9
1. 開議宣告	4 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 0
1. 日程第 2. 一般質問	4 0
○質問（佐々木 寿議員）	4 0
○質問（高橋伸典議員）	4 9
1. 休憩宣告	5 9
1. 再開宣告	5 9
○質問（岩木正文議員）	5 9
○質問（日根野正敏議員）	6 9
1. 休憩宣告	7 8
1. 再開宣告	7 8
○質問（大石健二議員）	7 8
○質問（持田 健議員）	8 9
1. 散会宣告	9 5

第 3 号（ 9 月 1 2 日 ）

1. 議事日程	9 7
1. 本日の会議に付した事件	9 7
1. 出席議員	9 7
1. 欠席議員	9 7
1. 事務局出席職員	9 7
1. 説明員	9 7
1. 開議宣告	9 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 8
1. 日程第 2. 一般質問	9 8
○質問（高見 勉議員）	9 8
○質問（佐藤 靖議員）	1 0 9
1. 休憩宣告	1 2 2
1. 再開宣告	1 2 2
○質問（田中好望議員）	1 2 2
○質問（木戸口 真議員）	1 3 0
1. 休憩宣告	1 4 2
1. 再開宣告	1 4 2
○質問（渡辺正尚議員）	1 4 2
1. 散会宣告	1 5 1

第 4 号（ 9 月 1 3 日 ）

1. 議事日程	1 5 3
1. 本日の会議に付した事件	1 5 3
1. 出席議員	1 5 4
1. 欠席議員	1 5 4
1. 事務局出席職員	1 5 4
1. 説明員	1 5 4
1. 開議宣告	1 5 5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 5
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 5
○質問（佐藤 勝議員）	1 5 5
○質問（黒井 徹議員）	1 6 3
1. 休憩宣告	1 7 3
1. 再開宣告	1 7 3
○質問（竹中憲之議員）	1 7 3
○質問（川村幸栄議員）	1 8 5
1. 休憩宣告	1 9 4
1. 再開宣告	1 9 5
1. 日程第 3. 議案第 1 9 号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正に ついて	1 9 5
○提案理由説明（島市長）	1 9 5
○原案可決	1 9 5
1. 日程第 4. 議案第 2 0 号 財産の取得について	1 9 5
○提案理由説明（島市長）	1 9 5
○補足説明（佐々木生活福祉部長）	1 9 5
○質疑（佐藤 勝議員）	1 9 6
○原案可決	1 9 7
1. 日程第 5. 意見書案第 1 号 自治体財政の充実・強化を求める意見書	
意見書案第 2 号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書	
意見書案第 3 号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める 意見書	
意見書案第 4 号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善 を求める意見書	
意見書案第 5 号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求 める意見書	
意見書案第 6 号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める	

意見書

意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書…………… 197

○原案可決…………… 198

1. 日程第6. 報告第3号 例月現金出納検査報告について…………… 198

○報告済…………… 198

1. 日程第7. 議会改革調査特別委員会の設置について…………… 198

○設置…………… 198

1. 休憩宣告…………… 198

1. 再開宣告…………… 198

1. 休憩宣告…………… 198

1. 再開宣告…………… 198

1. 日程第8. 委員の派遣について…………… 199

○派遣決定…………… 199

1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について…………… 199

○継続審査（調査）決定…………… 199

1. 閉会宣告…………… 199

1. 質問文書表…………… 201

1. 議決結果表…………… 207

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成19年9月3日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定について
日程第6 議案第3号 政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市立大学条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について
日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について
日程第12 議案第9号 市道路線の認定について
日程第13 議案第10号 平成19年度名寄市一般会計補正予算
日程第14 議案第11号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第15 議案第12号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第16 議案第13号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第17 議案第14号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

- 日程第18 議案第15号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第19 議案第16号 平成18年度名寄市各会計決算の認定について
議案第17号 平成18年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第18号 平成18年度名寄市水道事業会計決算の認定について
日程第20 報告第1号 平成18年度名寄市風連特例区会計決算の報告について
日程第21 報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定について
日程第6 議案第3号 政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市立大学条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について

日程第11	議案第8号 専決処分した事件の承認 について	10番	佐藤	勝	議員
		11番	日根野	正敏	議員
日程第12	議案第9号 市道路線の認定について	12番	木戸口	真	議員
日程第13	議案第10号 平成19年度名寄市一 般会計補正予算	13番	高見	勉	議員
		14番	渡辺	正尚	議員
日程第14	議案第11号 平成19年度名寄市国 民健康保険特別会計補正予算	15番	高橋	伸典	議員
		16番	山口	祐司	議員
日程第15	議案第12号 平成19年度名寄市介 護保険特別会計補正予算	17番	田中	好望	議員
		18番	黒井	徹	議員
日程第16	議案第13号 平成19年度名寄市簡 易水道事業特別会計補正予算	20番	川村	正彦	議員
		21番	谷内	司	議員
日程第17	議案第14号 平成19年度名寄市公 設地方卸売市場特別会計補正予算	22番	田中	之繁	議員
		23番	東	千春	議員
日程第18	議案第15号 平成19年度名寄市水 道事業会計補正予算	24番	宗片	浩子	議員
		25番	中野	秀敏	議員
日程第19	議案第16号 平成18年度名寄市各 会計決算の認定について				
	議案第17号 平成18年度名寄市病 院事業会計決算の認定について				
	議案第18号 平成18年度名寄市水 道事業会計決算の認定について				
日程第20	報告第1号 平成18年度名寄市風連 特例区会計決算の報告について				
日程第21	報告第2号 専決処分した事件の報告 について				

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	今	尚文	君
副市長	小室	勝治	君
総務部長	中尾	裕二	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君

市立総合病院	内海博	司君
事務部長	三澤吉	巳君
市立大局学	成田勇	一君
事立務局長	森山良	悦君
会計室長		
監査委員		

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成19年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

17番 田中好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月13日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月13日までの11日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成19年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、自治基本条例について申し上げます。

自治基本条例は、市民全体でまちづくりを行う基本的な行政運営のあり方を明文化するものであります。

現在、庁内に検討部会を設置し、条例制定に向けた準備を進めております。

次に、地域自治組織の創設について申し上げます。

少子高齢化が進む中、福祉や防災、防犯など地

域全体としての総合的な課題解決が求められています。名寄地区では、町内会を中核として地域の様々な課題に市と連携して対応するため、概ね小学校区単位の地域自治組織の創設をめざしています。

創設にあたっては、町内会の理解や協力が欠かせないことから、現在、町内会の役員会などに出向き、その必要性や活動、体制などについて説明をさせていただいているところです。

今後は、町内会からいただいた多くの意見を参考にして、市民の皆さんとまちづくりの新たな仕組みについて協議を進めてまいります。

次に、町内会長・行政区長との懇談会について申し上げます。

7月2日、風連福祉センターにおいて地域連携の一層の強化を図るため、名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による市との懇談会を開催し、本年度の主な事業について説明するとともに、地域から出された意見・要望などについて意見交換を行い、共通認識を持っていただいたところであります。

次に国内交流について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島との少年少女相互交流では、8月3日から3泊4日の日程で鶴岡市立長沼小学校の児童と引率者11名が来市し、山形神社参拝、ふうれん望湖台での自然体験活動や北国博物館見学などを通じて、お互いのまちに対する理解を深めるとともに、昨年藤島を訪問した「北鼓友なよろ」の児童との友情を深めました。

東京都杉並区との交流では、6月17日に行われた「ふうれん白樺まつり」に、高円寺阿波踊り及び商工会議所杉並支部の関係者60名が来市し、阿波踊りの軽快なリズムでまつりを盛り上げ、市民との交流を深めました。また、8月24日・25日に開催された「第51回東京高円寺阿波踊り大会」に、名寄市の代表団と風舞連の皆さん26名が参加し、杉並区及び杉並区と友好関係のある4自治体と交流を深めてまいりました。

また、都会っ子体験交流事業では、杉並区25名と風連地区20名、名寄地区5名の児童が参加し、風連会場は7月28日から杉並会場は8月5日から、それぞれ3泊4日の日程で交流事業が行われ、お互いのまちに対して理解と友情を深め、夏休みの楽しいひとときを過ごしました。

ふるさと会交流では、東京なよろ会の36名が6月30日から7月3日までの日程で来市され、ゴルフや道北観光などを楽しんでいただきました。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生3名を14軒のホストファミリーの協力で受け入れをいたしました。

期間中は、市内3高校への体験入学やイベントに参加し、市民の皆さんとの交流を深めました。

友好都市ドーリンスク市との交流では、ガリーナ議長を団長としてキセレフ副市長はじめ、13名の訪問団が7月27日から5日間の日程で、市内の視察やイベントへの参加など、多くの市民と交流を深めました。

次に病院事業について申し上げます。

現在、医療費の算定は出来高払いにより行われていますが、診断群分類ごとの定額払いとする包括払い制度、いわゆるDPC包括評価方式を国は平成15年4月から試行しています。DPC包括評価につきましては、現在、全国で360病院が対象病院となり、DPCによる医療費の請求が行われております。

このほか、データの提出のみを行っている準備病院が全国で375病院あり、当院では良質で効果的な医療と医療の透明化を図るため、昨年度からデータの蓄積を行い、本年7月から準備病院となりました。

次に、4月から6月までの第1四半期における一般科の運営状況につきましては、前年同期と比較して、取扱い患者数は入院で3.6パーセント減少し、外来で1.1パーセント減少しています。

医業収益につきましては、入院で5.1パーセン

ト減少し、外来で7.3パーセント増加しています。

今後も収益の確保と費用の抑制を図り、健全な病院運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

平成18年度の一般被保険者の基礎賦課分において、応能応益割合が法定範囲を上回ったことから、本年度、名寄市国民健康保険税の税率改正を行いました。

その結果、平成19年度の当初賦課において応能応益割合は48.46パーセントに改善され、昨年に引き続き7割・5割軽減及び2割軽減を実施することができました。

基礎賦課分では、7割・5割軽減を実施した世帯は3,189世帯、2割軽減を実施した世帯は652世帯、合わせて軽減実施世帯数は3,841世帯で、総世帯数の60.8パーセントにあたります。

同じく介護納付分では、7割・5割軽減実施世帯数は888世帯、2割軽減実施世帯は247世帯、合せて軽減実施世帯は1,135世帯で総世帯数に占める割合は、49.4パーセントとなりました。

平成18年6月に公布された医療制度改革関連法により、後期高齢者医療制度が、平成20年4月からスタートします。これまで国保に加入し、老人保健制度により医療給付を受けていた約3,500人の方々がこの医療制度に移行し、併せて、退職者医療制度も変更されることから、新たに国民健康保険税の体系について再構築が必要となります。

また、国保ヘルスアップ事業につきましては、受託事業者が決定し、8月下旬から事業を開始いたしました。

この事業は、本年度実施計画を策定し、来年度から実施する特定疾病健診事業の試験的な事業として取り組みます。国保被保険者で本年度の基本健診を受診された方の中から30名を募集し、運動指導や食生活の改善を通じて健康増進を図ろうとするものです。

今後も、給付と負担の公平を図り医療費の適正化を進め、安定的かつ持続的な医療保険制度として努力してまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

消防署では、昨年6月に制度化された住宅用火災警報器の設置促進に向け、各町内会・行政区と連携し「住宅防火訪問」を積極的に行い、火災予防の啓発と防火・査察の強化を図っています。

1月から6月までの上半期における火災件数は5件で、前年同期に比べ2件の減少となりましたが、負傷者が1名発生しています。

焼損面積は、前年同期に比べ208平方メートルで83平方メートルの減少、損害額は927万円で681万円の減少となりました。

救急出場件数は514件で、前年同期に比べ44件の減少となっていますが、平成15年から連続して500件台を推移しています。

救助出動は、前年同期に比べ5件の減少となり、交通事故による救助活動が主な内容となっております。

今後、名寄消防署本署と風連出張所との災害受理の一元化を進め、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。

北海道の交通死亡事故者数は、7月から増加傾向となり、極めて憂慮すべき事態にあります。このような現状を踏まえ、緊急メッセージを作成し、市民の皆さんに交通事故防止の呼びかけを行いました。引き続き、関係機関・団体と連携を図り、悲惨な交通事故が発生することのないよう、交通安全運動を進めてまいります。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月15日現在で建設・委託事業合わせて90件、16億9,539万円で、発注率は79.6パーセントとなっております。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、8月に木造平家建て3棟

6戸を発注し、12月に完成の予定で建設を進めています。

新規事業の屋根張替工事は、白かば団地の3棟9戸、新北栄団地の2棟8戸を7月に完了いたしました。

また、名寄市住宅マスタープラン策定作業は、6月から策定委員会及び作業部会を開催し、12月末に終了予定であります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市基盤整備の基本となる名寄都市計画マスタープランは、7月に庁内作業部会を行い、市民アンケートと総合計画での意見を参考に策定し、都市計画審議会の議を経て、本年度中に北海道に提出の予定であります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場につきましては、本年度から18ホールを供用開始する予定でしたが、雨不足により芝の生育が遅れ、見送ることにいたしました。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

「株式会社ふうれん」は、9月に開催が予定されている「風連本町地区市街地再開発準備会」総会において決定される施行者として承認されることを目的として、8月に臨時株主総会を行いました。

現在作業を進めている事業の認可後は、「株式会社ふうれん」と連携を図り、権利変換計画の策定や基本設計などの事業を支援し推進してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

配水管網整備事業および老朽管更新事業につきましては、風連地区東7号線540メートル及び名寄地区東8号道路538メートルの発注をいたしました。

また、名寄地区の漏水調査委託及び計量法に基づく量水器の取替え工事を実施しております。

次に、下水道事業について申し上げます。

名寄下水終末処理場につきましては、合流式下水道改善事業であります滞水池の機械整備工事と、老朽化に伴う電気設備更新工事を実施しております。

また、個別排水処理施設整備事業では、名寄地区8基、風連地区6基の全体で14基の合併浄化槽工事を行っており、このうち8基については既に供用しております。

次に、上下水道料金体系の統一について申し上げます。

現在、上下水道料金は、合併前の料金体系がそのまま引き継がれております。この程、上下水道使用料、簡易水道使用料及び個別排水処理施設使用料の料金体系の統一に向けた住民説明会を終えましたので、平成20年度からの新料金体系に向けて、本定例市議会に関係議案を提案いたしますので、御審議くださいますようお願いいたします。

次に、道路整備について申し上げます。

国の交付金事業による東風連線智烈布橋架替下部工事と緑丘第二団地通改良工事ほか3件は、順調に進捗し11月に完了予定で進めています。

新規事業の共和地区19線道路改良工事は、本年度中に一部実施してまいります。

次に防塵対策事業について申し上げます。

アスファルト乳剤による防塵処理補修工事につきましては、名寄地区において136路線、延長で約28.2キロメートル、風連地区において9路線、延長で約0.5キロメートルを施工いたしました。

また、アスファルト再生合材による防塵処理工事については、名寄地区において2路線、延長約0.8キロメートルを施工いたしました。

次に、総合交通体系について申し上げます。

北海道縦貫自動車道は、国土開発幹線自動車道建設会議で、緊急に整備すべき区間とされた12キロメートルの、士別剣淵IC付近で本工事が行われる予定となっております。

また、智恵文ICから美深IC間も、継続して

整備が進められています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

9月1日現在の農作物の生育状況は、各作物とも生育は回復しておりますが、6月以降の極端な雨不足の影響が懸念されています。

水稻につきましては、登熟が順調に進み平年並の収穫が期待され、成熟期は平年より5日早い、9月8日と予想しております。

畑作物につきましては、6月以降の高温、少雨、日照りの影響があり、豆類については生育が停滞し、馬鈴しょ・てん菜についても影響がありますが、生育は回復してきております。

秋まき小麦は、雨不足による乾燥傾向の中で、細麦の懸念をしておりましたが、全量1等規格内に調製され、収量については、10アール当り386キログラム(6.4俵)と豊作となりました。

露地のアスパラガスは、5月下旬の霜と6月以降の雨不足により収量、品質に影響があり、平均反収で260キログラムと前年の84パーセントにとどまりました。今後に向けた増収対策として生産者に対し、倒伏防止・斑点病防除の徹底を努めるとともに、農業振興センターでは、アスパラの新規植栽、更新に向けて、大苗・セル苗を延べ59戸に15万7,100本を供給いたしました。

また、「アスパラガス増収改革セミナー2007」を開催し、先進地の情報と生産者の意識改革、栽培技術の向上を図ってきたところです。

次に、地場産品の良さと地産地消の普及、農業・農村の理解を深めることを目的に「第29回なよろ産業まつり」を8月26日、なよろ健康の森を会場に開催し、巨大石うすによる餅つきなど「もち米作付面積・生産量日本一」を市内外にPRいたしました。

御協力をいただきました実行委員を始め関係者の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

次に、品目横断的経営安定対策について申し上げます。

この制度への本年産の加入申請は7月に終了し

ましたが、加入状況は、米2,345ヘクタール、小麦543ヘクタール、大豆374ヘクタール、てん菜223ヘクタール、澱原用馬鈴しょ44ヘクタール、合計で3,529ヘクタールと前年度対比85パーセントとなりました。米を除く4品目では、1,183ヘクタールで前年対比88パーセントとなっています。

また、認定農業者の内、対象作物作付け農家の全てが申請し、加入者数については実数で475件、生産条件不利補正交付金394件、収入減少緩和対策交付金451件の加入となりました。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

いずれも道営事業で継続中の「畑地帯総合整備事業」の智恵文地区、「地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄地区と風連地区、「経営体育成基盤整備事業」の東豊地区と瑞生地区では、春工事の施工を計画通り終了することができました。今後は秋の収穫に合わせて順次、秋・冬工事を実施してまいります。

また、本年度に新規採択となりました「経営体育成基盤整備事業」の共和地区では、来年以降の工事に向けて、実施測量・設計を行っています。

財団法人北海道農業開発公社が事業主体であります「畜産担い手育成総合整備事業」の名寄地区では、秋の完成を目指し畜舎等の整備を実施しております。

次に、林業の振興について申し上げます。

平成14年度より実施してきました「森林整備地域活動支援交付金制度」は5年を経過し、本年度、制度改正が行われました。今後、山林所有者への説明会を開催して新制度の周知を図り、交付金制度の有効活用に努めてまいります。

次に、商工業関係について申し上げます。

物産振興協会に委託しております畑自慢倶楽部では、名寄ブランドの推進と名寄特産品のPRを目的に、6月4日から6日まで、東京渋谷市場と杉並区役所においてアスパラ販売を実施しました。

東京なよろ会、杉並区職員の協力をいただき、約300キログラムのアスパラを首都圏の皆様にご購入していただきましたことは、将来の販路拡大に結びつくものと期待しています。

商店街の賑わい支援策の一つとして、昨年に引き続き、市内バス会社の協力を得て、市内循環線に東西線を加えて、市内バスの無料運行実験を「なよろアスパラまつり」・「名寄神社祭」の開催に合わせて実施しました。

1日当たりの平均乗車人員は、178人となっており、通常乗車人員との比較、商店街における賑わいの創出などについて商工会議所と協議するとともに、中心市街地活性化基本計画策定の参考としてまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

中小企業の新たな支援策と快適な住環境の整備を図るため、3年間の時限を設け、本年4月から実施しています。8月20日現在、134名と予想を超える申請となっており、本定例市議会において、さらに50件1千万円の追加補正予算を提案させていただいております。

次に、中心市街地活性化基本計画策定事業につきましては、7月に庁内に中心市街地活性化調整会議を設置し、定期的に中心市街地の活性化に関する施策を論議しております。

また、商工会議所が中心となって中心市街地活性化特別委員会が設置され、「中心市街地活性化協議会」の設立に向けた作業を行っています。

今後、協議会と連携を図りながら中心市街地活性化基本計画の策定に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

30年間続いた冬期雇用援護制度のうち、技能講習制度等が平成18年度で終了し、新しい制度として通年雇用支援事業が創設されました。全道に40カ所あるハローワーク所在地に、当事業の協議会が順次立ち上がっておりますが、当地区においては、8月6日に名寄地区雇用促進協議会を

名寄市・下川町・美深町・音威子府村・中川町の5市町村で設立いたしました。

この協議会では、国から委託される事業の雇用確保対策事業・就職促進対策事業と地域自ら取り組む事業の地域雇用確保対策事業・季節労働者資格取得支援事業を推進するとともに、今後も北海道、名寄職業安定所との連携を図り対応してまいります。

次に、観光について申し上げます。

「第28回ふうれん白樺まつり」は、6月17日にふうれん望湖台自然公園を会場に開催され、多くの市民で賑わいました。また、前日に行なわれた風連地区での前夜祭と名寄地区での「なよろアスパラまつり」では、杉並区の高円寺阿波踊り43名の参加をいただき、地元の風舞連との共演で賑わいました。

また、「てっし名寄まつり」は、7月29日から8月6日まで天塩川河川敷と市内中心部において繰り広げられました。花火大会、ライブコンサート、仮装パレードなどで、多くの市民、観光客が夏のひとときを楽しみました。

「第29回風連ふるさとまつり」は、8月12日・13日、JR風連駅前通りを主な会場に開催されました。18団体、22基の勇壮な「風舞あんどん」が駅前通りを練り歩き、光の絵巻が観衆を魅了しました。

また、前夜祭での郷土芸能披露と人情ふれあい盆踊りでは、多くの市民が参加し大きな輪となっております。

次に、道の駅事業について申し上げます。

すでに、道の駅の本体工事が着工し、去る7月25日に工事安全祈願祭が行われ、来年4月中旬のオープンを目指しております。現在、効率的な管理運営を図るため、指定管理者の選定を行っているところです。今後、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、国道40号を利用するドライバーニーズを把握し、地元で親しまれる「道の駅なよろ」を広く内外に情報発信してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

合併により新しい社会教育中期計画の策定が必要となりました。

この計画は、総合計画を基本とし、市民憲章や教育目標を盛り込んだものとするため、7月19日に社会教育委員の会に対し、計画の策定を諮問いたしました。

新しい社会教育中期計画は、生涯学習社会の実現を目指して平成20年度からスタートするため、社会教育委員の会で策定委員会を組織し、本年度中の策定を進めております。

次に、市立図書館について申し上げます。

読書普及推進の取り組みとして、夏休みの子どもの対象に「小学生一日司書体験」などを実施し、児童生徒の多数の参加がありました。

また、「名寄市子どもの読書活動推進計画」を進めるため、名寄市子ども読書活動推進連絡会議を設置し、今後の取り組みについて協議をしたところです。

8月には、移動図書館車「やまゆり号」を更新し、約3,000点の図書資料が積載できるようになり、出発式後の貸し出しでは、広い車内で図書を選べることなどから、好評をいただいております。

次に、プラネタリウム館・市立木原天文台について申し上げます。プラネタリウム館では、7月4日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施し、幼稚園児など約400名の利用がありました。

市立木原天文台では、夏期事業として「七夕観望会」をFMエアーてっしと共同で実施するなど、多くの市民に参加をいただきました。また、新天文台計画では敷地測量を終え、地質調査及び実施設計に向けての準備を進めているところです。

次に、学校教育について申し上げます。

教育施設の整備につきましては、東小学校のルーフヒーティング工事、東風連小学校音楽室の屋根張替工事や名寄中学校体育館屋根塗装工事など

を実施いたしました。また、東小学校体育館の耐力度調査につきましては、7月31日業務委託の入札・契約を行い、12月までに調査結果が出る見込であります。

シックスクール対策につきましては、全小中学校において、夏期休業期間中にホルムアルデヒド・揮発性有機化合物の検査を実施し、9月中には検査結果が出る予定です。今後も施設や環境の整備を進め、安全で安心できる学習環境の整備に努めてまいります。

また、国際理解教育につきましては、名寄地区、風連地区それぞれに配置しておりました外国語指導助手の任期終了に伴い、8月から新たに2名の外国語指導助手を迎え、中学校の英語学習及び小学校の英語活動のより一層の充実を図ってまいります。

小中学校の適正配置につきましては、5月から再開しました小中学校適正配置等検討委員会がこれまでに4回開催され、適正配置の基本的な考え方について検討・協議を進めていただいております。

今後、関係機関・団体等との意見交換を含め5回から6回の委員会開催を予定しており、今年中には今後の適正配置のあり方・方向性について具体的な報告・答申をまとめていただけるものと考えております。

高等学校の適正配置につきましては、去る6月5日に北海道教育委員会が平成20年度以降の計画案を提示いたしました。

これによりますと、風連高等学校は平成20年度から募集停止となり、名寄光凌高等学校と名寄農業高等学校につきましては、道内初の産業型キャンパス校として、平成21年度から新設校がスタートすることとなっております。

今月上旬には、最終決定がなされる予定となっておりますが、今後も北海道教育委員会の動向を見極め、地域の声を発信してまいります。

次に、名寄市食育推進計画の策定について申し

上げます。

食育基本法と総合計画に基づき、平成19年度に名寄市食育推進計画を策定いたします。計画策定にあたっては、市内食育推進計画検討委員会を設置し、7月23日には市民による名寄市食育推進計画策定市民委員会を、一般公募5名を含む20名体制で設置をいたしました。

市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、名寄の気候風土にあった、特色ある計画を委員各位の御提言をいただきながら策定してまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

5月26日に新しく結成されました名寄市子ども会育成連合会との共催で、「第1回夏休み子ども写生会」を8月4日に実施いたしました。

当日は台風が近づいたため室内での開催となりましたが、幼児から高校生まで、保護者を含めて45名の参加をいただき、親子が一緒に絵を描き楽しい一日を過ごしました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

「第35回名寄～下川間往復駅伝競走」が6月3日に開催されました。本年も全道各地から70チーム約650名の選手が集い、「たすき」をつないで健脚を競い合いました。

7月29日には、「サンピラー国体記念第5回サマージャンプ大会」が開催され、全日本級の選手を含め122名のエントリーがあり、豪快なジャンプを繰り広げたところであります。

夏季スポーツ合宿につきましては、7月30日から北海高校を始め、高校・大学のサッカーやアメリカンフットボールのチーム、約180名がなよろ健康の森などでトレーニングに汗を流し、ピヤシリシャンツェでは、サマージャンプ大会に引き続き各県のチームや道内のチームが練習を重ねました。

次に、青少年の健全育成事業について申し上げます。

本年度の「へっちゃLAND2007」は、7

月24日から3泊4日の日程で行われ、小学4年生から中学2年生まで38名の参加がありました。サブリーダーや炊事スタッフに名寄市立大学生8名、学習指導班や保健指導班に教職員9名、学習協力者に名寄山岳会、ナヨロ・カヌー・クラブの皆さんなど多くの方の御協力を得て無事終了することができました。

参加した子ども達は、日常の便利さを離れた野外生活を通じて、たくましく成長し、友情を育み、たくさんの思い出をつくることができました。

次に、女性児童センター・青少年センターについて申し上げます。

女性児童センターの夏期の行事として、生活講座、同好会研修会、バス遠足、宿泊研修などの事業を実施いたしました。いずれも市民や児童の多くの参加があり、好評を得たところであります。

青少年センターでは、7月26日に名寄警察署とともに有害図書などの自動販売機、深夜立ち入り禁止施設など市内27カ所について、青少年の非行防止全道一斉立ち入り調査を実施しました。

特別な違反実態はありませんでしたが、本年4月から北海道青少年健全育成条例が施行され、事業者や保護者の責務の明確化や罰則が強化されたことから、趣旨の徹底と協力をお願いしたところです。

また、名寄市児童生徒連絡協議会との連携により、夏休み特別巡視を行い、児童生徒の帰宅時間の徹底、危険・迷惑行為の防止指導を実施しました。

今後とも、地域との連携を図り、日常的な巡視や指導に取り組んでまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

松浦武四郎の展示会は、三重県の松浦武四郎記念館からの資料の借用を受け、6月16日から7月8日まで開催し、877名の観覧者がありました。

7月21日からは、第17回特別展として「ヒグマ」をテーマとした展示会を開催し、8月24

日には写真家の伊藤健次氏による講演会を実施し、ヒグマへの理解をより深めたところです。

一般国道40号名寄バイパス延伸に伴う、智北6遺跡の埋蔵文化財発掘調査は、北海道開発局の委託を受け、8月1日より9月末までの予定で現地調査を行っております。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市総合計画の実施状況に関する点検と確認、推進状況に関する評価、推進に関する提言等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定により附属機関として名寄市総合計画推進市民委員会を設置し、同計画の推進に関する総合的な調査及び検討を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第2号 名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

風連地区第1種市街地再開発事業に当たり、旧風連町の都市計画審議会におきまして、市街地の空洞化等により中心市街地が衰退している状況を抑止するため、住宅機能、医療機能、商業機能等を複合的に整備し、コンパクトな中心市街地を形成することを目的とした風連都市計画地区計画が平成18年3月24日に決定されました。同地区計画に基づく市街地再開発事業の施行に当たりましては、都市再開発法第2条の2第1項第3号ハにより建築物の制限に関する条例の制定が条件であり、本件は建築基準法第68条の2第1項により名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例を制定し、本町地区地区整備計画区域内における円滑な市街地再開発事業を施行するために同地区計画で定められた建築物の制限に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年10月1日から郵便貯金法が廃止されること及び本年9月30日から証券取引法等の一部を改正する法律の題名等が改められることに伴い、政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、郵便貯金の文言がなくなるため市長が公開する資産の区分から郵便貯金を削ること、金銭信託が有価証券に含まれるため市長が公開する資産の区分から金銭信託を削ること及び市長が公開する資産の区分中、有価証券の定義として証券取引法を引用している部分を金融商品取引法に改めることであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第4号 名寄市立大学条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市立大学条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成17年の大学設置申請では、生活科学科及び看護学科大学生の卒業を待って市立名寄短期大学から児童学科単一の名寄市立大学短期大学部へと移行することを大学設置に伴う既設短期大学の措置の項で明記しており、平成20年3月の看護学科在学生の卒業をもって同措置にかかわる事項を満たします。これに伴いまして、開学以来48年間の短期大学の歴史にピリオドを打つこととなりますが、学校教育法、短期大学設置基準等、制度上においては何ら変わりなく、本市といたしましてはこれを契機として、なお一層の短期大学教育の充実に取り組んでまいります。

改正の内容につきましては、前述のとおり市立名寄短期大学を廃止して、名寄市立大学に短期大学部を併設し、関係条例の一部改正を行おうとするものであります。短期大学関係条例の廃止及び短期大学部への移行に必要な事項を大学関係条例に組み入れるなど、関係条例の一部改正についても一括して行おうとするものであります。

次に、大学におきましては来年度から実施を予定する科目等履修生の入学検定料及び改正につき

ましては、国公立大学及び国公立短期大学の標準額等をもとに改正を行おうとするものであり、改正の内容は保健福祉学部及び短期大学部におきまして新たに科目等履修生の入学検定料9,800円及び入学料2万8,200円を加え、科目等履修生及び特別聴講生の聴講料1万4,400円を1万4,800円に改め、聴講生の聴講料を3,000円に統一しようとするものであります。

次に、市立名寄短期大学の奨学資金につきましては昭和53年の制度創設以来、長期にわたり借り受けする者がなく、大半の学生は日本学生支援機構の奨学資金を借り受けしており、また学生の親または親にかわるべき者の住所が本市に限定されていることなどから、全体的な制度の見直しを要するとの判断に立ち、短期大学の関係条例を廃止することとし、他の公立大学及び道内の大学の状況、学生の意向等を踏まえ、新たな視点での制度のあり方について検討を進めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第5

号 名寄市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市下水道条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

下水道は、快適な市民生活を過ごす上で欠くことのできない都市施設であることから、長い年月と多額の費用を投じて整備、普及を促進し、平成18年3月の合併時におきまして名寄地区の水洗化率は排水区域内人口に対して95.1%、風連地区では98.9%となっております。名寄地区における現行の下水道使用料は、平成15年度から3カ年の収支予測をもとに改定され、また風連地区では平成9年度の下水処理場の供用開始に合わせ水洗化促進の意味も含めた使用料の設定となっております。負担公平の原則から合併後に使用料体系の統一が必要とされてきました。使用料の格差は、受益者間に負担の不公平を生むことから、本件は使用料体系の統一を図り、受益に関する負担の公平を確保するため下水道使用料を改定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

個別排水処理施設は、名寄市公共下水道区域外におけるトイレの水洗化と水環境整備を図るために推進し、その普及率は名寄地区で58.4%、風連地区で30.3%となっております。個別排水処理施設の現在の使用料は、合併前の使用料体系で算定しており、両地区の使用料の統一が必要とされてきました。使用料の格差は、受益者間に負担の不公平を生むことから、本件は使用料体系の統一を図り、受益に対する負担の公平を確保するため個別排水処理施設使用料を改定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

水道事業では、生活に欠かせない水を安定的に供給し、これに要した費用を水道料金としていた

だき、さらにこの料金を財源として水源の確保及び施設の整備拡充を行うとともに、サービスの向上を図ってまいりましたが、名寄及び風連地区の水道料金につきましては平成18年3月の合併以降も合併前に定められた規定を適用しております。料金の格差は、受益者間に負担の不公平を生むことから、本件は料金体系の統一を図り、受益に対する負担の公平を確保するため水道料金の改定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年3月30日に地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い改正した名寄市都市計画税条例中、平成19年10月1日施行にかかわる条項について、総務省から平成19年6月12日付事務連絡におきまして訂正の通知がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上、同条第3項の規定によりこれを報告し、

承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第9号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年4月、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成され、その後道路法第40条第2項により帰属を受けた道路を整理番号5062、路線名、新旭東団地通として新たに市道の認定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知識員) 日程第13 議案第10号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第10号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億2,544万8,000円を追加、予算総額を189億1,691万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金651万9,000円の減額は、普通交付税の国保基盤安定事業分が確定したことに伴い、繰り出しルールに基づき調整を図るものであります。

また、身体障害者福祉費におきまして地域活動支援センター「陽だまり」基盤整備補助金148万5,000円の追加は、地域活動支援センターのトイレ設置等に伴う施設改修事業費の4分の3を助成しようとするものであります。

4款衛生費におきまして簡易水道事業特別会計繰出金83万円の追加は、智恵文中央簡易水道の

施設修繕に伴う一般会計の繰出金であります。

6款農林業費におきまして農業青年チャレンジ事業補助金100万円の追加は、当初予算で3件300万円を予定しておりましたが、該当者が4名となったことから、1名分を追加しようとするものであります。

7款商工費におきまして住宅リフォーム促進助成事業費1,000万円の追加は、同事業の利用が大変好評なことから、再度50件分を追加し、今年度250件分の予算措置をしようとするものであります。

8款土木費におきまして住宅整備費5,851万7,000円の追加は、北斗及び新北斗団地の建てかえに伴う北海道及び名寄市土地開発公社からの用地購入費であります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、一般財源におきましては1款市税では償却資産や家屋の増などにより固定資産税及び都市計画税を2,011万5,000円追加しようとするものであります。

9款を除く2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までの各種交付金及び地方交付税につきましては、7月の交付税本算定の結果に基づく追加及び減額であります。

15款国庫支出金におきまして住宅建設事業費補助金2,633万円の追加は、北斗及び新北斗団地建てかえ用地取得に伴う公営住宅建設事業交付金であります。

20款繰越金におきまして4,627万1,000円の追加は、収支不足分の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、戸籍電算化整備事業を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、徳田2号線道路改良新設事業ほか3件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明をさせます

ので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第10号の16、17ページをお開きください。2款総務費、1項7目財産管理費で車輛管理センターの除排雪業務委託料89万1,000円及び雪止め改修工事57万8,000円の追加は、西側に民間のマンションが建設をされていることから、マンション敷地内への落雪などを防止するための措置であります。

20、21ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費で名寄地区通年雇用促進協議会負担金49万8,000円の追加は、季節労働者の通年雇用などを促進するため国の委託を受けて北海道と名寄地区5市町村で10月から発足をする同協議会への名寄市負担分であります。

22、23ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で（株）ふうれん経営改善補助金230万円の追加は、株式会社ふうれんが市街地再開発事業の施行者となるに当たり、同社の累積欠損金の解消が不可欠なことから、平成19年度末の欠損見込額に対して支援をするものであります。

26、27ページをお開きください。8款土木費、4項3目公園費で天塩川河川緑地パークゴルフ場広場整備工事150万円の追加は、造成中のパークゴルフ場の排水等が悪いことから、暗渠等の整備工事を実施するものであります。

28、29ページをお開きください。10款教育費、5項大学費、2目学校管理費で宿日直業務委託料267万8,000円は、前年度実績に基づいて委託料の積算をいたしました。入札の結果、当初予算額に不足が生じたことによりまして追加

をしようとするものであります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。8、9ページをお開きください。1款市税、2項固定資産税で1,737万2,000円の追加は、主に償却資産で設備投資及び知事、総務大臣配分の増加によるものであります。

また、5項都市計画税で274万3,000円の追加は、主に家屋で非木造の新增築家屋の1平方メートル当たりの評価額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

12、13ページをお開きください。11款地方交付税で21万5,000円の減額は、普通交付税の本算定結果によるものであります。今年度の交付決定額は昨年度本算定時に比べまして1.2%増の71億3,978万5,000円と全国平均のマイナス4.4%、全道平均のマイナス2.9%を大きく上回り、ほぼ当初予算額を確保できるようになりました。これは、名寄市立大学の開学による学生増や合併などによるところが大きいものと考えております。

14、15ページをお開きください。18款寄附金で社会福祉費寄附金及び教育費寄附金、合わせて105万円の追加は、株式会社豊凛及び国際ソロプチミスト名寄からの指定寄附で、それぞれ寄附者の意向に沿って予算措置をいたしました。

22款市債、臨時財政対策債140万円の追加は、普通交付税本算定結果によるもので、昨年度と比較をしましてマイナス9.3%となりました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、二、三点ほどちょっとお聞きをしたいと思います。23ページの商工費のところ、実は1回質問をしているわけですが、全市大売り出しの補助金の扱いでございます。なぜここへきて300万円補

正を組むのか。本来であれば、4月にこれを予算化をするべきではなかったのかというふうに思いますが、その中身についてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つ目に、徳田2号線の改良新設工事の扱いで350万円予算が補正がされておりますけれども、新設工事なのにもかかわらず、再度改良工事としてここで補正を組まれているという中身についてお知らせを願いたいというふうに思いますし、その下の道路排水整備事業の扱いで豊栄地区道路排水整備事業、たしか4月の予算では1,000万円だったというふうに記憶をしておりますが、乖離で667万円もバックをしているという中身についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 全市連合大売り出しについてのお尋ねでございます。

昨年合併を記念いたしまして、12月に合併記念の大売り出しをというように実施をしたということでございます。御案内のとおり、参加の商店につきましては150軒、売上げが当初1億5,000万円というふうに目標を掲げておりましたけれども、結果としては1億8,000万円ということで3,000万円ほど伸びたというようにございまして、大変盛況だったというふうに理解をさせていただいているところです。

御案内のとおり、年末の大売り出しは年暮れから1月にかけて実施したものですから、その後評価分析等々を2月にかけて実施をしたというふうに聞いております。その中では、いろんな御意見は出たのですが、中には新たにもし企画するのであれば加わりたいというような、そういったアンケート調査なども実施をしたというふうに聞いております。実施のアンケートの部分を見させていただきますと、もし新たに計画するのであれば、この機会に参加をさせてもらいたいと、参加したいというような御意見があったやに聞いております。

その後、それらの分析等を踏まえまして6月の段階での通常総会に、会議所ですけれども、会議所の通常総会において正式にまた取り組もうというようなことで決定をされたということでございます。それを受けまして、8月期になりまして私どものほうの市のほうに大売り出しの行事を行いたいので、引き続き今年度も実施をしたいと、ついでにはしかるべき支援をお願いをしたいということで考えているのだけれどもというようなことで要請がございました。中身につきましては、まだ今は企画の段階ですけれども、売上げを伸ばそうというようなことでの目標設定を掲げながら今検討を行っているということでございます。そんなことからいたしまして、当初予算に予算の盛り込みができなかったということでございますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、来年度にももしそういった第3回目というようなお話があるようでしたら、前もって私どものほうと十分協議をしながら、できるだけ政策予算といいましょいか、当初予算に組み込めるようなことでの話し合いを今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今の竹中議員の2点について御説明を申し上げたいというふうに思います。

確かに徳田2号線は、今年度で4年目ということで最終年度に当たります。御存じのように徳田地区は非常に泥炭の地区でありまして、今までの3年間の部分でも路盤改良をしてきた部分はあるのですが、ことしの部分は特に下の路床部分といえますか、砂利を入れるその下の部分が非常に軟弱で置きかえが必要という判断をいたしまして、路床部分の路体部分を良質の土に置きかえたということでこの部分が出ています。それと、あわせて民間の部分が、家屋分が出てきましたので、民

間の意向も聞きまして、地域の方の意向も聞きまして、一部最初と違う設計変更をしているということがありまして、車の乗り入れとか、そういう部分で民間の方の意向を取り入れて350万円の変更を行ったということでもあります。

2点目の排水の部分であります。道路排水事業は御案内のとおり、これは臨時地方道整備債という起債を使わせていただいております。年度中に要望があった箇所やある程度緊急性のある維持工事もこの項の予算で使わせていただいております。年度初めには、位置づけがはっきりされていた部分では豊栄地区の道路がありましたものですから、この部分がこのような表記になってしまったということで、正確には臨道債排水工事あるいは豊栄地区の道路整備排水工事ほかという一言を加えるべきだったというふうに思っていますので、お許しをいただきたいというふうに思っています。今後ともこういう記載の表記漏れがないような対応をしたいと思っていますので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、再質問をさせていただきますが、全市大売り出しの補助金の扱いで、150戸の1億8,000万円ということだそうではありますが、たしか去年は合併の記念事業と言われたように、そこでそれ以上私は余り進んでいないのかなというふうに思っていました。6月の中でということですから、それはそれでいいのでありますが、1つ、確かに商店街とか、地元商店の活性化という意味ではいいのかもしれませんが、この300万円という根拠がどういうふうに出てきたのか。いわば経費がどのぐらいあってということも含めて、それが出てきているのかどうか。ただ単に商工会議所から何ぼの補助欲しいと、助成欲しいということが出てきたのかどうか、その辺を再度お聞かせを願いたいというふうに思います。

2つ目に、徳田2号線の扱いであります、私はどうも解せないというか、理解に苦しむのは、当初からそのような土地の悪いという、地盤の悪い状況であったにもかかわらず、設計段階でどうということであったのかということだと思います。本来であれば、地盤が悪ければ路盤もきちっと設計調査をして、そこから進むのが本来の私は中身だというふうに思っています。350万円ですから、工事総体でいけばそんなに大きくはないのかもしれませんが、しかしここへきて新設工事が4年目でこんな状況であれば、今後ますますこのような中身が出ていくとしたら、補正は私はこれはいかなものかというふうに思っておりますので、設計段階からそのようなことがあったについて今若干ありましたから、そういった意味では再度この扱いについて、あるいは今後の問題も含めて答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、豊栄地区の道路の排水計画の扱いであります、中身的に臨道債を使ってということでもありますけれども、当初よりも60も下がってくるということが理解に苦しむのです。設計段階でどのような設計をしたのかということが……計画設計ですね。どうも理解に苦しむのでありますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 売り出しにかかわるお尋ねでございますけれども、私どものほうでちょうどしております資料ですけれども、今年につきましては戸当たりの参加料としては、250戸ほどを予定しているということでございます。売りに上げにつきましては3億円を見込もうということでございまして、その3億円の約1.6%ほどを売りに上げの中から拠出していただくことでの計画でございます。それから、補助金が300万円、合わせまして全体事業としては805万円というふうな歳入を見ているようでございます。支出につきましては607万円ほどを賞品のほうに充てたいということでございます。その

ほか印刷、広告、人件費、一時アルバイト、そういった会場設営等々の経費でやるということで、収支は805万円というふうなことでの計画を今ちょうだいしているところでございます。

なお、また今具体的に実施に向けて練り直しているというふうなことでございますから、おおむねこういった考え方の中で進められるものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 徳田2号線の件は、今までも4年間やっていますから、確かに路床が悪いというのは判断できる部分でありますけれども、ただ、今までは重機も入れて掘削が可能であったという部分がありました。もちろん事前に地質が悪いというのは調査済みでありますから、重機を入れれば路床的にはもつという判断をしていますし、今年度に関しては重機も入れないぐらいの軟弱地盤だということをこの時点で発覚したということを御理解をお願いしたいというふうに思っています。

あわせて、排水の件に関しては、毎年1,000万円程度の市内の排水工事をさせていただいております。今回は400万円程度を豊栄地区で使わせていただきましたから、今後雨の多い時期になってきますと要望等が各所から出てまいります。この分の要望対応に充てていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 全市大売り出しの関係は、理解はできないのでありますが、一定程度805万円の必要経費の中でということですから、それはそれなりにということですから、今後の問題もありますから、そこは昨年に引き続いてということに私は率直に言ってならないなというふうに思っていますから、そういった意味ではもう少し根拠をきちんと、40%ぐらいになる

のですか、抛出金が。そんなところでもありますから、それぞれの商店も自助努力をするということも含めてきちっとやってもらえればというふうに思います。

あと、徳田2号線、排水の扱いは、理解はできないのでありますが、今後の計画も含めてそこはきちっとやっていただくと、調査も含めてということ求めて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 1件だけちょっとお聞きしたいと思いますけれども、歳出のほうの10款の教育費、大学費のうちの2目のうちの宿日直の業務委託の関係でございますけれども、これに対しましては厳粛に入札を行い、また契約も終わっているということで聞いておりますけれども、これに対して267万8,000円ですか。これが組み込まれているということでございまして、この組み込まれたことに対しまして、当初の予算の見積もりが甘かったのか。また、入札にして入札も何業者でどのような経過で実施されたのか。また、この業者に対して当然入札前に事前説明をしているわけでございますけれども、その辺の今までの経過を含めて内容等なども説明していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 今大学の宿日直業務の委託料の関係でお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

これまでの経過を含めて御説明をさせていただきたいと思いますが、既に御案内のとおり平成17年度までは今の大学の本館でございまして、その1カ所の宿日直業務ということで対応してございました。18年度に入りましてから、名寄大学が開学をしたということで校舎が新館、恵陵館とふえまして、2カ所での宿日直業務ということになりますし、金額についても平成17年度と比べ

ると大きな増額が予想されると、こういうことで実は競争入札で対応してきて管理運営業務を行ってきたという経過でございます。

それで、お尋ねがありました平成19年度の予算措置の関係でございますが、18年度4社で競争入札を行いまして業者が確定をしたということで、19年度に当たってはその仕様書と何ら変わりが無いということで、19年度の予算に当たりましては前年度の実績を踏まえて予算を計上してきてございました。そして、2月26日に現場説明会を開催させていただきまして、仕様書等の説明もさせていただきまして、3月5日に入札参加資格登録業者名簿に登載されております市内の5業者によって指名競争入札を執行いたしました。その結果、3回の札入れを行いました、落札に至らなかったという経過でございます、そこで最低金額を提示をした業者と随契をするための協議に入ったというのが経過でございます。

それで、予定価格と札入れの金額、280万円ほど開きがございました。当然私ども内部においても仕様書等の精査をする中で、それをもとに一番最低価格を提示をした警備会社と協議を進めさせていただいたところでございます。先ほど申しましたように、私どもの積算は18年と19年度の部分で内容的には変更する部分がないということで、前年度の契約額をもって予算措置をしてございました。そのために見積もり等は徴収していなかったという経過がございました。それで、精査をする中で時給の見方の部分で若干私どもがアウト過ぎたのかなと、こんな部分もあったり、実際4年制大学を開学をして1年目ということで、実はいろいろ集中講義の部分だとか、夜開講をしている部分なんかもございます。さらには、祝祭日の部分で行事等も開催をしていると。これらの対応の部分の中で、やっぱり経費の見方については少なかったのではないかと、こんな判断に立ちまして仕様書の見直しと予定価格の再積算を行いました。それに基づきまして、最低金額の札入れ

をした業者と協議をさせていただきまして、751万6,268円ということで、消費税は別でございますが、それで協議が調って合意に達したということでございます。

御案内のとおり、3月5日の入札でございますので、予算が確保されていないという状況でございます。本来でございますと、予算措置をしてから年次契約を結ぶというのが通例であろうかなと思っておりましたが、3月の段階では時期的には不可能と。さらには、4月1日から宿日直業務の委託を開始していかなければならないと。こういうことで、先ほど申しました変更をした予定価格というのは2番札を入れた業者と100万円ほど開きもございます。そういうことで合意に達しまして、当初の予算の範囲内ということで4月1日から10月31日までの7カ月分について随意契約を交わさせていただきまして、残りの5カ月分につきましては不足する部分については今定例会で提案させていただいておりますように、9月議会で補正をさせていただいて随意契約を結んでいくと、こういう措置をとらせていただいたというのが経過でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

協議の中では、前年、18年度の落札をした業者と19年度の今管理をいただいている業者というのは同じなのですが、協議の中では18年度で新規参入と、こういうこともございまして、やっぱりサービスも含めて低い価格で札入れをしたのだと、こんな話もあったようでございますが、私どもも仕様書の見直し等を行う中で対応をしたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今説明を求めて、説明をいただきましたけれども、どうもその辺の流れといいますか、いわゆる18年度の実績を踏まえて最低賃金を当然どれぐらいに置くのか、また聞

くところによりますと宿日直のほうは2人体制ということで、本館、新館、恵陵のほうのを含めて2人体制でやっていくのですよね。

それで、18年に実績があるわけで、ただその実績ですけれども、その辺の単純に実績があったから、それらを計上して五百何十万円とかという計上では、私はちょっとおかしいのではないのかと。やはり去年の実績に基づいて、今までやっている、18年に業者がやっている中身を見て、中身の状況を踏まえて、やはり私は仕事の量もふえたのではないのかと、一遍に。ですから、それだけのまた補正をこうやって組まなければならぬというあれが出てきたのか、それとも今までの実績に基づいた単純な事務方のミスなのか。そして、それが入札をさせて、契約をさせていただいて、そして後で随意契約、それも予算の中で4月1日から10月まで随意契約と、後は9月の議会にかけて云々と。その辺の一環の流れがどうも中身に対して、その辺の中身に対してもう少し慎重審議しながら、そういう事前に業者と話す場合もその辺も言って、何かの問題があったのではないかと。だから、私は今極端な言い方しましたがけれども、多分仕事の量だとか、そういうのもふえたのではないかなと思うのです。それでなかったら……またそれとも18年にこれだけの予算で執行してやっていただいたからという、そういうおごりもあったのか。これは、極端な私の言い方で申しわけないですけれども、その辺も何かちらちら見えてくるような気もするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 今見積もりの甘さがあったのではないかと、さらには現場説明会の中できちっと説明をしなかったのではないかと御指摘ございましたが、御指摘のとおり18年度は開学1年目だと、19年度は開学2年目ということで、実はきちっとした業務量等を把

握していなかったという部分からいきますと、やっぱり18年度と同じように19年度の段階でも予算編成をする段階で見積もり等を徴収するということが必要でなかったのかということで、実はその部分については反省をしている部分でございます。ただ、現場説明等については、仕様書というのはきちっと説明をさせていただいて、その中で入札を執行したという部分でございます。

先ほど申しましたように、協議の中では前年度の落札業者からいきますと、やっぱり新規参入ということもございましたし、やはり私どもが当初考えていました短大時代から校舎等もふえましたが、宿日直体制の窓口というのか、箇所というのが2カ所になったということで2倍、単純2倍ではございませんけれども、2倍相当の金額の予定額をもって対応してきたという部分もございます。しかし、先ほども御指摘もございましたし、日曜日だとか祝祭日の行事の関係の対応、さらには夜間における目視といたしましうか、そういう点検の部分もございますので、そういう部分では経費の部分の見方というのがやはり私ども過小だったのかなという部分で、もう少し先ほど言いました見積もりを徴するだとか、そういう対応はやっぱり欠いていたのではないかとということで反省しておりますが、今後十分実態に合うような仕様書をつくって対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） 2点ほど聞きたいと思うのですけれども、23ページですけれども、7款商工費の1目商工振興費の中で、ここに（株）ふうれん経営改善補助金ということで230万円補正をされているわけですけれども、このことについて少し聞きたいというふうに思います。

株式会社ふうれんにつきましては、市街地再開発の施行者として承認されることを目的としてというふうに行行政報告の中でもあるわけですけれども、我々議会側としてはこの株式会社ふうれんの

事業内容、活動内容等については余り理解をしていないというふうに認識をしています。また、この構成、行政としてどのように携わっているのかお伺いをしたいと思います。今回230万円の補正につきましては、この決算内容等についてもお伺いをしたいと思います。そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、その下のほうの中心市街地活性化基本計画の策定事業費ですけれども、これらについて関連の委託料というふうになっています。50万円計上されていますけれども、この委託料の委託先とその委託の内容等についてお伺いをしたいと思います。

この2点をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、1点目の（株）ふうれんに対する考えをお尋ねでございます。

御案内のとおり、（株）ふうれんにつきましては設立をされてから3年、3期の決算を行っております。この目的につきましては、当時市街地再開発あるいは道の駅あるいは風連の街路灯の整備事業、こういったたぐいのものをシンクタンクとしてソフト事業として取り組んでいただこうというようなことで設立されたものでございます。御案内のとおり、当時のTMOというようなことで設立をされました。その事業計画の中で、当時は風連町でしたから、風連町に50%の500万円を出資を願いたいと、残りの分につきましては私どもでというようなことで、当時の町を合わせて50の方々に御負担をいただいて組織をされたというふうに聞いております。

その後、それなりの収益事業も含めまして計画をいたしたというようなことでございまして、1期目につきましてはの主な事業につきましては経済産業省の、当時風連町からも補助をいたしましたけれども、タウンマネジメント、いわゆる商業活性化の推進計画のプランをつくったと。計画の策

定に要した費用というようなことで165万円ほどがこの（株）ふうれんのほうから支出をされている。そのほかに会社設立に要した経費あるいは減価償却費あるいは法人住民税等々の経費というようなことで、合わせて支出をされたというふうに理解をしております。

その後、2年目あるいは3年目は、そういった形の中で一定の道の駅の目的に沿った形の中で事業の遂行をしていただきましたし、その後今中心的になっているのは再開発というようなことでの役割を担っていただいております。御案内のとおり、施行業者となり得るといふようなことの話になってきたものですから、それらに対する対応として、受け皿として（株）ふうれんが先ほど申し上げました50名の方々の構成員ではなくして、関係する地権者を含めた方々に構成をし直そうというようなことになりました。そんな中で、先般施業者になり得る部分の組織の再編をされたというふうに理解をしております。11名ですけれども、その中には当然農協も入っていただいているというようなことでございまして、その中で現在構成されていると。ただ、出資につきましては名寄市が50というのは変わりはありません。

このたびの補てんの部分につきましては、繰越欠損金というふうに表現させていただいているのですが、それらの分が主なものでございまして、先ほど言いました165万円あるいは会社設立、それから減価償却等々のお金その分でございますが、その分の損失分を解消してほしいというようなことの方針に立ちました。それは、どうということかといいますと、農協が参画するということに相なりますと、負債の分が欠損金をそのまま残したままで株主として参入することについては極めて困難だといましようか、無理だというようなお話になったものですから、欠損金の補てんをして解消しなければならないというふうになってきたところでございます。

御案内のとおり、この事業につきましては本年、

今もうスタートをして来年に向けて事業の取り組みをしているところでございます。ここで提案させていただいておりますのは、先ほど言いましたように欠損金217万2,220円のほかに、これから生じるであろう、支出を伴いますであろうお金を含め合わせまして230万円の御支援をとということでの予算の提案をさせていただいたところでございます。

それから、活性化の部分についてのお尋ねでございますが、活性化につきましては今私どものほうの庁内の調整会議というようなことで設立をさせていただきまして、3回ほど打ち合わせをさせていただいております。商工会議所のほうは、行政報告の中にもありましたように特別委員会というような名のもとで今活動していただいております。それらが行く行くは協議会の本来の目的にさま変わりをしていくものというふうに考えておりますが、十分連携をとっております。

ただ、御案内のとおり緒についたばかりでございますが、道内で申し上げますと帯広が第1号の認定、それから先般砂川が第2号の認定、内閣府の認定を受けたというようなことの経過があります。それらについても十分参考にさせてもらいながら進めているのですが、なかなか初めての取り組みですし、失敗が許されない。それから、即事業着手というようなことも相まって、慎重に検討しているのですけれども、1つこの際アドバイスを受けたというようなことでございます。

中身につきましては、具体的なアドバイスの内容をお聞きしたいというようなことで考えているところでございます。私どものほうの指導機関として中小企業機構というのがあるのですけれども、これらは入り口についてのアドバイスはしていただけるのですが、中身まではなかなかしていただけないということにはなりませんものですから、先ほど申し上げました帯広あるいは砂川を手がけていただいているアドバイザー、そういった方々をお願いをして、御意見を賜って具体化していき

いと、取り組みをしていきたいと、そんな考え方をしております。

業者名につきましては、予定をしているところはあるのですけれども、控えたいと思います。そんなことでの経過でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） （株）ふうれんにつきましては、わかりましたけれども、いわゆる一般的に民間というか、そこに市が50%の出資をしているということで、今後事業展開の上においてはそういったものを清算するというのは理解はするわけですけれども、本来であればそういうものは、例えば株の出資額に応じて負担をするのが本来でないかと。いわゆる経営者、経営責任といえますか、そういう中でやるのが本来でないかと。丸抱えで行政がやるということについては、これはちょっと市民理解に困難があるのではないかと。いうふうに私は考えます。

11名が改めてその構成に加わるというふうに今聞いたのですけれども、その人たちの持ち分といいますか、増資分等について、そういったもので理解は得られないのか、あるいはその50名の構成の中での責任というのは全くなかったのかどうか、こころを再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、これから施行者としてなっていくわけですけれども、今後こういう経営改善補てんとか、これから大きな事業をやる中で、50%行政としての持ち分はあるというふうに認識はするわけですけれども、今後こういうことがあるのかないのか、想定されるのかされないのか、こころを再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、委託料等につきましては、50万円というのは本当に少額かなというふうに思うわけですけれども、いわゆるコンサルですとかそういったものも、これからアドバイスを受けてやっていくわけですけれども、今後そういうことも大き

な予算として想定されるのか伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） （株）ふうれんの関係でございますけれども、これは先ほど経済部長がお話ししたとおり、ちょうど合併の時期と重なった部分等もありまして、さらにはその事業主体を経産省の補助事業でまちづくりをやっていこうという考えのもとにこの会社をつくり上げたということでございまして、それから国交省のほうの事業にのっていくと、再開発事業にのっていくというようなことで変化が出てきたと。その中で、風連の市街地のみんなも何とか私たちのところも地域に入るのではないかとというような期待も持ちながら、この中心市街地のタウンマネジメントの事業をやったわけでございますが、やはり全域にはかぶせられないと。そして、現在のところ今の4ブロック、農協、それから農協の前、それから農協の西側と斜め前という地区に限定をされてきたというようなことで、この株式を持たれている方50人はそれ以外の方が相当おりまして、減資をして払うのには、事業をやったわけではございませんけれども、非常に何も会社的には動いていなかったと。計画だけつくってしまって、その分が赤字という形と会社設立にかかった費用が残ってしまったというようなことで、その株を返還するときに、集約するときに、やはりその分を減額するわけにもいかなかったというようなことで、何とか市のほうで援助していただきたいということでございまして、確かに本来はつくる段階ではもっと計画をきちっと立てながら、そして計画が実施された中では収益事業も含めて計画をしていたところでございますけれども、そのような変更等がございましてこのような形になったわけでございますし、またさらには今回再開発をやっている地区においては大きなウエートを占めております農協の部分がこの株式会社の中に入っていなかったという部分もございまして、その辺は株を買っていただきましょうということで集約をしたと。そ

の段階で何とか現在の地域の地権者のみで、この再開発のために施行者となる関係者だけで株をつくっていこうという農協との話し合いもした中で、さらには赤字になっているその会社に出資は困難であるというふうなこともありましたので、何とかその埋め合わせ方策として市にお願いしたと、こういうような経過でございます。

今後においては、本来であれば株式会社ですから、減資なりをしながら埋め合わせをしていくのが本来かと思えます。ただ、そういう事情と変化の中でこういった形にならざるを得なかったということで御理解いただきたいというふうに思うところでございます。どうかこれからは、こういった株式のあり方についても十分協議していきながら、同じような風連においてはふうれん望湖台振興公社もございまして、これらについてもどのような最終的にこういう処理の仕方をするのかというのは今の時点からもきっちりと方向性をつけていきたいと、このような考えでおりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 活性化プランに対する再度のお尋ねでございますけれども、私どものほうはできるだけといましようか、手づくりでやりたいという考え方を持っております。ただ、御案内のとおり、先ほども申し上げましたようにこの種の計画というのは即着という実施が前提ということに相なっておりますから、そんなことでこのたびの補正の50万円をお願いをいたしました。この後の部分につきましては、また状況変化もあろうかとは思いますが、気持ちの上では帯広あるいは砂川の成果品をちょうだいしておりますから、それらに沿った形の中で手づくりで進めてまいりたいという考え方を持っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） （株）ふうれんのこ

とですけれども、設立した当時は収益事業もということで、そういうことも計画しながら設立をしたのであれば、当然それはある程度営利も入るといふようなことで、これはそれができなかったということは、ある意味では経営責任があると。それは逆であって、当然それはもう手続といいますか、そこの地区の振興を図るためのことであれば、出資者においては営利がなければ目減りするといふのはわかっていて出資をしているといふふうには私は認識するのです。両方、どちらにしても経営責任あるし、それがなければ初めからその50人が、1人1株1万円かどうかはわかりませんが、当然それはもう投げるようなものだといふふうには認識を持って設立をしたのではないかと。行政側もそういう考えがあったのかどうかはわからないのですけれども、私はそんなような気がするのです。どちらに転んでも余りともにそのことは戻らないといふふうな考え方ではなかったかと。1つ、そこら辺の認識を伺いたいのと、今50名が株主でいらっしゃるわけですが、ちょっと確認なのですけれども、関係者で新たに株を買って、農協も含めて。その以前の関係のないといひますか、そういう人たちは抜けていくのですか。11名なら11名で新たに構成するのですか。そこら辺、例えば今の1,000万円の出資額があるとすれば、当然行政は50%で、あと11名が残りの50%のその株を買って新たな株主といひますか、そういうふうには衣がえをするといふふうには認識をしていいのか、そこら辺を再度確認をして終わりたいといふふうには思いません。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 確かに計画的には収益を持ちながら、この会社を運営していこうという計画はあったわけですが、1つにはもうけるというより、その風連地区のまちをどういふふうにするかということが大きなねらいとしてこの株式会社ふうれんがあったと思ひます。もうけ

るというより、維持できるかどうかという部分があったわけですが、まちづくりをみんなでどういふふうには話をしつづけていくかと、ここに主眼が多くあったように思ひておられます。ただ単に株を買って、株の中で配当なりをいただくという考え方より、ある意味ではボランティア的な考え方も含めてあったように思ひますから、そのための事業の一つとしてタウンマネジメントもこの会社が、本来は行政がやるべきことなのかなといふふうな問題もあったわけですが、そのようなことで引き受けてもらったといふ経過があります。

したがって、そこの分を今回50名を地権者だけに株を集約していくといふことで、会社そのものは残していくといふことになってきますので、当時申請段階では個人施行でやるにしても、その個人施行に該当するよな会社が見当たらなかったといふことで、申請時から（株）ふうれんが窓口になって施行者として進みますといふ話の中で今までずっと上級官庁にもそういうよな報告をしてきたといふ経過もござひますので、ぜひ出資者は単に出資した分、配当を得るといふ気持ちではなく、風連のまちづくりをみんなでやっていこうといふ観点で当初進んでいたといふことを御理解いただきたいと、このよなには思ひておるところでござひます。

○議長（小野寺一知議員） 13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、4点ほど質問をさせていただきたいと思ひますけれども、まず2款1項7目財産管理費、財産管理事業費、車輛管理センター関係で計上した146万9,000

円にかかわってでありますけれども、提案理由の説明の中にもありましたように西側にマンションができた。その部分で冬期除雪の関係、雪の関係だと思っておりますけれども、毎年あそこの雪はねを見ていると屋根が独特のかまぼこ状になっている屋根の状況でありまして、見ていても非常に危ないと、危険のような状況なのですけれども、そういう意味では今回は西側にマンションができて、そこに影響を与えないという部分からいえば、より安全確保対策が必要だと思っておりますけれども、その点についてはどういうふうにお考えになっているのかというのが1つ。

もう一点は、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費の季節労働者支援事業費49万8,000円にかかわってでありますけれども、ここでつくるろうとする協議会については、先ほど市長のほうから行政報告の中でシステム的には理解するのですけれども、この取り組みの中で短期就労事業にも取り組むという状況もあるみたいですが、実際に雇用はどのくらい発生すると想定されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節の全市連合大売出補助金の300万円の関係でありますけれども、先ほど竹中議員のほうから質問がありまして、概略については大まかかわかりますけれども、この300万円、去年の12月定例会の補正のときにも一定議論があって、竹中議員も言っていたとおり市長のほうも合併記念ということが1つと特産のモチとかウルチ米のPRに活用していただきたいという意味での300万円ということで理解をしておりますけれども、ただ、今の全体的な市内の情勢というのは市の財政事情もあって、補助金の見直しですとか、いろいろな取り組みがされております。というのにもかわらず、商工業、特に振興でやっていくというのは非常に大事なことなのですけれども、恒常的にこういう300万円が出ていくということにはちょっときちとした理論が必要だと思うので

すけれども、この点については今副市長からぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

最後に、同じく商工費の関係で住宅リフォーム促進助成事業補助金の1,000万円、これはまさに利用好調で市内の景気浮揚対策としては非常に効果がある。久しぶりという言葉は使いませんが、非常にヒットな施策だというふうに評価をするものでありますけれども、実質この申請者の所得の状況というのはどういうふうに把握されているのか。

以上、4点について御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 大売り出しに関する補助金300万円の関係について、私のほうから答弁をさせていただきます。

年末大売り出し、特に名寄地区でありますけれども、中止された理由、これは商店街に加盟する商店の皆様方が賦金を出して売り出しまではできないと、採算が合わない、こういうことでだんだん参加者が減っていくと。それは、商店街自体が売り上げが非常に少なくなってきているということだと思います。それで中止に相りました。なかなかそこから立ち上がれないでいたわけでありまして、何とか商店街のほうでも企画したいと、したがって市についても要請があったところであります。結果、先ほど来お話があったとおり来年度へ向けて、昨年やってみて非常にいいと、かつてのようなまでにはいかないけれども、この取り組みの成果というのはあらわれたということで今年度も実施すると。この背景には、やはりやってみて初めて気がついたこともあると。1回中断して、そしてやってみて初めて気がついたこともあると。もう一つには、ポスフルの進出という議論が、やはりそのことだけでなく商店街全体でも自助努力といいますか、そういったものも必要ということでのあらわれだというふうに思ってい

まして、参加店もことしの暮れには随分ふえるようであります。そういったことなどもあって、ことしもまたぜひお願いをしたいということで、先ほど手間本部長のほうから答弁しましたように額としては300万円、経費全体でいうと、全体の事業費の予算でいくと40%をちょっと切るというぐらいになります。理想的なのは、やはり売上げが伸びて賦金で全部補っていけると、こういうふうになるのが非常に理想だというふうに思っております。やはり商業者、加盟する個店の皆さん方も自分たちの力でやったということに結びつけていくのが一番いいことだというふうに思っています。

これは300万円、必ずしも固定して考えているということではございませんで、その年々でやはりやり方、工夫をどうするかということでありまして、しかし、市のスタンスはずっとそうでありましたけれども、市からはあえてやってくださいということでこの支援はしません。ただ、やる気といたしますか、機運といたしますか、そういう盛り上がったときには市はきちっと支援をしますと、こういうようなスタンスでしたが、今回もそのようなスタンスで考えているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私のほうからは、車輛管理センターの雪対策ということでお答えをさせていただきます。

現在マンションが建設中でありまして、かつてあそこの場所はガソリンスタンドがございまして、そのときには屋根の雪おろしは年1回ということで対応しておりました。今回マンションということで、車輛管理センターとマンションの間隔が5メートルということでございます。現在自然落下を防止する雪どめ装置をしておりますけれども、ここの部分を強化をしまして、さらにきちっとした雪どめの対策をすることとあわせて、屋根の雪おろしにつきましては従来の1回を

4回、3回追加をしまして平均毎月1回対応するというので、ぜひ危険防止を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 季節労働者に対する支援事業に対する雇用をどのぐらい想定されているのかというふうなことでございますが、ちょっと今見ているのですけれども、その数字がはっきりいたしていないものですから、ちょっと保留させていただきたい。記憶では11人というふうに目標に掲げたというふうにしておりますので、ちょっとお時間をいただきたいと。もうちょっと確認をとらせていただきたいと思っております。

それから、リフォームの部分につきましては、お話ありましたように所得を調べているのかというふうなことでございますけれども、私どものほうのリフォームにかかわる所得調べにつきましては調査の中に入れておりませんので、所得がどのぐらいあった方が取り組まれているかという部分につきましては掌握はしてございません。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問にいきたいと思えますけれども、まず車輛管理センターの関係ですけれども、安全管理のほうは月1回程度雪おろしをするということでもありますけれども、実質このような状況になったからというのは変でありますけれども、あの車輛管理センターというのは昔市場として、もう老朽化というか、一定程度建設年次が過ぎていたものでありまして、まだまだコンクリートの鉄筋でつくったものみたいですので、そんなに傷んではいないのかもしれませんが、本当にそういう状況のまま使っていて、月1回屋根の雪おろしをするということに対応していったのか。

それと、やはり5メートルという間隔でいくと

今までのように西側に雪をおろすのではなくて、例えば東側におろさなければいけないと。そういうときにあそこまで……その作業場ですね。本当に安全管理というのが図られるのかどうなのか。そういう意味では抜本的に、この車輛管理センターをなくすというのは非常に問題があるかもしれませんが、そういう意味も含めて1回しっかり検討すべきではないかと。特に事故が起きてから、いや、申しわけなかったということでは済まないわけでありますので、そういう安全対策というのはしっかりやるべきだと思いますので、ぜひその点の御答弁をいただきたいと思います。

季労の関係は、雇用のほうは11人という状況でありますけれども、これはまさに冬期技能講習助成金ですとか冬期雇用安定奨励金ということが廃止になるということで、ここでいろいろ季節労働者の方々というのは一定程度収入があったという状況があったと思うのです。それがなくなって、こういう協議会なり支援センターをつくってということだと思えるのですけれども、本当にそれが実効性のあるものになっていくのか。ここで支援センターなり協議会の中で例えばセミナーをやりました、講習会をやりますといっても実入りがなかったら、本当に季労働者の皆さんは参加して次の仕事に役立てようという意欲が出てくるのかどうなのか。そういう意味では、実効性のあるものに仕上げていかなければならないと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えになっているのかをお聞きしておきたいと思います。

それと、連合売り出しの関係は副市長のほうから御説明をいただきましたので、概略は理解しますけれども、例えば去年やったときに市民の中からはいろいろな声が出てきました。例えば抽せん券をもらったと。だけれども、当たらなかつたら結局何もないと。そういう意味では、前回までの昔のようにティッシュ1枚でもくれないのかとか、いろいろな声があったと思うのです。そういう市民ニーズはどういうふうにとらえて、今回実施する

に当たって商工会なり実行委員会なりのほうに要望していこうとお考えになっているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、住宅リフォームの関係、所得のほうは調べていないというのは、確かに所得で云々かんぬんというのはあるのかもしれませんが、これは明言は避けますけれども、高額所得者の方々が、その20万円という助成でありますけれども、それで高額だからしてはだめだとか、低額だからしていいという議論もどうかと思いますけれども、ただ極端な話ですけれども、政策決定者がそこにかかわっているような状況があれば、これは市民の中にもいろんな声が出てくると。そういう意味では、一定程度所得水準を設けたほうがいいのではないかと。近隣の状況からいうと、そういう所得制限というのは設けていないみたいですが、名寄市の今の状況からいうと、ある意味では財政的に厳しいこの状況の中では一定程度所得制限というのを設置する必要があると思うのですけれども、その辺の見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 連合大売り出しを実施をする方針は、各機関で確認をしてことしもやりましょうということに相なりました。問題は、中身をどうするかということであります。当然去年2月に分析会議をやって、いろいろな意見が出ていると思いますから、そのことが生かされるだろうというふうに思っています。これから各実施をする部会でこの内容の検討ということになりますので、私どももきょう出された意見なども含めて、ぜひ去年の意見はどうだったかということを集約しながら、実施をする商店街連合会、商工会議所に対して要望していきたいと、こういうふうに思っているところであります。

また、住宅リフォームの関係でお話がございますので、政策決定者云々、所得制限というふうな話がございます。実は、私ども内部で議論をさせ

ていただきまして、特に市の職員の対応はどうかということでありました。市の職員の住宅建設にかかわりましては、かつて職員住宅を建てるか否かで議論いたしました。その後、職員住宅を建てるというよりも、むしろ持ち家促進ということで利子補給制度ということをやろうということで制度化してまいりました。しかし、そのこともまた市民的な感じから見ましたら、少し時代にそぐわなくなってきたということで利子補給制度を18年度をもって廃止をするということになりました。その際に議論になりまして、旧風連地区で定住促進の制度を持っていると。これもまた特に所得制限を設けずにやると。それから、今言いました利子補給制度をやめる際もぜひそちらのほうに、リフォームのほうに、政策として立ち上げるので、リフォームのほうの利活用をぜひしてほしいと。そうすると、今まで何かと市内の業者を使わない市の職員がいるのではないかとということで批判がありましたけれども、今回のリフォームは市内の業者でやりますから、それらの批判の声もきちっと受けとめることができるということで、所得制限は特に考えずに、とにかく市内の業者を使ってリフォームをしてほしいと。こういうようなことから、自分のうちを建てる時もまた市内の業者を使ってほしいものだと、こういう願いを持って今回の措置になったということですので、それらの経緯も含めて御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 車輛管理センターにつきましては、御質問にもありましたとおり公設市場としまして昭和38年につくられたものでありまして、既に築後40年以上経過しております。相当老朽化も進んでおりますので、御指摘のありましたとおり抜本的対策という件につきましては、今後長期的展望に立ってぜひ検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 通年雇用対策のあり方の中でのお尋ねでございますけれども、御案内のとおりこの協議会につきましては昨年廃止されました積寒給付等々のものにとってかわるものがございますけれども、その中で制度そのものが従来から比べますと、どうも間接的な補助といいたいまいしょうか、支援といいたいまいしょうか、そういうものは否めないのかなというふうに思っております。

実は、名寄地区通年雇用促進協議会、この部分は先ほど報告の中でも述べさせていただきましたけれども、名寄から中川までの5市町村の中で構成させていただいておりますが、その議論の中でもありました。この構成の中には、建設業協会あるいは商工会議所、それと商工会、そういった方々の中で組織しているのですけれども、その中でも多く御議論がありましたのは事業主に対するやっぱり支援といいたいまいしょうか、そういったものの考え方、やっぱり雇用の場が生まれなければだめだというようなことですから、とするならば事業主への手厚い対策というようなものが求められるのではないかとというような意見が多く出されております。

ただ、御案内のとおり、この事業につきましてはソフト的な事業でございますから、そういった事業主、建設業協会等々に対する支援につきましてはないというようなことでございます。したがって、全くないというわけではないのですが、雇用の創出に向けての、確保対策に向けての事業も事業としては取り組まれていますけれども、従来からするとちょっと見劣りするのかなという感じは否めません。

したがって、ただ、今の現段階でのこの雇用に対する対策につきましてはこういった対策しかございませんので、この協議会を通じながら、この後協議会の幹事会を開催しながら具体的な事業計画を練っていく、事業配分をしていくということになりますけれども、そういった中で十分受

けとめさせていただきながら、できるだけ雇用に結びつける、季節労働者の雇用に結びつける、通年雇用に結びつける、そういったようなことが至上命題になっておりますものですから、そんなことで取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにいたしましても、それぞれ当初予算と違って補正予算というのは緊急性のあるものの出費を計上するものでありますので、しっかりと、今厳しい市の財政状況から必要性に応じて補正したものでありますので、実効の伴う成果のある運営であり続けるとともに、しっかりとした点検作業も行っていただくことを要望して終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 27ページの北斗・新北斗公営住宅建設事業費のところの用地購入の部分なのですが、どのくらいの広さで、例えば近隣からすると坪単価といたしますか、そういったものが高いのか低いのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 道から購入するものですから、高いのではなくて、実際に基本的には鑑定をかけたまま買いますから、そういう手続を踏ませていただいて、大橋地区の今の北斗団地の中の部分を買いますから、あの団地の中の鑑定をさせていただいて買うと。基本的には適正価格というふうな認識をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

済みません。面積は、ちょっと後で資料をそろえて御報告します。申しわけありません。今ちょっとそろえます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 私が危惧をしているのは、この用地購入の金額が、道の基準ということ

ですから、その辺が私もよく詳しくわからないのですけれども、ただ今後家賃、これから新しく建った住宅に対して家賃が高く利用者に負荷がかかってくるのではないかということで、その辺を危惧しているわけです。ですから、そこら辺のところをちょっと具体的な形で教えていただければというふうに思ったのですが。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 基本的には、購入費そのものは家賃にはね返らないというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。現況も住宅がございましたので、そういうふうに認識していますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第11号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 平成1

9年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税の当初賦課と前年度繰越金を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ244万1,000円を減額し、予算総額を33億5,460万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、一般管理費におきまして20万1,000円を追加しようとするものであります。

3款老人保健拠出金では、拠出額決定により115万5,000円を追加しようとするものであります。

4款介護納付金では、納付額の決定により379万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者分で5,580万円を追加、退職被保険者分で4,106万8,000円を追加しようとするものであります。

2款国庫支出金では、療養給付費等負担金におきまして566万5,000円を追加、財政調整交付金におきまして92万7,000円を減額しようとするものであります。

4款道支出金では、道財政調整交付金におきまして192万円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金におきまして国保会計財政安定化支援事業として地方交付税の措置分651万9,000円を減額、基金繰入金におきまして1億4,333万4,000円を減額しようとするものであります。

8款繰越金では、前年度繰越金におきまして4,388万6,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 今御説明いただいたのですが、歳入のほうでページでいいますと2ページでございしますが、ここで……2ページといいますが、その後明細書のほうでいうと4ページでございしますが、一般被保険者の国保税が当初予算から見ますと10%程度多く補正、5,500万円ですか。退職者のほうが1億6,400万円ぐらい当初予算に比べて割合にすれば25%という、4,100万円という、まずこの点について制度設計されて、先ほどの行政報告でも軽減世帯が60%あるいは退職者では50%近くですか。そういうような制度改正というか、税率改正がありました結果ですが、このまず結果について御説明をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今川村議員から質問がありまして、平成19年度の賦課状況につきまして、3月の議会で税率改正いただきました。その部分につきましては4つの要素があります。所得割につきましては9%から13%に税率改正をさせていただきました。資産割については15%そのまま据え置きと。それから、均等割につきましては平等割との関連がありまして、お一人2万3,000円を2万4,000円に増額をさせていただきまして、平等割については2万8,000円から2万6,000円への減額という形で税率改正をさせていただきました。これは、基金へ多額に依存する制度からできるだけ安定的な保険制度を市民に提供するということと、それから相互扶助による保険制度ということもありまして、低所得者のほうに対する軽減措置の維持をあわせ持ちながら制度を維持するという形でいきましたもので、結局13%の所得割という税率が農業者も含めて、自営者も含めて国保のサラリーマン世帯から見ますと年金生活者のほうにおおむね1.3倍、30%程度の負担でありまして、それに比べて退

職者以外につきましてはおおむね11%、そういうふうな状況でしたので、今回の税率改正は資産割は過去にそれぞれ固定資産税との重複課税をできるだけ抑制しようという考え方できましたので、結果的に応能応益割を維持しながらやるとすれば、勢い所得割に大きな負担をしていただかざるを得なかったのかなというふうに考えています。

今手元に国保連のほうから19年当初賦課のデータもいただきまして、年金生活者のどの部分かどの程度重たかったのかについての検討も始めたいと思っています。御存じのとおり、20年からは後期高齢者制度がスタートしまして、3,500人程度の該当者が国保から抜けていくであるとか、退職者につきましても若干の制度改正があるやに聞いておりますので、その辺20年に向けては今後情報を収集しまして、より適切な課税、より適切な住民負担になるように検討を進めてまいりたいと思っています。

ちなみに、先ほどの市長の説明でありましたように応能応益割については48.46%、それから低所得者への軽減額につきましては1億3,500万円ほどということで、この1億5,300万円については4分の1程度の市の一般財源からの補てんということもありますので、全体的には3月の議会で皆さん方にお示しした数字がほぼクリアされたけれども、内容につきましては若干退職者と一般の方では差が生じたのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 御説明をいただいたのですが、今実質的に、結果的に退職者については3割程度の税負担だったということでございますが、これは一般の所得税、住民税等の各種控除、年金控除とか高齢者控除とか、そういう絡みの影響なのか。その3割増しになった実質的な仕組みを御説明いただきたいというふうに思いますし、あわせて基金を1億7,000万円ほど当初で見て

いたのがここで1億4,000万円ほど減額して基金の持ち出しが2,700万円ぐらいだったと。今御説明いただいたように基金に依存しないというような、制度上は安定的な運営ということでは確かにそのように思いますが、一方では払うほうからすれば国保税の重税感というのは一般の所得税、住民税に比べて所得の余り比較のない方にとっても非常に重いということ、目的税ですから、もちろんそういう側面はあるのですが、そういうことに比べて33億5,000万円ほどのこの国保財政の中で適正な、多いほど基金はいいのでしょうか、基金をためるということはそれだけ税負担もお願いするということになりますから、この33億5,000万円程度の国保財政の規模の中で、ほぼ適正と思われる基金の残高はどの程度だというふうに押さえていらっしゃるのか。あるいはまた、同類の市に比べてどのような関係になるのかの御説明をあわせていただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ちょっと最初の説明が舌足らずな部分がありまして、一般被保険者につきましては前年度対比しまして調定額ベースで11.4%の増です。それから、それと比べまして退職者につきましては前年度の税額と比べまして調定額ベースで32%程度の増になっているということで御理解を賜りたいと思っています。その結果、今回の補正でお示ししているとおおり一般の部分よりも退職者のほうが総体的に増額の幅が大きかったのかなと思っています。

それと、今回国保税の税が税率改正で伸びた分、基金繰入金を減額して3,000万円弱に抑え込んでいるのですが、理想形からいいますと当初予算、それからこの時点で3,000万円近いお金を予算に組まなければならないというのは北海道、名寄市における地域の医療のあり方としまして、冬期間にインフルエンザ等による思わぬ医療費の伸びがあった場合に対応するために、そういう特殊な要素に対しまして基金を充当するものというふう

に考えていまして、今回の中では毎年5,000万円程度国から交付税で支援される財政安定支援化分も含めて2,900万円の基金に依存しなければならないと。この基金につきましては、どの程度の水準が妥当なのかという部分につきましては、それぞれの医療費の伸び等の要素もあろうかと思いますが、私は旧名寄市の時代では人口規模から見て少なくとも1億円程度のものが必要なのかなという話をちょっと聞いたことがありますので、旧風連町と合併しまして1億円から1億5,000万円程度の部分というのは突発的な医療費の増加に対して必要かなというふうに思っています。

それで、全道の市の状況につきましては、これから10月にかけて国保の当初賦課の状況であるとか、各種市の決算の国保決算の状況が出てきますので、そうしますと基金の残高等の情報も入ってきますので、もし差し支えなければ11月の決算委員会のときにもうちょっと詳しい資料でお答えをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 基金については、旧風連町という、名寄市と比べると人口が少ないですから、変動係数が……高額医療費なんかは何人かふえると急に医療費がふえるものですから、そのときでも一般的に規模の5%程度と。今御説明ありましたように、名寄市でいうと1億5,000万円ぐらいでやや5%ぐらいになって、それぐらいが適正ではないかと。ただ、余裕があるといいますが、名寄市においては結構基金がその倍以上あることもあって、平均的にやっぱり基金があったほうが、それは何かのときにはもちろん余裕として安定的な運営はできるというのはありますけれども、その分やはり税負担の軽減にある程度の安定度を見ながらも取り組む必要があるのではないかなというようなことで、今度今御説明ありましたように後期高齢者の医療制度も始まりますから、その中でやはり低所得者に対する軽減の国の施策

があってもなお重税感というのはやっぱりあるのではないかなというふうに考えますので、制度設計の中で十分御検討をいただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第12号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして平成18年度事業決算の繰越金にかかわる負担金等の返還等を含めた調整及び地域支援事業予算の組み替えを行うものでありまして、歳入歳出それぞれ6,643万1,000円を追加し、予算総額を19億6,499万円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し

上げます。4款地域支援事業費では、介護予防ケアマネジメント事業費におきまして64万4,000円を追加、7款諸支出金では前年度決算にかかわる負担金等の返還金として6,578万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金では、前年度決算の繰越金の調整で598万8,000円を減額、9款繰越金では前年度決算における負担金等の返還金及び当年度の事業運営分を含めて7,208万7,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第13号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年5月18日に智恵文中央簡易水道におきまして取水ポンプ故障による配水池の水位異常低下に伴い、総合的に検査及び検討した結果、取水設備を緊急的に修繕する必要性が生じたためでありまして、歳入歳出それぞれ83万円を追加し、予算総額を4,737万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、需用費におきまして83万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、一般会計繰入金を83万円追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第14号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成1

9年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、名寄市公設地方卸売市場の消防設備及び屋根の修繕に伴うものでありまして、歳入歳出それぞれ60万9,000円を追加し、予算総額を3,688万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきましてさきの消防設備点検で指摘事項のあった消防設備及び北側屋根の老朽化に伴う修繕料を60万9,000円追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では60万9,000円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第15号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、現段階での予算の整理、水道事業基本計画再評価業務委託及び水道料金システム購入にかかわる経費を補正しようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、量水器取りかえ工事にかかわる事業費の確定に伴い、営業費用におきまして2,331万5,000円を減額し、合計を6億988万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、水道事業基本計画再評価業務委託及び水道料金システム導入にかかわる経費分の増額と量水器設備費にかかわる事業費の確定に伴う減額で、建設改良費におきまして3,410万円を追加し、合計を3億1,841万3,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第19 議案第16号 平成18年度名寄市各会計決算の認定について、議案第17号 平成18年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第18号 平成18年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号から議案第18号までの平成18年度における各会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第16号は平成19年5月31日、議案第17号及び第18号は平成19年3月31日をもってそれぞれ出納閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号外2件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号外2件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第20 報告第

1号 平成18年度名寄市風連特例区会計決算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成18年度名寄市風連特例区会計決算の報告について申し上げます。

合併特例区では、合併特例区規約で定められております事業を執行しておりますが、本件は本年8月28日開会の合併特例区協議会におきまして平成18年度名寄市風連特例区会計決算の認定を了したことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条の27第6項の規定により決算の報告をするものであります。

決算の詳細につきましては、お手元の決算書に記載のとおりですが、歳出の主なものについて申し上げます。NPOまちづくり観光支援及びイベント活性化事業で801万5,000円、区域育英基金事業で962万8,000円、地域施設管理事業で1,158万5,520円などとなっておりますが、今後も引き続き地域の特性を生かしながら合併に伴う変化の緩和に努めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第21 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年3月7日午後1時30分ご

ろ、名寄市風連町字瑞生437番地西3号道路におきまして、維持管理センター所管の公用車が後方に停車していた北協連絡車管理株式会社旭川営業所職員、大田治雄氏が運転する小型乗用車に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が80万6,671円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知識員） お諮りいたします。

議事の都合により、あすより10日までの7日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、あすより10日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 田 中 好 望

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年9月11日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知識員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に田中之繁議員より遅延の申し出がありましたので、報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 駒津喜一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新名寄市総合計画について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） おはようございます。議長の御指名がございましたので、通告に従い、質問してまいります。

第1点目は、新名寄市総合計画について質問してまいります。当総合計画第1次は、2007年から10カ年を対象として策定されました。この中の都市環境の整備では、まちなか居住や新たな居住人口の推進、市街地中心部への公共施設及び都市施設の再配置、市街地中心部における土地の高度利用や都市生活環境の質的な向上などを考慮した都市計画の策定、商業拠点地区の形成を基本として複合交流街区の誘導を図るとともに、中心市街地にふさわしい町並み形成と周辺の景観、環境に合った施設計画を実施、市街地再開発事業により中心市街地の衰退を抑止し、活気とにぎわいのある市街地を形成し、活性化といった文言が並んでいるわけではありますが、今回のポストフル名寄店出店は前述した名寄市都市環境の整備に大きく影響するものと考えます。このたびの出店は、コンパクト化に向けた国の政策転換や道のガイド

ライン、名寄市の方針を無視したものと受けとめております。出店訴訟を目指した条例制定でありましたが、結果的には適用されず、施行前に着工となったわけであります。しかしながら、これ以上中心市街地に貸し店舗の張り紙をふやしてはならないと強く考えているものであります。名寄市民の間には、ポストフル出店を歓迎する向きの方もおりますが、将来を見据えたときに本当に成り行き任せでいいものなのでしょうか。100年以上もの歴史を持つ商店街の消滅的なことを黙って見過ごすわけにはいきません。商店街は、文化が集積しております。自由競争に敗れて看板をおろすということになれば、その文化の担い手が失われ、まちの魅力まで失われてしまいます。消費者である住民は、それを望んではないと思うのであります。

先般経済産業省が地方都市の中心街に閉店した店が並ぶシャッター通りを解消しようと、まちづくりを成功させるためのポイントをまとめたパンフレットを制作し、各自治体や商工会議所などに配付いたしました。名寄市にも配付されていると思いますが、その中で同省はまず当たり前と思えることから見直してほしいと説明しております。やはり訪問客のニーズと利用実態を探究して、まちづくり全体をプロデュースする人材を配置することが肝要ではないかと思われれます。また、市民等に町中にぎわいプランを募集したり、あるいは市内の加盟店で実施している未来カード、ポイントカードを金券として公共料金の支払いができるように行政としても前向きに検討してはいかがなものかと考えているものであります。

行政といたしましても、この種の対策においては当然ながら何らかの財源が必要と思われれます。一部財政の見直しも必要なのではないでしょうか。名寄市の逼迫した財政の中で、やはり未納金の問題、将来のためやらなくてはならない事業であることは承知しているものの、風連地区市街地再開発事業の見直しと軽、重、緩、急をしっかりと考慮

しなければならぬと思われまゝ。

そこで、中心市街地活性化のために、今後行政としての取り組みをお伺いいたします。

2点目は、教育事業についてお伺いいたします。モンスターペアレントという子供の通う学校に理不尽な要求や抗議を行う親に全国の公立小中学校や教育委員会が苦慮している実態が報道をされました。保護者の対応に追われる実態は、文部科学省が昨年実施した教員勤務実態調査でも明らかになりました。調査は、昨年7月から6カ月間、毎月360の小中学校で教員約4万6,000人を対象に実施されました。この中で、保護者や地域住民の対応がふえたと感じる教員は、とても感じる、割と感じるを合わせると小学校では74.9%、中学校では70.6%に上がったとあります。最近では、全国の道府県庁所在地と政令市、東京23区の計73市区の教育委員会に調査した結果でも67教育委員会から回答があり、40教育委員会が身勝手な要求や問題行動に苦慮していると回答しております。

具体例では、自宅で掃除させていないから、学校でもさせないでほしい、子供同士で小さなトラブルになった相手の子を転校させるか登校させないでほしいなど、我が子かわいさから理不尽な要求に至るといったケースが目立ったとあります。また、勉強の進みぐあいがおけている中学生に小学生の問題を解かせたところ、子供が精神的に傷ついたり抗議したり、子供が起こした自転車事故なのに学校の指導が悪いと主張をしたりする例もあったとしております。親が学校現場を飛び越し、教育委員会や文科省にメールや電話で苦情を申し込むことも多く、ある教育委員会では抗議の電話が6時間に及んだということでもあります。また、暴力団とのつながりをほのめかし、圧力をかけようとするケースもあったということでもあります。

このように、親からの継続的なクレームに対応するため教師が部活動の指導やテストの採点作業

時間が奪われたり、精神的なストレスを抱えたりすることも多く、教育活動に支障を来しているということでもあります。名寄市の教育現場では、どのような実態になっているのかお知らせください。

次に、学校運営についてお尋ねいたします。教頭先生の肩にかかる業務は数多いわけですが、さらに2006年度から教職員の人事評価制度が導入され、1次評価者としての役割も加わるわけでもあります。学校教育法は、教頭の職務を校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどると規定しておりますが、教頭は校長を補佐し、外部との連絡調整役も務める学校運営のかなめでもあると思われまゝ。

不登校やいじめに、時には前述した理不尽な内容、要望を含む保護者からの注文、要望など、学校現場を取り巻く状況は複雑化していると思われまゝ。多忙さから、心身に変調を来す教師がふえつつある中で、メンタルケアも管理職の重要な仕事だと思われまゝ。こうした現状に対応し、学校運営をスムーズに進めるためには教頭が校務に専念できる体制づくり、すなわち生徒に対する目配りや教師への指導助言といった本業に専念できる体制づくりが大切だと思われまゝ。

そこで、教頭の授業の受け持ちは、学校教育法では必要に応じてという部分に基づく業務だと思われまゝ。担任の代替など、特別のケースに限られる小学校に比べ、中学校はほぼ常態化しているのではないかとと思われまゝが、どのような実態になっているのか、教頭1人当たりで週平均何時間担当しているのかお知らせください。

3点目は、消防事業についてお尋ねいたします。御承知のとおり、AEDは心臓がとまった人に電気ショックを与えて蘇生させる機器であります。発症から5分以内に電気ショックを施せるかが命を救う境目になると言います。従来は救急救命士しか使うことができなかったわけですが、医療関係者の提言もあり、厚生労働省が2004年7月の同省通知で一般市民の使用が認められて

普及しております。当名寄市にもかなり普及されてまいりました。

東京消防庁の実態調査によりますと、昨年中一般市民の目の前で心肺停止状態になった管内の傷病者は3,107人で、そのうちの41人が近くにいた人からAEDの処置を受け、17人が病院搬送前に心拍が再開したそうであります。再開率は41.5%、一方AEDや心臓マッサージなどの心肺蘇生処置を受けなかった2,193人中、心拍が再開したのは141人、再開率は6.4%にとどまり、心拍再開率は約7倍の開きがあったと報告されております。

名寄の場合は、救急車の現場到着は18年度の統計によりますと、現場到着所要時間の急病での平均時間は4分14秒と報告されておりますが、ひとまず安心な部分があります。健康な人が突然体の不調を訴えたときに、どれほどの人がこのAEDで処置できるのか想像できません。

そこで、AEDの保有状況、また保有施設等内の職員等が使用できる知識の普及実態はどうなっているのか、保有位置は一般市民にどのように普及しているのかお知らせください。

次に、消防団事業についてお尋ねいたします。名寄市の消防年報によりますと、名寄消防団員は126名で平均年齢は43.28歳、風連消防団員は62人で平均年齢は記録されておりましたが、名寄とほぼ同じぐらいと思われまます。意外と平均年齢は若いわけでありまます、逆に言いますと日中は仕事を持っている人が大半なのではないかと思われまます。したがって、消防団員不足、男女共同参画の点からも昼間活動のできるお年寄りや女性に活躍の場があつていいのではないかと思われまます。

そこで、日中働いている消防団員の人数、名寄、風連の女性消防団員の数、その主な役割をお知らせください。あわせて、将来についての消防団員の充実を図るための取り組みもお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わらせていただき

ます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては総務部長からのお答えになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、中心市街地活性化のための取り組みでございますが、中心市街地活性化に当たりましては名寄市が新総合計画で進めるまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化基本計画の策定に向け、素案づくりに着手をさせていただいたところであります。人口の減少、少子高齢化社会が到来する中、都市機能の中心市街地への集積とコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指すため、市役所内部に中心市街地活性化調整会議を設置し、現在議論を重ねているところでございます。

特に都市機能の集積では、1つ目にはどうにぎわいをつくっていくのか、つまりにぎわいの創出でございます。2つ目には、まちなか居住の推進、3つ目には公共交通機関の利用者の利便性、4つ目には商業の活性化を柱に高齢者や子供たちにも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を進めているところでございます。さまざまな都市機能が集約されましても、またまちなか居住が増加いたしましても、中心市街地自体に魅力がなければにぎわいは生まれません。魅力ある商業サービスの提供や四季折々の行事でのイベント、商店街を花で飾りつけるなど、ソフト事業や現在事業展開をしている未来カードの推進など、商店街連合会、商工会議所などと連携をとって進めてまいります。

中心市街地活性化のために総合計画、まちづくり懇談会の意見や都市計画マスタープラン、住宅マスタープランのアンケート調査、さらには市民

の買い物動向調査、大学の意見などを参考に町中にぎわいプランなどを検討してまいります。

なお、ポストフル出店に伴います地域への影響は私どもも同じ考え方でございます。

また、一般事業の見直しにつきましては総合計画ローリング、予算査定での事業精査などで検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、教育事業についてお答えをいたします。

初めに、モンスターペアレントについて、近年都市部を中心に学校に対する無理難題や理不尽な要求を繰り返す保護者に各地で対応に苦慮する学校が急増しているとの報告がなされています。21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくためとして内閣に設置された教育再生会議においては、これらの問題に対して機動的に対処する学校問題解決支援チーム、仮称でありますけれども、を設け、学校においてさまざまな課題を抱える子供への対応や保護者との意思疎通の問題等が生じている場合、専門家の参加を求め、関係機関の連携のもとに問題解決に当たるよう提言しております。また、文部科学省では悪質なクレームの対応をカウンセラーや弁護士など、外部の専門家に任せる外部委託を導入する方針を固め、来年度から試験的に全国10の教育委員会を指定し、その成果を見て全国に導入する予定であります。

名寄市においても年々学校に対する保護者の要望は変化し、要求の度合いも高くなってきております。本来であれば家庭で行うべき内容を学校に依頼してくる場合もあるようです。しかしながら、大半の保護者は学校に協力的であり、良識ある対応となっております。いわゆるモンスターペアレントと言われるような保護者からの理不尽な要求を突きつけられ、苦慮している学校についての報

告は現在なされておられません。これもひとえに日ごろから各学校が保護者や地域との小まめな連絡体制を築くとともに、懇談や家庭訪問などを通して相互理解に努めている成果と思われれます。

名寄市教育委員会といたしましては、今後とも学校が保護者や地域との円滑な関係を維持できるよう常に対話と相互理解に努めるとともに、そのような無理難題な要求がなされることのない学校経営に心がけるよう指導してまいります。また、そのような理不尽な要求があった場合には毅然とした対応をとれるよう指導していくとともに、教育委員会としても学校への全面的なバックアップを講じてまいりたいと考えております。

次に、学校運営についてお答えをいたします。教頭の職務は多岐にわたっておりまして、学校経営に当たる校長のよき補佐役であり、職員のメンタルケアを含めた指導助言をする立場から、職員室の担任とも言われる学校運営上、重要な立場にあります。また、事務的な作業も数多くあり、多忙な状況にあります。

議員の御質問のありました教頭の授業の受け持ち時間についてであります。名寄市内においては小規模校の小中学校4校で教頭が学級担任を兼務しており、週20から28時間の授業を受け持っております。本来教頭は、校務全般を受け持つため、ただいま議員がお話しになりました中学校の教頭が常態的に授業を受け持つということはありませんが、教員等が急に休んだりしたときの補欠として授業を受け持つような場合があります。

教頭が本来業務に専念できる環境を整えていくことは、学校運営上とても重要なことでもあります。今年度学校教育法の一部が改正され、副校長、主幹教諭、指導教諭など、新しい職の設置が可能となりました。設置については、各都道府県教育委員会の判断にゆだねられることになり、北海道教育委員会では副校長等の職の設置に関する検討委員会を立ち上げ、学校規模等による配置基準の設定など検討に入ったところであります。名寄市教

育委員会といたしましてもこれらの動向を注意深く見守り、学校が本来あるべき組織的、機動的な体制を構築し、子供たちにとってよりよい学習環境となるよう今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、消防事業についてお答えをさせていただきます。

初めに、AEDの関連でお尋ねをいただきました。現時点での保有状況は、名寄庁舎、風連庁舎を含めた公共施設関係で14台、高等学校で4台、病院、老人保健施設関係で4台、金融機関で2台、企業関係で1台の合計25台となっております。AED保有施設の関係者及び市民を対象に毎年9月に展開される救急医療週間を初め、講習依頼を受けて随時実施をしております。平成17年度で12回、260人、平成18年度で25回、485人、今年度におきましても現在のところ9回、193人の参加をいただいております。また、保有施設におけるAEDの標識につきましてもわかりやすいところに提示をするようお願いをしているところであります。今後につきましても市民に対するAEDの取り扱いを含めた応急手当ての普及啓発活動を積極的に行い、救命率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防団の充実強化についてお尋ねがありました。日中の仕事につかれているということでの把握はしておりませんが、本年4月1日現在で名寄消防団は126人、うち女性の消防団員は13人で、その就業形態は被雇用者69人、自営業者37人、家族従業者14人、その他6人であります。風連消防団は59人で、その就業形態は被雇用者14人、自営業者29人、家族従業者13人、その他が3人となっております。

消防団の活動内容については、火災の鎮圧、予防、警戒業務、風水害等の災害の予防、警戒業務等が主なものでありますが、名寄市国民保護計画

に基づく武力攻撃災害の対処などの重要な役割も持っております。消防団につきましては、常備消防の整備状況及び地域の自然的条件、社会的条件によりましてさまざまな役割分担が考えられますが、当市のような常備消防の比率が高い地域では通常の火災では常備消防団が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなります。また、予防面につきましては女性消防団員の活動により独居老人を含めた一般家庭の防火診断等、各戸訪問時のきめ細やかな対応をしているところであります。

将来におきましては、新総合計画後期計画に消防団の拠点施設建設の計画がありますが、今後におきましても地域社会における消防、防災の中核的存在として地域に密着した幅広い活動を期待し、災害時においても地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮して効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行い、仕事を持つ消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整備をして消防団員の確保に努め、消防団の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま各質問に対しまして御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の中心市街地活性化についてでありますけれども、この定例会の冒頭に市長から商工会議所が中心となって特別委員会が設置されて、中心市街地活性化協議会の設立に向けて作業を行っているという報告がございました。そして、ただいまの答弁でも中心市街地活性化基本計画の策定に向けて素案づくりに着手していると。いわば始まったばかりで、これから取り組んでいくのだということと認識しておりますけれども、まちが壊れてしまっただけからでは、どんなすばらしい計画であろうが、マスタープランであろうが、意味がなくなってしまうわけでありまして。私は、やは

りこの時期というのは非常に重要なものだと思います。抜本的な町並み整備も必要でありましょう。また、ハードとソフトな面での整備も必要ではあるかと思えます。しかし、来年度大型店が開店するわけでありまして。これに対応できるものから、計画と実効性がなければならぬと思われているわけでありまして、そこでいつをめどにして協議を進めていっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、先ほどの答弁で未来カードの推進をしてまいるといってございますけれども、金券として公共料金とか税金等、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税とかに活用できないものかと、こんな施策を長野県の野沢温泉村では制度を導入しているわけでありまして。もちろん税金は法律上、現金か有価証券でないとなかなか納付できないと義務づけられているわけでありましてけれども、そこで野沢温泉村ではまちの納税窓口を持ってきたスタンプ券を職員が商工会議所で同金額を小切手と交換して信用金庫で現金化して納付すると、こういうふうな施策をとっているわけでありまして。いずれにしても、行政と商工会あるいは金融機関との連携措置が必要だと、重要だと思っております。金券に関するこの見解をもう一度お尋ねしたいと思います。

次に、一般事業の見直しについてでありますけれども、先ほどの御答弁によりまして総合計画ローリング、予算査定での事業精査などで検討をしていくということでしたが、その財源が使われている今大きく話題となっております風連地区の市街地再開発事業は、現段階で本当に推進していいものかどうかということをお尋ねしております。これは、市長の公約と伺っておりますし、この事業費が26億4,000万円と聞いております。この中で、市の負担がどのぐらいのものなのかお尋ねをいたしたいと思います。

以上3点をお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねでございました。この機会ですので、ちょっと御説明を申し上げたいと思っておりますけれども、実はこの中心市街地活性化に基づくこれからの計画をつくるに当たっての事務等々の進めについてでございますけれども、協議会の設立につきましてはまちづくり会社あるいは商工会議所、商工会、そういった方々が核となつていただきまして、それは一般的に組織をできるものというふうな表現をしているわけですが、それらの方々に市民、あらゆる消費者を含めて、大学あるいは農協、郵便局、そういったたぐいのものすべての方々に、すべてといひましようか、御参加いただけるような方々の最大公約を組織して、その中でのこれからの名寄市の中心市街地の活性化に向けてどう進めるべきかというような話をその協議会の中でしていただくということになります。もちろん行政のほうからもその協議会の中に積極的に参加させていただいて、皆さん方の御意見を聞いて、そして次の段階なのでございますけれども、行政がつくる計画、これに提言を、提言という言葉を使っているのですが、協議会から行政に提言をすることができるということになってございます。行政がそれらの部分につきまして、公共事業を含めて、私どものほうが総合的に一体的にこのまちづくりを進める、中心市街地の活性化をする、にぎわいをどうつくるといふような事柄もありますものから、それらについてはトータル的に計画の中に織り込んでいくということでございます。

この計画は、御案内のとおり従来ですと行政なり、商工会議所なり、関係者の方々に計画をつくって実行したり、進めたり、あるいはできなかったり、進められなかったりしたことでございますけれども、この事業につきましてはあくまでも実施が前提と、実施をすることと実施ができることというような、こういう厳しい決まりがございます。したがって、実施できないものにつきましては、これはこの計画にはのせられないと、こ

うというような話になってくるわけでございます。

それと、いつを目途にというようなお尋ねでございました。今私どものほうで進めさせていただいていますのは、庁舎内の調整会議、それから商工会議所の特別委員会、今度特別委員会は10月を目途に協議会に置きかえるというふうに聞き及んでおりますから、ぜひ早い時期にそうなってほしいなというふうに思っています。それで、それらを議論しながら、最終的なタイムリミットといましようか、私どもの思いは再来年の3月にその計画を最終的に作り上げたいと。内閣総理府のほうに申請をして、認定基本計画というふうな言葉になるのですけれども、その認定をされるようなことで進めてまいりたいというふうに思っています。ただ、今議論をしている最中でありますので、これらが果たしてそのまんまいくかどうかについては、まだ先が不透明な部分ではありますが、一応そういった思いで作業を進めているということでございます。

それから、金券についてのお尋ねでございました。かつて風連地区では、商品券というようなことございまして、旭川の財務事務所のほうで届け出等を出していただいて公式に認められている制度があります。これらにつきましても今お話ありましたように、名寄の商工会議所も風連の取り上げていたその商品券、いいなというような御判断をされていて、今後検討されるというようなことで聞き及んでおりますから、ぜひそんなことでは新名寄市といましようか、その中で取り組んでいただけたらと思いますし、あわせて今お話がありましたように税金等々については果たして使えるのかどうなのか、これらについてはまだ疑問が残るところがありますものですから、今後十分これらについては検討させていただきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 風連の市街地再開発事業について御質問がございました。

先ほど議員のほうから26億4,000万円という総体事業費が示されましたけれども、今共同住宅の関係で若干計画を変更したところであります。総体事業費のほうも今の段階では24億4,000万円ほどになっております。ただ、これはまだ基本設計だとか地権者の権利変換等の協議がまだ調っていませんので、かなり流動的な事業費でありまして、これが確定するのは11月に入ってからというふうになると思いますけれども、今の段階では概算でその額を押さえていまして、市の負担の事業費といひますと補助金と保留床を買い上げる部分で今のところ13億2,000万円程度というふうに考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 今御答弁をいただいたわけですが、最後の負担金も13億2,000万円と。風連の再開発事業の見直しとなると、もっとやはり違う開発事業があるのではないかと私個人ながら思うのですが、先ほど私も言いましたとおり市長が公約を破ったと言う方も、これをやると思われる方もいると思うのですが、今の道の駅の事業を推進したり、ポスフルが名寄の出店となって、大きくこの財政の環境が変化しているわけですね。この現実になっているときに、数年前の構造とは違ってきているわけでありますから、本当に将来を見据えたときに推進すべき事業なのか、やっぱりこの辺は慎重に検討していただきたいと、このように思います。この件に関しては別の機会にいたします。

また、先ほどの一番最初の答弁の中で、ちょっと前後しますが、四季折々のイベントということで答弁をいただいたわけなのですが、これは先般3条通でもみじ祭りがあったわけなのですが、そのときに店とその中心市街地の付近の人はPRするのにいい機会だと思っている

のですが、店をあけていないというところが結構あって、本当に真剣に活性化のために一緒に協働でやっていくのかという姿勢がちょっとわからない部分もあるわけではありますが、中心市街地活性化のためにはしっかりと実態調査をして、営業している地権者だけではなくて、空き店舗の地権者とも意見交換をしながら、先ほど御答弁いただきましたように活性化計画を推進していただきたいと、これを要望いたします。

2点目の教育事業について要望してまいりたいと思いますが、先ほどの御答弁によりますと年々保護者の要望は変化して、要求の度合いが高くなってきているけれども、モンスターペアレントというものの報告はないということでありました。このモンスターペアレントというのがなぜ出現したのかということ、やはり今学校が社会問題とか、あるいは家庭問題とか、こういう不満のはけ口になっているのではないかと、こういうふうに言っている方もいるわけでありまして。そして、このようなやっぱり報告をしたために、今度はさらに教師に対して理不尽なことを言う親もいるということでもありますので、しっかりとこれは対応していただきたいと、こういうふうに思います。こういうモンスターペアレントは、初期対応を誤ると問題が長引くことも考えられますので、最初がやっぱり肝心だと認識しております。御答弁のとおり、日ごろから学校が保護者や、あるいは地域や家庭と相互理解がやっぱり深められて、健全な学校運営に努めていただきたいと、このように思います。

それから、先ほどの学校運営の中の教頭先生の授業の受け持ち時間がありましたけれども、御答弁によりますと小規模の小中学校の4校では学級担任を兼務していて、20時間から28時間の授業を受け持っているということは御報告をいただきました。その学校では、やはり問題がなく、教頭の職務も専念できているということだと思しますので、あえて質問はいたしません、これから教頭先生はいろいろと事務とか何かかなりある

と思うのであります。御答弁のとおり、学校での教頭の業務は本来あるべき業務を主体にして検討していくのが基本だと思いますので、副校長の業務が道委員会で検討中ということでありましてけれども、今後名寄委員会でもやっぱり道委員会の情報を先取りして検討していただきたいと、こういうふうに思います。

3点目の消防事業についてでありますけれども、先ほどAEDについての御答弁がございました。皆様周知のとおり、野球部の子供が心肺停止になって、AEDを使おうと思ったら1キロ先にあったと。そして、持ってきたけれども、使えなかったという報道がありましたけれども、私はせっかくあるこういう立派な器械が一般市民がどこにあるのかわからなければ、あるいはその知識を持った人がぱっと来てくれなければ、これはできない処置だと思うのです。したがって、やっぱりこの名寄市ではここにAEDがありますよというような一定の、あるいは統一した標識がかちっとどこかにないとだめだと思うのでありまして、やはりこういうような統一のものも考えていただきたいなど、こういうふうに思います。やはりこの心臓疾患は一刻を争うものでありますので、現場の対応が重要だと、こういうふうに思います。

それと、これはできるかどうかわかりませんが、例えば消防に通報があった、救急車に通報があったとき、119番したときに、AEDがここにありますよ、近くにありますがということまでできるかどうかはわかりませんが、そのぐらいまでやっぱり必要なのではないかと、こういうふうに思います。

それと、ちょっとこういう現場処置、救急、応急あるいは蘇生に関して、これは要望になりますけれども、名寄市の全域に市職員が幅広くこうやってずっと動いたりしている、活動をしているわけでありましてけれども、救急現場でのやっぱり素早い対応を身につけるという点では、救命に役買うということでは、やはり市民の模範として率

先して行動できる職員が必要なのではないかと思います。やはり市の職員からまず教育、普及していただいて、それから例えば公用車に応急手当て用品が積んであるかどうかはわかりませんが、応急のものを備えつければ、この名寄市の職員の車がどれだけあるかわかりませんが、そういうものに応急用品を常備したらどうかと、そういうふう思うわけです。そして、やっぱり名寄市の市役所の職員はすごいなと、こんなことまでやっているのだなということを率先してやっていただきたいなと、こういうふう思うわけがあります。このことについて、ちょっと見解をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） AEDにつきましては、議員の御指摘のとおり配置場所と使い方がわからなければ、せっかくのAEDも機能しないということでもありますから、これらにつきましては日ごろから市内のどこにAEDを設置しているのかという市民に対する周知も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一つの非常時の職員の備えあるいは救急救命の研修等につきましては、これはぜひ少し時間をかけて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり市の職員からこのAEDの使い方とか、あるいは心肺蘇生法とか、止血法とか、こういうものを消防職員のほうからしっかりと学んで、それでそれを普及していくということが大切だと思いますので、要望して終わりたいと思います。

次に、消防団についてでありますけれども、自治体の常設消防を補完するのが消防団の役目だということですが、全国的に消防団は高齢化とか定員不足になってきているわけがあります。この名寄市の消防団は、年齢の上限は何歳か決まっておればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 申しわけありませんけれども、先ほどの答弁の中で救急救命に関してはAEDに限らずということでの答弁をさせていただきまして、AEDにつきましてはそれぞれ公共施設での設置している箇所ごとに職員研修は行っておりますので、これらにつきましては1度研修をして覚えるということにもなりませんので、繰り返しの研修を続けてまいりたいと思っております。

それから、消防団員の定年については62歳と承知をしております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 先ほど質問をしてみましたように、やっぱり消防団の充実をさせるためには将来の高齢化とかの進行に備えて年齢制限を外したらいいのではないかと、こういうふう思うわけがあります。やはり現在では、高齢者といっても60代あたりはまだ全然問題なく若返っておりますし、高齢者も消防団員にとっても活躍できる場があれば今後の消防活動に大した有効的なものだと思っておりますし、高齢者でも体力とか、やっぱり技術力が落ちてでも例えば防火のPRとか地域の力となって活躍してもらおう場を提供するのも今後の課題ではないかなと思っております。

まず、消防団もあるところではボランティアの制度を導入しているということもあるということでもありますので、火事になった場合は初期消火がかなり重要な問題だと思うのです。それで、OBのボランティア制度というのは、やっぱり今まで知っているから、例えば初期消火で水はどこにあるのかと、あるいはポンプの使い方もわかっているればぱっと使えるのでありますけれども、例えば私の会社なんかでもぱっとわかって、そのホースを持ってきてぱっとかけるというのまでいっていないのではないかとと思うわけでありまして、やっぱりそういうOBの方はぱっとわかるのではないかとと思うのです。その初期消火とか、水がここ

にありますよとか、自然災害のときには先ほど御答弁いただきましたように、そういうような介護とか避難とか、そういうようなものをさせるのにもOBの活用も必要なのではないかと、こういうふうに思います。

それと、これは現役消防団からの要望でありますけれども、予算の関係で消防訓練ができないとか、消火時のマスクが装備されていないとか、火災のときに三役にも通報して連絡してほしいとか、そういう要望がありましたので、検討できるものであれば検討していただきたいと、こういうふうに思います。

以上をもちまして、私からの質問、要望を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

マタニティマークの自治体での普及推進外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

まず、大きい項目の1点目、マタニティマークの自治体での普及推進についてお尋ねいたします。我が国の出生率は、1966年を除き、1970年代前半まで2%を上回っていました。75年に2.0を割って以降、ほぼ一貫して低下傾向、2001年以降も5年連続で過去最低を更新しております。昨年に生まれた赤ちゃんの数は109万2,662名、05年より名寄市の人口数、約3万1,322名ふえました。出生数の母親の年代別を見ても1994年以降、減少を続けてきた20歳から24歳が12年ぶりに増加に転じ、前年減少した30歳から34歳も増加しております。出生率は年ごとに多少の増減があり、1996年には前年より0.01、2000年には0.2上昇しましたが、今回2006年の0.06という上昇率は近年にない数字であります。

出生率が今回上昇した要因としては、婚姻数が

増加、離婚数が減少した、2点目、団塊ジュニア世代の女性を中心に出産がふえた、3点目、景気回復と挙げられております。これまで出生率が下がり続けてきた直接の要因は、晩婚化、晩産化、非婚化の進行などがあり、国立社会保障・人口問題研究所の全国調査によると、出産をためらう要因として、1つは子育て、教育にお金がかかり過ぎる、2点目が高年齢出産は嫌、3点目が育児の心理的、肉体的負担に耐えられない、4点目、仕事に差し支える、5点目、健康上の理由、6点目、欲しいけれども、できないなどが挙げられております。安心して産み育てられる環境を整えば、出生率が上昇する可能性が出ております。

そこで、妊産婦に優しい環境づくりのために厚生労働省は平成18年3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。デザインの決定に当たっては、厚生労働省が公募し、1,600を超える応募作品の中から、母子愛育会埼玉支部のデザインを最優秀作品として選定し、全国統一マークに決定いたしました。

緊急提言「チャイルドファースト社会を目指して」の中で妊婦バッジの普及の提言がされ、国会質問でだれが見てもわかるように全国統一の規格をつくって普及を進めるよう訴えてまいりました。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどを掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものであります。見た目には妊産婦だとわかりにくい妊娠初期などに満員電車で押されたり、近くでたばこを吸われるなど、またいすを譲るなど苦痛を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかる全国マークをつくり上げたそうです。

本市での近年の出産数、また母子手帳の配付数についての御見解をお願いいたします。

また、マタニティマークと母子手帳を一緒に渡すことによって、2007年度の地方財政措置にそのための予算を盛り込んだと大臣が答弁をし、地方自治体の子育て支援事業を推進するために計上した昨年への倍増に当たる700億円の地方財政

措置の中で、妊産婦健診の助成拡大とマタニティーマークの予算が組み入れられましたが、本市の取り組み状況についてお知らせください。

3点目、妊産婦初期などは妊婦とわからないことからいろんな弊害があることと、そのマタニティーマークが市民に理解されていないこともあり、市民の周知と妊婦への配慮、配付の推進が重要かと思われませんが、その理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2点目、インフルエンザ接種の助成についてお尋ねいたします。毎年冬になるとインフルエンザが流行し、高熱、頭痛、発熱、嘔吐、下痢、関節の痛み、高齢者から子供まで空気の感染、飛沫感染で重病になり、ひどいときには合併症で肺炎、気管支炎にもなります。本市の近年のインフルエンザ接種の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

先日、子育て真っ最中の御婦人6人の方と懇談する機会がありました。名寄近郊はインフルエンザ接種料が高いため、旭川に行くというお話がありました。近郊のインフルエンザ接種の料金についてお知らせください。

私は、安心して産み育てられる環境であるところの名寄市は感じております。また、子育て中に婦人が4人の子供を車に乗せて旭川にインフルエンザ接種に行くということと、この名寄で同じ金額であればそのような危険な行為を防げるのかなというふうに思っております。福祉のまち名寄の政策として、本市インフルエンザ接種の助成推進の考えについてお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目の3点目、公共施設の多目的トイレの改修についてお尋ねいたします。市内公共施設及び公園等の公共施設に数多くあり、施設内を利用する際、市民からのトイレの苦情等があればお知らせいただきたいというふうに思います。

少子高齢化社会に伴い、公共施設には高齢者や子育てをする母親、子供が多数来庁いたします。

福祉のまち名寄には必要と考えますが、本市の公共施設での多目的トイレの数についてお知らせいただきたいというふうに思います。

市役所等の公共施設には、高齢者、障害者が住民票、国民年金、また国民健康保険、また障害者手帳の申請、児童手当の申請、あらゆる申請の交付等々の手続に来られます。市役所の一番来庁しやすい1階に対応するトイレに今疑問を持っている方がたくさんおられます。名寄市の1階部分に多目的トイレの設置の考えがあれば、今後の対応についてお知らせいただきたいというふうに思います。

最後に、AED普及についてお尋ねをいたします。佐々木寿議員と重複する部分がございますが、お許しいただきたいというふうに思います。本市のAEDの配置状況についてお尋ねいたします。全国的にも心肺停止に陥った場合、心臓の鼓動回復の役割を果たす救命に役立つAEDを全国的に利用者が多いところや運動関連施設、救急対応に時間がかかる場所に設置がふえております。前回も申し上げましたが、今回公立高校には配置されました。中学校には、きのう北都新聞で配置の可能性の有無が出ておりましたが、名寄にもAED配置より数年たち、配置場所がふえました。配置数、配置状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

2点目が配置がふえましたこのAEDを操作するためには二、三時間の救急講習が必要とあります。講習会の推進状況の計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。このうち3点目の公共施設の多目的トイレの改修については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、大きな項目1点目のマタニティーマーク

の自治体での普及推進についてからお答えを申し上げます。本市での妊婦の届け出数とマタニティマークと母子健康手帳の配付のための地方財政措置の予算への市の取り組みについてでございますけれども、マタニティマークにつきましては厚生労働省が妊産婦に優しい環境づくりの一環として、平成18年3月に妊産婦への思いやりをマークにしたマタニティマークが公表され、推奨されてきました。妊娠中、特に妊娠初期には赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持していくためにも大切な時期でございます。しかし、外見からは妊婦であるかどうか分かりにくく、つらい症状がある場合も多くありますが、本人から周囲に伝える環境が整っていないのが現状でございます。そのため、周囲の人たちが妊産婦と気づいて、交通機関利用時は優先して席を譲る、また周囲でたばこを吸わないなど、思いやりある優しい気遣いが求められております。これらのことから、平成19年度には財政措置がされ、厚生労働省からこのマークの推奨が市町村に求められてきております。本市におきましてもその趣旨を踏まえ、今年度より妊娠届け出のあった母子健康手帳交付時にマタニティマークの趣旨を伝え、目につくところに張って効果的に活用していただけるよう伝えながらシールの配付をしてきております。

なお、妊婦届け出数につきましては、平成17年度305人、平成18年度286人となっております。また、今年度の妊婦届け出数は8月末現在105人となっており、この方々にマタニティマークのシールを配付し、バッグ等に張るなどして活用をしていただいているところでございます。

次に、マタニティマークの本市の普及推進についてお答えを申し上げます。妊娠初期は、心身ともに不安定な時期であり、安全に安心して過ごすことが母体の健康を保持し、正常な出産につながります。そのためにも周囲の人が妊娠に気づき

配慮できる優しい環境づくりは大変重要と考えております。現在保健センターでは、一般市民の方への周知として、公共施設等にポスターを張るなどしてマタニティマークの普及広報活動に努めておりますが、まだまだ十分に浸透していないのが現状でございます。今後広く市民の皆さんに理解が得られるよう、広報による周知や現在作成中でございます健康増進計画の中にも織り込みながらマタニティマークの普及推進に努めてまいります。さらに、この取り組みを推進していくために現在厚生労働省ではマタニティマークに関する中学生向けの啓発教材としてリーフレットが作成され、今年度中に配付される予定ともなっております。将来を担う子供たちが理解をしていくことは大変重要であり、教育機関や保健所などの関係機関との連携を図り、妊婦に優しい環境づくりを目指したマタニティマークの普及啓発に努めてまいります。

次に、大きな項目2点目のインフルエンザ接種の助成についてお答えを申し上げます。インフルエンザ予防接種の状況につきましては、現在65歳以上の高齢者、60歳から65歳未満で特定の疾患がある予防接種希望者に対し、料金の一部助成を行っております。平成13年度の制度開始からの接種数は、データとして記録できておりますが、平成18年度の接種数は3,658人となっておりますが、助成をしております高齢者のみの把握しかできていないのが現状でございます。

御質問をいただきました小児のインフルエンザ接種数につきましては、名寄市立総合病院小児科におきまして平成18年度延べ1,340人が接種されていると確認をいたしました。近隣市町村からも受診し、接種されていること、また市民が他市の医療機関で接種している状況もあることから、市内の小児の正確な接種数を把握することは困難な状況でございます。

次に、近郊のインフルエンザ予防接種料金についてでございますけれども、13歳未満の小児に

おきましては十分な免疫効果を得るため、インフルエンザの予防接種は2回の接種が必要とされており、経済的な負担は少なくありません。インフルエンザ予防接種料金につきましては、平成18年度名寄市立総合病院においては1回目が3,000円、1週間から4週間後に受ける2回目の接種料金が2,100円と設定され、1人5,100円の費用が必要とされております。インフルエンザ予防接種料金につきましては、保険診療の対象から除かれた自由診療として病院で独自に接種料金を定めることができるとされております。このため、近郊の医療機関においてもそれぞれ料金が設定されており、料金に格差があるのは事実でございます。主な医療機関の料金は把握しているところではございますけれども、積極的に公表することは困難な状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、本市のインフルエンザ接種の助成推進の考え方についてでございますけれども、過去におきまして保育所、幼稚園児から高校生までの集団を対象に定期インフルエンザ予防接種を実施してまいりました。平成6年10月、予防接種法の改正に伴いまして、副作用による健康被害の問題、さらに集団接種率の低下から、十分な予防効果が期待できない等の理由によりまして定期接種から除かれた経緯がございます。平成5年の最後の定期接種となりました本市の集団接種の状況につきましては、保育所28.3%、幼稚園17.5%、小学校21.6%、中学校6.7%、高等学校4.1%という状況でございました。しかし、高齢者につきましてはインフルエンザにかかると重症化しやすく、またインフルエンザの予防接種による効果が認められまして、平成13年11月、予防接種法が一部改正され、インフルエンザ予防接種が努力義務ではなく、本人の希望を重視した2類の定期予防接種として追加になりました。このことに基づきまして、65歳以上の市民、60歳から65歳未満の市民で特定の疾患がある予防接種希望者に対

しまして料金の一部1,000円を助成し、医療機関にて個別接種として実施をしております。

現在日本の研究機関におきますインフルエンザの予防接種の効果といたしまして、65歳以上の高齢者につきましては約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を予防できると報告されておりますが、小児につきましては1歳以上6歳未満の幼児では発病を阻止する効果は約20から30%で、1歳未満の乳児では対象症例数が少なく、効果は明らかにできなかったという報告がございます。当市の小児インフルエンザ予防接種助成の考え方につきましては、現在法律の位置づけがなく、現段階での助成はこの予防接種が主に個人が予防目的に行うものであり、希望する場合にのみ接種を受けるといふものである性格から、助成支援については今後の国の動向を見据えてまいりたいと考えており、残念ながら現在実施する予定は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな項目4点目のAEDの普及について御答弁を申し上げます。さきに佐々木寿議員の御答弁と重複する部分もございますが、本市における配置状況と配置数につきましては、現在名寄市内に名寄、風連両庁舎、市立大学などの市関連施設等に14台、それから市内高等学校に4台、医療法人の病院に2台、老人保健施設に2台、金融機関に2台、企業の工場に1台、合計25台が設置され、一般市民や従業員の緊急時に備えております。今後の配置予定といたしましては、ことしも昨年に引き続き民間の法人から多額の御寄附をいただきましたので、その意思を受け、ことし11月を目途に市内5つの中学校にAEDを配置する予定となっております。AEDの整備に当たりましては、このほかにも御寄附がございましたので、今後は小学校配備にも範囲を広げ、計画的に整備を進めてまいります。

心臓や呼吸のとまった人の手当ては一分一秒を争うこととなります。まずは119番通報をする

こととなりますが、救急車が到着するまでの間そこに居合わせた人による心肺蘇生法とAEDの使用が生存率を大きく左右することとなりますので、今後も講習会への取り組みと機器整備に努めてまいります。

次に、救急法講習会の推進状況の計画でございますけれども、消防署では一般市民、AED保有施設関係者を対象といたしまして依頼による講習会を平成18年度は25回実施、485人の受講がございました。今年度も9回実施いたしまして193人が受講したところでございます。消防署の講習会のほか、名寄地区救急法日赤奉仕団では平成18年度には救急法講習会等を3回実施したところ56人の受講があり、AEDの普及啓発のための体験セミナーや短期講習には68人が受講されたところでございます。今年度は、現在までにAED基礎講習1回に12人、普及啓発の体験セミナー2回に37人が受講されており、今後の予定として定員30人の救急法講習会を1回、体験セミナー1回を計画しております。また、名寄市立大学では教職員を対象としたAED講習会を平成18年度2回に40人、平成19年度も1回に20人で実施したほか、授業の中で社会福祉科、看護科の学生にAEDの講習を実施し、平成18年度には100人が参加、今年度も授業中の講習を予定しております。さらには、今年度配置を予定しております市内各中学校の教職員に対する講習会は、教育委員会と調整をしながら実施してまいりたいと考えておりますし、要望があれば生徒を対象とした講習会にも取り組む考えでもおります。いずれにいたしましても、そこに居合わせた人が一刻も早く適切な処置をすることを求められますので、今後も講習の普及啓発に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私のほうからは大きな項目3番目、公共施設の多目的トイレ改

修についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、苦情についての御質問でございます。建物に対する苦情は、直接的にはないというふうに承知をしておりますが、公園内のトイレにつきましては衛生上での苦情が市のホームページに1件書き込みがございました。

次に、市の公共施設における多目的トイレの設置状況であります。完全に整備されている施設は限られておりまして、必要とされている公共施設、建物71施設中31施設、68カ所に設置されております。公園は37公園がありますが、そのうち36の公園にトイレが設置されておりました。そのうち多目的トイレが設置されているのは5カ所でございます。これは、主に身障者向けの多目的トイレというふうになっております。

続きまして、公共施設における多目的トイレの考え方ではありますが、現在建設中あるいは今後建設する建物はすべて多目的トイレは不可欠だというふうに考えているところでありまして、既存での対応はこれまでも市民要望などでトイレの改修を実施してまいりました。今後につきましても施設内のスペースあるいは構造物の問題もありますが、できる限り対応をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

なお、市役所1階のトイレであります。市役所は、風連庁舎につきましても専用のスペースを持って対応しておりますが、名寄庁舎につきましても完成当初からバリアフリー対応にはなってございませんでした。これまでは改修によりまして、3階だとか4階のトイレを改修してきたところであります。1階のトイレは、建設当初職員用のトイレとして使用されておりましたので、最小限の面積でしか確保されていないことと周辺の構造が耐震壁に囲まれているため、解体を伴う改修ができないと、このようなことから現在に至っております。しかし、かなりのお客様が1階のトイレを使用している実態がございますので、来年度に向

けてトイレスペース及び通路など、全体的な再調査をいたしまして、事業計画を見直す中で来年度に向けて可能な限り対応をしてみたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 答弁いただきましたので、再質問と要望をしてみたいというふうに思います。

まず、お昼も近いので、最後のトイレの部分から最初にお話ししたいというふうに思います。6月定例会終了後ある方から、名寄市役所に申請物をとりに来るのに来ましたと。そして、一番最初来てトイレに入ったそうです、女性の方なのですが、そうしたら、あそこの女性トイレは和式しかないようなので、そして終わって立とうとしたら、やっぱりふだん自分のところもそうなのだけれども、環境が変わったのか、またお年寄りですから、やっぱり足のひざだとか何かの状況もありますから、立てなくなってしまったというのです。何十分も待ってから美装の方が来て助けていただいたというお話をお聞かせいただいて、何とかそのような状況にしないようにはできないのかなという部分で今回質問をさせていただきました。

ずっと公共施設のトイレを見させていただきました。風連庁舎は、男のほうに和式が1つ、そして洋式が1つ、女性の和式が1つ、洋式が2つと。ここには、手すりは横手すりだけついていました。縦手すりはなかったようです。障害者用のトイレも設置されていたのですが、左下半身の人はちょっとやりにくいなという部分の感じもいたしましたし、身障者用の看板が見えにくいという、あそこに初めて行った人だったら、あそこにトイレがあるというのはわからないというぐらい看板がなかったなというふうな感じがしました。また、風連の福祉センターも行ってまいりました

けれども、ここは手すりがついておりましたが、男は和式1個、洋式1個、女の方は和式1個、洋式2個、手すりがついていました。名寄の福祉センターも完璧になっておりましたけれども、文化センターは男は和式が3個、洋式が1個、女性は和式が8個、洋式が2個、手すりはありませんでした。しかし、身障者用のトイレは左右つけられるような形になっておりましたし、手すりもついておりました。しかし、名寄の市役所、ここが一番問題であります。本当に見させていただいたら、男のほうは洋式1つがありまして、女性のほうは和式が1個と。手すりも何もついていない。なぜ女子トイレがこんなに詳しいのかと。私が入ったわけではないです。妻も一緒に行きましたので、御安心いただきたいというふうに思っております。何か私が見に行ったというふうに思われたら困りますので。

そして、見た感じ、やっぱり名寄の市役所の1階にしっかりしたトイレがない。普通は、デパートや何かというのは、女性に買い物に来てほしいだとか何かがあるとトイレを完璧にするわけなのです。私は、名寄と風連が合併して、この庁舎が新しくなるとは感じませんし、市民もきっと今のこの財政状況では新しくせいななんて言う方もおられないというふうに思っておりますので、本当に今の現状の中でやはりしっかりしたトイレをつくっていく以外にないなというふうに思っております。

そして、先日お聞きしたら、身体障害者の方や何かは職員がエレベーターに乗せて2階まで連れて行ってトイレをしていただくようになりますと。私は、それは逆だと思うのです。やはり建物の入り口にトイレがあって、障害者の方というのは、普通は障害者の方は一番近くに障害者のトイレがあって、そして普通の人のトイレが奥にあるというのが福祉の立場の部分だというふうに思っておりますし、これから高齢化社会になる中でこのトイレというのは、いろいろ改善はされてはきてい

ますけれども、やはりこの女子トイレは早急に改善しなければならない部分のように私は感じておりますし、できればあそこを改善できないのであれば、本当にもう建物が耐震構造でさわれないというのであれば、私はさわれない部分の選管のあった敷地のところに別個に多目的トイレを、障害者トイレを設置するだとか考えていかない限り改善されていかないのではないかなという部分を感じるのですが、その点を1点お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） トイレにつきましては、建設水道部長がお答えを申し上げたとおりなのですが、1階のトイレにつきましてはこれまでも検討をした経緯がございます、やはり建物構造上の問題ということでなかなか難しいという、こういうことでエレベーターを結ぶ昇降機を設置をしまして3階、4階のトイレを改修するという対応をしておりますけれども、1階のトイレが市民の皆さんの利用が多いというのも事実でありますし、また改修がされていないということもまた事実であります。

1つは、ピロティーの車庫の部分を改修してという検討もしてまいりましたのですが、あそこもやはり耐震構造上非常に厳しいということで、かわりのスペースとしてはかなり窮屈な中での対応ということで、果たして別の場所に求められるかということも1つ検討しなければなりませんし、あるいは最善ということには至らなくても次善と申しますか、和式を洋式に変えるなり、あるいは手すりを設置するなり、さらには緊急用のベルであるとかインターホンみたいのを設置して連絡をしっかりとれるようにするとか、そういったことも含めてぜひ検討させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に早急に対応していただきたいというふうに思います。1階のトイレは構造上、火事の際に煙がいかないだとか、

そういう部分の壁だとか、耐震用の壁だとか戸、ドアがあるものですから、なかなか難しい部分があると思いますけれども、やはりこれからの公共施設の部分ではやっていかなければならない部分だというふうに思いますので、この辺早急に対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、インフルエンザの助成について質問いたします。まず、私がお聞きしたときには、なぜ旭川へ行くかという部分であります。もう紛れもなく金額です。近いからどうのこうのではない。生活上、4人の子供がインフルエンザ接種をすると、先ほど18年度では3,000円の2,100円ということでした。そうしたら、2万400円ですか。でも、旭川の場合は平成17年度のとき800円だったのです、旭川A病院では。去年1,500円に上がったそうです。B病院では、平成17年も18年も1,200円だったそうなのです。

私は、この違いは何なのかなというふうに、私もど素人ですから、余りわからないのですが、きっとインフルエンザのワクチンというのが1本あって、そして10ミリグラムの中で大人は大体半分ずつ使うと思います。そして、子供はこの半分のうちの幼児が2ミリ、そして小学生3ミリで対応されているというふうに思うのです。そして、この1ミリのものはそんな高くないというふうにお聞きはしております、金額は言えないのですが、それで、きっと私は旭川はそのような対応、また大きい病院だったら一般経費だとか、また職員の数によっても人件費だとか、いろいろあると思います。私は、きっと個人病院でそんな大きくない病院ですから、一般管理費も少ない、そして職員も余りいないのではないかなというふうに思いますから、安いのかなというふうに思うのですけれども、その辺の料金の対応というのはできないのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今御質問にござ

いましたけれども、名寄市立総合病院の料金につきましては先ほどお知らせいたしましたとおり2回接種の場合は5,100円かかるというふうに現在なっております。

それで、従前どうであったかという部分でいうと、乳幼児の2回接種の場合につきましては8,940円の料金をいただいていた経緯がございます。さらに、この辺の近郊につきましては土別、それから下川、美深とも大体似たり寄ったりな料金をいただいている経緯がございます。

インフルエンザの接種料金につきましては、答弁の中でも触れさせていただきましたが、自由料金というふうに設定をされている状況でございまして、保険診療であれば点数が設定されておまして一定の料金に定まるわけでございますけれども、インフルエンザ予防接種料金につきましてはそのようなことがないわけでございます。市なり保健所なり医師会等で一定の料金設定についてつくるといような動きにつきましては、公正取引委員会が法に触れるとして実は認めておりません。通常の価格設定につきましては、診察料ですとか注射の費用、それからワクチンの保管料、損料についての費用を加えて設定をしているというふうに理解をしております。

さらに、市立病院等につきましても料金設定を引き下げていただいた経緯等がありますし、インフルエンザ予防接種を受けていただく際には予約制をとっております、一定程度人数を集めながら接種をしている状況がありまして、その中で有効に注射液の活用がなされているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今自由診療ということで、各医師会で決められている部分であるというふうに言われまして、やはり保健所や何かから指導をするとそういう公取の部分であるという部分なのですけれども、医師会で決めるのであれば、

私はもうちょっとお安くなるような形で何とかならないのかなという部分の、だから先ほど自由診療と言ったのですから、市立病院がそうしたらこれぐらいにするよと言ったら何とかなるのかなという部分はならないのでしょうか。私は、本当にもう自由診療であれば、ある程度この福祉のまち名寄、子供のために、もしその子が肺炎だとか気管支炎を併発すれば、入院して月25万円から30万円の国保だとか保険がかかるわけなのですよね。そういう部分を対応する。きっと私は、このインフルエンザというのはやらない方もいますし、やる方もいます。本当に子供が、やっぱり親としては、ことはインフルエンザにかかってあんなつらい思いをさせたらかわいそうだという部分でこのインフルエンザ接種をさせるというふうに考えておりますから、希望の接種にしろ何にしろ、私はこの接種料を安くしてなるべく医療機関にお世話にならない、この国保を余り使わないというのが最善の策ではないかなというふうに思うのですけれども、その点をもう一回よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどの答弁の中で、私の説明が悪かったかと思いますが、医師会も含めて統一した料金を定めることが公正取引委員会の指導を受けることになってしまうということございまして、市、保健所、それから医師会で決めても統一料金を決めることについてはできないというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

インフルエンザの予防接種につきましては、流行蔓延という部分と、それからお子様のインフルエンザにかかった場合の重篤化を防ぐという2つの面を持っております。今議員のほうからお話がありましたように、かかった場合の重篤化を防ぐという意味では、かかった場合には有効なものというふうに思っております。そういった意味では、市としても何らかの対応という部分についてはわ

からないわけではありませんけれども、全道的にも非常に取り組みとしては少ないのかなというふうに思っているところがございます。

一たんかかりますと、国保会計なり健康保険組合等々で相当な支出があるわけでございます。先ほども申し上げましたように、健康保険組合ですか、企業の健康保険組合ですか、一部の自治体の中にこの制度について保護者も含めて支援をしているところはあるのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 先ほど助成できないというお話でしたけれども、本当に助成できないのであれば自由診療の中で、やっぱり名寄市として病院を抱えているわけですから、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

その行っている方、6人いたのです。子供も何十人もその家で遊んでいました。その話を聞いたときに、そこのグループの方は皆さん旭川へ行っていました。本当に私は、なぜ名寄にこれだけの素晴らしい医療機関があるのにそちらのほうに行くのかなと。1人ぐらいでしたら5,100円でいいと思います。3人、4人、5人、子供がいたらやっぱり2万円にもなります。旭川に車で走ってもある程度予算組みできるという部分でやっていますので、その辺もう一度御検討いただいて、ぜひ子育てに優しい行政の対応をお願いいたします。

次に、マタニティマークのことについてお尋ねいたします。今財政措置がとられて、ことしからマタニティマークが配付されておられるということで安心いたしました。私もちょっと見せていただきましたけれども、本当に素晴らしいものであります。このマタニティマークなのですが、なかなか世間の人、全然わかっておりません。それで、妊婦には行っているけれども、ほかの人には行っていないので、席を譲ってくれないとか、周りでたばこを吸っているのをちょっとお聞きしたものですから、ぜひこのマタ

ニティマークの普及を広報でやられる、またポスターでやられているようなのですけれども、ぜひ広報だとか等の部分で一般の方々への普及を要望いたします。

最後に、AEDについてお尋ねいたします。まず、先ほどの佐々木寿議員のお話で個数や何かは大体把握しました。そして、民間の方々の御努力で今回中学校にやっと5台入って安心できるなどという感じもいたします。ちょうど6月に定例会、私と岩木議員が一般質問の後に、名寄中学校で野球の練習をしている最中にグラウンドの近くの鉄塔に雷が落ちたそうです。そして、ちょっとその爆音で病院に担ぎ込まれたのですけれども、本当にその近くに落ちなかったのが幸いかなというふうに思っております。そういうときにやはりこのAEDがあれば、何とか心臓のとまった方でも回復させられるというふうに思っております。

まず、設置数は大体わかりました。そして、名寄新聞を見まして、貸し出しの部分も何カ所かあるということで、その貸し出し状況をちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。また、貸し出しの際、AEDの講習を受けなければ貸し出していただけないのか、その辺もお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） AEDの貸し出し用につきましては、名寄庁舎の社会福祉課に1台と風連庁舎に2台を貸し出し用として設置しているところでございます。現在までの活用状況につきましては、このたびのはJ Cが中心として行われました「愛は地球を救う」でしたか。イベントがあったと思いますが、その際に貸し出しの申し込みがありまして御活用をしていただいたところでございます。使用例はございませんでした。私どもAEDをお貸しするに当たりましては要綱を持っておりまして、その中では一応適任証を、受講済みの証明書を提示していただくということをもとに貸し出しをさせていただいております。

実績としては、まだ現在までその1件しかございません。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） その中で、やはり講習会を受けなければいけないという、貸し出ししていただけないという部分であります。これは、AEDは講習会も必要です。本当に緊急のとき、だれかが倒れた、そうしたら何ば音声で全部教えていただけるといってもとっさにできない部分もありますので、講習は重要でありますし、この講習なのですけれども、やはり貸し出しのとき、その方がもしないときだれがやるのか。そういう部分では、やはり講習会をどんどん、どんどん広めてある程度やれる方をつくっていく。その配置されたところだけに講習会のメンバーをつくるのではなくて、一般市民にもやっぱり普及していただいたほうが私はいいと思いますし、今回中学校に配置されることで日進の風連小中学校にも配置されます。智恵文にも配置されることになりまして、その中でやはり智恵文、日進となると何か救急があった場合、きっと6分以上かかってしまいます、救急車が行くまでに。そのときの対応としては、AEDが日進小中学校に1台あるよと。そうしたら、あそこのおばあちゃんが倒れたと、心臓がとまったと。では、そこに借りに行って3分で帰ってこられるのです。処置できます。6分で救急車が来たときに、それからの対応が早いということもできると思うのです。その地域の方々にも講習会の普及をするというのも大事でありますし、それを推進する考えはないのかどうかもお知らせいただきたいというふうに思います。

まず、先ほどホームページで市民に各AEDの場所を周知いたしますというふうに言われておりました。私は、周知するのであれば何々中学校、AEDの場所はここにありますという地図を周知したほうが正解だと思うのです。あそここのところに行ってもどこにAEDがあるのかわからない。

操作するのに、探すのに1分以上かかります。1分10秒、15秒の世界なのです、このAEDを使って助けられる世界というのは。私は、ホームページは場所ではなくて、場所と市役所なら福祉事務所のここに置いてあります、そこまで丁寧にやるのが本当ではないかなというふうに思いますけれども、この2点をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員のお話にありましたように、地域においてAEDの取り扱いについてなれていただくというのは非常に重要なことと考えております。従前AEDの配置が少なかったために、現実のものとして住民の皆さん方がAEDの操作にかかわる意欲というのでしょうか、そのようなものについては余り見られなかったのかなと。他人事というふうに思われていた経緯もなきにしもあらずというふうに思っております。一定程度中学校に配備が進み、さらに今後計画的に小学校にも配備していきたいと考えておりますので、地域におきましてもAEDが身近なものになってくるというふうに思っております。そういった意味では、意識不明者なり心停止の方につきましては、まず気道の確保ですとか、さらに呼吸がない場合については人工呼吸、AEDをかけた後についても心マッサージ等の心肺蘇生法が必要になってまいりますので、それらを含めた正しい応急処置というものがあわせて必要になってくると思っておりますので、地域ともよく御相談をさせていただきながら適切な機器の操作を含めた救急法の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目になりますけれども、地図等で設置場所だけではなくて、どこに置いてあるかも含めて表示すべきだというのは大変貴重な御意見というふうに思っております。現在流れといたしまして、市で設置している部分と民間の企業が独自に設置している部分があるということは先ほど答弁の中でも触れさせていただきました。私ど

ものほうで情報として、どこの位置といたしますか、だれのそばにあって、だれが管理しているという情報は、実は市の部分については持っております。さらにそれを深めまして、議員のお話があったような体制がとれるかどうかも含めて、ぜひこの部分については勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野寺一知識議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） このAED、本当に素晴らしいものであります。私の娘も前回言いましたけれども、本当に心臓が停止して、この除細動器で今生きておりますし、体に除細動器が入っております。本当に中学校ぐらいから人間の体は変わってきますし、そういう部分でこのAEDが名寄のまち、また学校、いろんな部分で普及されることを要望としてお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知識議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安心、安全な水確保について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

安心、安全な水確保についてお尋ねいたします。本年度は、雪の降雪量が非常に少なく、そして6月25日からの25日間、全く雨が降らなかった。7月の1カ月間の雨量は13ミリ、8月においても65ミリと近年まれに見る非常に少なさでした。日進橋を通るたびに川の水位がどんどん、どんどん下がっていくのを見て、非常に渇水ということに心配を覚えた一人でございます。

9月に入り、名寄市は報道機関を通じて水道を大切に使うしてほしいということで市民に呼びかけをいたしました。しかし、名寄の水は1日7,500トン、これは川の水から水源をとっている以上貯水ということはできません。備蓄できるのは1日分だけだそうです。ということは、市民に水道水を大切に使うと訴えても川の水がなくなれば、どう対処することもできないのが現実でございます。

中越沖地震、そして9月、台風9号、北海道も道東のほうは大変な被害でしたが、群馬県南牧村においては道路が遮断され、水道がいまだに出ておりません。そういった被災を受けた地域におきまして一番何が大変か、何が欲しいかというやはり水、人間が生きていく上で非常に貴重な水というものの大切さをいろんなマスコミ等を見て私も実感しております。名寄市におきましては、この浄水場で渇水に対する対策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

また、市政クラブと緑風クラブで上水道、下水道を視察させていただきました。私も小学校のとき浄水場の見学に行っていて以来、三十数年ぶりで浄水場に入りましたら、今は全然昔と違う素晴らしいコンピューター管理をされ、市民に安心、安全な水を供給するために努力されている姿を実感してきた一人でございます。そして、原水の中にはメダカが10匹から20匹泳いでおり、やはりこのメダカというのは非常にそういった農業であるとかいろんな物質に敏感で24時間きっちりとそれを監視しているという、この浄水場の素晴らしさを実感した一人でございます。本来ですと、本日午前中市民見学会で上水道、下水道の視察だったのですが、残念ながら市民の募集が少なく中止になったと聞いております。ぜひ市民の皆さんにもこの場をおかりして、この名寄市の安心、安全に上水道が取り組んでいる姿をぜひ見ていただきたいと思っております。

さらに、今回の渇水で非常に水かさが減り、こ

の9月の雨がなければ、ひょっとしたら市民の皆さんに水圧の減による御不便をかけたかもしれません。その水の量の少なさということによる水質に対する影響はどうであったのか。異臭であるとか、濁りが出たとかいう、そういったことはなかったのかもお知らせ願いたいと思います。

さらに、もう一点、危機管理についてでございます。こちらのほうは、皆さんも御存じのとおり北見市で起きました6月、7月、2回にわたる断水でございます。濁り水、濁水を給水してしまい、そのことにより大きな断水を起こしてしまった。9月の新聞では、北見市はそれを人災である、本来であれば防ぐことができたことであるというふうに断定したと報道機関を通して見ました。これは、50年、100年に1度起きるか起きないかのこともかもしれません。名寄市も50年、100年に1度の洪水に備え、ハザードマップをつくっているわけですから、当然名寄市の水道局といたしましてもこの大雨、濁り水に対する対処のことはしっかりやっていることと思いますので、この北見市で起きた人災と認定されたことは名寄市においてはどのような対策で、こういったことは起きることはないと思いますので、そのことを明言を求めたいと思います。

次、2点目、危険家屋についてでございます。この危険家屋、このごろ特に市民の皆さんから私のほうに町中で非常に危ない家が目につく、これを行政としてどう対処するつもりなのだという問い合わせが多々あります。名寄市は、平成13年度に空き家の実態調査ということをしております。そのときのデータを見ますと、何と旧名寄市にその当時に130軒、そして6年以上空き家のまま放置されている軒数が66軒、33%が長期にわたり放置されているということでございます。過去には超法規的な、避難的な措置として撤去作業を行ったという名寄市の事例はございますが、やはり行政としては民事に介入しないという鉄則がございまして、これは、全部行政がやるということ

にはなりません、やはり市民の安全、そして建物に対する被害、そういったことに対するそれを守る行政としての対応はどのように行っているのかお知らせください。

また、その空き家につきましては、やはり衛生上非常によくない、防犯上もよくない、これから冬を迎えて屋根からの落雪で住んでいない家の雪が落ちてきて私どもに非常に迷惑がかかっていると、そういった苦情があります。そういった対策についてどのようにとらえて、どのようなことを行っているのかお知らせしていただきたいと思っております。

また、名寄市が新名寄市となり、旧風連町の空き家対策、13年度から19年度まで6年たっておりますので、どのような行動をなさってきたのかお知らせいただきたいと思っております。

本当に自分の財産がその空き家のことによって壊されたりする、その所在はどこに訴えたらいいのか、非常に大変な問題ではございますが、空き家対策とともに、今皆さんも名寄のまちを歩いてみますと本当に目につくと思っております。そういった危険家屋についてどうとらえているのかをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、遭難者の救出についてでございます。本年6月30日、名寄市においてもまたことしもピヤシリのタケノコトりに入られた方が遭難された。そして、その次の日、何とか見つかって、低体温ではあったけれども、人命はよかったという非常にうれしいニュースがありましたが、この遭難者救出について、だれも遭難しようとして山に入っているわけではございません。ひよんなことからそういったことになってしまうという現実もありますので、やはり行政としてもあのピヤシリのタケノコは皆さんで楽しんでくださいと開放している場所でもございますので、やはり予防も必要でありますし、対策も必要であります。そういったことを行政としてどのようにとらえているのかお知らせ願いたいと思っております。

さらに、こういった1回の救出について一体どれぐらいのお金がかかっているのだろうか。私もこれ全然想像もつきません。そういったこともちょっとお知らせいただきたいと思います。

さらに、この出動に対する要請の段取りはどのようなになっているのか。そして、名寄は駐屯地を抱えるまちとして自衛隊にも要請をしていると思います。本来であれば上川支庁、道を通しての要請でございますが、名寄市と自衛隊の本当に日本一の関係のもと、自衛隊は率先して今回の救出にも参加し、午後からもさらに人員をふやしてやっていただいたと、人命がそのおかげで助かったと、本当に感謝する次第でございます。その自衛隊への対応についてもお知らせください。

さらに、道内他市町村はこの遭難者の救出についてどのような対策をとっているところがあるのかもお知らせいただきたいと思います。

さらに、これは出動要請で市の職員、そして消防団といった方々がまず救出に当たるわけですが、やはり自衛隊の訓練された体力、経験と違いました、私が思うにこれは素人が救出に行っていると思うのです。やはり名寄市の職員のこういった出動要請をした場合、職員に対し遭難者の救出のマニュアルであるとか救出に対する注意事項、そういったことは職員にどのように徹底されているのかお知らせいただきたいと思います。

世界遺産の知床で、遊歩道で散策中であつた地方からの観光客が行方不明となつてもう一月となります。あの観光の遊歩道でさえ、こういった事故に巻き込まれる。ほんの気の緩みがこういったことになると思います。ぜひこういった遭難者に対することに関しても名寄市としてもしっかりとしたルールづくりが必要であることを申し上げ、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま岩木議員のほうから大きな項目で3点にわたつての御質問をいただきました。1点目につきましては私の

ほうから、2点目につきましては生活福祉部長より、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目でございますけれども、安心、安全な水確保についての御質問でございます。初めに、浄水場の渇水対策についてお答えを申し上げます。名寄川では、ここ数年6月から7月にかけての2カ月間の降水量が大きく減少し、特にことしは8月を過ぎても異常な少雨になっており、この影響で名寄川の水位も大きく低下したところでございます。こうした渇水により名寄川の水質悪化も懸念されますが、この状況のもと異臭などの発生に対し、浄水場では活性炭を用いた特別な処理で対応を行っております。真勲別頭首工の管理規程では、安定的な取水を図るため最低限必要となる計画取水位を決めて管理を行っており、万が一この計画水位を下回つても配水には余裕があり、すぐに取水制限に至ることはありませんが、このような状況が続くようであれば新聞などを通じて広く市民の皆さんにお知らせをし、改めて水の大切さを考えていただくよう啓蒙を図つてまいります。過去にこのような例はありませんが、水位が下がり続け、最悪取水に影響が及ぶ場合には各利水者間で取水量の調整を図り、また取水量を抑えるための市内配水管の減圧を行つて対応を図ることになります。おかげさまで7日から10日までの降雨量で20センチほど水位が回復し、当面安定取水が可能となったことに安心しているところでございます。将来的には、サンルダムにより安定的な河川水量の維持と水質の改善が図られることに大きな期待がありますが、今後とも利水者間との協議も図りながら適切に取水が行われるよう管理を行つてまいりたいと思います。

2点目の次に危機管理についてでございます。名寄市地域防災計画に基づき、大規模災害や事故等における水道被害を想定した予防対策及び応急復旧に係るマニュアルなどの策定を行つております。緊急時における応急対策活動では、浄水場におけ

る危機管理体制として、大雨などによる水源水質の悪化に対応して浄水場における緊急運転操作マニュアルを策定しております。名寄地区に配水を行っている緑丘浄水場では、毒物に対する自動監視装置や多くの水質監視装置を導入し、水質悪化の速やかな検知とそれに伴う取水の自動停止システムを採用しており、二重の安全対策を図っております。現在名寄及び風連地区それぞれの浄水場における貯水能力は、万が一の取水停止があっても20時間にわたる給水が確保されます。第2期拡張事業では、平成25年までに緑丘浄水場からの配水管が風連浄水場の配水池へ接続され、供用化が実現される計画となっております。緊急時にこうした配水施設を活用し、風連浄水場を予備施設として運用することも計画しながら、断水被害の予防や被害程度の最小化を図ることとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目の2、危険家屋について、

(1)、(2)をまとめて説明させていただきます。

空き家につきましては、夏の草刈り、冬の屋根の雪おろし、防犯等の問題があることは理解をしているところです。地域におきましても空き家については大変苦慮していると考えています。平成13年度に実態調査をしたところ、民間、公共、民間の事業所も含めて170軒程度の空き家があることが判明しました。空き家とはいえ、当然所有者に管理する責任があります。しかし、実態では本人が死亡していたり、または遠くに住まいを移していたり等の問題、空き家を整理するためには産業廃棄物として適正な処理が求められておまして、坪当たり3万円程度の費用がかかり、一戸建てのうちで100万円以上かかることになり、大きな経済的な問題が立ちふさがっています。さらに、相続の問題などが重なり対策には大変難し

い状況にあり、即対応できていないのが現状であります。

本年に入り、1軒については所有者に対し、地域からの強い要請によりまして解決を見た事例もあります。もう一軒については、所有者が死亡しておりまして、今現在相続登記を促しているところですが、なかなか思うように進まず、危険な家屋でもあり、早急に対応していただくよう強く要請をしているところです。このほか13年の調査以降、それぞれ持ち主の方で年間に一、二軒程度解体が進んでいる事例も聞いておりますが、170軒という大きな数の中ではさほどの解決にはなっていないというふうに認識をしております。個別の相談をされました案件につきましては、かなり時間をかけての指導も含めたことに対して、時間はかかっておりますが、地道に作業を進めてまいりたいと思っております。今後においても町内会と十分連携をとりながら改善を進めてまいりたいと考えております。

さらに、旧風連町との合併によりまして、風連地区のデータは今手元に持っておらないものですから、再度空き家の実態調査を実施するとともに、他市町村においても同じような問題を抱えておまして、行政は民事不介入という原則の中でなかなか手が出しづらい状況もありますが、他市町村の状況等も調査しまして参考にしてまいりたいと考えているところです。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、遭難者救出についてお答えをさせていただきます。

初めに、遭難事故防止対策についてお尋ねをいただきました。ピヤシリ山でのタケノコとりにおいて発生をした遭難事故につきましては、ここ数年でも平成15年2件、18年1件、そして今年1件と起きております。この4件につきましては、幸いにして無事発見に至っておりますが、過去には死亡事故も発生しており、ピヤシリ山でのタケ

ノコとり遭難事故に対する予防と防止の対策を強化する必要があると考えております。

これまで行ってきた対策としては、まず遭難防止の啓発ということで6月の市広報で啓発記事を掲載をし、またピヤシリ山入り口付近に遭難注意の看板の設置を行ってきております。また、6月中旬から7月下旬のタケノコとりシーズン中はピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託の中で観光道路の巡視を行い、遭難防止を呼びかけております。今後に向けましては、一層効果的な予防、防止対策につきまして道内各地の事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、遭難救助の初期活動についてであります。名寄警察署から事故発生第1報が入りますと防災担当職員から副市長を初め関係部長を含む市職員及び消防署、上川支庁、自衛隊名寄駐屯地に連絡をとり、速やかに現地対策本部を設け、市、消防署、警察署、駐屯地等の担当者が連携をして捜索活動に当たることとなります。

次に、自衛隊名寄駐屯地の出動につきましては上川支庁を通じて出動要請を行う手続となっておりますが、緊急を要する場合には直接市から隊員の派遣を依頼をしまして事後手続をすることが認められておりますので、名寄市としては事故発生第1報が入った段階で駐屯地の担当窓口にて電話連絡を行うことによって、現地対策本部への参加を含めて迅速かつ有効な初期行動が可能となっているものと考えております。いずれにいたしましても、ピヤシリ山遭難救助活動における名寄駐屯地隊員の存在は極めて大きなものがありまして、現に今年の事例におきましても駐屯地救助隊によって遭難者が発見され、救出されております。今後につきましても駐屯地の支援なしには実効ある救助活動は困難でありますので、状況に応じて出動要請を行っていくことになろうかと考えております。地域の防災や災害救助活動も駐屯地の役割の一つと伺っておりますので、一層連携を図って

まいりたいと考えております。

また、市の職員が捜索活動に参加するに当たって、経験不足からきます二次災害等の危険回避を含めた対応につきましては、捜索隊の編成の中で役割分担をして、また現場での体調確認など緊急時の対応をしておりますが、関係機関とも協議をする中で今後の対応についても検討してまいりたいと考えております。

次に、自己責任についてもお尋ねをいただきました。この種の遭難事故防止につきましては、本人の自覚により事故防止を徹底することがみずからの身を守るためにも必要不可欠でありまして、その意味からも当事者の自己責任が問われるものと考えております。

捜索費用についてであります。本年の事例につきましても直接的な経費だけでもおよそ150万円になります。出動した捜索隊員は、2日間の延べ人数で市役所80人、警察署30人、消防署70人、自衛隊100人、その他25人の合計300人強になりまして、それら捜索隊員の食事費用、市職員の時間外勤務手当、消防職員の出動手当及び時間外勤務手当、消防団員の出動手当に要した費用であります。このほかに出動車両の燃料代のほか、札幌から出動いただきました道警ヘリコプター、防災ヘリコプター各1機、それから自衛隊のヘリコプター3機の燃料代などが今回の救出活動に伴う費用として押さえております。なお、捜索隊の食事費用につきましては御本人からの申し出によりまして御負担をいただいたところでございます。

次に、遭難者の費用負担についてであります。美深町がことしつくりました遭難事故対策要綱を見ますと、遭難者またはその家族等の費用負担に関する規定が入っておりまして、食料費や諸雑費等の実費相当額を負担することになっております。この種の要綱を道内で最初に設けた旧大野町を初め、当該市町村のお話をお聞きしますと、こうした遭難者の費用負担のルールを明らかにすること

によって、山菜とりに入る方々の事故防止意識を高める上での間接的な効果を期待してこうした要綱を設けた背景もあるようでありますので、名寄市としてもこの機会にこの種要綱の整備もぜひ検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

まずは、水の確保についてでございます。ただいま御答弁いただいた中で、やはりさらに湧水が続くと減圧をして各家庭への水量を調節しなくてはいけないという答弁がございましたが、この減圧することによって市民に注意することもたくさんあると思うのです。この減圧することによって市民に安心、安全な水を届けるための影響というのはどのようなことが考えられるのかお知らせください。

さらに、今回北見の1万倍に及ぶ濁水が本当の想定外で出たわけですが、名寄市においては濁度がどの程度で浄水処理をするということが決められているのかお知らせしたいと思います。

本当に水、飲み水がないということは、非常に住民に不便をかけるわけでございます。いざというときにどう対処できるのかがこの危機管理であると考えております。このごろのテレビのコマーシャルで皆さんも見ている方もいるかと思いますが、公共広告機構の宣伝、「しているを、しているへ」、環境について水の垂れ流しであるとか、電気をつけているのをまめに消そうと。やはりこれは、マニュアルとして知っているというだけではなく、それを本当に実際にできるかどうかというのが非常に大切なことであります。この命を守る水に対しては、本当に細心的な注意を払っていただいて取り組んでいただきたいと思います。いざというときの対応について本当に細かな注意を払っていただきたいと思います。

さらに、災害もそうですけれども、やはりこう

いった方が一濁水で市民に迷惑をかけるというような状況になった場合の対策ですが、高齢者であるとか、ひとり暮らしの方であるとか、やはり飲み水の確保のためにも私は水、ペットボトルでの備蓄ということも検討すべきではないかと考えておりますが、ポリタンク、パックでの保存に対する考え方がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

さらに、この水道水というのは非常においしい水といいますか、検査が非常に厳しい。50項目にわたる検査をして市民に水を流していると。皆さんが安心だと思われて飲んでいるペットボトルというのは18項目しか検査項目がないわけです。ということは、いかに水道水は安全であるかということがここにわかるわけでございます。札幌におきましては、札幌の水が何と昨年度29万本、500ミリリットルで売れているそうです。防災的な貯蓄としての水の確保とともに、名寄市も私も今ちょっと考えてみたのですが、ピヤシリからの贈り物とか、サンピラーの恵みとか、そういった感じで名寄市のおいしい水を全道、全国にPRし、水道水を皆さん使ってくださいと言っているわけですから。冷やして飲むと結構おいしいのですよね。ですから、名寄市をPRするためにこの水道の活用ということももっともっと考えていったらいいかなと思っておりますが、その見解をお知らせください。

さらに、ペットボトルというのは非常に高いですね、商売的なものですから。ところが、水道水というのは何と2リットル入りのペットボトルで1円かかっていないと。ということは、やはり非常に安心で安全な水であるという、皆さんの御努力ですが、こういったことに対することをもっともっと市民の皆様にもPRして、上手な水道の使い方をアピールしていくことも必要だと思っておりますが、今までの数点についてまずお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） それでは、最悪

濁水によって各家庭で水が使えなくなったときのことでございますけれども、当然給水量を抑える必要が出てきます。そのときには、弁を閉めて圧を少し落とすということになりますけれども、そういったことをすることによって水道水の水質に悪影響を及ぼすおそれがあります。末端の給水栓の部分で出てくる可能性があるということで、そのことに対応しまして緊急給水に係るマニュアルに従いまして、給水基地よりタンク車で水道水を運ぶ、また個別に臨時給水体制も検討しながら、緊急給水として給水タンクや携帯用の給水パック、給水タンクといたしましたら1立方メートルのものを今現在6個備蓄してあります。それから、給水パック10リッター用のが現在1,500個用意してまして、行く行くは給水タンクを10個、それから給水パックを5,000個、こういった備蓄用に予備として計画的に配置をする計画であります。

そういったことで、できるだけこういうことがないことを想定しますけれども、万が一こういうことが想定されるとなれば、できるだけ早い時期に節水の呼びかけを市民の方々にお願いしたいと思います、そのように思っているところでございます。

また、危機管理に対しての北見の実例を出されましたけれども、名寄市におきましては大規模災害のマニュアルを作成しているところでございます。7点にわたり、この1点目には名寄市水道施設災害防止計画、2点目には名寄市水道施設大規模被害事故等対策計画、こういったことでの7項目にわたってのマニュアルをつくっているところでございます。

また、濁度でございますけれども、名寄の場合は1,000度まで可能ということで今のところは考えているところでございます。

また、ペットボトルにつきまして今後こういったことでこれからも検討に入れていかなければ

ならないのかなと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 和田上下水道室長。

○上下水道室長(和田 博君) 大変申しわけありません。ピヤシリの水を使う予定はないのかという御質問の中では、今の中ではちょっと……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 今副市長。

○副市長(今 尚文君) 最後に御質問ありました名寄の水として水道水そのものをペットボトルに入れて売する方法はないかということで、今浄水場を中心にして研究しています。実は、旭川が動物園にちなんで売って非常に売れていると。ちょっと選挙事務所の関係でもめましたけれども、しかし非常に売れているということなのです。御存じかと思えますけれども、今水道水は使用量が非常に少なくなってきました。実は、家庭でペットボトルでお茶を飲んだり、水を飲んだり、市販のものを買っていますから、それが即飲料用の水が減ってきているということがありまして、水道が実は苦戦をしております。したがって、今提案のありました安全な水を売るという立場でペットボトルを売らないかと、こういうようなことで、名寄ではつくれませんので、セールスもあるようでありますから、ぜひ検討したいなというふうに思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 岩木議員。

○8番(岩木正文議員) ぜひその水、名寄市のおいしい水をぜひ実現できるよう御努力よろしくお願い申し上げます。

もう一度、再度水の件なのですけれども、濁度が1,000度というイメージがちょっと申しわけない。私にはわからないのです。どれぐらいの汚れた水なのかと。それが今回北見では1万度という想定外のだったというので、とりあえず1,000度の大体の目安でいいです。どれぐらいの汚れ

ぐあいなのかお知らせいただきたいなと思っております。お願いします。

○議長（小野寺一知識員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 北見の1万度と申しますと、その土がおにぎりになるぐらいな状態、これが1万度ということで、1,000度ということになりましたら普通の河川、雨が降った後見たときに濁っているなど、そういった程度が1,000度ということになります。

以上です。

○議長（小野寺一知識員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） そうすると、普通の濁り水が大体ふだん取水できる程度だということですね。ということは、これは十分やはりそれ以上の濁り水が、濁水が起きる可能性というのはあるわけですから、今7つの項目に従ってマニュアルをつくったということですので、やはり危機管理というのはいざ何かあったときにふだんの行動、今までやってきたことが市民の安心、安全を守るということにつながっていただかなくてはならないと思っておりますので、本当に細心の注意を払い、ふだんより本当に市民の安心、安全な水のための御努力をお願い申し上げておきます。

それでは次に、危険家屋、空き家家屋についてでございます。本当にこれは、個人の財産という問題とそれをほうってしまった地権者の非常に難しい問題でございます。しかし、これもこれから先この過疎地におきましては、さらにふえていくことは予想されるわけです。そういったための、これ13年度のアンケートでも1年から3年、3年から6年、6年以上の空き家、6年たつとその家もやはり風とか突風とかで屋根があいている、今名寄のまちの中の危険家屋もあります。そういった現状を持ち主に知らしめるというか、何年たったらこうなっていますよという形でやはりその現実を知っていただくようなことは、これ行政としても安全を守るためにも必要だと思っておりますが、そういったことに対する今後の空き家対策

のルールをつくるというか、そういったお考えはあるのかなのか。

それと、個人的なことになってしまうのであれなのですけれども、やはり空き家として5年、10年、20年と置いているということは税務的な対策も必要になってくると思うのです。やはりこれらはみんながみんな、ほとんどの地主はしっかりとお金を払い、固定資産税も払っていただいきっちりやっているとありますが、中には空き家イコール固定資産税の未納者というようなことの割合というのがどれくらいあるのか、わかればちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今岩木議員から再質問がありまして、たまたま今でもまちの中で皆さん方、議員方も、かなり目立つ場所にありますので、それらもちょっと含めて具体的な事例の説明もしまして、今後の取り組み状況について説明したいと思っております。

1つは、13年当時から空き家になっていた状況がわかっておりまして、そのときから電話連絡、それから文書通知をして対応してまいりましたが、先ほど言いましたように産業廃棄物の処理の費用が相当多額にかかるということで、相続の権利を持っている方々が資産をお持ちになっていて解体費用を捻出できる方については、多少時間がかかっても連絡をとることによって解決してきたものも何件かあるかと思っております。

ただ、現実問題としまして、今の相続がこれだけ広範囲にわたって長い年月かけて相続が1回目の相続からさらに2回目、3回目と代がわりしているようなことも実はありまして、なかなか容易にいかないのが現実です。その一方で、その土地については売ればある程度の売却の利益が出てきまして、それを活用しての危険家屋の解体ということも同時並行で今現在強く申し入れをしておりますので、それが1つのまちの中における所有者がいなくなって建物だけ残っている部分について

は土地の売却処分、それから利活用を中心として対応することによって危険家屋の解体まで結びつけられるのかなと、そういう方向でそれらについては対応させてもらっています。

それから、税務課のほうとは今回の事例では相当連携しまして、税務課と市民課で相続の関係、それから生活安全担当から個別の方に相当執拗に連絡をするという形で危険家屋の写真もつけて実は送りつけています。それで、相続関係については個別の納税管理人という代行者の方にだけ対応していたのですけれども、相続関係の全体像がわかった時点ではそれぞれ全員の方に連絡をして、こういう危険な状態だということをやろうかと思っています。これについても戸籍を使ったり、他の市町村への照会事務をかけましてやるということで、相当時間と労力がかかるということで、余りたくさん数を一遍に処理できるというような状況にはないかもしれませんけれども、住民生活の安心、安全にかかわる大事な問題とっておりますので、個別個別の案件を進めてまいりたいと思っています。

それから、税の関係については、資産税のほうで地主が名寄にいないとか、建物の所有者が名寄にいない場合については納税管理人制度を使っておりますので、今ここにちょっと手持ちには……それと危険家屋との関連性についてはちょっとデータは持ち得ておりませんので、納税管理人をどれくらい設定されているか、そのうちうちの170件ぐらい持っているデータとの突き合わせをこれからの対策の一環として照合作業も含めて対応してまいりたいと思っています。

それから、最終的には先ほど言いましたように生活安全、税務課、市民課と関連する部署で情報がばらばらになっていることも実際問題あったと思います。今後につきましては、強力な連携を進めまして役所総がかりで対応してみたいなと思っています。簡単に解決はしないものですから、税務課からの通知を送る、うちは危険家屋の解体と

いうことで通知をすると。執拗に繰り返しやるということも大事かなと思っていて、行政の民事不介入という縛りの中ではできることは知れているのですが、そこら辺を中心に組み込んでまいりたいと思っています。

それから、建築担当とは建築基準法に基づく危険家屋の認定という形がとれるとすれば、それに基づく行政代執行、これらのちょっと検討も実はしたのですが、危険家屋の認定については第三者機関による認定も必要で、役所の都合だけで危険建物だということでの簡単な認定は難しいということもありまして、この辺も今回の実態調査が終わった後、具体的に代執行の関係でやっている例もあると聞いておりますので、どの程度の労力、どの程度の時間がかかるのかも含めて検討してまいりたいと思っています。

今議員おっしゃいましたように過疎化、高齢化が進展する中では、さらに年数がたてばただけ状況は悪化してくると思っておりますので、役所が持ち得る情報の共有と各課の連携によりましてできるだけ早く対策について、対応につきましては個別個別の案件ごとに速やかな連絡をさせてもらうことで町内会とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 本当はこの問題につきましては、個人の所有物との兼ね合いで非常に難しい問題だということは理解しております。昨日でしたか、テレビドラマ「生きる」というのを皆さんごらんになりましたか。あれもちょっと行政の余りにも極端な対応でしたが、やはり各部署協力し合い、たらい回しがないように共同し合い、こういった一つ一つの問題を早期解決するために協力してよいルールづくり、対策を今後とも頑張っていっていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

最後、遭難者です。私、今部長の答弁で150万円かかったと、そんなものかなと、ちょっと驚

きはしたのですけれども。本人も遭難しようと思
って山に入っているわけではありませので、な
ってしまえば市民の命を守るために仕方がないこと
とは言いながら、やはりこういったことも市民に、
1回の遭難事故においてこれだけの皆さんのボラ
ンティアとお金がかかるのだよということで十分
注意してくださいということも促していく必要は
あるのではないかなと思っています。

さらに、入って捜すまでの時間ですよ。私も
その後ちょっとピヤシリのところに車で行ってみ
たのですけれども、憶病なものでちょっと歩いて
入っていく自信がなくて、ちょっと行くともう背
丈以上の草木に囲まれてしまう。これは、やはり
安心していてもいつ何が起こるか分からないと、
本当に自然というのは厳しいものだよということ
をしっかりと入る人には認識していただく自己責
任が本当にあると思います。逆に言えば、入るた
めにはGPS付きの携帯を持っていますかとか、
逆に供託金をもらってGPSを貸し出すとか、さ
らには最低3本の発煙筒を入るときには貸し出す、
そういった予防策を持って入ってあれば、ある程
度のこういった大きな捜索隊を出さなくても済む
ということもありますので、何事もやはり予防と
いうことに対してどのようにお考えになるかお知
らせください。

本当に自衛隊の皆さんには、市民の命を守るこ
とに貢献いただいて感謝しておりますが、絶えず
どんなときでも自衛隊の援助が得られるというこ
とではございません。やはり消防団、警察、市民、
市の行政職員が対応していかなくてはならないと
いうこともあると思います。中に入った今回の消
防団、市職員の方の何人かのお話を伺いますと、
捜索というのは人海戦術で横になって一斉に行く
わけですね。最初は手をつないで行っているけれ
ども、だんだん、だんだん一直線になっていくと
言うのです、山に入ると。やはり怖いですよ。な
そういったこともやはり人海戦術で行かなくては、
なかなか人というのは発見できない山の中ですの

で、そういったことで二次災害の起きることのな
いような、きちっとした年に1回か2回のそうい
ったことに対する訓練というか、指導ということ
も行政の職員に対して行うことが必要と考えてお
りますが、見解をお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） GPSも含めて、入
山のときの要件ということでの御質問ありました
けれども、遭難事故の後、警察の方とお話をする
機会がありまして、例えば発煙筒であるとかとい
うことも出ましたけれども、やはり発煙筒につき
ましては大変有効だけれども、使用した後の火の
始末が山ということもあってちょっと対応し切れ
ないのではないかという、そんな話もいただきま
して、その中で捜索ヘリが飛びますと手鏡で、日
中に限りますけれども、手鏡で光で知らせるとか、
そういう方法もあるといういろんなお話もいただ
きましたので、これらにつきましては原則論はや
はり入山される方の自覚を促すということが最大
だと思しますので、こうした啓発もしっかりと進
めてまいりたいと思います。

それから、実際にその遭難現場に参りまして自
衛隊の隊員の方と警察の方と市の職員、正直申し
上げて体力的に相当違いがあります。やはり現場
で自衛隊の方あるいは警察の方から指導なり助言
をいただく中で市の職員の捜索活動をするとい
うことで、お話のあったとおり絶えず左右の人間を
確認しながらササやぶをこいでいくという作業に
なりまして、これらにつきましてはやはり私ども
市の職員だけでのどうしても対応ということには
なりませんので、防災会議であるとか、あるいは
年に1回防災訓練をしている際での自衛隊である
とか警察であるとかとも協議をさせていただいて、
どうしたことが職員としての訓練になるのかも含
めてちょっと検討させていただきたいと考えてお
ります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） この遭難者救出につき

ましては、やはり自己責任ということが非常に大きな重要なことになってきますので、そういった市民への啓発啓蒙をぜひさらに促していただきたいのと予防策を皆さんで知恵を出し合い、可能な限り有効な手段をみんなで考えていっていただきたいなと思います。

最後に、もう一度水なのですけれども、やはり喝水、この有効な手段というのはダムでございませう。今回道議会の最終日にサンルダムが着工できるかどうか、北海道としての考え方を示すそうでございませうので、一日も早いダム着工を私も望んで質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

グラウンド環境と学校耐震化優先度調査について外1件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 本定例会において、大項目2件について市長と教育長に通告に沿い、お尋ねをいたします。

グラウンド環境と学校耐震化優先度調査について教育長にお尋ねいたします。1点目として、グラウンドの水はけについてお伺いをいたします。ことしは、例年になく雨が少なく、雨のためにグラウンドが使えないという日は今のところ例年より少ないと考えますが、市内小中学校のグラウンドの水はけについて、各学校の格差を踏まえ、調査をされたことがあるのか。また、調査をしないまでも把握していることがあればお示しをください。また、今後の考えについてお尋ねをいたします。

次に、学校耐震化優先度調査についてお尋ねいたします。平成18年1月に施行された建築物の耐震改修の推進に関する法律により、学校施設の耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられました。昭和56年以前に建築された市内校舎8校、体育館8校の耐震化優先度調査が昨年行われました。地震につきましては、幸いにも上川北部に位置するこの名寄地方は文部科学省の地震調査推進

本部の全国を概観した地震予測において、今後30年間のうちに震度6弱以上の地震が来る可能性は0.03%と国内一安全と言える地域であります。しかし、地震の予知についてはまだまだ解明されていないことから、子供たちや関係者の生命を守るためにも老朽化が進んでいたり、耐震に不安のある学校施設は迅速にその対応をすべきと考えます。

耐震化優先度調査の結果を踏まえ、1点目として改築か耐震補強かの振り分け基準の基本的な考え方をお尋ねいたします。

2点目に、耐震化優先度の評価に基づいた順に建築年度に関係なく改築か耐震補強を行う考えなのかをお尋ねをいたします。

続きまして、温暖化対策と農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねいたします。初めに、水稲用水の不足とダムについてお伺いをいたします。ことしは6月、7月の記録的な少ない降雨量のため、畑作はもとより水稲にもその用水水系より水田に十分な水の確保ができず苦慮している耕作者が少なくないと受けとめています。市内の水稲を見ても枯れて倒伏しているところが各所に見受けられます。この高温少雨は、地球温暖化の影響とも言われていますが、地球温暖化の現象につきましては2010年ころからが本格的にその影響が今まで以上に顕著に出てくると言われています。このことから今後ますます気候が変化し、安定した営農や名寄市の基幹産業であります水稲栽培にも大きな不安があると受けとめています。水稲用水の十分な確保は、今後名寄市だけでなく日本の水稲栽培においても重要な課題となるところで

そこで、ダム用水の関係で2点お尋ねいたしますが、各所にある市内関係ダムについて、流入堆砂等で竣工時と比較し、貯水能力の低下が心配されますが、現状についてお尋ねいたします。

次に、水不足に対応したその効率的な有効利用や栽培方法も含め、今後の調査研究が必要と考え

ますが、その点のお考えをお伺いをいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねいたします。この事業につきましては、ことしから市内において風連西地区、タヨロマ川の西側の地域が先行して取り組んでいます。1点目といたしまして現状の予算規模、取り組み内容についてお尋ねをいたします。

2点目に、次年度からは市内農業地域全域の取り組みとなる計画であります。その予算規模と地域割りの考え方、取り組み内容についてお尋ねをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目の1点目は私から、2点目については経済部長からの答弁となります。

初めに、グラウンドの水はけについてお答えをいたします。市内小中学校グラウンドの降水後の状況調査につきましては、本年8月2日の午前10時から午後5時の間に26.5ミリメートルの降雨量があったことを受け、8月3日に実施をいたしました。名寄地区の小中学校グラウンドについては、名寄小学校を除き一部に水たまりが残り、地盤については軟弱な状況でありました。また、風連地区につきましては、ほぼ名寄地区と同様な状況であります。風連中央小学校と風連中学校については他の学校と比較いたしますと一部が特に悪化している状況があり、翌日の使用は困難な状況であると判断をしております。毎年4月には各小中学校に補修材として砂や火山灰を提供し、補修に努めておりますが、今後はさらに実態を把握し、技術的な改善策を検討し、年次的に対応を図ってまいります。

次に、学校施設耐震化の優先度調査の結果と今後についてということであります。昨年度名寄市で実施いたしました学校施設耐震化優先度調査は、全国一律に早期の学校施設の耐震化を求める文部科学省が学校施設耐震化事業の入り口部分に当た

るものとして示しているものであります。そのねらいは、耐震化対策が必要な学校を数多く抱える自治体の中長期的な計画で耐震化事業に取り組めるように一定の技術的、客観的な視点から耐震化事業の優先度を検討するものです。この優先度評価を目安に今後計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて補強、改修、改造などの耐震化工事を計画実施していくこととなります。

耐震化優先度調査は、建物の耐震強度そのものを判定するものではなく、一定の評価基準に基づいて複数の建物を5段階にランクづけするものであります。調査項目は、1つとして建築年度と階数による基本分類、2つとしてコンクリート強度試験、3つとして柱、はり、壁等の主要部材の腐食、ひび割れ等による老朽化の分類、4つとしてはり間及びけた行きによる基本構造の分類、5つとして耐震壁配置方法の分類の5項目で、これに該当地域の想定震度が加味されることとなります。

今回の調査結果は、優先度の高い順に校舎ではランク1が3校、ランク2が1校、ランク3が1校、ランク4が3校となります。体育館では、ランク1が1校、ランク3が6校、ランク4が1校となりました。

改築か耐震補強かの振り分けにつきましては、優先度調査の結果と現在検討中であります小中学校適正配置計画とを連動させ、統廃合の見込みや老朽化の状況、バリアフリー化やオープンスペース確保、安全な建築資材の使用など、学校施設に関する最新の各種基準との乖離状況などを勘案しながら総合的に検討することとなります。

なお、昨年度以降耐震化事業が優先され、老朽化による校舎改築事業については、その採択基準のハードルが高くなり、統合を前提とした校舎改築が優先される傾向にあります。また、現在文部科学省は事業費が改築に比べて3分の1から2分の1程度となる大規模改修による耐震化を進めています。さらに、耐震化工事の実施が相当年数先になる場合には耐震診断による危険箇所の応急補

強工事を求められています。いずれにしても、今後さらに耐震診断もしくは改築を前提とした耐力度調査の実施が必要でありますので、優先度調査の結果のみでは事業着手順位を含めた耐震化や改築の計画は立てられないものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 初めに、水稻用水の不足とダムについてお答えを申し上げたいと思います。

ダムに流入し、堆積する土砂ですけれども、御料ダムで見ますと築後21年経過いたしましたけれども、昨年10月の測定では3,726立方メートルで、予定堆積量20万5,000立方メートルと比較し1.8%となっております。この数量につきましては、利用水量や管理日報とあわせて毎年旭川開発建設部へ報告、提出をしているところでございます。また、ほかのダムにつきましても同様の傾向が見られます。

計画を下回っている理由ですけれども、これらのダムは農業用水専用のダムで、水利使用期間は5月初めより8月末までとなっております。貯水期間は4月中の2週間程度、水利使用期間を除きましては土砂吐きゲートを開放、通水するため、秋の雨や貯水を始めるまでの雪解け水によって下流部に流れるものと考えられております。しかしながら、農業用水を取水する際、取水塔の周りに土砂が堆積し、取水に悪影響を与えるような事態が発生すれば当然排除しなければならないと考えております。そのため落水後は注意深く監視をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

調査研究のお尋ねでございますが、ここ数年6月中旬ごろから水不足が発生し、取水制限を行い、番水にて乗り切るといった事態が発生しております。原因は幾つか考えられますけれども、その1つに自然現象によるものとして少雪、少雨、早期の雪解け水の流出があると思っております。御料ダム

で見ますと、4月中旬に貯水を始め、下旬に満水となります。取水開始の5月10日ぐらいまでの流入水は、洪水吐きより自然放水となり貯水することができません。雪解けが早ければ取水開始後の雪解け水の流入がなく、降雨を待つのみとなります。貯水と取水のバランスが崩れますと、8月末までの利水を考慮して取水制限をとらざるを得ない状況であろうというふうに思っております。

また、もう一つの要因といたしましては、基盤整備が進みまして用排分離、暗渠排水や心土破碎の整備、そして機械化による作業時間の短縮や作業日の集中など、一定期間に多量の水が必要となることでその時期に降雨等、流入水がなければ取水制限を行うこととなります。現在水利権の増量やダム容量の増は現実的には難しく、結果として現有水量をいかに効率的に使うかが問われているものと思っております。用水路の改修や目地の補修などで漏水防止は実施していますけれども、ほかに用水路に落とされた水を再び用水として再利用できるかどうかなど、今後課題というふうに受けとめているところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。まず、平成19年度採択の風連西資源保全活動組織の現状と予算についてでございますけれども、地区の概要は協定農地面積が1,297.7ヘクタール、うち水田が1,135.4ヘクタール、畑では157.1ヘクタール、草地では5.1ヘクタールで交付額は年間3,484万4,000円となっております。構成員は、農業者で148名、ほかにJA道北なよろ、てしおがわ土地改良区、PTA、行政区など、その他多様な団体で構成をさせていただいております。

活動といたしましては、農用地、開水路、パイプライン、農道における基礎部分及び農地・水向上実践活動で45項目、さらには農村環境向上活動として景観形成、水田貯留機能増進のため6項目の実践活動を行うこととしており、4月27日に組織の設立がなされました。6月15日付で名

寄市と協定を締結をいたしております。この組織では、内部での事務処理が困難と判断、土地改良区の用水操作を受託し、地域の施設の状況を把握している業者に外部委託をして円滑な事務処理を行っているところでございます。

次に、平成20年度に向けての予算規模と設定についてのお尋ねでありますけれども、交付算定単価が反当で水田が3,400円、畑で1,200円、草地で200円となっているわけですけれども、交付算定として畦畔のない水田は畑の単価、牧草の作付水田は草地の単価となったこともあり、さらには中山間等直接支払い制度の交付算定農地を本対策の単価から除くことなどで、当初19年度実施地区も含めまして約2億2,000万円を予定しておりましたけれども、1億8,000万円を下回るものというふうに考えているところでございます。

地区設定におきましても本年度の風連西地区が大き過ぎると道からの指摘を受けましたけれども、地区の一体性を説明し、採択に至った経緯があり、今後の地区設定におきましても地区の一体性を検討し、当初全体で7地区を想定しておりましたけれども、若干地区数が増加するのではないかとこのように考えているところでございます。現在のところ市では交付額の算定のため全農地の検証を行っておりまして、農地の検証が終わり次第、地区設定につきまして関係団体と協議を行って、秋の取り入れの後に地区に素案として説明すべく準備を進めているところでございます。

取り組みの活動につきましては、本年先行して実施している風連西地区を参考にしながら、地区の実態に合わせ、農用地、開水路、パイプライン、農道における基礎部分及び農地・水向上実践活動、農村環境向上活動として景観形成、水田貯留機能増進のための実践活動を地域の合意形成に基づき行うこととしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それでは、グラウンドの水はけから再質問をさせていただきたいと思いますが、私も地元の中央小学校あるいは中学校の保護者あるいは少年団活動の関係者から、常々水はけが悪いということは聞かされてはあったのですが、他校と比較してどうなのかということをお自身も把握していなかったものですから、教育委員会は8月3日に調査をされたということですが、私も8月11日に、ことは雨が少なく調査する日がなかったのですが、8月に入りまして2日から11日ぐらいまで1日置きに雨が降ったような状態だったので、11日に調査をして写真も撮ってきました。ただ、日没のために智恵文地区だけがちょっと調査できなかったわけですが、きのう智恵文地区も他校と比較しながら調査をしました。

そこで、先ほど教育委員会としても風連中央小学校と中学校が悪いということをお答弁されましたが、私のお見解も確かに風中と中央小についてはこの市内の中ではワーストワン、どちらが1位になってもおかしくないほどの水はけの悪さだというふうに判断してございます。そのほかに東風連小学校についても悪いと。それから、智恵文中学校についてもきのう行った段階でも奥のほうのバックネットのほうへ行きますと本当に深い水たまりで、金魚が飼えるぐらいの深さの水がずっとたまっているという状態でございます。それから、市内でいいますと豊西小学校も悪いと。この5校が非常に他校と比べて悪いと。この5校については、今後ほかの学校が体育なり、あるいは部活で使っても半日ないし1日半は使えない状況が続くのではないかなというふうに想定をされております。

そんなことも踏まえて、年次的に対応をしていくということですが、改善の方法によってもかなり事業費が変わってくると思いますが、年間の大体の予算と、それと1校ずつ改善をして

いくのかお伺いしたいのと、この学校の中で暗渠排水が入っていない学校があればお伺いをしたい。

この2点についてお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今日根野議員から風連中学校、風連中央小学校以外にも市内の3校が若干の水たまりがあるということであります。風連中央小学校と風連中学校につきましては、表土が軟質ということでありまして、状態的には風連中央小学校の西側に水たまりがあると。それから、風連中学校につきましてはトラックコースの一部に水たまりがあったという教育委員会での調べです。また、豊西小学校、それから智恵文中学校、東風連小学校につきましても8月3日の調査でありますけれども、豊西小も表土的には軟質の状態ということでありまして、豊西小はトラックコースの一部が軟弱状態になっていたと。それから、智恵文中学校でありますけれども、智恵文中学校は表土はかたいという部分でありますけれども、ここにつきましてはトラックコースの一部が軟弱になっているということです。それから、東風連小学校でありますけれども、東風連小学校も表土は硬質ということで、状態的には中央一部にやや軟弱ということで、8月3日の状況についてはそういう状況であります。いずれにしても、風連中央小学校、風連中学校は一部特に悪いと、それに続くのが今言った豊西小学校、智恵文中学校、東風連小学校というふうに認識をしているということであります。

今後の改修ということでありまして、今までも砂、火山灰ということで補修をしておりますけれども、これら状態の悪い学校につきましてはさらにそういった土の質の部分も含めて詳しく実態調査をしながら改修を進めていきたいと思っておりますけれども、特に悪い部分につきましては優先度を決めながら予算配置も必要かなというふうに思っております。

また、暗渠の関係でありますけれども、名寄小学校と西小学校には改築時に敷設をしていると。それから、豊西小学校につきましては平成10年に敷設をしていると。また、名寄中学校、下多寄小については堤内排水あるいは道路の一部に入っているということで、あとの部分については実態調査をまだしなければなりませんけれども、暗渠が入っているかどうかというのがまだ不明な部分であります。いずれにしても、先ほども申しましたように比較的程度のよいところについては従来どおりの補修ということと、悪いところについては予算措置も考えながら今後補修を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 水はけをよくする方法には3つあると思うのですが、暗渠が入っていれば心土破碎をして整地をして鎮圧をすると、これが一番経費的には安い方法ではないかなというふうに思っております。それから、客土についても、その厚さによりますけれども、客土をして整地をして鎮圧と。それから、暗渠がないところでは暗渠ということになるかと思っておりますけれども、暗渠が入っているところであれば、グラウンドですから、田んぼや畑と違って泥水が入って管が詰まるというようなことはなかなか考えづらいのではないかなというふうに考えているわけですが、表面がやっぱり盤ができて、そこから水はけが悪くなっているのではないかなということが想定されるわけですが、心土破碎をして整地をして鎮圧というこの工程で改善できれば、これはもうこの地域には農業者がたくさんおりますので、PTAや保護者あるいは地域である程度の経費負担をすれば、賃耕料で言えば二、三十万円もかかるかどうかで1つのグラウンドができるのではないかなというふうに私は想定しているのですが、その方法でとりあえずは、やっぱり年次的にやるといいますと、中学校

3年間のうちに2年おくれたら、もうそれですぐ卒業してしまうということになりますので、早急に対処できることは対処していくということで、そんな方法もこれから行政と市民の間では協働の取り組みということも言われておりますので、その辺の見解を再度お伺いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御提案がございました地域との協力、非常に大切だというふうに思っております。

それと、心土破碎ですか、それらについても農耕地においては非常に有効だというふうに聞いております。ただ、グラウンドの状況の中でそれが本当に有効なのかどうかというのは、今まで経験したことがないという部分もありますので、それらについてもそうしたことが有効なのか、あるいは農耕地と本当に同じような形でできるのかどうか、そういったような技術的なことも改善策を検討しながら今後考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） なかなかグラウンドについてもやったことがない、農地と違うのではないかということはあるのですけれども、やってみなければ、その専門家というのはいないわけですから、やってみる価値は十分私はあると思いますので、迅速にこの格差をなくすためにも対応していただきたいということを要望をしておきたいと思っております。

それから、耐震化優先度調査について質問をさせていただきたいと思いますが、1点確認をしたいと思いますが、この耐震化優先度の評価、順位が出ておりますけれども、これは必ずしも最優先と考えず、1つの大きな目安として適正配置も含め、総合的な評価判断で手をつける順番を決めていくということで理解してよろしいのか確認をしたいと思っております。

それから、答弁で改築するには統合が優先をされるというような答弁をお伺いいたしましたが、これについては風連中学校の場合はどういう考え方になるのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、7月にそれぞれ今年度の適正配置も含めて、ことしの手順の書いたものをいただいているのですけれども、耐力度調査、耐震診断実施の年次計画の立案、それから改築、改造補強の種別を想定した施設整備の年次計画、それと適正配置、これことしやることになっているのですけれども、本当にこれがことしじゅうにできるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 耐震化優先度調査の関係でありますけれども、3点ほどいただきました。

結果については、それを優先するかどうかということでありまして、先ほどもお話ししたとおり優先度調査の結果については現在検討中ということと、現在小中学校の適正配置計画の検討委員会を今まで4回実施をしております。委員の皆様からさまざまな意見をいただいて、これからまとめに入るとことでありまして、年内あるいは年度内に検討委員会からの答申ということになろうかと思っております。それを受けた後、名寄市内全体の学校施設の整備計画というものを策定していかなければならないということになっておりまして、その中でその優先度といいますか、そういった整備計画が明らかになってくるのかなというふうに思っております。

また、統合が優先云々という部分でございますけれども、これについては文科省の通知の中で、先ほども申しましたけれども、耐震化の部分でいきますと補助の部分が出てくるということになります。文科省は、その耐震化工事のほうを進めていくということを優先的にしておりまして、改築については、風連中学校については既に平成10年度に耐震度調査をしているということで、その

改築という方向になってくると思いますが、その耐震化の工事の関係と、それから改築の関係、これらについてもすべて学校施設の整備計画の中でそうしたものの順位とか、そういったものを決めていくのかなというふうに思っております。

それから、適正配置の手順ということでありませうけれども、これらについては現在検討委員会の中あるいは文科省等の通知の中で今後明らかになってくると思っていますので、その時点の中で再度また御報告をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 今年度中にできるということで理解をされているのですよね。そういうことで理解しました。

適正配置計画については、やはり市民の意見を十分把握することも大事だと思うのですが、その市側の方向も十分途中経過でもやはり報告をしながら情報を発信していくということが私は非常に重要ではないかなというふうに考えておりますが、その辺の説明会なり、その辺のスケジュール的なものがあればお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 検討委員会については公開制ということで、その検討委員会が開かれるときにはだれでもが入っていいということになります。今4回の検討委員会を通じて、これから先ほど言ったようにまとめのことに入っていくわけですが、それらの中でまた各種団体やそうした方々の御意向もお聞きするという事になっておりますので、スケジュール的に。その部分については、またお知らせをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） その辺は、十分こ

れでもかというぐらい情報発信を抜かりなくしていただきたいなというふうに要望をしておきたいと思っております。

それでは、続きまして農地、水の関係についてお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、現状西地区の活動内容については51項目の作業項目があるということで非常に項目が多いわけですが、ただ事業の中身については今まで農業者がやっていたことが大半だというふうに理解しているのですが、この事業に取り組むに当たって新たに何か農業者に対して作業なり、そういった項目が新たな部分の作業についてあればお伺いをいたしたいと思っております。

それから、現状西地区はその水系を委託している業者に事務についても委託をされているということですが、次年度からは、今のうちは水田地帯ですから、それなりのところがあると思っておりますけれども、智恵文あたりへいきますとそういった部分がないということで、新年度に向けてはどういう考えをされているのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、来年度の予算は1億8,000万円弱だろうという想定をされておりますけれども、ことしの採択に当たっては事業に取り組むに当たって二転三転してなかなか、本当の間際になって決まったような状態でございますけれども、次年度については道の予算、国の予算も含めて本当に大丈夫なのか、その点をお伺いをいたしたいと思っております。

それと、今現在西地区で農業者にそれぞれ事業をやっていると思うのですが、田んぼですと3,400円の交付金ということになっているのですが、農家に還元されている大体の平均の目安でいいのですが、どの程度を現金で返されているのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 4点についてお尋ねをいただきました。この機会ですので、ちよっ

とコマーシャルを含めて御説明を申し上げたいと思いますけれども、新たな取り組みということでございますけれども、実は先ほど2本立てでお話をさせていただきました。1本は農地・水向上活動、それからもう一つは農村環境向上活動、いわゆる2本立てでこの事業が進められております。両方ともその事業を1つずつ、1項目以上を取り組みなさいということでこれは義務づけられているところでございます。

前段申し上げました農地・水向上活動の主なもので申し上げますと、暗渠施設の清掃、水路に付着した物除去、それから農用地、開水路、パイプライン、先ほど申しました農道、各項目の機能診断、それから補修技術の研修、こういったものが前段申し上げました農地・水向上活動のメニューの中に入っております。後段は、農村環境向上活動でございますが、これにつきましては水田貯留機能の増進をというようなことでのメニューが掲げられているところでございます。これにつきましては、新たな部分ということは特にないわけですが、既に従来から農業者の中で地域の中で取り組まれている事業をそのまま取り組まれているのかなと。中にはソフト的な事業もあろうかと思いますが、それは研修等につきましては新たな部分と言えばそうかなと思いますけれども、既に手がけていらっしゃる、取り組まれているものというふうに理解をさせていただいているところでございます。

それから、事務の処理についてのお尋ねでございますけれども、実はこの事務につきましては生産者といえましょうか、農家がいわゆる専門しながらこういった取り組みをする、あるいは日報だとか事務の整理だとかというものが農作業が終わった後の事務処理というのは大変負担だというようなお話をされておりました。したがって、私どものほうで従来の改良区のほうでの委託業務にさらにこの農地、水の作業業務を一定の方々に受け取ってもらおうというような、そのほうが

事業が進みやすいのではないかというような結論に達しておりました。前段は、改良区なり農協の職員なりというようなことでの組み立てもしてみたのですが、なかなかそこまで手が出ないというようなことですから、今は事業管理組合の方々に受け取っていただいているところでございます。これは手続をして、そういった形の中で受け取っていただいていると。

今後につきましては来年新たに、ことしは1地区ですが、来年は何地区になりますか、さらに広がると思いますけれども、できれば風連地区あるいは名寄地区、智恵文も含めて、こういった地区の枠取りの中でそういった事業管理組合の方々に受け取っていただいたり整理をしていただくのが一番いいのかなというような考え方をしております。といいますのは、既にその精通されている方々が1名いらっしゃいますと、それぞれの地域の部分につきましては作業が同じような作業になるわけです。したがって、そういうほうが一番効率的かな、スムーズにいくのかなと、こんなような受けとめをさせていただいておりますので、これも生産組織の中に入って御相談することになるかと思っております。事業実施は生産組織なものですから、そちらのほうにそういったこともというようなことも含めて御説明をしていきたいというふうに思っています。

それから、来年度大丈夫かというお話でございますが、昨年の段階で20年度の要望というようなことで道から要望の調査が来ておまして、名寄市はということで来年は取り組みますと、全地区を取り組みますということでお話をさせていただいております。したがって、特に今道のほうから実はというようなことでの連絡は入っておりませんので、私どもの受けとめとしては今の段階では事業は取り組むというふうに認識をさせていただいているところでございます。

それから、もう一つ、農家の方々のどのぐらいの所得が入るのだというようなお尋ねだったと思

いますけれども、実はこれは先ほど申し上げましたように生産組織が実際に事業を行うわけでございます。したがって、その中ではそれぞれの生産組織の中で、私どものほうで御相談の中では一定のアドバイスなり、そういったものはさせていただきますけれども、基本的には出役に対する報酬ということでございますから、出ていただいた方に対する……生産者も出ていただく、あるいは場合によっては家族の方も出ていただく、あるいはPTAの方も出ていただくかもしれません。老人クラブの方あるいは婦人団体、そういった方々も出ていただけるかもしれません。そういったその実情に応じた形の中で報酬をとというようなことでございます。今基準として設けさせていただいておりますのは1日8,800円、時間に置きかえて1,100円というようなことでの単価で、多少業務の内容によっては若干差はあるかと思えますけれども、そういった出役の中で報酬精算をさせていただいているということでございますので、農家のほうのどのぐらい報酬が当たるのかという部分につきましてはケース・バイ・ケース、それぞれの部分になるかと思えますので、この場では把握はしているところではございません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） その事務の委託の関係ですけれども、智恵文地区も今の事務と同じ委託先で事務をお願いするということでいいのですよね。その辺、1点確認したいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほども申し上げましたように、智恵文地区につきましてもそういった生産組織が組織されますから、そちらのほうの相談事にはなるのですけれども、私どものほうのアドバイスといいましょうか、助言といたしましては、そういった形で取り組めますよというようなことの御相談の持ちかけはさせていただきますが、やられるのはあくまでもくどいようですけ

れども、生産組織が決めることということでございますので、できれば先ほど申し上げましたように風連地区の区域取りと名寄地区の区域取り、智恵文を含めた区域取りの中での生産組織という部分の中で御相談をしていきたいという考え方でございます。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 近年農業情勢が非常に厳しい中では、ことしも畑作、稲作問わず価格の低迷というのは明確になってきているわけでございますから、ことしの民間調査では水稻、米は46万トン余り余るのではないかと、民間ベースですけれども、そういうことも言われておりますので、できれば次年度についてもそれぞれその生産組織の考え方というものもあると思えますけれども、なるべく現金で返すような形その辺を基本に作業項目等も考えていったほうがいいのではないかなというふうに、物ですとやっぱりどうしても均等にはいかないということもありますけれども、そのところも基本に置いて考慮していただきたいなというふうに思いますし、またこの事業は風連では割とスムーズにいったのではないかなというふうに思いますけれども、今度全市になりますと生産組織がない地区がたくさんあったわけですけれども、その辺十分この事業を理解していただくためにも説明会等もたくさん持って、事業がスムーズに行くように努力をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

それから、最後にですけれども、ダムの関係について最後お伺いをいたしたいと思えますけれども、ダムもこの近隣、岩尾内を除いて5つあると思うのですけれども、それぞれ非常に20年、30年たっているにもかかわらず堆砂が少ないということに私も驚いたわけでございますけれども、ダムは大丈夫だということでございます。しかし、ことしも早いところでは6月5日から番水が始まっていると。そして、ひどいところでは3日に1遍の番水の時期もあったということで非常に苦慮

しているというのが実態なわけでございますけれども、しかも転作率5割ということで、これが本当に食料危機が来て増産できるということになった場合には本当に不安が残るところでございます。この問題については、非常に難しい問題もございませうけれども、改良区や農業者だけでなくて行政もしっかり関与をしながら調査、研修を重ねていくべきだというふうに私は思っているのですけれども、急に増産しようと思っても水がなければできないわけで、これは長期的なプロジェクトとして、年間少ない事業費でも構わないと思うのですけれども、そういった毎年の研究の積み重ねが大きく将来にかかわってくるのではないかなと思っておりますが、その辺の見解をもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 日根野議員がこの質問の頭に温暖化というふうなタイトルをつけたのは、そういう意味合いもあるのかなというふうに思っています。それから、加えてことしにつきましては先ほど来よりお話ありましたように水不足、雨不足というようなことでございます。そんな意味では、農家の皆さん方にことしは十分に農業用水を供給できない、番水をせざるを得ないというような事態に立ち入りました。これは、今後の課題になろうと思っておりますけれども、また機会あるごとにこういう地域実情にあるということも訴えていきたいと思っておりますし、あわせて改良区あるいはそういった関係機関ともそういう実情を共有しながらまた勉強していきたいというふうに思っています。そんなことでは、今後の課題というふうに受けとめさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） この水の問題については永遠に続く課題だろうというふうに、農家、農業をやっている以上は続く問題だろうと思っておりますが、今後ますます先ほど言いましたように地球

温暖化が進む中、調査によりますと2020年には府県については収量的には平均して1割程度落ちるのではないかなという、高温と雨不足等によって。期待がされるのは北海道だけと。しかも、この道北というのは本当にこれから非常に農業をする者にとっては将来的には明るい地域ではないかなというふうに思っておりますので、日本の食料の確保のためにも今から努力を積み重ねていくことが重要だと感じますので、このことを強く要望して私の質問を終わりたいと思っておりますが、ちょっと戻りますが、先ほどのグラウンドの関係で写真を撮ってきましたので、これは終わりましたら教育委員会のほうに資料として提出したいと思っておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改正地方自治法から外3件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 発言の機会をいただきましたので、私のほうから順次質問をさせていただきます。今回は、地方分権改革に伴う地方自治法改正に関連して2項目ほか、計4件6項目について御見解をお伺ひします。

最初に、名寄市副市長担任意務規則についてお尋ねをいたします。本年4月から副市長制がスタートし、トップマネジメント体制が強化されることになりました。名前の変更だけではなく、市長との役割分担によるより効率的で実務的な業務執行と意思決定のスピードアップに期待が求められています。この副市長制が職員の能力と意欲を100%以上発揮するために、この約半年間を顧みて副市長としての実務執行あるいは意思決定、

人事施策等における反省点、そしてその反省点を踏まえた上で本日以降の実務執行あるいは意思決定、人事施策等の機能アップのためにどのような改善の決意を固めているかについてお伺いをいたします。

次に、名寄市自治基本条例についてお尋ねをいたします。平成7年4月1日施行の地方分権推進法に始まり、10年余の歳月を経て昨年12月8日の地方分権改革推進法の制定を受けて、今や全国各自治体において自治基本条例制定の時代の到来を迎えています。この時代到来の開幕ベルを押したのは、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例でした。そして、その翌年には都道府県レベルでは北海道が北海道行政基本条例を制定しています。

さて、名寄市自治基本条例ですが、これまでに制定した自治体によってその名称もまちづくり基本条例あるいは市民参加条例、行政基本条例、市民自治条例と実にさまざまありますが、今なおこうではなくてはならないという確固とした定義はございません。しかしながら、先駆的な役割を果たしたニセコ町のまちづくり基本条例は今なおお手本とされている一方で、道が制定した北海道行政基本条例についてはその存在がほとんどの道民にも知られていない上、制定後も話題になったという話も寡聞にして聞いておりません。これは、やはり条例の内容と制定過程に何らかの大きな差異あるいは相違があったのだろうというふうに推察をせざるを得ません。

島市長は、今定例会の行政報告において、自治基本条例は市民全体でまちづくりを行う基本的な行政運営のあり方を明文化すると、このように述べています。この基本的な行政運営のあり方を明文化するというのは、市民主権の自治体運営ではなく、市役所内の行政執行のあり方を明文化するものなのかどうなのか、まずこの点についてお伺いをいたします。

また、名寄市自治基本条例の基本理念、素案作成など、立案に向けての原課の総務部地域振興課

を核とした今後の法制執務体制とその組織あるいはその法制過程及び現況とその進捗状況、そして当面の課題についてお伺いをいたします。

さて、次に市職員を対象にした公益通報制度の運用についてお尋ねを申し上げます。平成18年4月に公益通報者保護法が制定されました。この法律は、簡単に言えば内部告発を法律で保護し、公益を守り、法令遵守のための有効なツールにしようというものです。既に御承知のように雪印乳業、ミートホープ社に加え、今なおマスコミをにぎわしている石屋製菓など民間企業における不正操業、さらには乱脈経営で破綻をした北海道拓殖銀行、夕張市の粉飾決算、北海道警察の不正経理告発と、いずれも北海道を代表する企業や公的機関で法令違反や不正経理が発覚をしています。

この公益通報者保護法は、もともと民間企業が多発した談合や不正経理、法令違反などを防ぐために先行し、国や自治体にも提供しようというものであります。もとよりそのような事態が今の名寄市に潜在しているとは思いません。しかし、私自身も何度か感じたことではありますが、市役所には膨大な情報を所有していますが、基本的には情報提供に保守的になる傾向があり、内向きに組織維持の原理が働くように思えてなりません。このような傾向は、特に不都合な情報ほど顕著であるというふうに指摘をされています。

職員の中にはコンプライアンス、法令遵守、正義、公平等のそれぞれの立場から内心でじくじたる思いを抱えて日々の業務を続けている場合も完全には否定できないのではないかと推察をいたします。さらなる確実のために、転ばぬ先のつえ、あるいは念には念をことわりとして公益通報制度の具体的運用を提案させていただきます。

公益通報者保護法には、基本的なことだけしか定められていません。通報者が不利益をこうむらないよう、あるいは通報がスムーズにできるための細部運用が必要です。どのように通報者を保護するか、通報の窓口をどうするか、公表や告発の

ための方法や仕組みについて、条例など具体的な運用を考えていく必要があるように思えてなりません。この私の考え方について、ぜひ執行者側のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、独居で閉じこもり市民に対する救援、救済についてお伺いをいたします。毎朝広げる新聞紙面やテレビのニュース番組では、連日のように育児放棄や児童虐待、家庭内暴力あるいは高齢者の孤独死など、読むにつけ、見るにつけ、思わず胸がふさがれてしまうような内容の報道を目にします。こうした生活弱者に対する救済、救援対策は、完全とまではいかなくてもそれぞれ児童保護、高齢者保護の救済法や救援法が整備されています。今回は、こうした法整備の谷間に置かれている青年から壮年世代において単身で独居、その上心因性の疾患を抱えて他者との接触あるいはコミュニケーションに困難を伴い、就労できずに収入が途絶し、生活苦に陥り、辛うじて近親者に支えられている市民についてお伺いをいたします。

こうした引きこもりの青壮年世代の生活を支える近親者もみずからの生活を維持しなければなりません。加えて、高齢化や定年あるいは退職などによる収入減で支援者みずからの生活も逼迫する懸念を持っております。もちろん地域においては、民生委員の方々が足しげく救済、救援あるいは見守りに奔走されていることは十分に承知しております。民生委員の方々が東奔西走してもさまざまな法的な壁の前に、このような青壮年を対象にした生活救援あるいは生活救済法は今のところ残念ながら生活保護法しか見当たりません。しかしながら、生活保護法は本人が市役所まで出向いて申請する自己申請が原則です。他者とのコミュニケーションが図れない、こうした市民が窓口まで赴くことが困難な事例の場合、救済、救援についてどのような対応、対策を講じているか、またこうした青壮年の事例をどの程度把握されているかについてお聞きをいたします。

最後に、行政報告に関連する質問を2点お伺い

をいたします。午前中に佐々木議員のほうから同種の質問がございましたが、重複しない程度にお答えをいただきたいと思います。今定例会の行政報告では、想像力と活力にあふれたまちづくりの商工業振興の中で中心市街地活性化基本計画策定事業について触れています。それによりますと、本年4月に担当職員を配置したほか、庁内に調整会議を立ち上げたほか、商工会議所においては特別委員会が設置され、中心市街地活性化協議会設立に向けた作業が進められていると述べられています。また、同じく今定例会で提案、可決された一般会計補正予算でも中心市街地活性化基本計画策定関連委託料として50万円が計上されています。同計画に向けた進捗状況と今後の日程、当面する課題についてお伺いをいたします。

最後に、地域自治組織の創設についてお伺いをいたします。島市長は、同じく行政報告の中で市民主体のまちづくりでは、地域自治組織の創設に当たっては町内会の理解や協力が欠かせないことから、現在町内会役員会に出向き、その必要性や活動、体制について説明を行っていると言っています。実は、名寄市において町内会活動に取り組んでいる方々から、地域自治区なるものがいま一つよくわからないというお声を耳にしております。これまでに幾つの町内会で、およそ何名の市民を対象に説明を行ってきたのか、この説明を受けた町内会役員、市民の皆さんからの地域自治区の名称変更を含めた意見や御提言はどのようなのか、また説明に際してはどのような資料を配付し、どのように説明、解説をしているのか、この点についてお伺いをいたします。

以上で私の質問、この場からは終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま大石議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目、4点目の（2）は私から、3点目は福祉事務所長、4点目の（1）は経済部

長から答弁をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

初めに、改正地方自治法に伴う副市長の役割に
ついてお尋ねをいただきました。改正地方自治法
は、御案内のとおり第28次地方制度調査会の答
申を受けて改正され、本年4月1日から施行され
たもので、このことにより当市におきましてもそ
れまで呼称でのみ使用していた副市長職を制度化
いたしました。

この答申では、拡大する自治体の所管する分野
に対応し、さらに地方分権改革により地方公共団
体みずからが判断し得る分野が拡大していること
を踏まえ、従来の市長の補佐、職員の担任する事
務の監督、市長の職務代理という形態から一步進
め、市長の職務権限を委任することができること
とすべきであるというものでありますが、御質問
は制度発足後半年間経過する中で、この趣旨が生
かされているかどうかということであると受けと
めさせていただきました。具体的な数値などにし
て判断するのは難しいものがありますが、とりわ
け昨年3月の合併以降、風連庁舎、名寄庁舎とい
う分庁方式を取り入れている当市におきましては
行政の効率化、迅速化という意味からも調査会答
申の趣旨に沿った副市長制度は必要不可欠であり
まして、今後ますますその重要性は増してくるも
のと考えております。

次に、自治基本条例についてお尋ねがありまし
た。名寄市は、旧風連町、旧名寄市の合併後の新
市のまちづくりを進めていくために平成16年に
新市建設計画を策定し、その中で自治基本条例の
制定がうたわれました。本年3月に新市建設計画
を踏まえた総合計画が策定され、名実ともに新た
なまちづくりがスタートいたしました。自治基
本条例は総合計画の基本目標の一つであります市
民と行政との協働のまちづくりを進めるとともに、
総合計画の着実な推進を図るための役割をも担う
ものと考えております。市民が主体であるという
地方自治のあるべき姿を市民も行政も再確認をし

て、これまで培ってきた仕組みに新たな仕組みを
加えて体系づけて市民と行政との協働のまちづく
りを進めていくことが自治基本条例制定の目指す
べき姿であると考えております。

策定に当たりましては、自治体運営の理念、目
標、基本原則、制度、仕組みなど基本ルールを定
めることとなりますので、庁内における準備作業
も重要なものとなってまいります。昨年11月に
庁内検討部会を設置をしまして、これまで14回
の部会を開催し、準備作業としては最終段階に入
ってきております。今年中に公募による市民や学
識経験者等による仮称であります。市民検討委
員会を設置し、策定に向けた検討を行い、条例の
素案作成をしております。また、素案づくりの
段階で市民から多くの意見や提言をいただくこと
もまた不可欠でありますので、広報なよろやホー
ムページ、出前トークの開催などで多くの情報提
供を行うなど、制定に向けたさらなる展開を図っ
てまいりたいと考えております。

課題は、市民参画と協働の精神が策定過程にお
いていかに確保されるかということでありまして、
このことに留意をしながら進めてまいりたいと考
えております。

次に、公益通報者制度の具体的運用についてお
尋ねがありました。公益通報者保護法につきまし
ては、公益のために通報を行ったことで通報者が
不利益な取り扱いを受けることのないように保護
することを目的に平成16年に成立し、18年4
月から施行されております。このところ自動車メ
ーカーによるリコール隠しや食品メーカーの偽装
問題など、公益に影響するさまざまな問題がいわ
ゆる内部告発や匿名通報によって明るみに出てき
ております。

この法律は、通報した労働者を法的に保護する
ことにより社会正義の芽を摘むことなく、消費者
の保護や公正な社会を実現しようとするものであ
ります。具体的運用はとの御質問ですが、現実問
題としてこの法律の存在が広く周知されているか

といえば、残念ながらそうはなっておらず、また法の内容につきましてもすべての内部告発や匿名通報が保護の対象となるわけではなく、労働者が不正の目的ではなく、政令で定める法律で処罰の対象とされる事実が生じ、または生じようとしている旨を労働提供先や処分権限を有する行政機関等に通報する場合に限ると、また信ずるに足る相当の理由を付す必要があるなど、限られた場合に適用される等、適用条件がかなり厳しく定められておりますので、この法律の適用を受けようとする場合には事前の検討を要することになります。ただし、この法律の適用除外であっても労働基準法あるいは人権保護の面から保護される場合もありますので、市民の方々にもこれらのことを周知していく必要があると考えております。

職員に対してはとのことではありますが、職員に対しましてもこの法律が適用されるとともに、地方公務員法第27条の規定による分限条項、さらには同じく第7条4項の規定による公平委員会が設置されている等、一定の保護はされておりますので、職員のための条例制定等は現在の段階で特に考えてはおりません。

次に、地域自治組織創設の取り組みについてありますが、地域自治組織の創設については町内会の理解と協力が不可欠でありまして、6月から町内会役員会等の開催時に出向いて設置目的や基本的な考え方について説明機会を設けさせていただいております。これまでに41町内会、528名の役員などに参加をしていただきました。主な意見といたしましては、1つには設置の目的、必要性が理解しづらい、2つには設置した場合の活動助成と地域負担についてどうなのか、3つには設置区域と活動拠点について、4つには町内会活動との違い、5つには行政との連携する組織体制がわかりづらい、6つには役員不足による町内会からの人的協力の困難性あるいは職員の地域活動のかかわりなど、多くの御意見をいただきました。今後は、いただいた意見を整理し、庁内論議を経

て区域ごとに町内会を含む各種団体に対しての説明、さらにはまちづくり懇談会時において住民説明を行っていきたいと考えております。また、広報やホームページにおいても地域自治組織の設置について掲載をし、市民の方々の理解を深めていきたいと考えております。

設置の時期につきましては、地域との話し合いの中で準備の整った地域から平成20年度をめどに順次スタートしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3の青年から壮年世代の独居引きこもり市民の救援、救済についてお答えをさせていただきます。

引きこもりは、個人によってそれぞれ差があるものと思われませんが、過去に何らかの原因で心の扉を閉ざし、精神面に不安を抱え、一般の方々と接することを避けて地域社会から孤立して生活している方の現状につきましては、今までは市では独自に調査を行っておらず、具体的な人数も把握していないのが現状でございます。また、ここ1年間にこのような内容で市及び名寄保健所とともに相談を受け、実際に御家庭に訪問することを要したような事例はございませんでした。

市の対応といたしましては、まず御家族、親族等の方が道北センター福祉会で行っております地域生活支援センター、総合福祉センターでの精神障害者生活相談、名寄保健所で行っておりますところの相談などを御利用いただくか、御本人、御家族等が福祉事務所担当に御相談をいただくことにより状況を把握し、解決策を関係機関、町内会、地区民生委員等と連携をしながら御本人に合ったサービスの提供やかかわり方を協議していくこととなっております。また、状況により福祉サービス等を利用するに当たっては医師の診断書が必要なことから、専門医と十分相談の上、適切な治療方法等の指導を受けることが重要なことと考えて

おります。

引きこもりは、そこに至るまで幼少期にいじめによる不登校が原因であったり、身体的に障害を抱えていたり、ストレスからくるうつ病等、状況としては多種多様であります。対人拒否は心の病、精神的な病と考えております。そうした方の状況を改善していくためには、専門医のもとで時間はかかると思いますが、根気よく御家族、親族や関係者が御本人と会話することで対人不安を取り除き安心感を持っていただくことが解消の第一歩であり、状態に応じて外に出る機会を設け、少しずつでも社会と交流することができるよう促していくことが必要と考えております。

市立病院では、本年4月からデイケアを実施しておりますし、市といたしましても先ごろ開設いたしましたあべクリニックのデイケア事業に支援を行い、環境の整備に努めているところでございます。いずれにいたしましても、引きこもりにつきましても御家族、親族等からの御相談に基づき、御本人の状況によって保護の適用や利用できる制度内容が異なっておりますので、名寄保健所、民生児童委員連絡協議会、町内会とも連携しながら慎重かつ適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私のほうからは、中心市街地活性化に対します策定の進捗状況についてのお尋ねでございました。

中心市街地活性化に当たりましては、名寄市新総合計画で進めておりますまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化基本計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。市役所の内部に先ほど申し上げましたように調整会議を設置して検討に入っております。人口の減少と少子高齢化社会が到来する中、都市機能の中心地への集積、それからコンパクトなにぎわいあふれるまちづくりを目指す

ために現在都市計画マスタープラン、それから住宅マスタープランとの整合性を図りながら議論を進めているところでございます。

特に都市機能の集積の中では、先ほどもお答えを申し上げましたが、1つにはにぎわいの創出をどうつくるのか、2つ目にはまちなか居住の推進をどう進めていくのか、3つ目には公共交通機関の利用者の利便性をどう図っていくのか、4つ目には商業の活性化、つまり商店街の皆さん方の活性化をどういうふうにしていくのかというようなものを柱に、高齢者や子供にも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を進めているところでございます。

御案内のように商工会議所が中心となりまして、中心市街地活性化特別委員会が8月に設置されました。商工業者の立場から都市機能の集積などを核として、いかに中心市街地のにぎわいを回復していくのか議論を重ねているところでございますし、お互いに会議での議論内容を交換しているところでもございます。今後設立予定の協議会の意見のみならず、地域住民のさまざまな意見、参加、協力をいただき、ハード事業、ソフト事業両面からも検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。それでは、順次お答えをいただいた答弁をもとに再質問をさせていただきます。

まず最初に、名寄市の副市長担任意務規則について、この点について御質問をさせていただきます。御存じのように事務規則の中には、先ほども中尾総務部長がおっしゃっておられましたが、名寄庁舎担当あるいは風連庁舎担当、それぞれ2名の副市長が名寄市の副市長としていらっしゃるということでございました。これはまた副市長の定数条例もございしますが、本来ということでございましたが、さきの名寄市特別用途地区建築条例調

査特別委員会、これにおいては名寄庁舎担当の副市長がほぼ前面に立って答弁をされておられました。規定の中に、市長が特に必要があるときには規定にかかわらずその事務を担当させることができる云々の規定がございますので、この用途地区の調査特別委員会では名寄庁舎の副市長が担任されていた、これはこの2条3項の規定によって行われたのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 規定からすれば、そのとおりでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） また、今お聞きしました例、名寄の徳田地区という事情もあって今回は名寄庁舎の副市長が担当されたのだらうというふうに思いますが、なかなか業務執行というものは規則、規定どおりにはいかない、こういう適用除外事項で初めて物事というのは成り立つのだなということもまた改めて再認識をいたしました。

ところで、私は同委員会では委員として審議に加わらせていただきました。今振り返ってみますと、審議では本来なすべき条例、条文について審議を深めていくというふうに私は考えていたのですが、本来はその条例、条文以外のところで大いに時間が割かれてしまったということで、結果として直前に迫っていた企業の進出を1つの……これから進出をしてくるのかもしれませんが、最初に進出をされてきた企業を今回の条例で規定することができなかったという、いわゆる実効が上がらなかった条例として私自身も委員として深く反省をしています。同じく調査特別委員会で執行者側として答弁に立たれていた今副市長はどう考えておられますか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） さきに議論をいただきました建築制限条例の関係につきましては、実効のある条例をぜひ制定したいと、こういうふうに考えておりました。条例そのものは議決をいた

きまして、市の姿勢というものははっきりと認知をいただいたというふうに考えてございます。しかし、残念ながら施行期間に着工ということになってしましまして、結果として実効が上がらない条例になってしまったということについては大変残念に思う次第でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） そういう今副市長のお話を聞いて、また6月の定例会、3日に開会した今定例会とずっと見ていまして痛感していることが1点ございます。それは、質問に立つ議員へのある意味で配慮なのかもしれませんが、答弁者の回答が迂遠な上、余りにも慎重でダイナミズムが感じられない。実は、今私も4件6項目について質問をしているのですが、違和感はあるのです、正直申し上げます。つまり私を含めた同僚議員の質問に対して先延ばしや、あるいは総論的で、検討あるいは調査、研究の範疇内で回答されているなというふうに思っております、これは私だけかもしれませんが。とはいえ一方で答弁者の心中をしんしゃくすれば、議員の質問に対して反論、反駁あるいは反問できない現状の名寄市議会にあっては、それぞれ答弁者側にとっても内心じくじたるものがあるのだらうというふうに考えます。はっきりイエス、はっきりノーと旗幟を鮮明にした回答で、市長との役割分担による効率的で実務的な業務執行あるいはスピーディーな意思決定、あわせて議会対応の指揮を期待してやまないというふうに私は考えております。また、そうしていかなければ政策のストックができず、その都度質問者への答弁をつくっていくという極めて非生産的な事務処理が行われている、あるいは大変言いづらいのですけれども、内容の乏しい議会対応になっているなという、この私の危惧に対してぜひ副市長としてお答えをいただきたいのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 副市長制度と十分に関

係するのかなというふうに、そのような御質問かなというふうに思っておりました。

実は、先ほど中尾総務部長のほうからも副市長制度については説明をさせていただきましたけれども、1つは地方自治法の変った趣旨なのであります。今までも地方自治法の153条だと思えますが、その中で長の事務を委任を受けるという、こういうことが残されておりました。167条では副知事、副市長の仕事ということがありました。この2つが関連をしているのでありますけれども、長の仕事を委任できるということでありましたけれども、必ずしも明確でなかった。今回の自治法改正では、そこのところが長の仕事を委任ができる、このことは変わっていませんけれども、委任を受ける副市長の仕事として企画、政策、これらについてはつかさどることができる、あるいは委任を受けた場合にはきちんと告示をするということで、ある意味では仕事の範囲が明確になったと、いわば副市長の権限が強化されたというふうに見ても間違いのないのではないかと、そういう解釈が一般的であります。そのことが実務の上において、そのようにすぐいかどうかということに関しては、しばらく時間がかかるのではないかとこのように思っております。

といいますのは、やはり仕事を進める上で、これは合議制もありますし、それから最終的にいろんな情報を集めて首長の判断というものもございます。したがって、それらをどううまくその合議制と首長の判断をやっていけるのかというのがこの自治体の私ども運営をつかさどる者の役割だろうというふうに思っております。法律が改正になったから、すぐ権限が強化される、そしてまたそのことが反映できるというのは、なかなかそのようにはなっていないということなのであります。

翻って、今御質問がありました議会における答弁の内容もそうでありますけれども、少し隔靴搔痒の感があるなというふうな質問でありますけれども、私どもの姿勢としまして、これは今できる

こと、それから検討しなければならないこと、できないことと。したがって、その検討しなければならないことというのが比率が多い場合には、今大石議員のほうから質問がありました、これは少し先延ばしが多いのではないかと、こういうようなこととなりますけれども、例えば先ほどのワクチンの例なんかも含めまして、これは現状の中ではでき得ませんと、これは検討課題ですと、こういうふうにさせていただいているところでございます。

反問権の話も出ましたけれども、なかなか今の制度の中ではそれはでき得ないということで、道内の栗山町議会でしょうか。その中で、議会の中の条例をつくってそれを制定するというのをやって脚光を浴びておりますけれども、現状の中では反問をするというよりもむしろ議場の中で質問のあったことについては私どもの見解を述べて、そのことに対してまた再度質問をいただいて討論をしていくということの中から政策決定をしていくというふうにしていきたいと思っております。

少し迂遠な表現でということも表現としてありましたけれども、そういう場合も正直言っておりますけれども、それは別に遠慮してとか、あるいは物事を先延ばしてということではなくて、今なかなかそこまで踏み込んで答弁できないようなこともありますので、そういった場合については心情を察していただくところも正直言ってございますので、迂遠な表現になる場合もありますけれども、姿勢としてはやや今できること、できないこと、それから先に検討したいことと、この3つに分けてしているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） まだ再質問が山ほどあるものですから、副市長については今後ともぜひトップマネジメントの体制の強化によって業務執行と意思決定、スピードアップ化、ぜひ期待をさせていただきます。

続いて、名寄市の自治基本条例についてお伺いをいたします。最初にお断りをしておきます。島市長にお伺いをしたいと思います。名寄市の自治基本条例制定に当たって、島市長御自身はどのような自治基本条例をおつくりになりたいのか、あるいは市長として職責を果たしていく上で、どのような自治基本条例であってほしいのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治法が戦後制定されて半世紀以上経過しているわけですから、地方自治についての憲法上の位置づけ、あるいは市民の権利も含めてのそれらは、もう体験的に持っているわけでございます。しかし、平成12年でしょうか。地方分権一括法が施行されました以降、権限が国から都道府県あるいは都道府県から市町村と、こういうことに移譲が進みました。さらに、法律の改正の精神が地方の自己決定、自己責任、このことについて大きく制度が変わったという状況がございます。そういう中であって、それぞれの自治体が持つ各種計画についても専門家あるいはコンサル等がつくる計画ではなくて、住民がいかに参画をした上で計画をつくっていくかと、この計画の実効を高めるために市民の皆さんにより計画を理解をしていただくというのが基本的な考え方であります。

今までも基本条例が制定をされないままであっても各種の情報公開も含めていろんな取り組みをしている実態がありますけれども、先ほど言及されましたニセコ町の条例というのは、特に住民の皆さんから見まして、それは特異の条例ではないと。当然当たり前といいたいでしょうか、そういうことが条例上の位置づけがされていないということが自治基本条例の制定に機運として高まっているのではないかと、こんなふうに思っております。

私は、今まで総合計画の策定等については市民にいろんな情報公開をする中で策定委員の参加を求め、あるいは各種審議会等にも女性の委員の登

用など、多方面の掘り起こしをしながら計画策定等を進めております。そうしたことをしっかりと市民の皆さんに理解をしていただく、さらには権利として持っていただく、このことがこれからの地方自治の執行のためにどうしても必要と、こういうふうに思っているわけでございます。

合併業務等がありまして、この取り組みについて、風連の自治の歴史も含めて少し時間がかかっている部分があります。そういう市町村合併と自治基本条例とが平成17年、18年とふくそうをした状況の中で20年、1年かけてということも含めて時間を配慮しているわけでありまして。特にこの条例の制定は、条文を整備すればいいということではなくて、やはり生きた条例、市民の皆さんにそのことがしっかりと理解されて、まちづくり等に条例を基本として、きちんとどのような執行体制が変わっても条例が中心に動いていくと、こういうことでなければならないと、このように思っているところであります。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 残りが13分になってしまいましたが、自治基本条例の最後についてお伺いをいたしたいなと思います。

素案あるいは試案作成等、立案に向けて原課となっている総務部地域振興課を核とした法務執行体制は現スタッフでまず十分に対応できるのか。基本条例は、お聞きしている中では議会あるいは議員、そういったほぼフルセットで整備をされるということ聞いております。いずれ関連するであろうパブリックコメントであるとか、あるいはこの自治基本条例を制定する方法の中に住民投票というのが入ってくるかどうかはわかりませんが、そういった関連の条例や制度の整備も必要となってくるだろうと。こうした政策立法あるいは立法法務あるいは運用法務、前回のよう建築関連で一時騒がれた訴訟法務だとか、そういった法務執行体制が今私は名寄の庁内を拝見していて非常に不安を感じております。これについてどう考

えておられるのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど来報告をしておりますけれども、現在はやはり自治基本条例もまず職員がきちんと理解しなければできないだろうと。そのためには、作成段階から職員にかかわっていただくということで、地域振興課が中心になりまして職員でプロジェクトチームをつくって実施しております。これは、単に案文をつくるということではなくて、職員の理解度も深めるという作業も含めて実施してございます。あわせて、大学の教授1人、その道の方をアドバイザーとして、毎日に来られませんが、時折ポイント、ポイントで来て、今後段お話があった多岐にわたる部分についてどう考えたらいいのか、そのところは単に指導をいただくということではなくて、議論をして決めていくという立場で作業を進めているということでございます。原案ができ上がって、先ほどの市民段階でのこの議論になっていく際に幅広い意見を求められると思いますので、あくまでも担当だけということではなくて、その段階では私どもも積極的に議論にかかわって責任ある体制をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 自治基本条例に関する質問は最後だというふうに申し上げたのですが、もう一点追加でお聞かせいただきたいと思っております。

今学識経験者というふうに、加えた中でさらに煮詰めていきたいというようなお話でしたが、あるいは市民検討会、いろんな段階の中で議会構成メンバーに入っているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 現在のところ議員の皆さんについては、その議論の中間報告をするというようなことで現在までも進めてきております。現在までもというのはこの件でなくて、ほかの案件なんかも含めまして。したがって、市民委員会

の中には議員の皆さんについては、今まではっきり構成は決めていませんけれども、今までの慣例でいきますと議員の皆さん方には入っていただく前に市民レベルでの議論をいただくと、こういうふうにご考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 自治基本条例がフルセットで装備されるということですから、その中には議会、議員が入るということですね。その規定の検討、素案の段階で議会も何らかの形で、市民あるいは学識経験者あるいはリーダーシップを発揮していただくために首長も入っていただいて、こうした市民、学識、首長、議会という、こういう4者による構成もぜひ検討していただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

残りが9分となってまいりましたので、公益通報者制度の運用について簡単に御質問をさせていただきます。先ほど市職員は、地方公務員法あるいは分限、そういったもので身分が庇護されているということでございます。加えて、お話しただいた民間の通報の窓口等あるいは方法等については、ぜひ早急に対応を進めていただきたいと思っております。

次に、独居の閉じこもり市民に対する救援、救済について1点御質問します。引きこもりと閉じこもりの違いについてお教えください。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 明確な区分については私自身も承知しておりませんが、現在の私の知識としては社会的引きこもりと理解しております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 何冊か専門書があったものですから、ページを開いてみますと、それぞれ私もわからなかったような定義とか概念というのが書いてございますので、ぜひそちらのほうでも読んでいただきたい。

そして、心因的な疾患を持って対人が非常に困

難であるという方に対して出てこいということにはならぬだろうと。ぜひ市のほうから出向いて、なかなか戸口をかたく閉ざしているという方についてはノックをして、ひとつお声をかけていただいて、民生委員の皆さんあるいは地域の皆さんと一緒に温かく見守っていただいて、救済、救援の方法についてぜひ考案をしていただきたいというふうに考えます。

最後のほうの質問なのですが、自治組織についてなのですが、実はちょっと質問の中では申し上げたのですが、地域自治区というのがよくわからないと。こういうかたい名前では、町内会の上に新たな組織ができて、私ども町内会長あるいは副会長、総務部長もいるのかもしれませんが、そういった方が自治区長というのでしょうか。そういった方々の指示や命令を受けて、手足のごとく使われるのではないかという不安も実はお持ちの方がいらっしゃるようです。ですから、今の町内会組織に新たな組織ができるという、町内でも多分お話が出ているのだらうと思いますが、屋上屋を重ねることにはならないかという一抹の不安を持っている方がいらっしゃるようです。私も説明会には出させていただきました。その際気になったのは、非常にプレゼンテーションがうまくいっていないなというふうに思いました。ですから、資料の整備も必要だろうと。あと、町内会役員の方は高齢者が少なくはないのです。ですから、目で訴える、耳で教える、いろんな方法があるのですが、もう少し理解をしていただくために地域自治区という名称も含めた新たなやわらかな呼び方でやるだとか、もう少しかみ砕いた名称で、あるいは組織の内容についてもビジュアルに、市役所にはプロジェクターだとか、いろんな最新設備もあるようですから、そういったものを駆使して御説明をいただきたいというふうに考えております。

あとは、中心市街地活性化法にかかわるところで御質問ですが、つい先ごろまで大型店の問題でまちを二分するような市民の意見が分かれており

ました。今回の先ほど申し上げた条例が議会で決めた。建物が徳田地区では既に土台からもうかなり立ち上がっているという中で、まだ後ろ向きな見方をしたり考え方をしたりすることなく前向きに、それほど迂遠な表現ではなく、前を見て中心市街地の活性化という基本計画の策定というふうに向けて市内の商工会は理解を深めているのかどうか、1点お聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 前段の質問でありますけれども、自治組織、確かに内部的な議論でも名称を工夫しようということになっています。まだどうするかはわかりませんが、まだ自治区では少しどうなのかということもありまして、もう少し名称を工夫しなければなりませんねということです。

先ほど中尾総務部長から、6点にわたって出された意見を集約しています。ほとんど大石議員のおっしゃるとおりの中身になっておりまして、目的がどうもわからないとか、非常にまだまだ不安だということもあります。ぜひこれらについてはプレゼンテーションをもう少し工夫してわかるような議論をしていきたいというふうに思っています。くれぐれも私ども訴えているのは、かつての行政委員組織みたいな行政の下請組織ではございませんと、このことだけはきちっと訴えさせていただいております。しかし、かといって行政が全く手を支援しないということではなくて、やはり行政とのつながりをきちっと持たなければならぬだろうと、こういうふうに考えておりまして、地方自治法で決めている地方自治区もそのような考え方を持っています。事務所を持って、あるいは自治区長を置くというふうに思っていますけれども、そこまでいくかどうかということも含めましてきちっと整理をしていきたいというふうに思っています。

中心市街地の関係で、補正予算でも若干年末大売り出しの関係で議論がございました。やはり議

論は議論として、長い間かかってやりましたけれども、随分やはりそれは賛成する方も反対する方も双方にとって前向きな議論になってきたなというふうに思っています。とりわけ関係する商業者の議論につきましては、昨今の動きの中で大変議論としては活発になってきたということでもあります。一部新聞で報道されておりましたけれども、商調法によります商店街振興組合の動きにつきましても先般連合会で役員会をやりました、ある意味では決着をつけるといいますか、もうそのことよりもむしろまちづくりの議論だと、こういうふうな方向転換をしようという意思統一をしたということも聞き及んでいます。それらも含めまして、かなり議論としては前向きになっているのかなというふうに思っているところでございます。私どももこの周辺情勢を分析をしながら、この議論というのは一緒にやっていかなければどうしてもできませんので、先ほど来手間本部長のほうから答弁していますように4つの柱を持って、その柱をだれが担うのかということで議論を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

合宿の里づくりで交流人口の拡大について外1件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をしてみたいと思います。

私は、新人議員でございます。初めて一般質問に立たせていただきました機会を得ましたことに心より感謝をしているところでございます。自衛隊生活36年間、名寄市に35年間、昭和47年からお世話になって現在に至っているわけですが、名寄市の将来のため一つでも恩返しができると思います、一市民として、自衛隊OBとして責任と誇りを持って頑張りたいと思います。

それでは、通告順に従って質問してみたいと思います。

初めに、合宿の里づくりで交流人口の拡大についてお尋ねいたします。名寄市は、健康の森やスキー場周辺の体育施設を整備、合宿の里づくりで交流人口の拡大に取り組んでいると聞いております。サンピラー交流館は、昨年11月11日に供用開始され、中でも国内最大級のカーリング場も同日にオープンされました。名寄カーリング協会では、こけら落としとして第1回北海道知事杯カーリング大会を開催されております。カーリングホールでは、全道規模の大会のほか、オリンピック選手等を招いて講習会やカーリングイベントの開催のほか、地元の愛好者だけでなく、近隣は士別、遠くは札幌、帯広などから愛好者が集まり、土日は各種大会の日程で埋まるほどの盛況ぶりを見せております。オープンからの利用者は7,825人と当初の目標を62%も上回り関係者を驚かせているほどであります。今年度においては、サンピラー交流館、カーリングホールが日本オリンピック委員会から2010年のバンクーバー五輪までではありますが、競技別強化センターに認定されました。このことによりオリンピック選手の冬合宿及び各種の大会等が期待されるところであります。名寄市としては、カーリング協会との協力をどのように行っているのか、またどのような方法で合宿の誘致をされるのかお知らせください。

2点目、サッカー場及び陸上競技場についてお尋ねいたします。近年土から芝のサッカー場で開催される大会が多くなってきており、ふだん土のグラウンドで練習しているチームが本番の大会を想定し、練習環境を求める傾向が強くなってきております。このため芝のサッカー場を整備、管理している健康の森がサッカー場が多く利用されている状況にあります。本シーズンも旭川、札幌の高校、大学、そして地元の高校やサッカーチームの合宿、少年団の大会、また陸上競技場においては札幌大学のアメリカンフットボールチームが40名の練習合宿、地元の陸上クラブチームの練習等、体育施設の有効活用がなされている状況にあ

ります。夏合宿のみならず、合宿成果を発揮できる大会の開催もしくは大会の誘致につながれば交流人口の増加に期待が持てます。名寄市としては、体育協会及びサッカー協会との協力をどのように行っているのかお知らせください。

3点目、ピヤシリシャンツェ及びピヤシリスキー場についてお尋ねいたします。国内で最も早く飛べるジャンプ台を有する名寄市日進ピヤシリシャンツェに第5回サマージャンプ大会に合わせ合宿のため名寄入りした山形、秋田、岩手の東北地方や東京都の道外チームを初め、道内では旭川から中学、高校、大学のジャンプチーム等、大勢の選手が合宿を行い、連日鮮やかなアーチを楽しませてくれました。毎年12月に国内初の公式大会が開催されるピヤシリシャンツェは、冬季公式開幕第1戦開催場所であることに加え、全日本スキー連盟強化合宿基地として高い評価を受けていることから、長野県白馬ジャンプ台とともにナショナルトレーニングセンターのサテライト的役割を担う日本オリンピック委員会のスキー競技強化センターの認定を受けたことにより、冬合宿の増加や大会の開催に大きな期待が持てると思います。オリンピックでメダルをねらう一線級の選手の育成や競技力の向上に大きな役割を果たすことになるでしょう。ピヤシリスキー場においても雪質が日本一の特性を生かし、アルペン選手のスキー合宿のみならず、大会等の誘致により交流人口の増加を期待するものであります。

施設を管理運営する名寄市にとって、夏冬の合宿は施設の有効活用と大きな経済効果を生み出す面からも積極的に取り組むべきだと思えます。合宿で名寄の地を訪れた選手たちを地域全体でサポートするような受け入れ態勢の構築を名寄市としてはどのようにお考えになるのか、またスキー連盟との協力をどのように行っているのかをお知らせください。

次に、市営南水泳プールについてお尋ねいたします。昨年6月から着工しておりました市営南水

泳プールは、防衛施設周辺整備費の助成を受け、総事業費約2億3,860万円で建設されておりましたが、ことしの春、名寄市スポーツセンターの市営南水泳プールが完成し、5月19日、オープン式が行われました。オープン式終了後には、早々に市内の水泳少年団の子供たちが力強い泳ぎを見せておりました。

水泳は、全身の筋肉を使った運動であり、水圧によるマッサージ効果によって全身の血行が促進されることから、健康維持に有効な運動として注目されております。また、浮力によって重力による負担が軽減されるため、ジョギングなどで起こりやすいひざなどへの故障が少ないことから、リハビリテーションとして積極的に活用されております。

市営南水泳プールは、25メートルの一般用プール6コースと幼児用プールが備えられているほか、男女別採暖室も設けられ、冷えた体を温めることができる近代的なスポーツ施設であります。また、場所も市内の住宅地に近いスポーツセンターの隣であり、利用に便利なことから、子供からお年寄りまで楽しめる夏の市民のスポーツ施設として有効活用されることを期待しております。名寄市としては、市営南プールを運営管理するに当たり、体育協会との協力をどのように行っていくのか、またオープンから市営南水泳プールの利用状況をお知らせください。

2点目、施設の現状についてお尋ねいたします。市営南水泳プールの完成に伴って、親子の新たな触れ合いの場となるとともに、多くの市民がスポーツやレクリエーションとしてにぎわうことを期待しているところでございますが、水泳少年団による日々の練習、水泳協会によるところの水泳教室、一般市民あるいは親子連れの利用、また小学生、中学生等、大勢の市民が楽しく利用できる市営南水泳プールを維持管理されているところではございますが、不都合な点あるいは問題点等はないのか。時々市民からの要望と申しますか、苦情

も耳にいたしますけれども、維持管理者側から見た市営南水泳プール施設の現状をお知らせください。また、問題点等がありましたら、それらに対する対応策もお知らせください。

3点目、自転車置き場の設置についてお尋ねいたします。現在自転車置き場は、プール管理棟の北側に車約20台の駐車可能な専用駐車場の一部を仕切り自転車置き場として使用されている現状であります。市民の安全で安心したまちづくりが望まれている現代社会において、歩行者、自転車、車の出入り口が同じ場所であり、余り広くない専用駐車場の一部を仕切っているため駐車スペースも制約を受け、自転車と車の接触事故等、危険な状況が予想されます。楽しいはずのスポーツやレクリエーションが一瞬の事故により悲しい思いをさせるようなことは未然に防がなければなりません。そのためにも車の出入り口と競合しない別な場所に自転車置き場の設置を求めます。スポーツ施設の東側等に自転車置き場の設置のお考えはあるのかどうかお知らせください。

4点目、道路及び入り口までの舗装についてお尋ねいたします。市営南水泳プールに至る道路及びプール施設の入り口までの現状は未舗装状態であり、しかも道路とプール施設の入り口の間には側溝はなく、道路のほうが高い位置にあるため雨天時には道路から流れた水及び駐車場から流れた水で入り口付近に水たまりができ、歩行者及び自転車利用のお客様の通行に不快感を与えているのが現状であります。水たまりができれば泥水の付着等により、スポーツ施設管内に泥水や砂、また晴れている日はほこり等の混入が予想されます。プール施設内の環境衛生の面から見ても重大な悪影響を及ぼすことが考えられます。したがって、道路の舗装、入り口付近の舗装及び側溝の整備を行う考えがあるのかお尋ねし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目の1、2

点目、ともに私からの答弁とさせていただきます。

初めに、合宿の里づくりで交流人口の拡大について、小さな項目の（1）から（3）まで関連がございますので、お答えをいたします。名寄市のスポーツ合宿は、当初冬季スポーツが中心であり、昭和54年に行われた冬季国体開催を契機に整備されたスキー競技施設を利用し、全日本公認大会の継続的開催を続けたことにより全日本スキーの合宿基地として選手を迎えておりました。平成7年からは陸上競技場が利用可能となったことにより大学陸上部、実業団陸上部や多目的運動場でのサッカーチームが合宿を行うようになり、夏季合宿についても盛んに行われるようになりました。また、ミディアムヒルシャンツェがサマー仕様になったことにより夏季にもジャンプ競技の合宿が始まり、シャンツェ、陸上競技場を中心としてトレーニングが行われております。

平成18年度の合宿は63件、延べ人数は3,280人、冬季はスキージャンプ、クロスカントリー、アルペン、カーリング、夏季についてはジャンプ、サッカー、アメリカンフットボールなどの種目で合宿が行われております。本年6月に全日本ジャンプチームの海外のサマーグランプリ派遣メンバーの選考合宿が行われた折には、財団法人名寄市体育協会、なよろ観光まちづくり協会などが中心となって監督、コーチの歓迎交流会が開かれ、激励をしてきたところでございます。

カーリング競技では、昨年度の合宿は2件、延べ92名でございました。今年度は11月からオープンを予定し、名寄カーリング協会主催の大会を含め、全日本カーリング協会主催の教室、日本選手権北海道選考会、北海道シニアカーリング大会などの全道規模の大会が予定されてございます。大会に向けての事前合宿など、大いに期待しているところでございます。

健康の森、陸上競技場のフィールドと多目的広場ではアメリカンフットボール、サッカーで利用され、合宿が行われております。サッカー競技で

は、道内トップレベルの北海高校と旭川北高校が合宿を行い、地元高校との交流試合を行うなど競技力の向上が図られています。また、ふうれん望湖台森林公園ではアメリカンフットボールで利用され、北海道東海大学、釧路公立大の合宿が行われております。

スキー競技での全国、全道規模の大会は例年開催しているピヤシリジャンプ大会のほか、北海道スキー選手権や北海道高校スキー選手権が予定されており、事前合宿も行われる予定でございます。新たな展開として、ピヤシリシャンツェがスキージャンプ競技、道立サンピラー交流館がカーリング競技のJOC認定競技別強化センターに指定されました。このことから、両施設を利用したトップレベル競技者の育成強化が図られ、国際競技力向上が期待されており、名寄での強化合宿が一層多くなることと思われまます。

御質問の交流人口の拡大には、合宿の受け入れや大会等の開催、体育施設の有効活用などが考えられます。受け入れにつきましては、なよろ観光まちづくり協会、大会の開催については体育協会及び各連盟、協会とともに推進を図ってまいります。体育施設の有効活用については、指定管理者である名寄市体育協会、名寄振興公社と協議を行い、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、市営南プールについてお答えをいたします。初めに、施設の利用状況についてお答えをいたします。南水泳プールは、昨年6月より防衛施設局の補助を受け、市内では初めての室内プールとして建設工事を進め、完成いたしました。加温式25メートル6コース、幼児用プール、採暖室、多目的トイレを配置し、屋根には合わせガラス、トップライトを使用し、室内の熱効果を高める工夫をしております。ことし5月19日にはテープカット、模範水泳などを行い、オープン式を挙行したところでございます。オープンの日から8月末まで、開設日で105日で1万4,980名の

利用となっております。

2つ目の施設の現状についてお答えをいたします。南水泳プールの現状としましては、シャワー室、更衣室に水がたまる等のふぐあいが生じました。これらは、既に施工業者と確認を行い、応急措置等を行っておりますが、今シーズンのプール閉鎖後に全体点検を行い、手直し等を含めた対応をしていきたいと考えております。御不便をおかけしておりますが、御理解をお願いいたします。

(3)、自転車置き場の設置についてお答えをいたします。自転車置き場は、プール管理棟の北側に整備しております。現在は、自転車置き場と駐車場スペースの入り口が1カ所のため、自転車と車の接触事故等を防ぐためセーフティーコーン等により区分けしております。しかし、そのために車の駐車場が若干狭くなっておりますので、より安全性を高めるため、プールの東側に若干スペースがありますので、そこに駐輪場を確保してまいりたいと考えております。

(4)、道路及び入り口までの舗装についてということでございます。南水泳プール前の道路は、防じん処理道路であります。昨年のプール工事、また豊栄川改修工事等で大型車両の通行により大変傷んでおり、ことしに入り砂利で補修をいたしました。現在も豊栄川の改修工事の大型車両が通行していること、また秋に豊栄川にかかっている人道橋の改修工事も予定されているため、整備はその後になると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるため若干再質問させていただきます。

まず、1項目目の合宿により交流人口の増大についてであります。道立サンピラー交流館、カーリングホールがカーリング競技、ピヤシリシャンツェノーマルヒルがスキー競技で名寄市が保有す

る体育施設が一度に2カ所も日本オリンピック委員会から特別強化センターに認定されたことにより、名寄市も全国にその名が知れ渡ることでしょう。2つの体育施設を利用した合宿の増加が予想され、トップレベルの選手の育成強化、競技力の向上が図られるところで、交流人口の増加が期待されるところでございます。

先ごろ大阪で開催された陸上競技世界選手権大会に参加するドイツの選手団が隣の士別市で事前合宿を行い、選手団のチームマネジャー、ジークフリート・ショーナートさんが士別の静かな環境やホテルの充実した食事は想像以上、調整には最適の場で選手たちの仕上がりは順調とコメントしております。事前合宿の結果、女子砲丸投げで銅メダルほか5個のメダル獲得の合宿成果を上げておりますドイツ選手団や選手団の世話に奔走する士別教育委員会、選手団が宿泊するホテル関係者にも喜びの声が広がっております。

名寄市としては、合宿の里づくりで交流人口の拡大に取り組んでいるところでございますが、合宿の誘致の方法はどのようにされるのか。選手によい環境で練習してもらいサービスを充実させるとともに、合宿で名寄を訪れた選手たちのサポートを地域全体で行う受け入れ態勢の構築が必要です。名寄市としての合宿の受け入れ態勢をどのようにお考えなのか。サンピラー交流館、健康の森、ピヤシリシャンツェ、共通した同じような質問でありますので、1つにまとめて受け入れ態勢をどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今までにも合宿の里づくりという形の中でそれぞれやっておりましたけれども、一番の交流人口の入り込みにつきましてはやはり温かいもてなしというのが一番だというふうに聞いております。これは、それぞれの宿泊をした選手あるいはコーチ、監督等がホテル、旅館等に泊まった中で、それぞれの地域の特色を持った出迎え、そんな形で名寄の昭和54年のま

ごころ国体ではないですけれども、そうした真心を持って迎え入れたということがまずもってその名寄に来るという条件になっておりまして、それがまた口コミの中でほかの実業団なり、あるいは大学を呼び込んでいるということがございます。

また、今般JOCの認定競技別の強化センターに指定をされたということで、これにつきましてはまだ具体的にどのような形でということにはなりませんけれども、トップレベルのそうした競技あるいは選手の強化ということでもありますから、そういった部分の中で今後どうしていけば交流人口の拡大につながっていくか、あるいは一般のそうした競技者等も含めてどうしたらこういうふうな交流人口の拡大、入り込みの拡大につながっていくのか、今後また体協等も含めてスキー連盟、そうしたいろんな形の中での団体と協議を進めながら今後の検討とさせていただきますというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのように努力していただいて、できるだけ多く合宿で名寄を訪れ、また訪れた選手たちが名寄はよかったと思われるような措置を講じていただきたいと思います。

続いて、市営南水泳プールについての再質問をさせていただきます。市営南水泳プールは、名寄市内、しかも住宅地に近く、スポーツセンターの隣という便利なところでもあり、施設も新しいため利用者が多いと考えられます。ぜひ今の状態、長く続きますように期待するものであります。

続いて、施設の現状についてお尋ねいたします。市民からの苦情等について、現在応急措置等を行って対処しているとのことであり、またプール閉鎖後に全体点検を行い手直しされるということでもありますので、ぜひ市民が納得し、安心して使用できるように補修していただきたいと思います。

市民からの苦情に基づいて確認したところ、プールサイドにある側溝の排水が余りよくないため常に水がたまり、側溝に青カビ等が繁殖している

状況であります。また、ロビー付近は湿気がたまりやすく、環境衛生の面からもよろしくないため側溝の補修とロビーの換気装置の設置を求めます。

続いて、自転車置き場の設置についてお尋ねいたします。現在専用駐車場にセーフティーコーンで区別していますが、自転車と車の出入り口が同じであるため自転車と車の接触事故が予想されます。接触事故等が起きてからでは遅いのです。事故を未然に防止するため早急な措置、対策が必要であります。プール東側のスペースを有効活用して自転車置き場を確保するとのことですが、いつごろになるかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 南水泳プールの水処理の関係でありますけれども、オープン間もなく議員御指摘のとおり水処理が非常にふぐあいになっているということでもあります。シャワー室、更衣室等、そして今申されたようにプール内の側溝等も水がたまると。これは、実際に水を使うところでなぜそうした処理が完全にできていなかったかというのが非常に不思議なのですけれども、それらについては体協、そして教育委員会、そして施工業者、建設水道部ということで見まして、そのふぐあいを確認をして、先ほど申しましたようにプール閉鎖後改修をしていくと、そういったようなことで今検討しているということですので、その辺については御理解を願いたいというふうに思います。

それから、自転車置き場につきましてはプールの北側ということで、若干込み合うと非常にそういった危険性もあるわけですが、現在は今利用者も少なくなってきたということで、余り出入りがないということで、現状では北側に置いたり、あるいは東側は砂利でありますけれども、そこに一時置いているということでもあります。ただ、砂利だけでは倒れるだとかという、そういったこともありますので、新年度になりましたら自転車駐輪スタンドといいますか、そういったもの

の設置だとか、そんなことも考えていきたいなというふうに思っております。

それから、ロビーの換気ということでもありますけれども、これは利用者の方の中で換気ということになっておりますけれども、現状は窓をあけている限りにおいては余りふぐあいがいいというふうに聞いておりますので、どのような状況で換気が必要なのかということをもう一度調査をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのようによろしくお願いいたします。

続いて、道路及び入り口までの舗装についてお尋ねいたします。市営南水泳プール前の道路は、防じん処理の道路ということですが、プール建設中の車両の通行等でなくなったのか、現在は防じん処理の痕跡等はありません。晴れている日はほこり、雨の日には水たまりができる状態があります。また、秋に豊栄川にかかる人道橋の改修工事が予定されているため、整備はその後ということですが、秋のいつごろに予定されているのか、また側溝の整備及び入り口までの舗装のお考えはないのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御質問がございましたプール前の市道の件でございます。現況は乳剤散布の防じん、今議員が言われたように工事用の車両が通行しているためにめたくたになっているというふうに私も現状を押さえております。

土現のほうの豊栄川の改修事業が今のところどのような形で進められるか、ちょっと私どもも確認しておりませんので、歩道橋の仮設と幾分河川の掘削が入ると。そうすると、またあの道路を使うということも考えられます。その辺ちょっと土現と調整させていただきまして、旭川土木現業所と調整させていただきまして、終わり次第乳剤散

布ではなくて、今度は再生合材を使いました舗装にしていきたいというふうに考えています。幾分車両の通行がないことも含めて、そんなにないことも含めて、今よりは完璧なものができる。

署名議員 山 口 祐 司

あわせて、今言っていました自転車の駐輪場ですか。プールの東側ですね。それも道路と一緒に施工をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

側溝の件は、どうしてもあそこに雨水渠が入っていますので、柵を設置して水が抜けるような感じにいたしますので、御理解をお願いします。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひ早急な対処をされることを望みまして、終わりいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 駒 津 喜 一

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年9月12日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大局长 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 佐藤 靖 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

自治体基本条例の制定について外2件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名をいただきましたので、さきに通告をしております順に従い、順次質問をいたしてまいりたいと思います。

最初に、自治体基本条例の制定について質問をいたします。自治体の基本条例は2001年に二セコ町から発し、6年が経過し、全国各自治体で基本条例の制定の取り組みが進められております。個々の基本条例の名称は、昨日もありましたけれども、自治体基本条例、まちづくり基本条例、市政基本条例など名称はさまざまありますが、それぞれの自治体がこれまで行ってきた市政運営を総合化、体系化して自治体運営の基本のルールを条例化していると私は認識をいたしております。窮迫化する財政事情の中、自己決定、自己責任が求められる分権時代、政策の厳しい吟味、選択、合意が不可欠な状況にあると思います。それだけに自治体運営の基本ルールを具体的に規定をする自治体基本条例の制定は、まさに急務の課題だと考えます。

当市においても市長は、本来3月の第1回定例会の市政執行方針で自治体基本条例の制定に取り組むことを明らかにすると同時に、予算措置を図

られました。市政執行方針では、市民主体のまちづくりの推進体制の整備の必要から、条例制定に向け、作業を進めると述べられておりますが、今回の条例制定に向け、自治体運営の基本理念と理念を具現化する基本原則制度をどのようにとらえておられるか、基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思います。さらに、条例の実施時期と、あわせてこれに向けた今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

2点目に、市民活動の支援充実について質問をいたします。名寄市における住民実践活動は、私は道内でも誇ることができる町内会活動を初め、ボランティアサークル、各種市民の会等々、数多くのサークル、団体が活動を続けております。活動に参加している多くの市民の皆さんは、みずからの精神的、肉体的な健康を保持するとともに、市民同士の支え合いへと発展をしているケースも数多く見受けられます。こうした市民の皆さんの自主的活動を高く評価すると同時に、NPO法人化等、さらに一步踏み込むことによって活動の領域を広げたり組織の安定化につなげることができるのではないかと考えております。決して自主的活動を阻害をしたり、あるいは強要をするものではありませんけれども、NPO法人のメリット、立ち上げに伴う課題、先進地事例など、NPO法人に向けてしっかりとサポートをする（仮称）NPOサポートセンターを設置すべきと思いますが、積極的に対応されるか否かをお伺いをいたします。また、既存NPO法人に対しまして行政としてどのような対応をなされているのか、あわせてお伺いをいたします。

3点目に、国保税の今後の見通しについて質問をいたします。平成18年度の税制改革に伴い、住民税の所得割税率が一律10%にフラット化されたことや定率減税が全廃されたことに伴い、6月に受け取った市道民税の納税通知書を見て驚き、引き続く7月の国民健康保険税の大幅な増額に生活への危機感を募らす多くの市民の声を耳にした

のは私だけではないと思うのであります。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づくものであり、被保険者の担税能力に応じる応能部分と被保険者になることによって得られる応益部分によって賦課され、この応能応益割合によって低所得者に対する軽減措置が図られることも私自身も理解をいたしております。さきの行政報告において、今年度の税率見直しにより応能応益割合が48.46%となりまして、基礎賦課分で3,841世帯が軽減実施世帯となり、総世帯数に対する実に60.8%が軽減世帯に当たる旨、報告がありました。私は、裏を返すと39.2%の世帯、とりわけ退職被保険者が重税感にあえぐ結果とも考えられるわけでありまして。

今回の税率改正に当たり、この間の税制改正による公的年金控除の縮減及び老年者控除の廃止や合併に伴う賦課税率の統一などなど、特殊な要件も重なり、変化の激しい状況にあったと思います。こうした中で、所得割の大幅な税率引き上げがなされましたが、被保険者間の課税負担のバランスにどのように配慮をされたのかお伺いをいたします。

さらに、医療保険制度の改正により平成20年4月から施行される70歳以上の療養の給付に係る一部負担金の割合の改正、75歳以上の後期高齢者の医療制度の新設などに伴い、今後の国保税の見通しをどのようにとらえておられるか所見をお伺いをいたしたいと思っております。

以上を申し上げまして、私のこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま高見議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は生活福祉部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、（仮称）自治基本条例の理念、原則の基本的考え方についてお尋ねがありました。自治

基本条例は、市民自治を基本に自治体運営の理念など、自治体として基本的な枠組みを条例として明らかにするものであります。自治基本条例において、自治体運営あるいはまちづくりの究極的な理念、目標を規定し、それを総合計画で実現していくものであると認識をしております。

名寄市は、この3月に総合計画を策定しましたので、自治基本条例は結果として総合計画を軸として策定し、また総合計画の推進のための役割を担う位置づけともなります。つまり自治基本条例を制定することによって、総合計画の推進をどのような理念、原則でどういう制度、仕組みで行うかを明らかにするものであると考えております。したがって、住みやすいまちづくりを目指すには総合計画で示しております市民主体、市民参加、協働、情報公開が基本条例の基本理念、基本原則の柱になるものと考えております。

次に、実施時期と今後の取り組みについてもお尋ねがございました。現在庁内におきまして、自治基本条例制定に向けた準備や環境整備を図るため検討委員会を設置し、研究を進めております。今後は、多くの市民の皆さんから意見をいただくことと、あわせて今年中に仮称ではありますが、市民検討委員会を設置をしまして、平成20年度中には議会にも相談をしてみたいと考えております。

次に、市民活動の支援充実についてお尋ねがありました。市政運営の基本方針として、市民と行政との協働のまちづくりを施策推進の基本的な考え方に掲げ、市民と行政が互いに連携してまちづくりを行う協働のまちづくりを進めております。そうした観点からも行政の手だてではどうしても足りない部分に光を当てる役割を持つボランティアやNPOなど、市民活動団体の活動は大きなものがあり、その育成は不可欠なものと考えております。名寄市においては、現在5つの団体がいろいろな立場でNPO法人として公益的活動を行っておりますが、これからも市民活動団体と連携し

た協働のまちづくりを目指していくことは大変重要なことであると考えております。平成17年8月にNPOの設置支援のために相談窓口を開設いたしました。現在1件の相談を受けただけにとどまっているのが現状でありまして、市民への周知が足りないことも原因の一つかと考えており、改善を図ってまいりたいと考えております。

また、市民活動団体の支援につきましては、御指摘のとおり行政としての総合的な受け皿がないのが現状であります。今後は、市民参加のまちづくりを積極的に進める観点からも市民活動団体の活動の充実などに支援できる方策について、先進地の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また、既存のNPO法人に対する対応につきましては、その自主性、自律性を尊重しながら活動の環境整備を図るなどの支援をしているところであります。自立した活力ある活動を展開するために行政が果たすべき役割等について、あるいは市民や地域が果たすべき役割について、関係する機関、団体と相談をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから国保税の今後の見通しについて、まず最初に被保険者間のバランスについてお答えいたします。

平成19年度の税率改正は、平成18年度の賦課において応能応益割合の結果を注目するとともに、平成17年度の旧名寄市、旧風連町の国保会計で基金を繰り入れし、決算した状況、当初賦課での歳入不足分を基金繰り入れて作成した予算、介護納付金の納付において納付額と徴税額との乖離の解消をベースに需要額に見合った税率を考慮して実施いたしました。言いかえますと、低所得者軽減措置の現状維持と基金に依存しない財政運営を可能とすることでありました。

旧名寄市におきましては、平成10年度に資産割を45%から15%に引き下げ、さらに平成12年度の介護保険制度の創設により医療病床から介護病床へのシフト化が急速に進み、国保財政は堅調に推移し、平成15年度から基金を活用しながら税率の引き下げを実施して住民の負担軽減を続けてまいりました。旧風連町では、平成17年度賦課から国保税基礎賦課分について旧名寄市と同じに、主として資産割を71%から15%に改定する税率を見直し、住民負担の割合は統一され、税額で6,000万円を超える負担軽減となりましたが、基金に大きく依存することになりました。税率の引き下げの結果、旧名寄市における平成17年度の被保険者1人当たり保険税額は6万1,300円で全道35市中32位になりました。近隣の士別市と比べると8,600円低いことになりました。資産割につきましては、旧名寄市が行ってきた過去数次にわたる税率改正で、高率の資産割は資産税の二重課税との意見があり、税率の下方修正が加えられてきた背景があります。これらを踏まえ、運営協議会に提示した税率改正の試算では、2年続いて取り崩した合わせて2億円近い基金の額を視点に、応能応益割合の改善を指標としたシミュレーションを行い、必要額を満たす税率として所得割13%を選択いたしました。

議論の中では、先ほど申し上げました資産割についての考え方を踏襲していくことで需要額の見きわめとそれを所得割による増収を図る場合の所得割の率が果たして受け入れられる割合であるかどうかの点でしたが、シミュレーションで求めた1人当たりの課税額及び世帯当たりの課税額が平成18年度の全道各市の状況と比較して、前年度の最下位に近い位置から中の下位に属するというもので了承をいただきました。事務レベルでは、平成10年度以降の旧名寄市、旧風連町の被保険者1人当たりの税額の最高額、一般分で7万3,331円、退職分で11万7,541円を上回らないとの検討も加え、平成19年度の当初賦課ではそ

れぞれ6万6,617円、9万4,533円となりました。この税率改正により、名寄市の国保でその半数を占める低所得者に対する応能応益割合の確保により7割、5割、2割の軽減措置は継続できることになりました。

ただ、議員御指摘のように資産割についての検討が二重課税という意見により封印されてきた部分も踏まえ、軽減の適用を受けない約半数の被保険者世帯が所得割で負担した現状を認識し、総額の上では需要額を満たした賦課ではありますが、被保険者の個々に着目するとバランスを欠いているとの御指摘を謙虚に受けとめ、平成20年度の税制改正に向けて配慮をまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、医療保険制度の改正に伴う税負担の今後の見通しについてであります。平成18年度の政府による医療制度改革大綱により保険制度は大きな変革がなされました。議員御指摘の前期高齢者は、平成20年4月より窓口の負担が1割から2割に変更になり、被保険者の応益負担がふえることとなります。保険者ベースで申しますと、平成18年度の実績で前期高齢者の給付に要した経費では約5億6,910万円で、負担割合の変更の影響額は5,691万円程度と想定されます。これらは、被保険者の受益者負担としての応益負担の強化が国の考え方だと考えております。

平成20年度の国民保険税の税率改正には、これまでの基礎賦課分、介護賦課分の2つのカテゴリーから後期高齢者医療制度支援分が加えられて3税目の構成となります。また、賦課限度額では基礎賦課分が47万円、新設の支援分が12万円とされ、介護分を加えた賦課限度額の総額は68万円と従来から比べますと3万円の増になるというふうに考えております。当初賦課では、後期高齢者医療制度に移行する被保険者を除く74歳までの被保険者で算定され、約4,400世帯、被保険者数では7,800人程度と推定しています。平成20年度賦課では、所得割の税率により一定の

所得層、特に年金生活世帯から寄せられた重税感の分析を踏まえ、賦課の標準割合、これは国から示されているのですが、所得割40%、資産割10%、均等割35%、世帯割15%の原点に立ち返って公平な賦課、被保険者間のバランスのとれた税率改正に努めてまいりたいと考えております。

なお、基金を活用した激変緩和につきましても、平成18年度の収支及び本年度の当初賦課を踏まえた今回の補正予算で明らかなように、賦課総額がそのまま予算に反映できないことや前年度繰越金4,300万円を含めても基金を2,700万円取り崩す状況であることを御理解いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、自治体基本条例の関係についてお答えをいただきました。私は、この種問題については少なくとも平成16年から風連町との合併協議等々を含めて、これらの中でもとりわけ一体感を持った市政運営をしていく、あるいは市民の皆さんにしっかりと市政運営の状況について理解をいただき、さらに協力をいただくと。そういう面では、私は基本的な議論として自治体基本条例あるいは基礎自治体の新たな制度として、自治区の問題等々について私は議論が相当数あったと理解をしているわけであります。今の総務部長の答弁では、総合計画をベースにしながら、そうした事柄についても整理をしていくということでありますから、総合計画重視について私は異論を挟むものではないわけでありますけれども、しかし今日まで市政を運営して来る上では、それぞれの私は市民に対する例えば情報公開の問題等々を含めて、できるだけ透明性なり、あるいは市民の理解をいただく、そういう市政運営を進めてこられたと思うのであります。

そういう面では、私はこの自治体基本条例については、まさに名寄市の最高条例、最高規範をつくり上げるということでもありますから、これら合併協議会あるいは合併の議論以来、今日まで当然市執行部においても議論がなされてきているのではないかというふうに思います。そうした面では、庁内に検討部会を立ち上げて今議論をされているという報告がありましたけれども、少なくとも検討部会職員の議論をする前に、執行者としてこれらの基本条例に対する基本スキームと申しましうか、基本的な枠組みについて庁議等で相当な議論があって、それらに基づいて具体的な庁内議論、検討部会等が設置をされたのではないかというふうに思われるわけでもありますけれども、そういう面で庁議等での基本的な議論なり基本スキームについての特徴的な点についてあれば、お話をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいまの高見議員の御指摘のとおり、手続的には逆転現象を起こしております。本来的には自治基本条例があって、それに基づいて総合計画なり、その他の計画が出てくるということは十分承知しておりますけれども、合併等の手続の関係もございまして市民憲章であるとか、あるいは総合計画、さらにそれに先行した新市の建設計画の中で既にこの部分の自治基本条例の理念については想定をしながら、それぞれの作業が前後しますけれども、そごを来さないということの押さえで進めてきたということを一とつ御理解をいただきたいと思います。

それから、もう一点、庁内論議でありますけれども、実は今回のワーキングは公募も含めた40歳以下の若手の職員ということで構成されておまして、既に検討の会合も14回を重ねておりますけれども、こうした手法あるいは総合計画なり新市の建設計画との整合性も含めては庁議あるいは部長、次長会議でしっかりとした確認をしながらこうした作業を進めているということで御理解

をいただきたいと思います。

今後につきましては、先ほども答弁させていただきましたように市民の組織と並行しまして、今度は部長、次長の構成によるいわば総合計画をつくり上げたときと同じ手法で庁内の議論と市民の皆さんの議論を組み合わせをしてきちっとした整合性をとっていくと、こういう作業に移る予定をしております。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、率直に申し上げさせていただいて、これまで合併後の新名寄市の例えば市政執行方針なり、あるいは行政報告等々を見てまいりまして、どうも率直に言って自治体基本条例なり、あるいは自治区の関係について情熱と申しましうか、思いが伝わるような、そういう議論なり、あるいはメッセージが実はなかなか出ていないのではないかと思うのです。

私は、この種の基本条例の問題について細部にわたっていろんな議論をしていく、時間をかけて市民の声を聞きながら整理をしていくということについては、当然そういうことだと理解しておりますけれども、しかし一方では今日までの行政運営を、あるいは欠点、あるいは強化をしていく部分を含めて、今日までのそうした市政運営の総合的あるいは体系化をしていくのがまさに私は基本条例のあるべき姿だというふうに思うわけでありまして、そういう面では今日まで市政運営に携わってこられたやはりリーダーとして一定の考え方をしっかりと指し示して、市民に理解を求めるといよりも職員内部の議論なら議論を、それに向けて議論展開をしていくということであれば、作業部会でもそういう面では、私は方向性が他市の状況だとか、いろんなものはありますけれども、名寄市独自の問題として例えば取り入れていく部分の中には自治区の問題等があると思うのであります。そういう面の整備がどうされてきたのか。

自治区の問題は自治区の問題として、今それぞ

れ議論は町内会等々でされてきております。町内会の意見を聞くということでありませけれども、しかしきのうもありましたように、そういう面では1つの考え方をしっかりと打ち出さない限り、私はある面では誤解を招くような状況で自治区のあり方が問われるような状況になると思うのでありまして、そういう面ではやっぱり基本的な部分をしっかりと整理をして、それをメッセージとして送り出して、そしてそれに向けてどういう肉づけをしていくのか、こういうことが欠かせられないと私は思うのでありまして、そういう面では今申し上げましたように総論的な話ではなくて、基本条例の関係については一定の理解はいたしました。しかし、自治区の問題を含めて基本条例の中に取り込もうとしているのか否か、この点についてだけでもお答えをいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今後の作業としまして、自治基本条例とあわせて連動する個々の条例あるいは規則の洗い出し、見直し作業もまた1つございますし、あるいは自治基本条例を中心とした予算あるいは総合計画、評価、行革の連携といった作業も出てまいります。これらにつきましては、御指摘のありましたように情報公開に努めているところではございますけれども、手法のつたなさも含めてなかなか方向が市民の方に見えづらいということも含めまして、今後しっかりとした対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、議論の中身をどうこうではないわけでありませけれども、少なくとも私なりに思うことを申し上げさせていただくならば、今申し上げましたような総務部長の答弁でありませけれども、少なくともこれまでの多くの自治体で基本条例が策定をされてきてありまして、それなりに職員であり、私ども議員にしてもそれなりの学習を進めてきていると私は思うの

であります。そういう面では、細かく申し上げることは、時間の問題もありますけれども、今日までのいろんな市政運営の中で、単に基本条例そのものが理念的な条例で終わっている実は条例も私はあると思うのであります。

そういう面では、名寄市がこれからつくり上げようとする基本条例については、そうした理念だけの条例ではなくて、少なくとも例えば市民の市政参加について、例えばでありますけれども、単純に市民参加の権利だとか、あるいは市民参加の推進、そうした条文だけの整理ではなくて、具体的に市民参加をいただくための市民参加条例なり、あるいはきのうもいささか話がありましたけれども、パブリックコメントの事務条例等々を含めて、そうした基本条例にプラスをして関連条例を整理をしていく、そういう総合的な自治体基本条例を目指していく。そういう考え方なら考え方を少なくとも今執行体制にあるものとして提起をしながら、職員議論なり、あるいは市民議論に付していくというようなことであって、私は内部の状況を細やかに今ここで議論をするということではなくて、目指す方向をまずしっかりと整理をすべきではないのかと、そういう意思があるのかないのかということをここで伺いをしているのでありまして、そういう面では今申し上げました市政への市民参加の部分で条例問題、あるいは情報公開の問題は既にもう情報公開条例があるわけでありませけれども、しかしこれが今の時代にもう少し改良をしなければならぬかどうか。そういう基本条例と合わせたいわば関連条例の整備をしていって、市民が見ても首長が、あるいは議会が、職員が見て、そしてその基本条例に基づいて市政の基本運営がされていくのだと、ルール化されるのだと、そういうものを目指すという決意をやっぱりしっかり持たなければならないのではないかという意味合いで、私は少なくとも基本スキームをどういうふうと考えておられるかということをお聞いているのでありまして、そういう点についてもっ

と具体的に御答弁をいただきたいと思います。

加えて、そういう中にほかの自治体では余りこれまで見られなかった地域自治区の問題について、基本条例の中で明確にしていくかどうかということについても、これは1つのフレームでありますから、考え方をお知らせをいただきたいと思いません。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 基本条例の関係につきましては、きのうも市長のほうから考え方を答弁をしておりますけれども、お話がありましたとおり自治体運営の基本ルールを決めていくと。どなたが選挙で選ばれて首長になっても、この最低ラインのこういう運営だけはきちっとやっていくと。首長のリーダーシップによって、その基本的なものに厚みをつけていくことはあるかもしれませんが、最低限の市政運営の基本というのをこの中で決めていくということでもあります。

合併後の住民説明会でも例えば地域自治区の説明をさせていただきました。そのときにも今までは、例えば地域懇談会なんかは市の、あるいは町内会連合会と連合しますけれども、任意でやっているという状況でございます。しかし、これらも条例の中できちんとうたうことによって、任意でやるということではなくて、それは基本的なルールとしてやっていこうと、こういうようなことなども含めて説明をさせていただいております。

そういう意味では、自治基本条例の中に単に理念だけでなく政策、その市政運営の基本ルール、こういったものをきちんと求めていくと、決めていくというようなことを考えて今日まで事に当たってきているところでございます。このことがなかなか伝わらないぞという御指摘があったと思います。しっかり伝えるような努力をして、今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、実はきのうの議論を聞いて、副市長の答弁を聞いて驚いたわけ

でありますけれども、地域自治区の問題については既存町内会との役割分担その他を含めて、なかなか理解をいただくことができないというお話がありました。実は、私も地域自治区の関係で、地域町内会の役員会で担当課長なり、あるいは担当者を含めて、夜分にもかかわらず来て説明をいただきました。そうした取り組みについては、私は担当課長あるいは担当者の取り組みについては評価をさせていただきたいと思いません。

しかし、これについて、こうした実は前進地域コミュニティーというパンフレットもいただきながらお話をいただきました。私は、最大限やっぱり欠けている部分というのは、行政の側から市民の意向をしっかりと反映をする、聞く、そういうシステムとしてこの地域自治区を設定をしていくのだと。あるいは、地域自治区内において計画なり、あるいは今後の変更が出る、そういうようなときには諮問をしたり意見を求めて地域自治区の声をしっかりと市政に反映をしていくのだと。そういう基本的な考え方をやっぱり私は打ち出していくことによって、これまでの地域町内会活動は地域町内会としてのいろんな実践活動、敬老会を行うとか、あるいはSOS、いろんな子供に対する地域で取り組みをしている部分もありますから、これらの部分は地域町内会でそれぞれやっている部分を重複をするような形ではなくて、行政の側が自治区に対して何を求めるのだと、基本的な考え方が実は明記をされていないのではないかというふうに思うのであります。

私は、合併特例区の風連の問題は風連の問題で、合併特例区の中でこれは来ているわけでありまして、そして、旧名寄地区におけるものについては自治法に基づく一般制度として行政区タイプのものを設けるということをもう言明しているわけでありまして。名前がどうのこうのではない、中身をどうするか。つまり基礎自治体における住民自治の充実や行政と住民の協働、協力のかかわりを新しい仕組みとして作り上げていくのだという私は情

熱を感じないのです。ですから、町内会での説明でも私はいろんな意見が出たり誤解を招く部分があるのではないかと。制度立ち上げまでにはいろんな問題があると思うのでありますけれども、私はそうした面では担当部局の努力は、これはこれとして評価をいたしますけれども、しかしそうした一貫した考えがなければ、私は極めて誤解を招いて地域自治区に対する理解度が変わってくるのではないのかというふうに思うのでありますけれども、その点について、今副市長から基本条例の中でもある面明確にしていくというような話でありましたから、ぜひそういう方向で、しかもそれが制度として確立をすれば、モデル地域みたいに1カ所、2カ所やっていきますなんていう話では私はないと思うのであります。そういう面では、もっとしっかりと地域自治区のあり方あるいは基本条例に対する位置づけ等々を含めてぜひ整理をいただきたい。

そして、私が申し上げましたように名寄市が作り上げる自治基本条例の問題については、そうした理念だけの条例ではなくて、だれが見てもわかるような、いわば自治基本条例プラス関連条例をしっかりと整理をして、そういう総合型の基本条例を求めてまいりたいと思っておりますけれども、その点についての決意だけでも結構でありますから、お答えをいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 自治基本条例の議論が始まりまして、特に自治区の議論が中心でありましたけれども、町内会長を初め、皆さん方と何回か議論をさせていただきました。どうもわかりづらいという点や、あるいは何をしたらいいのか、町内会の活動との重複等もあって、きのう6点にわたっていろんな意見を集約をさせていただいたというふうに話をさせていただき、それを具体的にどのように解決していくかということこれから作業として進めるわけでありましてけれども、そのバックボーンといたしましては当然地域分権の

考え方、そして地域内分権の考え方、こういったものをバックボーンとして持っております。しかし、そのことを前面に出した議論というのは、なかなか今までの議論の中で地域分権のことはわかりつつも、具体論のほうに今は終始をするということになりますから、バックボーンとしてはきちんと地域分権や地域内分権の考え方を持っている、そして行政と地域自治区の関係についてもきちんと持っているという、そういうバックボーンで議論を進めるつもりでございます。

そのことの整理といいますか、決意といいますか、そういったことがなかなか見えないという点については、やはり具体論に入っていつているという段階ではバックボーンのほうは少し見えづらくなっているかなというふうに思っております、その点は関連をしながらきちんと議論を進めていきたいというふうに考えています。

先ほど申し上げましたように、単なる理念の条例だけでは、なかなかその条例を使いこなせないと言いますと語弊がありますけれども、住民の側からこういう条例があるから、こうすべきだということにもなかなかついていけないというふうに思っています。したがって、できるだけ、余りぎしぎしにはなりませんけれども、きちんとした使い勝手のいい条例、使える条例というふうにしていきたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 時間の関係もありますから、ぜひ申し上げましたように、そうした意味では市民が、そして首長が、議会が、職員が見て、この条例に基づいて市政の基本的な運営がなされるということが理解でき得る自治基本条例のメリットを最大限に生かした方向での整理をぜひお願いをしたいというふうに思います。個別の議論は、また個別の議論としてさせていただきたいと思っております。

2つ目には、国保税の見直しについてお伺いをしたいと思っております。担当部長からも話がありまし

た。私は、冒頭も申し上げましたように国保税はお互いに相互扶助の精神に基づいてやらなければならないわけでありますから、大変厳しい状況にあることは理解をいたしております。しかし、部長答弁にもありましたように今回の改正は所得割については9%が13%になる、4%の引き上げ、これは率にすると実に44%ぐらいの所得割の引き上げということになるわけでありまして、そういう面では私は非常に応能応益割合が50対50の標準的な適正課税ということがあると思うのでありますけれども、48.46%ですから、応能応益割合を整理をして、そして軽減措置を受ける、こういう実態は何としてもつくり上げていかなければならないと。これには、私は異論を挟むものではないわけでありまして、とりわけ名寄市の7割、実は軽減措置者がこの全体の40%強に当たるわけでありますから、7割の軽減措置を受ける世帯の所得額は33万円以下になるわけですよ。33万円の所得者が国保加入者の実に45%近くおられるわけでありますから、そういう面では私は所得割だけを整理をしていく、いじるということになると、これは申し上げましたように一部の部分に過重な負担になっていくだろうというふうに思います。

そういう面では、私もかつての議会の中で固定資産税の課税について、これについては資産割については二重課税ではないのかという御指摘もした記憶もありますけれども、しかし名寄市の今の国保世帯の実態を見たときには、私はやっぱり資産割の部分についても一定の見直しを行う、あるいは所得割とのバランスをとって、そして応能部分の整理をしていくということでないのかというふうに思うのであります。とりわけ風連町との合併によりまして、風連町の資産割が71%だった、これが15%に変わった。合併したのですから、税率を統一されることについて私は異議を挟むものではないわけでありますけれども、しかし新しい名寄市の合併後の応能割合の所得資産割

についてどう考えていくのか。この点については、やはり知恵を働かさなければならぬのではないのでしょうか。私は、いろんなシミュレーションをして本当に所得割、資産割のバランスをしっかりと、名寄の今の所得の状況を、国保加入者の所得の状況をしっかりと把握をして整理をしていくべきだと思うのであります。

さらに、話がありましたように20年4月からは、まさに70歳以上の高齢者の皆さん方がこれまで病院にかかるとき1割負担であったものが2割負担になるわけでありますから、ですからそういう面では後期高齢者の制度の見直しの問題はまだ不透明な部分があるのかとは思いますが、少なくともお話にありましたように国保会計から保険者として医療費を支払う部分は、私は減少していくことだけは間違いのない事実だというふうに思うのであります。そういう面では、これまでややもすると国保税の税率決定をすると二、三年様子を見るというような状況があったわけでありまして、そうではなくて目的税と、こういう意識を持ったら、私は来年度について、20年度についての税率改正を含めて、医療費で加入者が負担増加をするわけでありますから、税の部分について軽減をしていく状況を最大限努力をしていくべきでないのかと。額的にどうなるこうなるということは、今の段階で答えることができないことは十分承知をしておりますけれども、基本的な考え方としてそうした部分をしっかりと持ち合わせて改正に向けて努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、再度その点について担当部長の考え方をお聞かせをいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 国保税をどのような形で負担してもらおうかにつきましては、3税方式と4税方式がありまして、資産割を抜いたものが3税方式、含めたものが4税方式になっています。全道的な傾向としましては……

(何事か呼ぶ者あり)

○生活福祉部長(佐々木雅之君) はい。都市部の関係につきましては、所得の伸びを見込むということで資産割を減少もしくは取っていないというところがあります。

先ほどの今回の税率改正の中で、いろいろ退職者の方々から重税感という形の御指摘がありましたので、例えば土別市の資産割40%、過去名寄市が平成9年のときに45%いただいていたので、それを使ったときに所得割が13から11.5に引き下げたときのシミュレーションを实はしております、これをやった場合につきまして医療費分について一般分で350万円の増、退職者の分でいうと530万円の減、全体差し引きで180万円の減になりますが、退職者の方々の負担が若干軽減すると。所得割を上げることと資産割との相関関係がありますので、若干退職者の方につきましては被保険者一人頭で計算しますと約2,400円の減になったのではないかと考えています。ただ、個々それぞれの負担の状況が違いますので、1つの平均値として御記憶いただきたいと思っています。

それから、来年から始まります後期高齢者医療制度の中で、一定年齢の方々が国保会計から抜かれて別制度にいきまして、残った国保の財政運営につきまして、先ほど言いましたように資産割については二重課税という観点がありましたけれども、裏を返しますと被保険者の中を個別に見てみますと雇用主と雇用される方、それから財産を持っている方と持っていない方、ここらも含めて、それから市だけでなく町村でありました風連町と市の名寄市が合併しましたので、産業形態、経済形態も従前の旧名寄市単体から見ると変わっているのかと思っています。その辺を含めまして、たまたま今回は国の税制改正が大きく動きまして、その時期に国保税の税率の見直しをしなければいけなかったという部分もありまして、被保険者の方々には随分重たい負担感があるかと思っています。

ます。ただ、裏を返しますと過去取り組んできた名寄市が国保税率を下げてきたことの裏返しという一面もあろうかと思っています。今議員から御指摘ありましたように、より細かな国保の分析をいたしまして、適切な課税になるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長(熊谷吉正議員) 高見議員。

○13番(高見 勉議員) 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。私は、そうしたアンバランスをぜひ是正をする姿勢を持って対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に、市民活動支援の充実についてでありますけれども、NPOの関係、私は必ずしもNPOができれば、それがすべて活動の領域を広げたり、あるいは組織の安定につながるということを言っているわけではないわけでありまして、しかしいろんな行政報告なり、あるいは執行方針の中でも市民団体なり、あるいはNPO等々を含めて協力体制をしていくというような状況が言われているわけでありまして、答弁の中では17年に相談窓口を設置をしたけれども、1件ぐらいいしかなかったということでありまして、そういう受け身の体制ではなくて、NPO法人を立ち上げるのにどういうことがあるのだろう、大変なのかと、いろんなやっぱり市民の側の、あるいは団体、サークルの皆さん方にはあると思うのであります。そういう面では、しっかりとやっぱりサポートをしていく。NPOサポートセンター、これは民間でできれば一番いいわけでありまして、私は設置を一定期間しながら、そうした形を誘導をしていくと言うと語弊があると思いませんけれども、行っていく必要があるのではないのかというふうに思うわけでありまして。この点については、再度お答えをいただきたいと思っています。

さらに加えて、既存のNPO法人に対して具体的な窓口がないというようなお話でありました。

私は、既存のNPO法人がそれぞれ独立をされてやっておられるのかとも思うわけですが、とりわけ6月の第2回定例会の中でも私は奇異に感じたわけですが、NPO法人なよろ観光まちづくり協会に対する負担金の問題で削減がありました。お話を内々聞きますと、職員の派遣を行っている。こういうことで、人件費相当分についてカットをしたというようなお話を聞いているわけですが、これは事実かどうか。そして、事実だとするならば、どういう根拠に基づいてこの法人に対して職員の派遣をなさっているのか。時間もありませんから、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） NPOの窓口の關係につきましては、先ほど総務部長が答弁をいたしましたので、今後また対応してまいりたいと思っております。ただ、市がやっていただきたいことをNPOでやっていただくということについては、できるだけそういう誤解を招かないようにしていきたい。あくまでも自主的な活動をどう支えていくかという点でいきたい。

後段お話がありましたNPO観光まちづくり協会に対する対応の仕方ですが、急遽御相談がありまして、現在まで派遣をされていた商工会議所の職員が商工会議所の本部の職員のほうに戻らざるを得ないと、こういうことで人事の問題でお話がありました。私どもも派遣条例をつくっていませんから、派遣をすることには相なりません。派遣ということではなくて、経済部の次長として位置づけてNPOのこの仕事をやっていただくと、こういうような立場で今回人事を行ったところがございます。人件費については、先ほど言いました商工会議所からの派遣職員の分を市が見ておりましたけれども、それはその分人件費がかからないということで負担金の減額をさせていただくと、こういうことでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） NPO法人に対してそうした支援を行うということについて、私は間違った方向でされてはいけないというふうに思うのです。私は、職員の派遣が地方公務員法なり、あるいは名寄市の条例に基づいて、どういう根拠を持って派遣をされているのかどうなのか、この点をまず明確にさせていただきたいと思います。

時間がありませんから、あわせて質問をしておきますけれども、地方公務員法35条の關係と名寄市の条例制定の關連性について明快なお答えをまずいただきたいというのと、この法人が指定管理者としても通称親林館の指定管理者になっているわけですが、経済部担当の幹部職員がそうしたところに事務局長として配置をされることが本当にいいことなのかどうなのか。私は、少なくともNPO法人が立ち上がってアウトソーシング、業務を移管されることについてボランティア、有償ボランティアであったり、あるいはある面また雇用の拡大につながる要素もあるのではないのか。そういう実は期待も、期待と申しましょうか、あったわけでありまして、そういう意味でちょっと方向が違つかもしれませんが、NPOの立ち上げをして市が抱えている業務が移管のできるものについては移管をしていく受け皿にも考えていくこともこの地域における雇用の創出にもつながっていくのではないのか。そういう考え方を一面持っているだけに、NPOの問題について市の職員が主要な役割を果たすということについては、私は支援の仕方が違うというふうに思うのでありまして、とりわけ法的根拠も明確にしてお答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） NPOなよろ観光まちづくり協会に対する姿勢につきましては、御存じのとおり名寄市行政として行っていた観光業務、これは一切人的問題も含めて行政としてはそれをやらないと。したがって、名寄市における観光窓口については、すべてNPO法人にするというも

とで、行政の人員も観光担当は減をしたという経過でございますから、その辺については御承知のことだというふうに思っています。

今回の人員のことに关しましては、まことに変則だと私も思っております。もちろん民間人の力を最大限そこで生かすという点では、従来行っていた方法がベストだというふうに考えているところでございます。今回もぎりぎりまでそのことについては議論をしながら、苦肉の策もございましてああいう措置をとったということでございます。派遣ということについては、あくまでも派遣ではなくて経済部としての仕事をさせていただいていると、こういうようなことで今回整理をさせていただいたということでもあります。

○副議長（熊谷吉正議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 派遣ではないと言っても、少なくとも6月の補正で六百数十万円減額しているのでしょうか。私は、そういう詭弁を弄してはいかぬと思うのです。だめですよ。地方公務員法35条、職務専念義務に違反を私にするのではないのかと。これは個人の問題でなくて、任命権者の責任なのです。そういう面で、私は責任をしっかりと感じていただかなければならぬと。そういうまやかしの答弁ではいかぬ。なぜそれでは六百数十万円の減額を6月にされて、すっぱりと事務局長費そこへ入っているのではないですか。私は、そこまで言いたくはなかったわけでありませけれども、そういう面で今の副市長の答弁では理解ができない。少なくとも派遣ではないと。しかし、業務全体はそちらに移行、身分は経済部次長であるかもしれぬ。私は属人名ではなくて、そういう面で地方公務員法あるいは名寄市の条例に照らし合わせて、いささか誤りがあるとすればしっかり直していくと、そういう必要性があるというふうに思いますので、その点について再度、そうした急場しのぎの状況については、私は経過はわかりますけれども、考え方を整理をすべきだというふうに思います。考え方があれば、お聞かせ

をいただきたいと思います。地方公務員法に違反をしていないのか、名寄市の条例の何に依拠して行っているかと、この点についてしっかりとお答えをいただきたい。

○副議長（熊谷吉正議員） 今副市長、簡潔にお願いいたします。

○副市長（今 尚文君） 地公法の関係について、私どもについては違反をしていないのではないかとというふうに思っております。ただ、派遣条例は名寄市としては制定をしなければならないというふうに考えているところでございます。これに従いまして、他の業務でも同じような形態で行っている部分もありますから、派遣条例を制定をしながら派遣の手続をきちんととっていかねばならないというふうに思っているところであります。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

市街地再開発にかかわってについて外2件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をいたします。

最初に、風連地区、名寄地区で取り込まれる中心市街地再開発及び活性化についてであります。風連地区においては、いよいよ来年度から本町地区の市街地再開発事業が平成22年度の完了を目指してスタートすることとなりました。当初計画では、総事業費約26億4,000万円で取り込まれる同事業は、新しい風連地区の姿を創造するものであり、施行者となる株式会社ふうれんの関係者及び地権者の皆さんらの熱意と御尽力に改めて敬意を表したいと思います。

しかし、過日の地元紙で共同住宅の実現が困難になっていること、Bブロックに計画されている診療所の駐車場スペースなどの課題が浮上し、施設配置の見直しが検討されている状況が報道されました。特に共同住宅については、住民ニーズを背景に25戸建設する計画でありましたし、その

ことがまちなか居住を象徴し、名寄地区でも今後具現化するであろう市街地活性化のモデル的取り組みとして注目されていた建物でありますので、改めてお伺いいたしますが、共同住宅にかかわる協議経過及び今後の見通し、さらには共同住宅が困難となった場合の施設配置の見通し及び市負担分を含めた事業費への影響について、この際明らかにしていただきたいと思っております。

また、同事業は来年度から解体事業が着手となりますが、さらなる計画変更の可能性を含め、今後の見通しについてもお伺いします。

一方、名寄地区においても中心市街地活性化基本計画の策定作業がスタートしました。行政報告にあるように、関係部課長で設置した庁内の市街地活性化調整会議、そして商工会議所が中心となって設置した中心市街地活性化特別委員会での精力的な議論を期待するものですし、今後設立される中心市街地活性化協議会としっかり連携をし、大型店とは一味も二味も違い、市民の皆さん、消費者の皆さんが真に望み、にぎわいあふれる新たな市街地、商店街の誕生を期待するものです。

しかし、今後のスケジュールで言えば10月に商工会議所の特別委員会からの提案書を受け、今年度中に計画の素案をつくり、20年度末までに計画を策定し、中心市街地活性化法の認定申請となっていますが、消費者たる市民の声を盛り込まずして策定する計画は絵にかいたもち、つまり実効性を損なう危険性を秘めた計画になることが懸念されます。私は、早い段階からしっかりと市民の皆さんの知恵をかり、互いが協力して中心市街地の活性化に取り組むことが協働のまちづくりを実現していくことに通じると考えますが、御見解をお伺いします。

また、ちょうど1年前の昨年9月8日に閣議決定した中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の中では、中心市街地の活性化の目標で、中心市街地の活性化は中心市街地に蓄積されている歴史的、文化的資源、景観資源、社会資本や産業

資源などの既存ストックを有効活用とありますが、現状の名寄地区中心市街地の中では何が既存ストックとして有効活用されると考えているのかお答えをいただきたいと思っております。

さらに、中心街ににぎわいを取り戻すためにはまちなか居住の推進を図ることが極めて重要とも強調されています。新名寄市の住宅マスタープランについては、小室副市長を委員長とする策定委員会方針で10月までに素案をまとめるとしていますが、整合性をどう図ろうとしているのかお伺いします。

最後に、中心市街地活性化にかかわっては用地確保が計画の成否に大きく影響すると言われております。権利関係が複雑な中心市街地での取り組みであり、用地に対する地権者の考え方によっては大胆な計画も可能ではありますが、逆に規制される危険性も秘めています。用地に対する見通しについても見解をお伺いします。

次に、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。最初に、精神科の医師についてであります。精神科医師の確保対策は、一昨年の夏以降北海道や道内の3医育大学に対し、市長、院長を初め関係者の熱意あふれる働きかけが功を奏し、今年度については昨年度同様に固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土、日曜日の入院を担当する体制が整い、患者や家族の不安を払拭しました。しかし、この体制はある意味で不安定な体制であります。また、一部では現体制は今年度限りであり、来年度は固定医1人体制という声も聞きます。医師1名の状況となれば、精神科病棟の閉鎖が再び懸念される事態となりますが、現状及び今後の精神科医師の見通しについてお伺いします。

また、地方センター病院として周辺市町村から患者を受け入れている同病院では、患者に不安を与えずスムーズな診療、治療を行うため予約制を取り入れておりますが、急な疾病によって予約制

の診療外来を訪れると待ち時間が数時間に及ぶ事態にもなっており、逆に患者への心労となっているのではないのでしょうか。予約制は、エスカレーターしていた受け付け競争を防いだこと、さらに再診患者に時間的余裕を与えたことなどで大きな成果があったと評価していますが、予約の中には急な疾病を受け入れる体制の構築も必要ではないのでしょうか。予約、受付、看護師の分業体制もスムーズな診療には必要不可欠であるかもしれませんが、急な疾病者には看護師が外来で面談し、診療や治療を早めることは不可能であるのか、お考えをお伺いします。

診療請求行為についてもお伺いします。病院経営安定のため、診療料金の未納をなくしたいという病院側の思いは理解できますし、当然の行為と認識しておりますが、時間外診療に対する請求行為などでトラブルに発展しかねない声を耳にすることも間々あります。中には、電話での請求が相手を思いやる心に欠ける行為と受けとめられるものもあります。具体的事例については、この場で明らかにすることは避けませんが、一本の請求電話によって病院への信頼を失ってはなりません。しっかりと対応をとるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

最後に、名寄市立大学にかかわり御質問をします。名寄短大の4大化は今さら言うまでもなく、市民の意見を二分した中での決断であり、さまざまな議論を経て昨年4月、名寄市立大学が開学しました。

そこで、端的にお伺いします。開学から1年を経過した現在、この1年間の総括及びこれまでの経過を踏まえて、今後の課題についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま佐藤靖議員より大きく3点にわたり御質問をいただきました。私からは大きな項目の1番目のうちの（1）と（2）は経済部長から、（3）は1と2

の中で答弁をさせていただきます。大きな2番目は市立病院事務部長から、大きな3番目は市立大学の事務局長からそれぞれ答弁となりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは最初に、共同住宅にかかわる協議経過及び今後の見通しについてであります。本町地区の再開発事業では、中心市街地の定住人口を回復し、活気と……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（野間井照之君） 失礼いたしました。本町地区の再開発事業では、中心市街地の定住人口を回復し、活気とにぎわいを取り戻すため商店主みずから地区内に居住し、新たに住む人々を増加させるなど、定住できる快適な住環境の整備が必要であり、民間による住宅供給や居住ニーズに対応した公的住宅など、まちなか居住の推進について今まで準備会と協議を行ってきたところであります。

その中で、共同住宅につきましては、住民の意識調査も含め、市が借り上げる方向で検討を行ってきたところであります。また、共同住宅の所有者につきましても準備会とともに探ってまいりました。しかし、所有者が決まらない状況で事業の推進はできないとの判断から、準備会と協議を何回か重ねてきたところであります。9月6日には、準備会の全体会議の中で地権者に共同住宅の建設を見送ると、そういう計画変更の説明を行いまして理解を得たところであります。まちなか居住につきましては、建てかえが必要な瑞生団地の住みかえ住宅として市街地に建設する方向で計画しておりまして、再開発区域内においては民間による賃貸住宅を計画しているところであります。

次に、共同住宅が困難となった場合の施設配置の見通しについて、市負担を含めた事業費への影響についてであります。共同住宅の変更に伴う施設配置につきましてはBブロック、Bブロックというのは駅から向かって右手の今現在岩盤浴があるブロックであります。Bブロックにおける公共

施設の駐車場の不足や雪堆積スペースの不足、また医療施設と商業施設の混在などの課題もあることから、診療所、健康施設と調剤薬局をDブロック、Dブロックというのは今JA、農協が建っているブロックです。Dブロックに配置し、駐車場、雪堆積スペースを確保し、医療施設と商業施設の区分配置により混在の解決を図るところであります。また、Bブロックについても雪堆積スペースや駐車場を含め商業者の自家用車庫等、いわゆる空間スペースの確保を図りたいというふうに考えております。AブロックとCブロック、これはそれぞれBブロックの対面、CブロックはDブロックの対面でありますけれども、そのブロックについての配置については変更をしない考えであります。

今回の変更に伴う概算事業費であります。総体事業費で約24億4,000万円です。そのうち国、市の補助金は約10億9,000万円、床取得額は国、市で約11億1,000万円となりまして、市だけの負担分では約13億2,000万円となります。全体事業費では約2億円の減額となる予定であります。今回の計画変更につきましては、9月6日に地権者との協議が終わったばかりですので、今後議会とも協議をさせていただき方向を決定していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、今後におけるさらなる計画の変更の可能性と今後の見通しについてであります。今回の計画変更によりまして、これ以上大きな施設に対する計画変更をする可能性はないというふうに考えております。今後は、地権者協議による権利変換、公共施設整備の詳細協議や維持管理の協議など、来年度の工事着手に向け事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

なお、事業費につきましては、現在地権者と権利変換についての協議を行っているところでもありまして、加えて基本設計の完了が10月の末ということもありますので、その結果によっては事

業費の変更はあり得るというふうに考えているところでもあります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 名寄市街地活性化について、4点についてお尋ねをいただきました。

1点目の消費者たる市民の声を聞き、協働のまちづくりと基本計画づくりをとのお尋ねでございますけれども、中心市街地活性化に当たりましては名寄市が新総合計画で進めるまちづくりの一環として、改正中心市街地活性化法に基づき中心市街地活性化基本計画策定に向け、市役所内部に中心市街地活性化調整会議を設置したところでございます。人口の減少と少子高齢化が到来する中、都市機能の中心への集積とにぎわいあふれるまちづくりを目指して、特に都市機能の集積では1つ目にはにぎわいをどう創出するのか、2つ目にはまちなか居住の推進をどうするのか、3つ目には公共交通の利用者の利便性を、4つ目には商業の活性化を柱に、高齢者や子供にも優しく利便性の高いコンパクトな中心市街地活性化の実現を目指して議論を重ねているところでございます。また、商工業者の立場から、商工会議所が中心となって中心市街地活性化特別委員会を設置し、いかに中心市街地のにぎわいを回復させるか議論をしているところでもあります。

現在中心市街地活性化協議会が設立しておりませんので、中心市街地活性化のために新総合計画、まちづくり懇談会の意見、都市計画マスタープランあるいは住宅マスタープランのアンケートの意見を参考に議論を行っているところでございます。今後設立予定の協議会の意見のみならず、地域住民など、さまざまな方々の御参画をいただき、理解、参加、協力を得ていききたいと。地域住民などを対象とした中心市街地活性化に関するシンポジウムあるいはパブリックコメント、買い物動向調査、さらには大学生のアンケート調査などを実施し、広く意見を求め計画に反映させたいというふ

うに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の既存ストックとしての有効活用についてのお尋ねでございます。一般的には、中心市街地にこれまで蓄積されました都市資産の価値を評価し、これを将来に向けて大切に生かしていくことを基本として、既存の建物をさらにバリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化などの促進を図ることや必要に応じ、用途の転換を図って有効に活用するというを考えているところでございます。名寄市にありましては、既存の病院や図書館、商店街アーケードなど、将来に向けて大切に有効利用することやレンガの家きらりのように良好な外観を保ちながら利用されていることも参考事例として、今後土地の有効利用を含め検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の新名寄市の住宅マスタープランとの整合性についてのお尋ねでございます。中心市街地活性化策として先ほど申し上げました1つ目にはにぎわいの創出、2つ目にはまちなか居住、3つ目には交通アクセス、4つ目には商業の活性化などが必要であるというふうに考えておりますが、中でもまちなか居住の推進は重要な要素であるというふうに受けとめさせていただいております。今後協議会での議論や基本計画策定に当たり、現在策定中の新住宅マスタープランのまちなか居住の推進のための借り上げ公営住宅の供給や町中における民間住宅の誘導などと整合性を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の地権者を含む用地に対する見通しのお尋ねでございます。中心市街地にかかわって大きな事業を行う場合には、用地の確保に取り組むことは大変重要であると考えております。市街地再開発や土地空白整理事業、道路、駐車場整備など、地権者の理解、合意がなければ到底実現できるものではございません。事業の内容によっては、地

権者から土地の提供、買収、賃貸などがあると思っておりますけれども、現在主要事業が決まっておりますので、協議会での取りまとめや基本計画策定に向けては十分意向を踏まえるとともに、推移を見て対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、4点についてお答え申し上げました。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院にかかわって、3点にわたりまして御質問をいただきました。

1点目、精神科医師についてでございますが、精神科の診療体制は固定医1名、旭川医大の大学院生1名及び出張医で実施されていると。来年度以降も体制が確保されるかということの御質問だと思います。御指摘のとおり、旭川医大精神科医局の医師がふえない限り、安定的な状況にはなりません。現在来ていただいている大学院生1名は来年3月までの約束ということではありますが、来年度以降につきましても今年度までの体制を確保されるよう、道あるいは医育大学へも働きかけをしてきております。引き続き道北地域における精神科医療を守るためにも後任確保に向け、努力をしておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

また、昨年同様本年12月には北海道が主体となりまして道内3医育大学の医学部教授、北海道精神科病院協会の会長、常勤理事などをメンバーといたしました北海道地域精神医療検討会議が予定されていますので、その中で地域の実情を強く訴え、安定的な医師の確保をお願いしてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

2番目の診療の予約制についてでございますが、診療の予約制は一定程度の効果はあったと。急な疾病によって予約制の診療科を受診する際、待ち時間が長時間になり、患者様に負担になっているのではないかと。治療、診療を早めることができないかという御質問だというふうに思います。現

在予約診療を行っていない診療科は、泌尿器科と小児科となっておりますけれども、小児科は一部ではありますけれども、専門外来は予約制をとらせていただいております。予約外で受診されたときには、まず看護師が病状をお聞きして状態を把握します。すぐに診察が必要と判断した場合は、基本的には順番を繰り上げて診察が受けられるようにしております。また、それ以外の患者さんでもできるだけ早く診察が受けられるように予約と予約の間に入れるようにしているのが現状でございます。

常に患者さんの状態に合わせて対応するようにしておりますけれども、看護師の判断と患者さんの思いにずれが生じているということもあろうかと思えます。看護師が多忙のため、患者さんの状態に十分に目が行き届かないこともあるかと思えますので、途中で状態が変わられたときなど、患者さんのほうからも申し出いただくようお願いしております。また、外来にもそのように掲示してございますけれども、掲示物がわかりづらい等もあるかと思えますので、さらにわかりやすいように掲示に努めたいというふうに思っております。外来を受診された患者さんに心配り、目配りができるように外来看護師に指導を行い、体制を整えていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

最後の3点目の医療費の請求方法についてでございます。診療費の精算につきましては、外来診療終了後あるいは入院の場合は退院時窓口で精算をしていただくということになってございます。何らかの都合で窓口精算がされなかった方への請求についてですが、基本的には当日電話により連絡をさせていただき納入をお願いしております。また、不在等の場合がございまして、その場合には文書により請求をさせていただいているところです。精算がされなかった理由はそれぞれあるかと思えますけれども、そのすべてについて事情を把握するのはなかなか難しい状況でございます。

基本的には先ほど述べさせていただきました方法で処理をさせていただきます。

また、不快な思いをされている方がいるとの御指摘ですが、思いやりの配慮が欠けていたものと、その部分につきましては真摯に受けとめさせていただきます、深くお詫びを申し上げます。今後これらのことを踏まえ、請求業務等全般を通して丁寧な対応に心がけるよう努力してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私から名寄市立大学にかかわって質問のありました2点、開学から1年が経過しての総括についてと今後の課題について一括お答えをさせていただきます。

平成18年4月に議員各位を初め、市民の皆さんの温かい御支援と御協力をいただき、栄養、看護、社会福祉の3学科を有する名寄市立大学として新たな一步を踏み出すことができました。心配しておりました新入学生確保については、関係者の皆さんによる高校訪問やオープンキャンパスなどの取り組みにより、平成18年及び平成19年の志願状況は高い倍率で推移し、3学科とも定員を上回る学生の皆さんに全国からお越しをいただいたところでございます。今後もさらなる学生確保に向けてホームページの充実など、多方面から名寄市立大学の魅力を発信し、PRを図ってまいりたいと考えております。

市立大学は、公立大学の使命として人材教育や研究成果の還元を通じ、地域との連携や地域経済等の発展に貢献することが重要であると考えております。このため、地域に貢献し、地域に開かれた大学を目指して名寄市や北海道並びに各種団体の委員に多数の教員が就任し、政策形成やまちづくりなどへの助言指導を行ってまいりますし、学部、学科による保育、看護などの各種セミナーや道北地域研究所主催の公開講座も実施してきて

いるところがございます。また、食育をテーマとした名寄農業高校と給食センターとによる高大官連携や名寄西小学校等を会場とする特別支援教育の連携、名寄高校との高大連携などにも取り組んできておまして、人材の育成や地域貢献に一定の役割を果たしてきていると考えております。さらに、教育、福祉、地域振興などへの学生によるボランティア活動やJ Cなどとのタイアップした活動など、地域の活力になるようないろいろな芽が出てきております。今後とも支援をしてみたいと考えておりますし、学年が完成する2年後には学生数が約700人となりますので、まちのにぎわいの面からも大いに貢献できるものと思っております。今後におきましても市民の皆さんの御意見もいただきながら、社会人が必要に応じて学校に戻り再教育を受ける循環反復型教育など、市民の目線に合った事業も展開できるよう学内で検討してみたいというように考えてございます。

大学の真価が問われるのは、卒業生を社会に送り出してからと言われております。平成22年3月に初めての卒業生を送り出すこととなりますので、この1期生の国家試験の合格率及び就職状況が大学運営に大きく左右されると考えますので、最善の努力を図っていかねばならないと考えております。また、学年進行とあわせて解決していかねばならない教科の整備、教員の確保、施設の整備充実などの当面の課題とともに独立行政法人化、大学院などの将来的な大きな課題もござりますので、一つ一つ解決に向けて対応していかねばならないと考えております。

少子化による大学全入時代を迎え、大学間の競争が一層厳しくなってきておりますので、しっかりと教育研究水準の維持向上に努め、学生の皆さんから名寄市立大学に入ってよかったと思われるような地域とともに歩む大学づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をしていきたいと思っておりますけれども、ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、御理解をいただきたいと思っております。

まず、名寄市立大学のことでありますけれども、これは今三澤事務局長が御答弁いただいたとおり大学開学まではいろいろな議論が市民の中でもありました。議会もありました。しかし、結果的には昨年4月、名寄市立大学が開学してきたと。その間、これまでの1年間、本当に新聞報道あるいは道北地研の起用ですとかということで読ませていただくと、非常に一生懸命やっているなという事は理解します。ただ、やっぱり欠けていたのはこれから市民に開かれた大学、学内のことについては、これは学内に任せるしか私たちはどうしようもないですけれども、市民に開かれた大学というのをどうつくっていくのか。

今御答弁の中にもありましたように社会人の再教育、例えば今市立病院も昨日の土別の市議会の状況、また近隣の病院の状況からいうと、ますます市立病院の役割というのが大きくなっていくと。そういうときに看護師が不足する。幸い市内に例えば看護師の資格を持っている方がいらっしゃったら、リカレントを含めてセミナーですとかをやって例えば職場復帰を目指すとか、そういうことをやるときに、これはこの前、初日に議決した条例の関係もあるかと思っておりますけれども、例えば講習料ですとか、受けやすい体制ですとか、受けやすい時間帯ですとか、そういうことをきちっと配慮して市民に開かれた大学、市民と大学がもっともっと近づいて市民の人たちが我々の大学だと思えるような取り組みというのはさらに必要だと思っておりますけれども、そういう料金の部分ですとか、時間帯の部分ですとか、いろいろな検討が可能なかどうか、改めて御答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 三澤市立大学事務局

長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 今市民貢献の関係で、開かれた大学ということで具体的な部分で御質問がございました。

既に御案内のとおり、大学開設に当たりまして基本理念を3つ掲げてございまして、そのうちの大きな柱に地域貢献を掲げてございます。これをどう具現化をしていくかと、こうすることで学内の中に地域交流センターというのを組織化してございまして、これは学長の直轄の組織ということで教職員全員が、学生も含めて入る組織でございます。

具体的には4点ほど取り組む課題を掲げて進めているわけなのですが、現状としてはやはり軌道に乗るまでには一定の時間が必要でないかなということ考えていまして、報告で述べさせていただきましたように今現在は学生活動を中心に取り組んでいる状況がございまして、御指摘がございましたように図書館の開放だとか、今後いろんな問題が出てきておりまして、学内でも今それを検討中でございまして、御指摘にあったようにやっぱり地域と一緒に歩む大学と、こうすることで今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、名寄大学については開学したわけでありまして、これはつぶすこともできない。やっぱり市民みんなで発展させていかなければいけないと思っておりますので、ぜひ前向きな御検討を要望しておきたいと思えます。

次に、病院の関係でありますけれども、請求行為、予約制というのを総体的に考えたときに、私はこれは病院の機能や何かも含めてあると思うのですけれども、ある意味では分業体制というのを構築している。例えば予約なら予約センターというところで一定程度この時間帯には何人といったらそこにいれると、次は受付は受付で事務補助さ

んが受け付けをする、中に入ったら看護師さんがやるという、そういう分業システムが確立されてきている。ただ、今申し上げましたとおり近隣の今の病院の状況を考えていくと、ますます市立病院の比重というのは高くなるという思いがありますので、特にその請求行為というのは、今事務部長は基本的なものをおっしゃいましたけれども、実際そのとおりになっているのかということ、私はなっていないと。

例えば、これは言うべきことではないかもしれませんが、病院で亡くなった方の家に次の日に、例えば休日で診療を受けた、入院の費用を払っていないというのを次の日に、遺体がそこにあるのもう電話が来るとか、その前には中学生でしたけれども、診療代を800円請求された。財布の中には700円しかなかった。100円足りない。そのときに、とりに行っていいですかと言ったら、その中学生に請求した人は、いやいや、だめですと、家に電話をして持ってきてもらいなさいと。その子は、ちゃんとしますからという話はしたのだけれども、いや、だめです、電話しなさいと、今100円持ってきてもらいなさいと。そういうことが繰り返されていると、本当に部長がおっしゃるように市民と、市民というか、患者の皆さんとの信頼関係が、せっかく医療体制を充実してやろうとしていてもそういうことにはならないのではないかと。分業は、確かに病院の効率性からいって必要でしょうけれども、分業をやったからには連携をしっかりとしないと、連絡調整をしっかりとしないと、やっぱりどこかでひずみが来ると。これからますます先ほども言ったように患者数が近隣から多く要請されてくると。予約も含め、病院の例えば診療報酬の請求も今度は市外に出てきたりするわけでありまして、そのときにたった一本の電話で、たった一人の行いで病院はひどいよという話になったらまずいので、その連携調整をしっかりとやるべきだと思いますけれども、部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 議員御指摘のとおり、そういった事例がありましたことに関しましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、おわびをするしかないと思っております。

また、分業の部分につきましてですけれども、1つ予約制のことを言わせていただきますと、予約センターで予約をする方法と、あるいは外来診療部のほうでする方法とそれぞれございます。ただ、ドクターが外来診療部の部分で予約をとるということになると、1分なり2分なりという時間がかかるということによりまして、患者さんを診る数が大変になってしまうと、あるいはお待たせをする時間が多くなるということもございまして、そういった予約体制を入れているのが現実でございます。

また、連携について今御指摘がございました。当然1日1,000人程度の外来患者が見えるわけですけれども、そんな中で多数の科を受診する方の中にはいらっしゃいます。そういった部分で連携はさらに強化をしていかなければならぬというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、病院は患者の皆さんとの信頼関係をしっかり構築、これからも続けていっていただきたいと思っております。

そして、精神科の医師の関係ですけれども、ことし3月の議会の中で小野寺議員の代表質問に市長が答えているのです。それを読みますと、一昨年夏以降、北海道や道内の3医育大学に精力的に働きかけをしております。精神科の固定医師確保につきましては、このほどようやく方向づけが見えてまいりました。現在の体制、固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土曜、日曜の入院を担当する体制が整いまし

たので、ここに御報告を申し上げます。同じくこの議会では、当時の佐藤事務部長も同じような答弁をしています。ところが、3月にこうやって言って、今わずか5カ月後にもう既にその見通しがまだはっきりしていないと。ということは、この時点でもう1年限りというのは明確になっていた状況であると思うのですけれども、その間この報告を終わった後、今までどういうふうに具体的に対応されてきたのかお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいまの件につきましては、議員が御指摘のとおりだというふうに私どもも思っております。市長、院長を初めといたしまして、これまでもその後の後任の部分につきましては道あるいは医育大学にそれぞれお願いをしまいできていただいております。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、12月の協議会の中でまたある一定程度の方向性が出るものかなというふうに感じております。また、議員も御承知だと思いますけれども、それぞれの医育大学でも医局の人員が足りないという状況があるのは間違いのないところでございますけれども、さらに御理解をいただきたいというふうをお願いをいただいております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 精神科の医師の問題というのは、確かにここでどう議論をしても結論が見えるものではなくて、まさに市長を含め、院長を含め、関係者の皆さんにとにかく頑張ってください、今の医療体制、特に今は精神科、何もそこは精神科に通う患者ばかりということではないですけれども、道内でも名寄保健所管内というのは自殺が多いという状況もありますし、やはり精神衛生というのはきちっと対応がとれると。旭川にあって、稚内にあって、その中間点が何もないというのは、この名寄市のみならず、近隣に住ん

でいる皆さんにとっても大きな不安になっていくと思います。幸いにクリニックが駅前にできましたけれども、やはり総合病院としてしっかり体制をこれから、望むしかありませんけれども、大変でしょうけれども、ぜひ確保に向けて、家族の皆さん、患者の皆さん、また働く皆さんを安心させるために御努力を強く要請をしておきたいと思えます。

次に、中心市街地の関係でありますけれども、まず風連地区の再開発にかかわって、今の部長の御答弁からすると、これから計画変更はあり得ないということでもありますけれども、おふろをつくったほうがいいのではないかと一時期議論がありましたけれども、当然それを含めてあり得ないという判断でよろしいのでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 3月に1度お答えを申し上げますけれども、名寄市におきましては望湖台のセンターハウスもございますし、なよろ温泉サンピラーもございます。そんなことから、この2つの施設も集客の増加に向けて頑張っているところでございますので、競合します。そういう意味では、これ以上行政が浴場を抱えるというのは困難というふうに思っていますし、今この地域においても民間による浴場の計画はないというふうに思っていますので、計画の変更は浴場ではないというふうに思っています。

以上であります。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 風連の市街地、本町地区の再開発については、もう事業着手が間もないわけですので、何とか成功していただきたいとは思いますが、私はこの一連の議論をずっと聞いているときに、当初A、B、C、Dブロック、あの4ブロックでやると。ところが、一定程度議員協議会を聞くと、何店かは加盟しないと。そうしたら、その後今度は、いや、駐在所もだめだとか、そしてここにきたら今度は診療所

を含め共同住宅もだめと。そうすると、全体的にずっとやってきた当初計画がやっぱり甘かったのではないかというふうに思うのですけれども、その辺部長はどういうふうに認識をお持ちになっていらっしゃるでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今の事業に対する参加者については、この間確定をさせていただいたのですけれども、その部分は当初ある程度は予測できた部分もございました。ただ、皆さんの中ではやはり初めての事業でございますから、ある程度夢を持って事業を膨らませた部分もございます。ただ、今の段階に、来年からいざ事業にかかるという段階になっては、今の共同住宅にしてもオーナーが見つからないだとか、町中の割には駐車場が少ないと。現実的な問題を抱えるようになってきて、少し本格的に計画の見直しを行ったということでもありますので、より使いやすい計画の中の施設を模索してきたということでもありますので、当初計画はそれほどいうか、共同住宅はちょっと消えてしまいましたけれども、より充実した施設になるというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、とにかく事業着手が目前でありますので、新しい風連地区の姿を創造するために、より住民の皆さんの期待にこたえられる開発をお願いしたいと思います。

最後に、名寄地区中心市街地活性化基本計画にかかわっては、少し手間本部長と議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。1つは、平成15年11月、もう4年も前になりますけれども、国土交通省で政策課題対応型都市計画運用指針、中心市街地の機能回復というのを示したものがあります。その中で、中心市街地の機能回復を図るためにまちづくりの基本方針について6項目いろいろなものが定められ、改めて

検証する必要があるというふうに指摘されているわけでありませけれども、ここで1項目1項目、あれはどう、これはどうと言ってもしようがないので、その中で1つ、特に中心市街地の住民や地権者が主体となったまちづくりの雰囲気はできているかという項目がありますけれども、手間本部長はどういう認識をお持ちですか。この指摘というか、指摘というよりも検証する必要があるということに対してですけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お尋ねをいただきました。私どものほうも今商工会議所のほうとも定期的に協議をさせていただいております。今お話がありましたように、ともすると従来の計画というのは関係者といいましょうか、関係機関の中で進めて住民不在といいましょうか、使われる方々の意向が反映されないままに取り進められたことが今までのかつての計画の中であったのかなと。

私が承知している段階では、かつての名寄の中心市街地はアーケードを含めていろいろな事業に取り組みされたというふうに思っておりますけれども、その効果、それらについての評価につきましてもやはりそこを使われる方、利用される方、そういった方々の意向がやっぱり反映されないままに進められたから、そういったことになったのかなというふうな印象を持っています。

御案内のとおり、今答弁でもお話しさせていただきましたけれども、できるだけ多くの方々の、市民の方々の御意見を最大限聞くということが基本でないかというふうに押さえております。したがって、これから計画をつくるのは行政でございますけれども、その前段の協議会、こちらのほうにつきましてもぜひともそういった核となる方々はいらっしゃいますけれども、それに二重三重とそういった方々に御参加をいただいて、できるだけ多くの方々の御意見を拝聴し、そして計画の中に織り込んでいきたいというふうな考え方をしております。このことにつきましては、先ほども

議員御指摘がありましたように絵にかいたもちになっってはならないということは常に叫ばれるのですけれども、そこはやっぱり住民主体の市民がいなかったというような認識を持っておりますから、ですから今後また会議所のほうとさらに詰めていきますけれども、その点について旨として話をしていきたい。そして、ぜひそんな議論をしながら意見の取りまとめをしていくように私どもも協議会の中に参画をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一点、この部分にかかわっては中心市街地戦略策定の原則という言葉があります。つまりどこで、なぜ、だれが、何を、いつ、どのように、どこでというのは施策を集中する中心市街地、なぜというのは問題意識及び目的ですとか、これはもう部長は御承知のとおりだと思いますけれども、これは庁内調整会議についてはこの原則についてどのように議論されているのか、協議されているのか、またされていないのか、それとも協議会にゆだねようとしているのかについてお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 調整会議の中では3回ほどやらせていただきました。1回、2回は従来の計画の検証を、それからなぜ今そのことが成果として得られなかったのかというようなことの検証をさせていただきました。前回は、3回目なのでございますけれども、どうにぎわいを持たせていくのか、それから次回はコンパクトなまちづくりあるいは交通アクセス、これらについての議論をしようというふうなことでの4回目の予定をさせていただいております。

御案内のとおり、この会議につきましては行政がやれること、行政が果たさなければならないこと、これを調整会議の中の核として議論をさせていただいております。そして、にぎわいの部分につきましても町中にまちなか居住、これは建設サイ

ドの中での今住宅マスタープランがありますから、そちらのほうの議論を最大限横の連絡をとりながら調整をしていきたいと思っておりますけれども、そのほか商工会に特に今お願いしようというふうに思っておりますのは商業の活性化、この分野につきましては商業者の方々に呼びかけをして、ということが果たせるのか、どういったことが市民の方々に喜んでいただけるようなものにつながっていくのか、それらのほうについて御議論をしていただきたいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、トータル的なイメージとしましては先ほど申し上げました、繰り返しになりますけれども、そこに住む方々が暮らしやすい、生活しやすい、便利さ、そういったものをどうにぎわいの中にコンパクトなまちづくり、それと名寄市の顔ができるか、つくりかえるかというようなことが命題だと思っておりますので、議論を進めていきたいと思っておりますのでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） きのうの部長の答弁ないしは今のきょうの答弁を聞いていると、例えば調整会議の中でもどうにぎわいをつくるか、まちなか居住の関係ですとか、4本柱を含めて協議していますと。でも、私思うのだけれども、にぎわいをつくるのは行政がつくるのか、商工会議所の特別委員会がつくるのか。にぎわいをつくるのは市民なのです。ところが、市民の皆さんというのは10月の協議会から幅広く参加していただきたいと。その前にはもう入ってこれないと。一定程度もう4本柱を例えば行政が検討をしている、特別委員会も行政からいろんな話を持って行って例えば答申を出す。そうすると、一定程度形が決まって、それを素案として市民の皆さんに、さあ、協議してくださいというやり方は、私はそれが絵にかいたもちになる可能性があるのではないのですかと。

例えば旧名寄市にしてもそうですけれども、第

3次総合計画、第4次総合計画というのは、風連の総合計画もそうです。白紙でいろんな議論をしたから、いろんな成果が出ていると。今ある名寄市の総合計画は、合併協議会の新市建設計画がベースになっていますので、市民議論と言えば第3次、第4次あるいは風連の総合計画から見ればまだまだ不足しているとは思いますが、白紙で物を論じて行って、どんなまち、どんなものにしたら、にぎわいになるのか。例えば市民の皆さんが行きたくなるのか。

それが今のまんまでは、例えばコンパクトシティというのは、私は発想はもっとソフトだったと思うのです。例えば郊外に物が伸びていくことで行政コストがかかり過ぎますと、だからコンパクトにしましょうと。コンパクトにするからには人も住みましょうと。公共交通もしっかりしましょうと。ところが、中心市街地活性化になると、今度はハードが主になっているような感じがする。でも、基本は両側とも脈々と流れているのはにぎわいを持たせるという、そのにぎわいはだれがつくるかといったら、市民と近隣の住民の皆さん。自分たちが行きたくなるまちにしなければ、中心市街地にしなければ、にぎわいは取り戻せない。きれいになって人は集まるかもしれない。公共施設へ行って人は集まるかもしれない。だけれども、にぎわいというのは、それはあり得ないということになると思いますけれども、そういう意味では今調整会議ですとか特別委員会でやる以前に、もっともっと市民の皆さんと色々な話をする。

特に徳田に進出する大型店の論議の中では、市民の皆さんもそっちは賛成と言いながら、こっちもどうするのだという、それが何カ月もあいて10月になったら、さあ、皆さん参加してくださいと言っても私は遅いような気がするのです。それが絵にかいたもちになる危険性があるのではないかと。いや、やるのならやりなさいと。行政は何をつくってくれるのと。ああ、図書館つくるの、

複合施設つくるの、よかったねと。だけれども、そこに人が集まるかという点と集まらない。では、イベントでと。毎日イベントをやるわけにもいかない。常日ごろ市民の皆さんがにぎわいを持って行けるまち、自分たちが行きたくなるまち、そういう意味では市民の皆さんに当初計画からしっかり入って意見を具申しないと私はならないと思うし、地権者の皆さん、どこが対象になるのか、5、6丁目全体、大通から40号になるのか、駅前なのか、西條周辺なのかわかりませんが、地権者の皆さんだってもう土地はいいと、あなた方の思うとおりやってくれという合意がなかったら絵も描けない。その辺の基礎議論がしっかりしているのかというのが私はどうも見えてこないと思います。調整会議はやる、特別委員会やっている、それはいいでしょう。だけれども、一番重要なところが抜けているような気がするのですけれども、その辺部長はどういうふうな認識をお持ちですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど前段の説明不足がちょっとあったかもしれませんが、今議員がおっしゃいますとおり調整会議の中あるいは特別委員会は、これはオブザーバーとして出させていただいておりますから、それらの場に私ども担当なり私どもが発言するという点にはなりませんけれども、調整会議の中での議論は先ほど申し上げましたように今までの検証を踏まえて、今後どういうふうなことで官としての公共の施設、事業が立てられるのかということもそれは頭の中にはあるのですけれども、今とりわけ私どものほうでにぎわいをつくっていくためにはどういうふうにしたらいいのかというような考え方の素材をしっかりと検証しながら、今そういった行政としての課題を整理している。

それから、もう一つ、今議員お話ありましたように白紙からの議論というふうなことでございますけれども、全く私はそう思っておりました。しかし、4月からもう5カ月たちましたから、その

中でも調整会議を3回ほど、特別委員会はちょっとお聞きしますと4回ほどやられているということですが、やっとならぬ感じが、率直そう思っています。

それから、議論の中でも事業ありき、事業化ありきという議論がないわけではありません。かつてのそういった考え方がまだ払拭できないというようなことでございます。しかし、このたびの中活の計画につきましては、実際に先ほど言いましたように市民の方々の御意見を十分に聞くと。それから、そこに住まわれる方あるいは沿線に住まわれる方々の意見を聞けるかどうかはわかりませんが、そういった方、幅広い意見を聞いて、その計画が果たして実施できるのかできないのか、すべきなのかどうなのか、そういった部分を見きわめるということが前提となつてございますから、今後につきましては、ちょっとおこなっているというふうなのは否めませんが、私どものほうの考え方としては材料をきちっと用意して、材料を提出してゼロからの白紙からの議論をしたいというふうな、私の気持ちはそんな思いで進めていきたいというふうに思っています。

きのう佐々木議員のほうにお答え申し上げましたけれども、再来年の3月までに手続をとというようなことでのタイムスケジュールは考えておりますけれども、これはこれから議論の中では、場合によつたら、今申し上げることが適切かどうかはわかりませんが、私どものほうは一つ一つやれることを、今市民の意見をどういうふうにくみ上げられるのかということに重きを置いて議論をしていきたい、そういう場をつくってきたい。それから、できるだけ多くの方々の参画をいただけるように努力をしていきたい。そういう考え方をして今後議論に入っていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 市民の皆さんのしっかり意見を聞いていただきたいというのは、私も先

日聞いて、ああ、そうかと思ったのですけれども、今はもうだめになりましたけれども、石屋製菓の「白い恋人」というパッケージ、あの山というのは利尻富士の山だそうであります。その発想を出したのが名寄にいらっしゃる方だということでもあります。また、利尻へ行って船が帰るときに、あそこではそれまではさようならと手を振っていたそうあります。それを行ってらっしゃいというふうに変えた。それであそこの観光客が倍になった。25万人から50万人近い、その発想を持ったというのが名寄市民の方だそうあります。

そういう意味では、市民の方がしっかり当初からいろんなアイデアを持って入れる。特に名寄の売りというのは、私はやっぱり自然だと思うのです。自然というと、ある意味ではきちっと生産者と小売と市民と、この3つがいろんなことを語り合っていけば大型店とは違う中心街がつかれるような気がします。その基本ベースは、先ほども言ったように地権者の皆さんの意識改革、商店街の皆さんの意識改革、行政は今そこに重点を置いて市民の参画と意識改革と。私は、この2本がしっかり確立していけば、この中心市街地活性化というのは大きな実りを持って作り上げられるのではないかと。余り計画づくりを先行させると失敗する。人と話し合って、本当ににぎわいのあるまちというのをどう作り上げていくかというのは白紙から議論をする、そのぐらいの思いでやっていかなければならないと思いますけれども、その辺は部長はどういう認識をお持ちですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどもお話ししましたように、ちょっと時間がおくれたなという率直な印象でございます。これからスピードアップすることもそうですし、決して急ぐわけでもございません。そこにきちっとした議論がなされないと、ひいてはこの計画がやっぱり失敗に終わるだろうと、市民が離れていくだろうと、そんなようなことになるだろうというふうに私は思ってお

りますから、しっかりとそういった方々の御意見等を聞かせていただいて、そして計画づくりあるいは協議会、とりわけ協議会のほうの組織に向けて私ども働きかけをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域自治組織の今後の取り組みについて外1件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきますと思います。

まず、地域自治組織の取り組みについて。地方分権一括法により国と地方自治体の役割分担が見直され、新しい地方自治を確立しようとする情勢の中、まちづくりの流れは従来の行政主導から住民と行政の協働に変わりつつあります。そうした中、地域主権を理念として新しい自治組織創設を目指し、真に自立するまちづくりによりみずからの意思を尊重する、このことについてのお答えを願いたいと思います。

続きまして、少子高齢化が進む中、生活様式の多様化により近年特に連帯感が薄れていく傾向にあると言われておりますが、これをどう防止してまちの活性化を図ろうとされるのか、この点についてもお聞きをいたしたいと思っております。

次に、社会教育法により市町村に公民館が設置され、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等が目的とされておりますが、新市における公民館活動、特に風連地区での今後のあり方についてのお考えをお示しを願いたいと思いま

す。

続きまして、大項目、合併効果とまちづくり。合併して早いもので1年半が過ぎ、市民の思いもさまざまであります。いまだ合併に疑問を持つ市民もいるなど、このことについてもさまざまであります。私は、従来風連町議員の時代から、この合併に対しては1年や2年では合併効果というのは出ない、これは最終的には何十年後の歴史がある程度物語ってくれるだろうという、そういう考えでございました。しかしながら、これは私だけではないと思います。いわゆるメリット、デメリットではなく、合併によるスケールメリットの部分がいまだに見えてこない、そういう感じをいたします。合併後の地域住民、風連地区の痛みをしっかりと受けとめ、合併してよかったと思える新しいまちづくりをどのようにされるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、もう一点、風連、名寄両地区の一体感は冒頭申し上げましたように簡単なものではありません。ローマは一日にして成らずという感じがございます。両地区にあるだろうと思われる垣根、これを取り払い、真に住んでよかったという住みよいまちづくりをどのようなことでとり行うか、また一体感醸成のためにどのような施策があるのかをお尋ねを申し上げたいと思います。

以上申し上げましたこと、かなり大まかといえますか、そういう感じをいたしますけれども、ある程度細部につきましては再質問等々でお伺いをいたしたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま田中議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。それぞれ私から答弁をさせていただきます。

初めに、地域自治組織の今後の取り組みについてお尋ねがありました。地域自治組織の活動は、地域の課題について話し合い、課題解決に向けて

行政と協働することや地域みずから取り組むことが基本と考えております。そのため、地域の担い手であります町内会の協力と理解は欠かせないと考えているところであります。

さきの議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、現在町内会役員会の開催に出向き、設置の目的や基本的な考え方を説明をさせていただいておりますが、今後は町内会からいただいた多くの意見を参考にして、コミュニティ活動がさらに活力あるものになるようにしっかりとした組織の創設に努めてまいります。

次に、地域の連帯感についてであります。これからの住民自治組織は地域住民同士の連帯感のもとで、相互扶助の精神と実践の中から明るく住みよい地域づくりに向け、行政と地域住民との協働による活動が重要であると考えております。現在町内会では、少子高齢化や生活様式、住民ニーズの多様化により未加入者の増加などで運営や活動に影響が生じておりますが、まちづくりの原点であり、一番身近な住民自治組織として町内会活動はこれからも重要であり、活性化が必要と考えていますので、地域自治組織と同様に住みよい地域づくりに向け、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、風連地区の公民館活動についてお尋ねをいただきました。議員も御案内のとおり、合併時の協議で地域活動については、風連地区は公民館活動が主であり、名寄地区は町内会活動が主ということもありまして、公民館活動自体に違いがあることから、調整には時間が必要とのことで、現在一市二制度でそれぞれの地区で公民館活動に取り組んでいるところであります。

公民館は、時代の変化とともに人々の多様化や高度化する学習需要、生涯学習社会の進展などの状況に対応しながら、地域住民の教育、文化の向上に努めてきたところであります。今風連地区では、行政区制度から町内会組織への移行について議論をしております。その中で公民館活動の存

続について多くの御意見をいただいていることについては承知をしております。また風連地区のそれぞれの公民館分館活動についても長い歴史の中で地域に根差した活動を展開され、地域に活力を与えていることは十分認識をしているところであります。これからの公民館活動を新市としてどのように行っていくかについては、風連地区だけの問題としてではなく、名寄地区の公民館活動とあわせて、どうしていくことが望ましいのかを地域住民、関係機関、団体などと協議をしてみたいと考えております。

次に、合併に伴うスケールメリットにかかわってのお尋ねであります。昭和の大合併と異なりこのたびの市町村合併は自治体の存続をかけた合併であったと認識をしております。昨年3月の合併から1年半が経過しましたが、財政面から見た合併という点で申しますと地方交付税、合併特例補助金、合併特例債においてあらわれてきておりますし、また旧風連町の長年の懸案でありました道の駅整備事業や風連地区市街地再開発事業は、まさしく合併によって大きく動き出したものと認識をしております。今後は、職員の定員適正化や公共施設の統廃合、受益者負担の適正化など行財政改革推進計画の着実な実行に努めてまいります。

また、各種料金や使用料、税につきましては、一部合併協議会で猶予期間が設けられたものもありますが、市民負担の公平性を確保する観点からは可能な限り速やかに統一することが新市の責務であると認識をしております。しっかりとした対応をしてみたいと考えております。

次に、両地区の一体感にかかわってお尋ねがありました。両地区には、それぞれの歴史があり、地域個性があり、行政運営にも差異があったため新市の融合による一体感の醸成には一定の期間と市民、議員、職員の話し合いと相手への理解が不可欠と考えております。合併特例区は、地域個性を尊重して緩やかな融合を図る制度でもあります。新総合計画に具体的な施策は掲げられていません

が、策定に当たり審議会委員として精力的に協働の取り組みをいただいたことが一体感を醸成するスタートであったと判断をしております。互いの地区の祭りへの参加や友好交流都市への派遣、地域行事への参加など、地区の垣根を越えてその輪は徐々に広がりを見せております。新名寄市が新たな地域における新たな家族として、議会を初め市民の御協力をお願いしたいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それでは、再質問させていただきます。

ただいま地域自治組織の今後の取り組みと申しますか、創設に向けての基本概念等の答弁があったわけでございますけれども、御承知のように風連地区には法人格を有する合併特例区、名寄地区は地方自治法による地域自治区と、それぞれ合併時に選択をしたわけでございます。名寄地区は、新聞等によりますと68町内があるようでございます。それを小学校単位、校下単位というのですか。それに分けるというか、そういうことで行政側からの提案があったと伺っておりますけれども、地元紙によりますと、これは大分以前の話ですけれども、受け入れられなかったということも新聞報道で載っておりました。

このことにつきましては、前日大石議員の答弁の中にもあったので、多少ダブる面もあろうかと思っておりますけれども、それから初日の市長の行政報告の中にもこのことについての今現在の進捗状況というか、どういう形で理解を得るように話をしているというようなことも載っておりましたので、再度今現在どのような方向で進んでおられるのかお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 地域自治区に対する住民理解ということで御質問をいただきましたけれども、本年の年明け早々に町内会長交流研修会

という機会がありまして、この場で地域自治区の構想について説明をさせていただきました。地域自治区と町内会の位置づけを含めまして、戸惑いがあったことは事実であります。その後、答弁でも申しましたとおり町内会の会合等に出向きまして説明あるいは協議を精力的に続けてまいりました。今後は、地域との話し合いの中で、それぞれ準備の整った地域から平成20年度をめどにスタートをさせて、これを全体的に広げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 名寄の状況につきましては、ある程度認識をいたしました。風連地区につきましては、特例区長の諮問機関で住民自治組織移行審議会等を立ち上げまして肅々と今議論をしている最中でございますので、それらにも私も加わって、よりよい住みよいまちをつくるよう、いろいろとこれからも努力してまいりたいと。風連地区についてはそういうことで報告と申しますか、そういう形になりますので、いろんな面で御支援をいただける部分があればしていただきたいと、要望としてお願いをいたしたいと思っております。

それでは、先ほどの少子高齢化等々で、いわゆる連帯感が隣と薄れている。一昔前ですか。大都会では、隣は何をする人ぞということが言われたわけですが、最近地方都市においてもそういう傾向があるといったことがかなり言われているわけでございます。特に私は名寄地区の例えば大学生、親元から離れてアパート暮らし等々をしていると思っておりますけれども、その人方の対応といえますか、先ほどの答弁の中で町内会費というか、金銭的な負担の部分も含めて、イベント等にもなかなか参加できないというか、そういったことがあるように伺っておりますけれども、そういうことに対しての対応というのは、これはあくまでも行政がこうなさいではなくて、やはり自治組織に移行するわけですから、その町内会なりなんなり、いわゆる住民の人たちが考えて話し合っ

ていただかないと思うのですけれども、行政側としてどのような形がベストなのかということをお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 大学生の町内会等活動への参加ということでのお尋ねであったと思っておりますけれども、もちろん学生もそれぞれ地域で名寄市民として住まいをしているわけですから、そうした活動に積極的に参加していただくのももちろんございますけれども、1つは御案内のように保健、医療、福祉という地域に極めて密接な関係を持つ学部学科構成を持っている大学でありますから、こうした学生のマンパワーはもちろんでありますけれども、教員の持つ学問的なノウハウであるとか、こういったこともぜひこれからの町内会活動あるいは地域自治区づくりに加わっていただいて、そうした協力もぜひお願いしていきたいものと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それと、今部長から御答弁いただきましたけれども、一番身近な住民自治組織として町内会活動の活性化が必要と考えておりますと、これは連帯感が薄まることにはですね。地域自治組織と同様に住みよいまちづくりに向け、支援をしていくという答弁があったわけですが、この支援をしていくということは具体的には人的な支援なのか、物心両面にわたる支援、どういう支援の形をしようとしておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市では、従来から市民のコミュニティーを促進をするということを目的としまして、町内会自治活動交付金として町内会に交付をしてきたわけですが、今後ともこうした活動の支援を続けていくのはもちろんありますけれども、さらに地域自治組織とも連動をしますけれども、どうしても職員のそうした組織内での活動ということもまた当然必要になって

くるでありますから、これらにつきましては今後しっかりと議論をして形づくりをしてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 先ほど社会教育法により市町村に公民館が設置されて、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興など、それがその目的とされているわけでございますけれども、風連地区での今後のあり方を今お伺いをいたしました。

御案内のように、風連地区には今現在6つの分館組織がございます。いわゆる市街地は1カ所でございます。あとはいわゆる在といえますか、日進、旭、下多寄、東風連、西風連と。そして、御案内のように私が住んでおります旭地区は小学校が40年ほど前に統合になりましてありません。西風連もありません。そういった中で、いわゆる公民館がその地域の時計のような形をしております。小学校があるところは、小学校なりがその地域の時計の役割をしていると。そういった本来からいきますと、この公民館活動といえますか、これが地域のすべてとまではいなくても、これが中心になって地域地域の活性化等を図ってきているわけですから、御案内のように移行委員会のこの間区長会議があったそうですけれども、分館の取り扱いに意見が集中したといったことで、私もそのことが一番危惧をしているわけでございます。

ただ、先ほどの答弁を聞いてみると、これは風連地区のそのことである程度解消といえますか、地域地域との話し合いでもって推し進めていかなければならないと思いますけれども、ここで名寄の方に怒られるかもしれませんけれども、名寄の公民館というのはあってないみたいなものなのだという、先ほど言ったように町内会活動が主たるものだと。ここで風連地区の公民館活動を見習っていただきたいと、そういった方向で進めていきたいと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほども答弁の中でお答えしておりますが、この風連の特に分館、5つの分館でしょうか。この活動というのは、従来からずっと地域に根づいた大変活発な活動をされているということで、市の助成金等についても従来から歴史的に随分大きな違いがあると、こんなふうに受けとめております。

一方、名寄では名寄文化センターに象徴されるもの、それから智恵文の多目的研修センターとか、こういうのに象徴される中央的な活動は大変活発なのですが、地域、智恵文であれば智南だとか、ああいう地方の活動というのはややもすると風連の分館活動から見ると、公民館活動としては活発でないと。風連地区の場合は、やはり公民館イコール名寄という町内会のような、こういう働きをしているのに比べて、名寄地区の場合は町内会は町内会独自に活発に活動をしておりますので、それぞれの地域にある分館というのは、その中のほんの一部の役割を担う程度であるというふうに考えております。

今後やはりこの公民館活動を考えていくときに、特に分館の活動を考えていくときには、先ほど答弁にありましたように地域自治組織、この中にこの分館活動をどう組み入れていくか、こういう位置づけをはっきりすることがやはり大切ではないかと。そのことによって、風連のいいところを名寄地区もしっかりと学びながらその制度を取り入れていく、こういう必要があらうかと、こういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 私の質問の仕方が悪かったのかどうか、決して……名寄地区の町内会活動のいいところも、合併したわけですから、そういった中でどんどん見習って取り入れていく。このことが一体感の醸成の一つとして考えますので、その点もしっかりとこれから支援等もよろしく願いをいたしたいと、そのように思います。

いずれにいたしましても、今も地域自治組織移

行に両地区で議論が進められているわけですが、あくまでも最終的には住民主体のそういった形で、もちろん行政と住民の協働でまちづくりをしなければならないわけですから、そういった中でそれを基本理念として一生懸命やっていただきたい。このことを要望して、この質問に対してはこれで終わりたいと思います。

続きまして、合併効果とまちづくりで、先ほどは財政面から見た合併優遇の道は開かれているが、合併の本格的な効果は職員の定員適正化や公共施設の統廃合というふうになっているという答弁でございましたけれども、職員の定員適正化ということは、これは私は上限はないと思います。ということは、確かに財政的には職員を減らせば財政がその分が浮くという、私はそういう考えではありません。特に事務が煩雑だというのは、これから三位一体改革でどんどん、どんどん、いわゆる地方にある程度の、地方都市にでも権限が与えられると。その中で職員の対応というのは、これはまさしく事務事業というのはふえてくると思います。そういった中で、やはり職員を端的に減らすとか、適正化という言葉が適正なのでしょうけれども、そういったことは確かに求められているのでしょうけれども、私はそれはかなりしっかりと議会も含めて議論をしなければならぬと、そういうふうに思っております。

その中で、受益者の負担の適正化、税、各種負担金等についても具体的に地域内のバランス等を図り、一般市民の理解、同意をどのようにして図ろうとしているのか。図るといえることですが、具体的な施策があるのであればお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 使用料、利用料あるいは各種負担金、税も含めましての統合の件で御質問をいただきましたけれども、合併協議会でそれぞれの統一時期を目標として設定をした経緯もございまして、これらを踏まえて統一の作業を進

めていくというふうにしておりますけれども、合併によりまして地域の皆さんがひとしく名寄市民となられたわけでありまして、負担の公平の確保と一体感の醸成という意味からは、やはり可能な限り速やかに統一することが先ほども申しましたとおり新市の責務である、このように認識をしております。市民への説明責任をしっかりと果たす中でこうした対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 先ほどの適正化と重なるかもしれませんが、市民負担の公平性を確保する観点から速やかに統一することですけれども、総合計画の117ページで名寄市の財政の中でこういうことがうたわれております。多様な行政需要に対応するためには、住民に提供するサービスの範囲と地域住民の役割の調整を図るとして。サービスの範囲と地域の住民の役割の調整、これはどういうことですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御存じのとおり、かつて国が成長を続けて、国も地方も含めて税収が潤沢に集まった時代には、ほとんどの行政項目について公費で市民サービスを支える、こういう時代が続いたわけですが、このところやはり低成長になりまして、国も地方も挙げて財政危機ということでございまして、従来支えてこられた公費による行政サービスがすべてが公費で賄うということにはなくなってきておりまして、やはりどれがひとしく行政サービスをすべき部分か、あるいはこの部分は受益者負担も含めて調整をいただく部分かと、当然そうした振り分けが必要な時代になってきておりまして、特に同じ1つの市の中でもそれぞれ地域事情がありますので、それらも勘案をしながら、住民の方と十分相談をしながら事業の盛りつけをしていくと。こういうことの意味でのそういう表現であろうと考えており

ます。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） ざっくばらんに申し上げまして、こういうことを私の口から言うと、またいろいろ物議を醸し出すかどうかはわからないわけですが、合併して1年がたちました。これは、私だけの聞いている範囲、一般市民からお聞きをしますので、合併して、これは先ほど言ったメリット、デメリットの部分になるのでしょうか、負担がふえたという、いわゆる今定例会で委員会付託いたしました上下水道の問題、それと国保税の問題もいろいろ午前中に議論があったところでございます。それと、今後まず話題になる、話題というか、議論はかなり白熱するだろう風連地区と名寄地区の保育料の問題、これにはかなりの差があります。そういった中で、除排雪の問題等々、もちろん我々が市民説明をきちっとしなければならぬ部分もありますけれども、そういった中でいまだにこれはレベルの低い話かもしれませんけれども、それなら風連町の時代のほうがよかったという声も聞きます。そういった中で、1つの行政と風連地区の住民との垣根があるような、そういう感じもしないわけでもありません。それをどのように取り扱うか。その取り扱うことにつきましては、私たちにも責任はあります。それをどのように、行政側として考えておられることがありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今お話がありました合併後の種々、特に住民の受益者負担といえますか、そういった関係から端を発しまして、いろんな疑問や、あるいは不満が出ていると、こういうことであります。

合併協議会の幹事長をしておりまして、合併協議会の中でやはり同じような意見が、事務局の中でも同じような意見がございました。私どもやっぱり判断するとき、1つには大局的な判断をし

ていかなければならないと。1つ制度をつくると、必ずそのことによってマイナスになる人とプラスになる人が出てくる。しかし、ひとしくマイナスにはでき得ない。それでは、大局的に名寄市という大きな範囲内でどういうふうにして判断したらいいのだろうかという、いわゆる大局的な判断をしていかなければならない。もう一つには、将来的な展望を持とうと。将来的にはどういうことであればいいのだろうか。今のままで、よく合併のときにも言われましたけれども、負担は低いほうに合わせてサービスは高いほうに合わせて。これができれば一番いいのですけれども、ところがそうはいかない。そうすると、どういうことが必要かという、判断の基準として1つにはやっぱり大局的な判断が必要だろうと、局部的でなくて大局的。もう一つには、将来どうあるべきかという判断が必要だろうと。この2つで合併協議会の幹事会、いろいろ議論させていただいて、今日の1つは合併協議の約束をして負担の統一を図ろうと、こういうふうになりました。

合併時にできたのが、税の関係は合併時にできましたけれども、保育料の関係、特にお話がありましたけれども、これは旧風連町の地域にあった保育所を統合したという関係もあって、しかも統合したばかりということもありまして、保育料については非常に名寄市と格差がありました。しかし、このところは名寄市も国から見ればまだ少し2段階ぐらい多い、安くしていたわけでありまして、合併協議の中で判断としては国の基準に合わせてまいらうと。そのために、特に風連地区の保育は10年かけて行いまいらうと、こういうようなことになりました。普通10年かかると非常に気の毒になるような点、語弊がありますけれども、あるのでありますけれども、しかし余りにも差があり過ぎるから、10年ぐらいは必要だろうという判断をさせていただいて、協議会の中でそういう結論をいただいたところであります。普通例えば保育所に入っているのは3年なら3年、

4年なら4年の区域でありますから、その期間内で調整をするというのが普通なのでありますけれども、しかし経過がありますので、少し長いですが、10年にさせていただいたというような経過がございます。

おっしゃるとおり、素朴な疑問といたしますか、私たちの話として、いや、これなら合併しないほうがよかったのにねということも、その部分だけを見たらあると思いますけれども、しかし全体を見ていただきまして、やはり先ほど中尾総務部長から話したように今回の合併の意義というのは、お互いに名寄市も風連町も生き残りをかけてやっている合併なのだと、したがってそのところは理解をしていただきながら、使用料、手数料については負担が大きくなる場合もあるし、また一定程度少なくなる場合もあるということで、全体として1つのかまどになったなら、1つのかまどとしての判断をしていこうではないかと、こういうようなことを考えておりますので、その垣根を取り払う努力というのは決め手はないと思います。しかし、あらゆる場面で私どももお話をさせていただきながら理解をいただくというのが一番垣根を取り払うこのものかなというふうに思っています、時間がかかるとは思いますが、努力はさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 暗い話ばかりしておりますけれども、例えばことしの2月に発表されました第3期の高齢者福祉介護計画の中でも、これは風連地区にとりましては大変保険料のいわゆる値下げということで、これは合併効果だと思っております。決してすべてが私が今申し上げましたマイナス部分ということでないことだけは御承知おきを願いたい。合併時に風連の3大事業と言われて、今は何と言うかちょっと私もわかりませんが、道の駅、本町の再開発と風連中学校の改築、これがやっと2つが見えてきたという感じで、これも先ほど本町の再開発につきましては特例債

を充てると、充当をする。これも合併効果だというふうに理解はしております。ただ、私はいわゆる今副市長が常日ごろ言われております心の合併というところで負担増ということでお聞きをいたただけで、今後とも今副市長が答弁されましたように長くかけてしっかりと議論をするものはして、そしていわゆる住民が納得する、そういう形で行政を進めていっていただきたいと思っております。

それでは、私1時間もやるつもりもなかったわけですが、最後に市長に答弁をいただければ私も幸いと思っております。平成17年2月6日、私はこの日を一生忘れません。合併の是非を問う住民投票が風連で行われました。御案内のように、合併をしてもよろしいというゴーサインが出たといったことで、議会も同意をして合併に踏み切ったということでございます。中には、北海道上川郡風連町がなくなるのですねといったお年寄りの方に何人も私は7日の日に会いまして、電話も来ました。そういった中で、私はこう申し上げました。いずれにしても、今はもう合併しなければ財政その他いろんな面で、名寄と一緒に北北海道の中核都市名寄を支える風連町は一翼を担うというつもりで私は合併推進しましたということで理解をしていただいたわけですが、そういった中で本当に風連町は苦渋の選択をしたと。そのことは市長も十分、合併協議会の会長ですから、御承知のこととは思っております。合併してもバラ色なものではないと旧風連町の柿川町長がよく口にしていたわけですが、これは旧の風連、名寄よりもそれ以上に行財政改革というのは進めなければならないということだと思っております。また、合併というのは変化をしなければ合併でないと。変わらなければ、ただそれがいわゆる悪い変わり方ではなくて、ある種のよい変化といたしますか、そういう形が見えなければなかなか合併してよかったという、そういう感じにはならないのではないかとことも言われております。

それと、合併前に「暮らし方ブック」という冊

子を出しました。その中の初めに、行政サービスや負担水準については住民生活に支障のないように一体性の確保に重点を置いて調整するとともに、大きく差のあるものは一定の期間を経て統一するというようになっております。それは、先ほど言われた保育料の問題だとか、そういうことだというふうに理解をしております。小さいところ、いわゆる旧風連町が痛みを受けているように私もいまだにまだ感じております。行政運営に配慮していただきたいと、このように思いますが、市長の見解をお聞きをして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 昨年3月に合併をいたしましてから1年6カ月近くを経過いたしました。行政の組織については、全国の合併自治体いろいろな形をとっておりますけれども、風連、名寄については分庁方式ということで、行政組織を2つの庁舎を有効に活用しようということも含めて体制をつくりました。このことが、職員はまず一体感の醸成にはいやが応でもお互いに名寄から風連に通う、風連から名寄に通うということで、担当をする職員はお互いのまちを早く知ると、こういうことでは大きな効果があったのではないかと、こんなふうに思っております。ただ、1年半経過して市民の皆さんの中からは、やはり分庁方式で支障があるという御意見もあります。

昨年の総合計画の際に、それぞれの地区を懇談で回ったわけですが、総合庁舎をつくる気はないのかと、こういうような御意見もあったのも事実でございます。私は、今日的な地方財政の環境では、すぐ総合庁舎をつくるというようなことには環境的にはないと、そういうお話をさせていただいた経過があります。

そういう中で、御指摘の変化をさせる、場合によっては進化をさせるといいたいまいしょうか、そういうことに意を払っていかねばならぬと、このように思っておりますけれども、この1年半の中では

行政の組織ばかりでなくて各市民活動の分野でも一体感を出すために組織の統合を図った部分もありますし、また長い伝統、文化ということも含めて、いましばらくそれぞれの組織を持って活動すると、こういうようなまとめをしているところもございます。ここのところは、私は余り焦らないで、市民の皆さんの力をそれぞれの分野で十二分に発揮する中で自然体で統合等が図ればというふうにも思っているところでございます。

行政サービスを維持させるためにということでは、お話にもありましたように負担の関係で、合併したことによってアップする部分と、こういう実感の部分もあるかもしれません。午前中の高見議員の質問あるいは昨日の質問の中でも例えば国保税なんかをとってみますと、これはスケールメリットがまさに出て、国保の個々負担については差が実感されているのではないかと、こんなふうに思っております。

農業の面でもそれぞれの自治体が持っていた栽培面積、これが合体することによって一定のロットが高まって販売戦略もつくれるだとか、こういう産業面でのスケールメリット等もあるわけでございまして、そういうことを総合的に勘案して、やはり実感として合併してよかったと、こういうことを早期に市民の皆さんに実感していただけるように日々努力していかねばならぬと、こんなふうに思っているところでございます。

昨年の合併にこぎつけるまで、旧風連町の皆さん方が合併に取り組む熱意、そしてまた合併をすることに危惧を持っていた市民の皆さんに対しては、これからはしっかりと情報開示をしながら理解を深めていく努力を続けていこうと、このように思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

名寄市の生活ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策について外2件を、木戸口真議員。

○12番(木戸口 真議員) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、平成19年度予算が執行され、5カ月が経過したところでございます。年度当初は課題も山積し、市民を巻き込んだ論議も数多くあったところでございます。今後も市財政も厳しく、地域経済状況も大変厳しい状況にあります。しかし、市民に夢と希望の持てる政策を示していくのも必要と考えるものです。既に名寄市の第1次名寄市総合計画のスタートの年でもあり、島市長には計画の実行に向け、取り進めていただきたいものと思ひます。

名寄市の作況状況は、おおむね良好との観測が流れております。しかし、一部では干ばつ、低温による被害も予想されるところであります。低価格、自然災害による被害が心配され、地域農業に与える影響があるものとするものでもあります。市として状況に即した対応が求められるものです。経過を整理して対応が必要とするものでもあります。

さて、本番に入りたいと思ひます。今定例会は、私は3件の案件を申し出ているわけですが、同じようなものの部分で重なる部分があるかと思ひますけれども、スムーズな運びで質問いたしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1点目に、名寄市の一般家庭ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策について。昨年の合併に伴い、風連地区、名寄地区の使用料、利用料等の違いを3年間で調整することで合併協議会で合意しているものでもあります。一般家庭ごみについては、平成18年度名寄市指定ごみ袋料金は統一されているものでもあります。一般廃棄物最終処分場ごみ処理手数料、ごみ収集体制などの違いは統一に向けた協議がなされているが、最終処分場は名寄地区では重量制で風連地区では累進制と違いがあり、ごみ収集体制の違いもあり、協議がなされ

ているようだが、ごみにかかわることは市民の理解と協力が欠かせないものでありますので、改正に向けた住民説明をしっかりと対応していただきたいと思ひます。これらのことから、3点についてお聞きいたします。

1点目に、一般家庭ごみの統一料金の考えと収集体制の考えは。

2点目に、実施時期の考えは。

3点目に、住民に対する周知、要望は。

次に、放置空き家対策について。近年農村地区、市街地でも空き家が目を引く状況にあります。特に市街地の放置空き家が目につき、住民生活に支障を招く状況も見受けられます。町内会でも対応に苦慮しているとの声が聞かれており、旧名寄市でも平成13年12月に62町内会に空き家の実態調査をされておられます。その結果、民家139戸、ほか31戸で170戸の空き家の実態が示されました。その後の市の取り組みとしてどのような取り組みをしてこられたのか、住民環境の危機をどう対処していくのかをお聞きいたします。

1点目に、名寄市における放置空き家の現状は。

2点目に、放置空き家の今後の取り組みは。

大きな2番目に、名寄市の行財政改革推進計画の施設の管理、業務の民間委託に向けた取り組み状況について。新名寄市行財政改革推進計画が平成19年2月に示されました。同計画の基本方針は、最少の経費で最大の効果を上げるを掲げ、民間活力を導入し、市民サービスの向上や経費の節減を図るものでもあります。名寄市の財政状況から待たなしの取り組みが必要とするものでもあります。計画の推進状況をお聞きいたします。

1点目に、推進項目で民間活力導入に向け、19年度調査検討している対象の施設、業務の状況と課題をお知らせ願ひます。

2番目に、主立った施設、業務の民間委託がなされた場合の効果はどれぐらいと思ひおられるのか。

大きな3点目、風連地区市街地再開発事業の取

り組み状況と今後について。平成19年度予算で既に風連地区市街地再開発事業費1億8,600万円を予算化し、風連地区の中心市街地活性化とも言えるコンパクトシティの実現に向けて後戻りのできないものとなっていると考えるものであります。新たに本格的な事業に取り組む風連本町地区市街地再開発準備会を発足させ、本町地区を4ブロックに分け、農協を中心としたコンパクトシティの誕生を目指しております。事業費は約26億円で、計画中の資金調達も課題となると聞かるところです。これらのことから、幾つかの課題についてお聞きいたします。

1点目に、(株)ふうれんが再開発の施行者となり、個人施行方式での実施が決まったが、メリット、デメリットは。

2点目に、4ブロックの共同住宅について、投資する市の最終的な考えがまとまらなると聞かすが、早急な判断が必要と考えるが、考えをお聞きいたします。

3番目に、浴場併設の考えがあるようだが、考えをお聞かせ願います。

4点目に、今後のスケジュールと事業計画の見直し等があると地権者の持ち出しが変わり、事業のコストがかさみ、地権者の負担にならないのかの考え方をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長(佐々木雅之君) それでは、木戸口議員から質問のありました大きな項目の3つについて御質問をいただきました。1点目は私のほうから、2点目の行財政改革については総務部長から、3点目の風連地区市街地再開発事業につきましては建設水道部長からの答弁となります。

1点目の名寄市の生ごみの統一に向けた考えと放置空き家対策についてお答えいたします。ごみ処理手数料につきましては、名寄地区及び風連地区における収集回数等の違いから、有料袋を除き

最終処分場に持ち込まれるごみの手数料は合併時には統一することができませんでした。事務段階等の協議も含めまして、合併後3年をめどに統一することにしていました。

有料袋については、炭化ごみでは袋の種類の拡大を行い、住民サービスへの拡大を行い、埋め立てごみでは旧風連町で40リッター70円を80円に上げることで調整をしていただきました。

平成18年4月から風連最終処分場には家庭系ごみを、名寄の内淵最終処分場には事業系ごみと使い分けて搬入処分を行うことといたしました。搬入を開始してから3カ月で風連最終処分場に予想を超える多くの車両がごみを持ち込み、交通安全対策上にも問題を生じることとなり、内淵最終処分場で家庭系ごみ及び事業系ごみの両方を受け入れることで対応をいたしました。この手数料の差が残っていることにより、その後も名寄地区からごみが搬入される状況が続いております。平成18年度の埋め立てごみ手数料ベースにおける搬入量では、風連地区から248トン、名寄地区から256トンと全体の5割強の埋め立てごみが名寄地区から搬入されている状況であります。

さらに、18年度の最終処分場の運営状況を取りまとめますと、埋め立てごみ手数料が異なることによる弊害も顕著になってまいりましたので、今後統一に向けて次のとおり進めてまいりたいと民生常任委員会にも諮りまして考えております。

1点目は、埋め立てごみの収集形態が名寄地区では週1回の収集、風連地区では月1回と異なることから、手数料の統一と同時に歳出予算を極力抑えての風連地区の収集回数の拡大を含め見直しを行いたいと考えております。埋め立てごみ手数料が2通りあるため、安いほうにごみが搬入され、風連処分場の供用期間が短くなることが懸念されます。安全対策の関係からも処分場は2カ所あることが望ましいという考え方に立ちまして、風連処分場の延命化を今後も図ってまいりたいと考えています。

埋め立てごみ手数料の積算につきましては、旧名寄の内淵処分場におきましては完全重量制を採用しております。容量を重量1リッターを0.25キロに換算しております。風連処分場は小規模なごみは安く、大量のごみについては高いという累進制を採用しています。これらの差異については、ごみの有料化に取り組んだのが旧風連町が早く、旧名寄が若干遅かったことの実施年度の差も影響しているというふうに考えています。内淵処分場の金額ベースで手数料を統一してまいりたいというふうに考えています。

現在の料金の格差は次のようになっております。内淵処分場は10キロで80円、風連処分場につきましては100キロまで200円、100キロ以上200キロ以下で10キロごとに20円加算、200キログラム以上は50キログラムごとに500円加算とちょっと計算も複雑になっております。500キログラムになりますと、内淵処分場と風連処分場の料金は同じ金額になり、850キロ以上で風連処分場のほうが高くなるということになっております。

実施時期の考え方につきましては、実施時期は合併後3年間、18、19、20の3年間を経過期間とし、来年度の早い時期に特例区協議会等への説明も検討し、9月の定例会に条例改正案を提案して21年4月1日から実施したいというふうに考えております。

住民に対する周知、要望につきましては、収集形態の違いがあるものの、風連地区の廃棄物処理に対する意識の高さを尊重させていただきまして、収集回数拡大を軸にごみの減量化、資源ごみの分別を含めてのモデル地区の設定あるいは地域住民懇談会等を開催しながら周知活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、(4)番、(5)番の放置空き家対策についてまとめてお答えをします。昨日の岩木議員の答弁と重複をいたしますが、御理解をいただきたいと思っております。平成13年度の空き家につ

いての実態調査につきましては、名寄地区のみ行っておりますので、今後につきましては風連地区も含めた全体の調査を行いたいと思っております。

13年度調査後の取り組みにつきましては、町内会のほうから相談のされました冬期間における屋根の除雪で苦慮している部分、それから危険建物ということの相談のあった部分については、それぞれ相手方を探しまして文書連絡と電話等で対策についてお願いをしています。空き家の整理をするためには、きのうも申しましたように産業廃棄物としての適正な処理が求められておまして多額のお金がかかること、それから所有者の死亡に伴う相続の問題等が過疎化であるとか高齢化の進展もありまして、なかなか相続が順調に進まないということもありまして危険な家屋がそのまま放置されている状態が続いています。今後につきましては、再度町内会の御協力をいただきながら空き家の実態調査を実施するとともに、他市町村においても同じ問題を抱えていると思っておりますので、対応策などの情報を把握してまいりたいと思っております。

最後に、この種問題につきましては市民課、税務課、生活安全担当等、それぞればらばらの対応ではなかなか作業が順調に進みませんので、少ない職員の中で3つの課が連携をして役所総ぐるみで対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、行財政改革推進計画にかかわっての御質問にお答えをさせていただきます。

市では、公共サービスを行政だけで担うのではなく、民間活力を導入し、積極的に民間委託、指定管理者制度等の活用、推進を図ってきているところであります。指定管理者制度につきましては、平成18年度末までに25の施設において導入を図ってまいりました。平成19年度において、母子里地区共同牧場、南水泳プールで新たに指定管

理者制度を導入し、現在道の駅の管理について作業を進めております。また、しらかばハイツの事業団への移行につきましても関係職員、団体と精力的に協議を進めているところであります。利用者に対しても十分な説明をし、理解を得ながら平成20年度の移管に向けて作業を進めております。その他の施設につきましても環境が整い次第、早期の実施を図ってまいりたいと考えております。委託等がなされた場合の効果につきましても、人件費を主とした経費の節減が見込まれるところであります。本年2月にお示しをしました名寄市行財政改革推進計画の着実な実行に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは大きな項目3番目、風連地区市街地再開発事業の取り組みの状況についてと今後についてをお答えいたします。

最初に、個人施行方式のメリット、デメリットについてであります。メリットについては、これまでの再開発は百貨店やスーパー等を保留床の購入やテナントとする大規模な店舗を建設するのが大部分であります。個人施行方式は店舗と住宅の整備を中心とした商店街の近代化と町並みの整備を目的とした小規模な事業を民間による再開発の促進をねらって創設された制度で、国庫補助採択基準の地区の規模、施設の規模など要件が組合施行と比べて緩和されております。特に施設の規模の建物平均階数が組合施行では4階以上で、個人施行では3階以上とされていることから建設事業費が抑えられ、組合施行で事業を実施する場合と比較しますと大きなメリットになるというふうに考えております。デメリットについては、事業の仕組みが組合施行と同じであるために風連地区の場合はないというふうに思っているところであります。

次に、共同住宅の計画変更についてであります。

午前中の佐藤議員の答えと重複することをお許しいただきたいというふうに思います。共同住宅については、当初から市街地の中心部となる再開発整備区域内の定住人口をふやし、中心街の活性化を図る目的で建設を計画し、共同住宅を公営住宅として借り上げ、市民に住宅を供給し、まちなか居住の推進を図っていく計画を進めてきたところでもあります。準備会とともに共同住宅のオーナー探しに努力してまいりましたが、建物の所有者が見つからず、この状況のままではこれからの事業を進めていく上で時間的に余裕がなく、計画の見直しが必要となったということでもあります。また、各ブロックの設計協議を進めてきた中で総体的に駐車場、冬期間の雪の堆積スペース不足などの課題が生じてきており、解決策を模索してきたところではありますが、共同住宅の計画を見直し、ほかのブロックの施設を配置することにより各ブロックの駐車場、雪堆積スペース等の確保が可能となることから、今回の計画変更を行い、まちなか居住については建てかえが予定されております瑞生団地住みかえ住宅を市街地に建設し、準備会と合意に達し、準備会では地権者に計画の変更について9月6日に説明をして理解を得たところでもあります。

次に、浴場の併設の考え方であります。先ほどもお答えいたしましたけれども、市街地に浴場施設がないことから、事業での整備要望であります。民間での浴場計画は現在のところ持っていません。なお、今後についてもないというふうに思っています。市においても浴場のある施設を抱えており、利用客の増加に向け努力をしている状況で、これ以上の施設を抱えるのは難しい状況でありますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

次に、今後のスケジュールと事業計画の見直しによる地権者への負担であります。スケジュールにつきましては、準備会が6月に知事への事業認可申請に必要な調査設計を発注し、作業を進めて

おります。予定としましては、11月に知事申請を行い、認可後は準備会から個人施行者が事業主体となり一般業務代行の公募決定、委託を行い、実施設計、権利変換計画の作業に着手する予定であります。平成20年1月ごろには建築等の工事を代行する特定業務代行の公募、2月決定、委託を予定しております。5月ごろには知事への権利変換認可申請を行い、認可を受け、当該ブロックの補償、7月、解体除去工事、建設工事に着手、完成、入居を随時行い、平成22年度事業を完成する予定としております。計画の見直しにより事業費が変わりますが、共同住宅はもともと市が公営住宅として借り上げる計画で公的要素を占めていたことから、市が取得する公共施設での対応を考えておりますので、地権者への持ち出しは変更がないと、このように考えている次第であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいまるるお答えいただきましたが、先ほども言ったように何点か重複する部分がありますので、スムーズな運びで質問いたしたいと考えております。

まず最初に、一般家庭ごみの統一に関する関係で何点かお聞きしたいと思います。埋め立て手数料が先ほども答弁の中にもありましたように、合併時の中でも埋め立ての手数料は統一できなかった。有料袋については、ほとんど統一できたかと思うのですが、まず統一できなかったのか、収集体制、収集の仕方がまるっきり違うというこの大きなことから、なかなかこの埋め立て手数料が統一できなかったのかなと思います。

それで、先ほどの答弁の中にもそういった意味で異なることから、名寄地区からやはりそのごみの手数料は4分の1ぐらい安いもので5割ぐらい大きく流れたというお話をされておりました。きのうあたりもこういった一般廃棄物の処理基本計画の資料をいただいたのですが、名寄市の年間のごみの排出量は1万2,000トンというこ

とで、毎年少しずつ下がっているというお話だったのですけれども、まずこの収集体制の違いということが大きいと思うのです。基本的には名寄は戸別回収ですね。戸別収集が基本で、一部ステーションになっていると。そして、風連はステーション収集であると。176カ所のステーションを持って、まちも農村部もみんなそういうところに回収日を決められた中で集めているということで、グラフをもらったのがありますので、ちょっと簡単に、全部は言いませんけれども、ちょっと違いが。炭化ごみについては、名寄は戸別なのですけれども、週に2回、風連は週に1回、そして埋め立てごみは名寄は週に1回、風連は月に1回、廃プラ等や何かいろいろあるわけですが、こういったかなり風連の住民にとっては不便性があると思われま

す。それで、先ほど埋め立て料金の関係で、私もそうなのですが、農家等が風連地区は多いもので、やはり冬の間はまとめておいて、二、三カ月たってから車があるので、まとめて持っていくとか、そういう傾向がかなり多いかと思えますし、ここの中の数字にも出ていますけれども、平均の持ち込み量を見ても100キロから200キロの方が多ということで、ここにも数字が示されておりますけれども、先ほど内淵の10キロを80円に統一したいということだったと思うのですが、そうすると風連の場合100から200が多いとなると、大体100だったら200円、そうしたら800円ですので4倍、そして200キロになりますと400円ですが、1,600円ということで、そういった大きな負担になるような気がするのです。

それで、収集体制はそのまま維持しながら回収を多くしたいというお話であったと思うのですが、この辺もぜひとも住民懇談会や何か、いろんな中で皆さん方の意見を聞いていただきたいことと、私はこのままこういった提案をした中で進みますと、やはり風連の住民の中でもなかなか

即理解できない部分が多いのかなと思います。やっぱり収集体制を多くするだとか、この今の風連の体制を生かすだとか、また名寄のほうがそういったステーションをつくって、いずれステーションにしていくだとか、やっぱりそういったものお互いのいいところをとるような形で進めなかったら、私はなかなかこの提案されたものが、かなり住民にも負担になりますし、統一したいというお気持ちは十分わかりますし、私もそれはいいかと思えますけれども、ただ4倍という負担がやはりどうということになるのかと。

それとあと、やはりこういったものが、埋め立てごみが余り料金が上がると不法投棄が多くなるとよく聞きます。やはりそういったことも加味しながら、これは十分調整して慎重に進めていただきたいと私は考えているわけですが、その辺について担当側ではどのような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 基本的にごみの料金は、完全重量制をとるのか、特殊なことを想定して累進制をとるかという問題にもなるかと思うのです。

それで、風連地区については農村地区であるということも含めて、自分たちの農作業の状況とも勘案しながら持ち込むということを前提にしまして、そこに何らかの持ち込み部分の費用を軽減するということが働いたかもしれないです。それがありまして、昨年、18年1年間のデータを実は調べますと、持ち込み台数で約5,092件、このうち10キロから50キロまでの方については約903件と、それから60キロから100キロまでが745台、それから110キロを超える方々が834台ということで、ほぼ3分の1、3分の1、3分の1の状況になっています。だから、そういうことでいきますと、すべての方がたくさん持ち込む方が多いわけではなくて、このように少額な方々も御自分の都合も含めてお持ちになって

いるのかなと。そうすると、収集回数が月1回しかないことに対するデメリットがあるのかなということで、その部分については最低限の解決を見出したいなと思ひまして、月1回を最低月2回、現段階での考えでは最低月2回に拡大したいなと思ひています。

埋め立てごみだけでいいのか、ほかの資源ごみの関係も含めまして、風連地区が独自に取り組んでいました、なかなか都市部に……都市部と言つては失礼なのですが、都市的な通勤族の多い地域はなかなかステーション方式は根づかなくて各戸収集になっていると。そういう面では、先ほどの公民館活動ではないですが、地域に一定の定着性がありまして、その定着性がいい方向に機能しておりまして、それらについても収集回数の拡大等は考えますが、よいものについては積極的に活用させてもらって歳出削減ということ等も含めてお願いしたいなというふうに考えています。

それから、名寄の内淵処分場につきましては持ち込みごみにつきまして事業系ごみの持ち込みもありまして、一般家庭系のごみの持ち込みもありますけれども、そこは完全重量制をとっておりまして、持ち込むから料金を安くするという、そういう考え方は持っておりません。その辺でのバランスもちょっと狂っているかと思ひますので、たくさん運ぶ方についてはそれなりの事情がおりまして運ばれることについては名寄地区も風連地区も変わらないかと思ひますので、小規模なものでも運んでくるということに対する収集形態の見直しについてはモデル町内会を10月以降、名寄地区にも風連地区にもつくらせていただいて、紙製容器を中心とした減量化の分別、そこら辺の情報交換も兼ねさせていただいて取り組んでみたいなと思ひています。その中で、今うちの職員が風連地区の収集形態の実情についても実態調査をしておりますので、なるべくお金を余りかけないで風連のよいところをそのまま残させてもらって収集回数の拡大というところで対応していきたいなとい

うふうに考えています。

やはり完全重量制と累進制につきましては、今ほとんどの市町村が完全重量制を使っておりまして、その部分もちょっと勘案させていただいて、具体的な案がまとまりましたら、もう一度民生常任委員会にかけさせていただいて、来年一定程度の周知期間を置きまして21年から実施したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今御説明願ったわけですし、モデル地区等もやりながら、また風連のいいところも使いながらやっていきたいということで、料金は今10キロ80円という一応金額は出ているわけですが、先ほど言ったように大きく料金体制が変わると不法投棄ということも、そういう影響もあるというお話も聞いていますので、十分その料金がぐっと上がるということも注意し、また住民とやっぱり懇談会や何かを通じてコンセンサスをとって進んでいただきたいと考えております。

時間的に余りないので、次にいきたいと思いません。それでは、放置空き家の今後の取り組みについてということで、きのうこれは岩木議員のほうからもお話があって、危険空き家については各課また庁内いろいろ通して対応していきたいと。ただ、やはり民事不介入ということでなかなか難しい面もあるというお話、答弁をされておったわけですが、私はもう一つ、環境衛生なのですよね。危険まではいかないけれども、空き家になったことで犬、猫、そういったものが侵入したりなんかして、やはり悪臭だとか、虫の害だとか、雑草だとか、そういったものが環境被害、衛生的な被害をこうむっている方がかなり多いと私は聞いております。それで、危険空き家ばかりではなくて、そういった衛生上のいろんな問題が結構住民のほうからも市のほうにもお伺いや何か来ていますと私は聞いておりますし、実際にお話しし

ただけれども、なかなか電話で返ってこないというお話も聞いております。

それで、今後こういった空き家はかなり多くなってくると思いますので、こういった危険なところだったら、取り壊しだとかいろいろお金はかかると思うのですが、そういった衛生上のことについてはちょっとした配慮で、そういったものが住民サービスの1つの望みどおりになるかどうかは別にしても、やはり行政としてしっかり現地や何かを見て、町内会や何かの清掃業務、春先に清掃とかそういった町内会のことがあるというお話も聞きましたので、そういったときに、そういったごみの整理をするときに町内会でやっていただけるのだったら、ごみの整理はこの部分については無料にするとか、いろんな手助けができるかと思うのですが、そういった環境衛生についての空き家対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 昔、昭和45年当時は地域の環境美化ということで、排水状態なんかも悪かったものですから、薬剤を市のほうから無償提供をして整理したこともあります。最近では、環境衛生推進員が地域地域に配置されておりまして、春の一斉清掃、秋の一斉清掃、今はちょっと夏の一斉清掃も実はやっているのですが、そういう形で児童公園とか大勢の市民が利用する場所を中心に草取り等の清掃をしているというふうに聞いております。私もことしの5月に清掃をされたときに現場を見たのですが、熱心にやっている町内会と、なかなかそこまで行き着かない町内会もあるみたいですが、かなり熱心に環境衛生推進員を中心にして町内会の役員の方々が清掃に対応してもらったというふうに聞いています。

それで、先ほどの件につきましては、なかなか民事不介入という部分はあるのですが、放置しておくそれが危険家屋にいずれ化けていく

という部分もありますので、今までも更地のところに草がぼうぼう生えて困ったという相談につきましては、電話をかけるなり等の相談には対応してきて、所有者がわかった段階では連絡をさせていただいたということもしておりますので、今後それにつきましては一番有効なのは写真を撮って、写真もつけて送りつけるということも方法として考えたいと思っています。ただ、少ない職員の中ですので、こっから全部調査に向くということはなかなか難しいかもしれませんが、苦情として御相談があった部分については写真を撮るなり、それを送って周知をするなり、その辺については通知の関係については徹底してやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） やはり環境衛生上、大変よろしくない部分が見受けられるので、ぜひとも市でそういった、完全にできなくても相談に乗ってあげていただければと思います。

また、今後の対策ですけれども、これは風連を含めた中で再調査するというお話でしたけれども、やはり住民に対してそういった空き家を出さないというような、そういった啓発的なことが何らかの形で私は必要かと思うのです。それがどういう形でやれるかというのは別にしても、例えばですけれども、今回調査をしますよね。そうしたら、空き家が何カ所と出たときにそういったものが、これはマップにしたらいいのか、ちょっと私はわかりませんが、そういったものを住民にも知っていただいて、やっぱりそういった空き家をふやさないような方向で、そういった啓発的なことができないのかなと私は思うのですけれども、その辺については現実的にできるかできないかなのですけれども、その辺についてはこういった空き家を出さないという、そういった方策については何か考えがとおりでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今までも民事

の関係については、町内会も通じたり、それぞれ連絡する形で対応してきましたので、一番わかりやすいのは地図情報をつくっておいて、私たちの職場のほうでもだれが対応してもすぐわかるような目に見える資料として整備は最低させていただこうと思っています。それをどう町内会等に活用するかについては、いましばらくちょっと検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ぜひとも住民のニーズ、またはそういった思いにこたえていただきたいと考えております。

それでは次に、名寄市の行財政改革推進計画のことについてお聞きいたします。ことしの2月に作成され、指定管理者制度も十分活用されて、昨年とまたことしもということで、ことしは3カ所導入をということで、こういった指定管理者制度を活用してやはり民間活力を十分生かしていただきたいのと20年度予定があれば、そのお話しも聞かせていただければと思いますし、また業務の委託についてはしらかばハイツが今進められているということで、対象者はきつともって40人ぐらいいるのだと思うのですけれども、しらかばハイツに長年お勤めの職員の皆さん方にとっては大変厳しいことかなと考えておりますけれども、今どのように進められておられるのか、そして今の状況がどういう状況なのか。そして、対象人数はどのぐらいになって、いづろ合意され、4月1日には福祉事業団のほうに移行するというのが出ているかと思っておりますけれども、その辺も。

また、私が1点ちょっと心配というか、あるのは、美深、中川なんかでは今先にそういった特養の施設を民営化しているかと思うのですけれども、今回受け皿が福祉事業団ということで清峰園が既にあると。今のしらかばハイツの40名がその中に……40名か人数的にはちょっと。その中に一緒に入ってその事業団を運営するということになると、なかなか職員間の資質というわけではな

いですが、いろいろなあれがあるのかなと思いますし、その辺も十分配慮した人事交流をしていただけるような方向で進めていただければと思うのですが、今の現状をお聞かせ願えればと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） しらかばハイツの移管につきましては、同じ市の中で経営形態が違うということでは、同じサービスができないのではないかとということも含めまして、合併協議の中でしらかばハイツの運営については市直営から事業団等の直営に移管しようと、こういう表現になっておりまして、今お話ししているのはその趣旨について、まずはしらかばハイツの職員に説明をさせていただきました。その後、身分の問題がございますので、身分の問題を、市の職員から事業団職員への移管ということもございますから、これは労働組合との話し合いが必要ということで、労働組合とも3度ほど実は今まで交渉しているところではございます。なかなかこの身分の移管というのが大変な状況でありますから、そう簡単に結論は出ないわけでありまして、何とか理解をいただく旨、現在交渉中ということで押さえていただきたいというふうに思っております。

目標が20年というふうに置いているところでもありますけれども、やはり移管をして職員の皆さんに頑張ってもらわないと、入所者に影響が出たら困りますので、その辺は十分に私どもも配慮しながらこれは対応していきたいというふうに思っているところでございます。

美深、中川の話が出ましたけれども、和寒も最近移管をいたしました。これにつきましては、やはり一定程度激変緩和措置、例えばすぐ身分は移管しますが、その待遇について3年とか5年とかをかけて変えていくというような措置などをとっておりまして、まだ名寄の場合は具体的にそこまで話し合いは進んでおりませんが、そのようなことも視野に入れながら何とか合併協

議を実行していきたいというふうに思っているところでございます。

非常に職員の皆様にとりましては、現在しらかばハイツで働いております27名の職員、そのほかに臨時職員の方、嘱託職員の方がいらっしゃいますけれども、その全員が事業団への移行をしていただくと。お話があったように、今度事業団に移行した場合は事業団のほうの人事になりますので、その辺は木戸口議員からお話があったとおりその辺配慮をしながらしていかなければならないのではないのかというふうに今考えているところでございます。といいますのは、施設は2つに分かれまして、施設そのものは変わることはございませんので、身分は移管になってもその施設で働いていただくということを考えているところでございます。ただ、職種によりましては栄養士だとか、あるいは生活指導員であるとか、あるいは事務職であるとか、職種によりましてはやはり本部一括という場合もありますので、その辺についてはこれからの協議事項ということで現在進めているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 大変人事に関して難しい問題も抱えていると思いますけれども、行政改革はやはり待たなしの形で進んでいかなければ、ただそれは相手があることですので、十分近隣の町村や、またそういった異動についても配慮して進めていただきたいと考えているものであります。

それでは、最後というか、風連地区の再開発について、きょうも佐藤議員も質問なされたし、あすも質問される方は多いかと思っておりますけれども、何点かお聞きしたいと思います。まず、先ほど個人施行方式については3階以上ということで、ただ1つ、共同住宅が変更になったということで、30戸だと思ったのですが、それで5階建てということで、かなりの延べ面積があったと思うのですが、延べ面積の平均が3階以上と

いうとらえ方で私はいるのですけれども、そういった中では今後今まで描いていた絵柄から見るとちょっと何度かその変更があるのかどうかということをお聞きしたいのと、あとこの共同住宅の関係はやはりまちなか居住、理想的には最高だったのですけれども、ただなかなか最初から無理があったのかなと。聞くところでも、やはりちょっと借上げでやるのはなかなか難しいというお話もあったし、たとえオーナーができて借上げしても公営住宅の借上げによる市の持ち出しはかなりあるというお話は聞いたのですけれども、その辺もお伺いしたいと。

それと、今回変更になって、もともと共同住宅の部分は公共の床面積だったと思うのですけれども、それで今回駐車場や何かいろいろなくて、そういった意味ではこのスペースを振りかえ利用というお話だったのですけれども、それで先ほど来事業費も23億円でしたかな。それと、市の持ち出しが13億円云々ということで、当初の26億円のときから見れば1億7,000万円ぐらいちょっと多くなったのかなと思いますけれども、それで先ほど言ったように共同住宅を建てても市のやっぱり持ち出しもあったと聞くところですので、その持ち出しと今回1億7,000万円ぐらい今の予定では多くなる場所なのですから、その関連というか、操作というか、そういったのをもうちょっと説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 最初に、階数の関係でありますけれども、共同住宅の場合はやはり4階から5階を考えていたということであり、基本的には先ほど申し上げたように、延べで3階以上という考え方を持っていますので、今回は診療所部分が少し落ちますというか、2階構造になると。その部分はどこかでまた、それは構造上どこかで3階に、全体で3階の構造物をつくるということで考えています。

それと、もともと共同住宅を建てた場合はオーナーさんを見つけまして、オーナーさんが例えば4億円で建てますよね。それと、オーナーさんには4億円では売れませんので、6億円程度で売ります。そうすると、オーナーさんは今度家賃を取ってお貸しすることになります。例えば名寄市が借上げの住宅にする場合には、そんな10万円も8万円もの家賃を取って市営住宅にはなれませんが、その部分では1万円ないし1万5,000円程度の家賃になるかと思っておりますけれども、その部分は借上げ住宅ですから、建設しない分をそこで私どもが補てんするという部分でいきますと、これを国の制度も借りまして20年間程度、今の段階では20年間程度そういう補てんの制度があるということはお聞きしています。その部分でも名寄市は1億8,000万円程度、差額を8万円として名寄市は20年間で1億8,000万円程度の負担をしていかなければならぬということもございます。ただ、その国の制度が20年間続くかどうかというのも今の段階では不明確ということもございまして、今の段階ではそういう不確定要素に乗るのではなくて、しっかりした計画を持って先に進んだほうがよいという考え方を持って、今全体事業費が2億円も減りますから、そういうことも含めると今の共同住宅をあきらめるというか、見送ったほうが得策という考え方に立って仕事を進めたいというのが現実でございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 私もそこが聞きたかったのです。やはり市の持ち出しが若干公共的にはふえるということで、これは市民の受けもどという判断をされるかということもあるのですけれども、しかしながらそういった共同住宅をほかのところ、まちなか居住が聞くところによると今の市街地開発事業の近隣のところで瑞生団地の建てかえや何かをやっていくということで、それは踏襲できるのかなと考えております。

それで、もう一点ちょっとお聞きしたいのは先

ほどの13億2,000万円、一応予定ですので、市の持ち出しが13億2,000万円、補助事業を入れて施行者負担を入れて全部ですけれども、これは合併特例債を使うと、全部使えるのかちょっと私もわかりませんが、そうなるかと約ですけれども、間違ったら正確な数字を教えてください。4億5,000万円ぐらいなのかと。それで、最初の計画の持ち出しでは3億八千何百万円かなと思ったのですが、この数字でよろしいのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今のところは概数ですけれども、今木戸口議員の押さえている数字でほぼ間違いないというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） わかりました。それでもやはり特例債ですので、4億円以上の持ち出しということは、八十何億円だったかと思うのですが、86億円合併債あったかと思うのですが、そんな中では大変大きなものかなと考えております。

それで、もう最後にしたいと思うのですが、最後にこの再開発事業は風連にとっても、道の駅もそうなのですが、再開発事業も今来年を迎えて、風連の5,000人の中でも大変夢と希望を持って進んでいるかと思えます。そして、地権者は22人と言いますが、この中にはJA道北なよろもことしの春に総代会で4,600万円の事業計画を立てて再開発事業に参加するということが総代会で承認されております。この4,600万円も備品が何か7,000万円か8,000万円か見ているということで、実際の数字はまだ3,000万円以上ということでとらえているかと思うのですが、今1次産業は大変厳しい中であって、農協も3年目を合併して迎えるのかなと思いますが、決算も大変厳しい状況であって、新たな1次産業の拠点をこの風連に持つ

ことは私にとっては大変大きなものと考えております。ぜひともこの1次産業の840人、また準備組合員が1,000人いる中で、この事業が国の3分の2の事業の補助事業を受けて、到底この後にこの事業が進まなかったら、JA道北なよろも本所の建設は難しいのかなとも思っておりますので、そういった意味で今回JA道北なよろも準備会の中に入って一緒にそういったものを進めただけというお話も聞いておりますので、ぜひともこの事業を成功させていただけるよう要望というか、お願いを申して、最後に市長にこの取り組みに対しての決意をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議の中での大きな風連地区のテーマでございました。現JA道北なよろの建物は、もう40年以上経過しているというふうに伺っておりまして、恐らく耐震構造上は問題ありの建物になっているのではないかと、このように押さえておりました。また、現会館の3階の部分の大ホールにつきましては、農協の会合のほかに地区のいろいろな会合等でも活用されていると、こういうふうに伺っておりましたので、この市街地再開発の中では会議室については共有する地区の住民の皆さんがそれぞれ使えるような形に整備をするべきでないかと、こういうようなことを協議の中でもさせていただいて、今回株式会社ふうれんの株のほうもJAにも持っていただくと、具体的に歯車が動き出したというふうに押さえているところでございます。

幸いに風連の診療所、現在の松田所長さんも大変な地域の医療、健康に対する情熱を持っておりまして、この再開発のエリアの中に診療所を入れると。そのことによって、風連地区の市民の皆さん方の健康づくりが大いにこの事業で前進するのではないかと、このようにも期待をしておりまして、関係者とほぼ規模等についても絞り込まれてまいりましたので、計画期間内にしっかりと遂行

できるように努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長（小野寺一知識員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各振興施策について外1件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から御指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をいたします。

まず初めに、各振興施策についてから伺います。北海道の農業は、WTOやEPA交渉等で結果によっては思わぬ方向に行くと大打撃を受けるのは間違いないわけですから、現在の状況は大きな転換期であります。

そこで、伺いますが、農業振興施策の計画についてですが、農業・農村振興計画が計画期間10年で今年度よりスタートしていますが、前期5年間の主要施策と施策推進上の課題についてはどのようなものなのかをお知らせください。

また、市長の行政報告の中で本年度農産物の作況はおおむね平年並みと言われましたが、畑作野菜の一部については春から夏にかけての干ばつで影響が大きいと聞いていますが、その状況についてもお知らせください。

次に、商店街活性化の考えについて伺います。

1つには空き店舗対策、2つには後継者問題、3つには町中にぎわいのためにいかにお客さんに来店してもらうかだと思いますが、いずれにしても地元商店街のやる気だと思います。市民に地元の商店街は変わったと思われるような対策が必要です。しかし、行政としてしかけるにしても限界がありますので、できる部分から行ってははいかがでしょうか。

私が3年前だったと記憶していますが、市内循環バスを月に1回日曜日に無料にして、それにあわせて商店街が売り出しをする方法もあると思いますが、ただし商店街のやる気が不可欠です。現状は、6丁目商店街にもやる気のあるお店屋さんも数軒あるわけですから、行政としても検討すべきと考えますが、お答えいただきたいと思います。

次に、誘致企業とのかかわりについて伺います。御案内のように、智東地区には総面積87万平方メートルの土地に平成元年9月に着工し、平成2年10月に完成した住友ゴム冬用タイヤテストコースがあり、平成2年度から冬期間のテストが行われています。一昨年、17年には智東3線2号橋のかけかえ工事を約1億円かけて行っており、テスト環境に配慮した対策を講じました。市として誘致企業である住友ゴム工業に対してオールシーズンのテストコースにしてくださいとお願いしているとは思いますが、私がかかわっている名寄ダンロップ会で来月、住友ゴム工業株式会社神戸本社に要望書を提出の予定でいます。このような官民が一体となった行動が必要だと思いますが、この際お考えをいただきたく思います。

次に、昨年の9月にも質問した交流人口拡大について伺います。交流人口拡大についての施策については、新総合計画で具体化しなければならないと考えておりますと昨年御答弁いただきましたが、今現在も考えている状況なのか、具体化されたのかをお知らせください。

次に、昨年御答弁いただいたときには、活性化には大きく分けて5点ほどあると言われました。

1点目は経済効果、2点目はイメージアップ効果、3点目は意識改革効果、4点目は人材ネットワーク効果、5点目は定住促進効果と言われましたが、具体的に交流人口拡大についての地域活性化施策はどのように行われたかをお知らせください。

次に、魅力ある公共施設の利用促進による期待と今後の課題についてお聞きし、私のこの場からの質問を終わります。

(何事か呼ぶ者あり)

○14番(渡辺正尚議員) 抜けていました。

公共施設利用料金の見直しについて伺います。今回は、パークゴルフ場の利用料金についてのみお聞きします。市内在住者と市外の方との差別をすべきであると考えます。例えば1日の利用料を市外の方には通常料金の100円アップですとか、それが難しければパークゴルフ協会と相談して一日券の利用料を200円から100円アップして一律300円にするほうがよいと思いますが、お考えをお知らせください。

ちなみに、和寒では町内者200円、町外者300円、シーズン券は町内3,500円、町外7,000円にしていますし、剣淵町では一日券300円、シーズン券、町内者8,000円、町外者1万円となっています。パークゴルフ人口がふえている状況や燃料の高騰を考えると、コースの維持費もふえる状況ではないでしょうか。この際、シーズン券の利用料については市内利用者と市外利用者との差別化を検討してはいかがでしょうか、お考えをお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) ただいま渡辺議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

初めに、農業振興施策の計画についてというお尋ねでございます。WTOやEPA交渉など国際化の進展とともに、担い手の減少、高齢化、農地の遊休化など農業、農村の活力が懸念される中、国におきましては平成17年3月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策が本年度から導入され、農業、農村をめぐる情勢は大きく変化をしております。

農政の大きな転換を迎える中で、市は合併1年目に「活力と潤いのある農業・農村を目指して」

を副題といたしまして、新名寄市農業・農村振興計画を計画期間平成19年から28年までを策定させていただきました。計画の推進に当たりましては、市はもとより農業者や関係機関、団体などなどの役割に応じ連携協力をし、推進してまいりたいと考えております。

前期5年の主要施策でありますけれども、国の主要施策である産地づくり対策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の効果的推進と現在8地区実施中の農業基盤整備の推進、土壌診断や各種展示圃場などを設置の農業振興センターの管理運営、担い手の育成確保のため新規就農者助成事業、新たに創設した農業青年の新たな取り組みを期待する農業青年チャレンジ事業などとしております。また、農業、農村を素材とした取り組みに支援するグリーン・ツーリズム推進事業、地産地消を推進するための取り組みとして産業まつりや地産地消フェアの開催を盛り込んでおります。さらに、農業振興地域や食と健康を計画的に推進するため今年度において農業振興地域の整備計画の見直し計画と食育推進計画を策定中でございます。

農業施策推進上の課題でございますけれども、国の政策が大きく転換する中でWTOやFTA農業交渉の行方の問題と同時に、今年度から始まりました品目横断的経営安定対策が農業経営上の所得確保、そして農業再生産につながっていくのかどうか見きわめなければならないと考えているところでございます。また、品目横断的経営安定対策の導入で4品目、小麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの作付が制約される中、新たに振興作物の作付推進、担い手の育成確保、食の安全、安心や地産地消についても課題としてとらえなければならないものというふうを考えているところでございます。いずれにいたしましても、生産者、農業関係機関、団体一丸となり、さらに消費者を含めた異業種の協力を得て農業、農村の振興を図ってまいりたいというふうと考えているところで

ございます。

次に、本年度の農作物の作況の概要についてのお尋ねでございます。本年の天候は、6月から8月までの3カ月間は高温少雨となり、干ばつ傾向が続きました。この間、夏日は平年40日に対しまして48日、真夏日は平年同様7日、降水日数は平年では29日に対しまして21日、降水量は平年276ミリに対しまして119ミリとなっております。特に6月25日から7月19日までの26日間にわたり降水量が全くなく、畑作野菜につきましては大きな影響を受けたところでございます。品目別では、畑作物の小豆、てん菜は回復傾向にあり平年並みですけれども、バレイショは玉数が少なく、収量も低いものというふうに思われます。大豆につきましても莖長が短く、着さや数も少ないため、やや不良の状況にあります。野菜のカボチャは、高温少雨により着果数が少なく小玉傾向でございます。スイートコーンは、雨不足で草丈が伸びず、先端不稔など規格外が多く発生しております。タマネギにつきましても7月の雨不足によりやや小玉となっており、野菜は全般的に並からやや不良の作柄というふうに考えているところでございます。

次に、商店街活性化の考え方について申し上げます。商店街の活性化につきましては、これまで中小企業振興条例に基づき、商店街活性化事業支援としてコミュニティー事業、調査研究事業、空き地空き店舗活用事業等で支援してきたところでございます。本年4月より規則を一部改正させていただきまして、商店街活性化事業を町中にぎわい事業として支援をしているところでございます。

空き店舗対策につきましては、商店街活性化事業支援とあわせて平成16年度に中心市街地空き地空き店舗データベース化事業に取り組み、平成17年度より名寄商工会議所のホームページにて中心市街地の空き地、空き店舗情報を公開しております。平成16年度から平成18年度の3カ年の空き地空き店舗活用事業による活用状況で

申し上げますと、名よせ通5丁目、名寄名店街の各振興組合で合わせまして6件の利用がございました。今年度につきましては、現在まで1件の実績、1件の相談があるところでございます。

また、東西バス路線につきましても懸案でありました乗降問題を改善するため、始発と終点を変更するとともに、東地区住民の要望を受け、生活利便性向上のため駅前商店街にバス停をふやすことに決め、10月1日からの運行となっております。今年初めて開催いたしました第1回なよろアスパラまつりにおいては、従来行っていました名よせまつりを取り込み、実行委員会方式で行い、例年以上の市民の集まりに新たなにぎわいづくりができたところでございます。

また、昨年3月定例会において議員から御提案ございました市内循環バス無料運行について、商店街連合会、名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会と運行日程などについて協議を行ったところ、てっし・名寄まつりの期間が適当であると確認したところでございます。その期間中、商店街連合会から各商店街振興組合で売り出し企画への取り組みを御依頼申し上げ、昨年から市内循環バスの無料運行を試験的に行いました。その結果、通常期の約2.5倍と多くの市民の利用があり、商店街へのにぎわいづくりに一定の効果が確認できたところでございます。今後無料運行の実施時期等につきましては、議員から御提言ありました定期的な運行を含め、会議所、商店街連合会とも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、後継者問題でございますけれども、今年5月、商工会議所が調査したところ、中心市街地の150事業所の後継者は38名で、経営者の年齢階層は50歳代以上が87%と大変深刻な状況になっているというふうに思っております。いかにお客さんに来てもらうかは、個店としての創意工夫はもちろんでありますが、そこへ誘導することが重要なことと考えております。今後商店街の活性化について、中心市街地活性化基本計

画の策定とあわせて魅力ある商店街のあり方について検討してまいります。

さて、去る7月17日に名寄商工会議所に青年部が設立されました。活動目的は、地域経済の発展、社会一般の福祉の増進で、特にまちづくり及び商工業の振興を図るための調査研究につきましては中心市街地活性化に向けた勉強会を実施しておりますので、連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、誘致企業とのかかわりについてのお尋ねでございます。住友ゴム工業につきましては、名寄に誘致以来テストコースへのドライバー激励慰問、市長の本社訪問、庁用車の住友ゴム工業製品の使用、名寄ダンロップ会主催の技術スタッフ歓迎交流会支援と、さまざまなフォローアップを行ってまいりました。この間、住友ゴム工業の社員と市民との交流もあり、市民の間にも住友ゴム工業名寄タイヤテストコースの存在が浸透し、また全国的にも岡山タイヤテストコースとともに、住友ゴム工業の冬期タイヤテストコースには北海道名寄との認識も広まっているところと考えているところでございます。平成17年には、寒冷積雪地域での高速性能評価の充実、北米向け新車装着のオールシーズンタイヤの評価充実を目的としてテストコースの周囲を1,700メートルから2,200メートルへと拡張し、平成18年3月に智東3線2号橋も開通、現在は事務所の増築工事を行っており、周辺整備とあわせ徐々に環境も整備され、今後名寄テストコースのさらなる活用が期待されているところでございます。平成14年9月には、名寄商工会議所会頭、木賀会頭と当時今助役が本社に名寄タイヤテストコース拡張について要望書を提出してきた経緯もございました。御質問ありました通年でのテストコースの利用の要望に関しましては、市長が本社訪問のときなどたびたび要望しているところであり、今後も名寄ダンロップ会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共施設利用料金の見直しについて申し上げます。健康の森パークゴルフ場は、平成12年度より有料化となり、利用料金は1人1日200円、税込みでございますが、200円、1人1シーズンは4,200円、税込みでございます。に決定をさせていただきました。単価決定につきましては手数料など、ほかの有料施設と同様、維持管理費に係る経費の一部に充当することとし、当時25%程度の負担をお願いをしたところでございます。また、平成14年度には名寄公園パークゴルフ場もオープンし、両パークゴルフ場を共通で利用できる共通シーズン券も販売をさせていただきました。共通シーズン券は、1人1シーズン5,250円に設定されたところであります。健康の森パークゴルフ場は、有料化から7年経過し、名寄公園パークゴルフ場も5年が経過をいたしました。利用料金の改定は、一般的に一定程度期間の経過や維持管理費の推移、ほかの有料施設の改定時期などを考慮して決定していきたいというふうに思っておりますけれども、それぞれ5年、7年が経過していることから、他市町村の動向なども調査し、検討していきたいというふうに考えております。

また、利用料金に差をつけることとの御提案でございますけれども、市内、市外の見きわめも難しく、御参加いただきます多くの方々の体力の増進、健康の保持、さらには交流人口の拡大の場として活用していただくため、現行のままでいきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きな項目の2点目でございますが、交流人口の拡大についての施策についてお答えを申し上げます。交流人口の拡大について、新名寄市総合計画においては、新市建設計画に記載されております交流活動の推進をベースに策定づくりがなされました。交流人口の拡大の具体化は、多くの分野にかかわる内容のものとなっております、1つ目には交流による宿泊、交通、観光機能の増進、2つ目には情報発信による地域の個性や魅力

の発信、3つ目には視野の拡大、地域のよさ再発見、4つ目には地域づくりの担い手育成、人的ネットワーク、5つ目には訪問、滞在、定住の促進などが議論されており、それぞれの項目で示され、1つずつ具体化に向けて事業取り組みがなされております。例えば市民と行政との協働によるまちづくり、交流活動の推進、創造力、活力にあふれたまちづくり、観光の振興におきましてはふるさと交流や姉妹友好都市交流事業の推進、2つ目には地域からの情報発信を行い、移住、定住の促進、3つ目には祭り、イベントなど観光事業の拡充や道の駅の事業などがあり、スキー場、健康の森、望湖台自然公園、サンピラーパークなどからの情報発信も大きな役割を果たしています。各施設、人と人とを連動させながら、官民が一体となって交流人口の拡大を推進してまいります。

次に、交流人口拡大によって考えられる地域の活性化についてのお尋ねでございます。交流人口の活性化効果は、議員御質問の中にありましたとおり大きく5つの効果と認識しております。直接的には宿泊、輸送、観光などの経済効果であり、地域のイメージアップであり、他地域との交流による意識向上、人材の育成であり、定住効果であると考えております。健康の森周辺の昨年の入り込み客数では、健康の森で7万5,000人、サンピラーパーク交流館で9,200人、トムテ文化の森で2,200人がカウントされており、交流事業に体験を組み込んだ事業展開を推進していくことが今後の事業展開に弾みがつきます。

名寄日進地区では花壇植栽整備など、地域の人びとがみずから動き出し、明るい環境づくりに農村景観とあわせて地域の方々の意識も大きく動いてきています。先月同地区にレストランがオープンをいたしました。さらには、現在もう一店、アイスクリーム店と併設して開業に向け準備が進められている状況でございます。

定住促進において季節的居住では、ことしも一夏奈良県からマンション生活でこの地域の自然を

満喫、楽しまれ、ことしの冬期間は友達を誘ってスキー三昧の予定を組んでお帰りになりました。また、定住につきましては智恵文地区で埼玉県鳩ヶ谷市から移られて先月3日から生活されておられる方もおり、これらのことも含めて人的、経済的な地域振興が図られていくものというふうにご覧いただいております。

次に、魅力ある公共施設の利用促進による期待と今後の課題のお尋ねでございます。公共施設は、住民がそこで活発に活動し、地域づくりの核となることが望ましいと考えています。そこに魅力が発生し、施設事業につきましては住民参加での議論により生まれてくるものと思っております。既存施設でありますスキー場、スポーツセンター、水泳プール、パークゴルフ場などの体育施設、文化センター、公民館、博物館、福祉センターなどの文化福祉施設、健康の森や望湖台自然公園、道立サンピラーパークなどの体験施設などからの情報発信、その中には名寄の恵まれた観測条件を最大限に生かして、これまでに超新星を発見した木原天文台は今後サンピラーパークに改築予定となっております。施設整備の充実を図り、名寄市の夜空の魅力为全国発信することにより、さらに交流人口の拡大が図られるものと期待をしております。さらには、現在建設中の道の駅につきましても施設の魅力について十分協議を重ね、その施設の魅力情報を発信し、利用増につなげていかなければならないと考えております。

交流人口拡大の中には、そのためには利用者ニーズを見据える必要があります。交流と滞在、体験のステージづくりについて、庁内議論はもとより、市民を巻き込んだ活動の推進に努めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど部長が答弁で言われた品目横断的経営安

定対策の導入で4品目の作付が制限され、新たな振興作物の作付推進や担い手の育成確保などが挙げられますが、具体的にどのように進められようとしていきますか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 農業振興施策についてお尋ねをいただきました。お米、主要畑作目4品目についてのお尋ねでございますけれども、作物の選定には憂慮しております。この地域は、現在1万ヘクタールに及ぶ耕地面積がございます。この中では、土地利用作物の作付は避けることができないというふうを考えておりますけれども、基幹作物である米を中心にいたしまして、小麦、大豆、小豆、てん菜、青果としてのカボチャ、バレイショ、こういったものの輪作体系を確立した複合経営を推進してまいらなければならないものというふうに思っております。高収益を目指す振興作物といたしましては、野菜、花卉の作付の振興を図ってまいります。特にアスパラ、カボチャ、食用バレイショ、それからスイートコーン、ほかにトマト、ピーマン、軟白ネギ、花卉、食用ユリなどなど、増収を目指してまいりたいというふうに考えております。

これらの増収に当たりましては、振興策といたしまして新産地づくりをベースにいたします作付奨励、さらには低利資金の活用、さらには先ほど申し上げましたように農業青年のチャレンジ事業、それからもう一つにはハウス施設のリース事業の導入等々でございます。一方、JAではバレイショの原料貯蔵施設あるいは真空予冷施設の導入が検討されているというふうに聞き及んでおります。

次に、担い手の部分でお尋ねでございますけれども、担い手につきましても担い手の育成確保は急務であるというふうに考えております。認定農業者、女性農業者あるいは新規就農など、幅広い農業担い手を位置づけして取り組んでまいります。これの施策といたしましては、新規参入の研修を初め、新規就農者への助成の事業あるいは農家子

弟やUターン就農奨励のための新規就農者就農奨励事業、それから農業青年の活動を助長するための農業青年活動支援事業等々を用意をさせていただいているところでございます。また、配偶者のための農業後継者対策協議会の事業なども頭の視野に入れながら取り進めていきたいと思っております。

一方、農業経営を経営者だけでなくして、配偶者や後継者にとりましても魅力的でやりがいのあるものにするために家族経営協定、こういったものについても推進をしてまいりたいというふうな基本的な考え方に立って取り組ませていただいているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 農業施策についてはわかりました。ぜひ前向きに取り組んでください。

次にまいります。市長が行政報告で言われた商店街のにぎわい支援策の1つとして、昨年に引き続き市内バス会社の協力を得て、市内循環線に東西線を加えて市内バスの無料運行実験をなよろアスパラまつり、名寄神社祭開催に合わせて実施しました。1日当たりの平均乗車人数は178人と言われましたが、昨年の平均乗車人員は200人を超えていたはずですが、私は、今のような方法もあると思いますが、集中的にやるのではなく、商店街と相談して商店街のやる気があれば月に1度日曜日に市内バスの無料運行実験を半年ぐらいやってみてはいかがでしょうか。バス会社も言っていました、市内循環バスも日曜日は余りお客さんが利用しないようで、月に1度商店街の売り出しをしてもらえば、それによって中心街のにぎわいできれば市民もバス会社や商店街もよいと思いますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっとデータということで申し上げたいと思っておりますけれども、18年度、去年の乗車の部分で申し上げますと約3

割ほどふえたということでございます。利用期間中につきましては246人ほどでございました。そんなことで、19年度につきましては先ほど申し上げましたように2.5倍ほど伸びたというようなことで受けとめさせていただいております。

お答えの中でも申し上げましたように、この件につきましては商店街の連合会、商工会議所あるいはまちづくり協会等々で御相談をさせていただきながら、18年度も19年度もそれぞれ効率的なよりベター、ベストといいたしめようか、そういった方向性での相談の中で取り組ませていただいております。今お尋ねがありましたように、今後もこういったことで効果が得られるのか、皆さんに喜んでいただけるのか、そういったものに十分意を配しながら20年以降の取り組みをさせていただけたらというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） どうも私の考えとは違うのです。ぜひ1日当たり3万円ほどで1日運行してもらえますから、東西線はわからないですけども、日曜日であれば3万円でもいいよと言われてますから、1年目は市で全額負担してでも2年目は商店街に3分の1負担してもらおうとか、3年目は商店街に3分の2を負担してもらってというように徐々に市の負担を減らして、最後には商店街に全額負担してもらおう方法があると思いますが、御見解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員からお話ありましたように、1日3万円でバス会社と契約をして走らせていただいております。そんなことから申し上げますと、段階的に会議所あるいは商店街連合会、振興組合のほうと話ししてというふうなお話でございますが、今は私どものほうの考え方としては、そういった効果はありつつも、費用負担を求めるといふようなところまではまだ御相

談の域に入っておりませんので、今後話す機会があるかと思っておりますので、そういったことについても旨として、そういった方々とも協議を進めながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 6カ月やったら18万円ですからね。ぜひやってみてください。

インターネットで調べたところ、名よせコスモス会女性部では空き店舗を利用して、店舗内には小さなボックスを幾つか用意して月決め料金で貸し出しますと。たとえ小さなスペースでも小さなお店のオーナー、販売することとディスプレイすること等によって制作意欲もさらに向上するのではないかと書かれていましたし、9月にオープン予定と書かれていましたので、もうオープンしていると思うのですけれども、名よせコスモス会のこの行動を部長は御存じですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 正直申し上げまして、新聞報道で見させていただきました。店内にボックスを設置しということですから、正直申し上げまして私の記事の読み方が上手でなかったのかもしれないけれども、花、フラワーといいたしめようか、そういったものを取り組まれるのかなというふうな押さえ方をさせていただきました。申し上げますと、名よせ通振興組合の女性部の方々が取り組んでいる事業というふうにお聞きをしております。正直申し上げまして、新聞紙上の部分でしか私は承知をしておりました。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 町中にぎわいについては、商店街の要望で行政が中心市街地にいろいろな公共施設を建ててもその有効利用の計画がなければ何もなりません。それと、もう一つは魅力ある商店街づくりであります。市民が主役のまちづくりとは、消費者である市民の声を聞き入れて

中心市街地を変えなければなりません。行政は、そのお手伝いを間接的にすべきと思いますが、そのお考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今まさににぎわい、中活の部分の取り組みをさせていただいております。先ほど佐藤議員のほうにもお話をさせていただきましたように、中心市街地に再びにぎわいを持ったそういった活力ある地域、いわゆる名寄の顔を、商店街も含めた顔をどうつくるのかというようなことでの御議論を、今緒についたばかりでございまして、これからしっかりと関係者はもとより市民の方々、消費者も含めた多くの方々に御参集をいただいて、多くの方々の思い、情熱、そういったものをくみ上げて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に移ります。パークゴルフ場で一日券1000円アップでは、利用状況にもよりますが、例えば1万人で100万円となります。それ以上になるとは思いますが、それとともに私はシーズン券の市内、市外者の差別はすべきであると思っておりますが、これシーズン券は出なくても差をつけていますよというのが見えればよいと思うのです。シーズン券であれば市外に住んでいるとかわかるので、一日券であればなかなか大変だと思うのですけれども、そのようなことで検討していただけないでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） はっきり申し上げまして、庁内の中で今検討をさせていただいております。今議員御指摘のとおり、一日券ですとなかなかわかりづらいと。市内、市外がわかりづらいと。シーズンあるいは通年の部分につきましては、ほぼ市民の方々であろうというふうに予測がつくわけでございます。そんなことも踏まえて、御答弁を申し上げましたように検討してみたいと

いうふうな考え方をしております。そして、先ほど議員がお示しをいただきました沿線のそういった使用料金等々も十分踏まえて改定に向けて検討してみたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 燃料の高騰があるので、今がいいチャンスだと思うのです、出すのであれば。1年間やってみたら、維持費がこれだけ多くなりましたと。だけれども、それは全額でなくても負担してもらいたいというような上げ方というのは今がチャンスだと思いますので、ぜひ前向きに検討してください。

次にまいります。昨年9月14日に交流人口拡大の考え方について質問しましたが、いま一度検証させていただきます。交流人口の拡大の基本的な目的というのが地域の活性化ですとか、経済効果だと思うのです。ジャンプ台に限って言えば、名寄市以外で宿泊をしてジャンプのリフト料が無料ではいけないと思います。ただし、中高校生までは学割にして安くしてもいいと思いますが、当然ながら電気代のみならず、人件費もかかっているわけですから、平成15年のジャンプ台の延べ利用者が3,375名で市内に宿泊した人数は2,271名ですから、1,104名が市外に宿泊しています。1,000名にしても1日500円で50万円です。こんなことはないと思いますが、1,000円で100万円となります。小さな金額でも数がふえると大きな金額になります。リフト台が1日500円程度であれば、市内宿泊と比べても市外に宿泊して利用してもらえないのでしょうか。お考えがあればお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 昨年の9月にジャンプ台のリフトの関係について御質問が、また御提案がありました。

それで、今15年のジャンプ台の利用者と、それから宿泊人数について述べられておりましたけ

れども、私ども昨年の10月からことしの9月までのピヤシリシャンツェの利用者の実態を洗い出してみました。それで、利用者については2,863人ということでありまして、うち市内の宿泊者が延べ2,318人、それから市外の宿泊者が延べ428人、日帰りの方、これは下川の選手の方だと思いますけれども、117人ということでありまして。また、市外の宿泊者につきましては428人で、このうちの大学、高校生が347人、それから社会人が81人という実績をつかんでおります。こうした中で、市外宿泊者が428人ということで、御提案の有料化という部分の中では、大学、高校生について347人と非常に多く、社会人81人ということでありまして、これらについても今後考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、現在のリフトの関係なのでございますけれども、これは選手を無料で搬送するという部分での設置ということで、これは平成5年に設置されたということでありまして。これは、リフトの利用の料金を徴収するという営業許可はとっていないということも含めて、それらもこれから検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、現在の体育施設については指定管理ということになっておりまして、利用料の変更ということが出てくると、現在は平成18年から20年までの3年間の指定管理ということで、それらの変更を伴うということになりますと、またそれらについての協議もしなければならぬということになりますので、これらについては平成21年からの指定管理の中で研究していくか、それまでに検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、現在新たな展開としてことし8月にジャンプ競技の中ではJOCの認定競技別強化センターに指定をされたということで、これは今までの名寄市でのジャンプ施設設備あるいは大会実

績によってこうした指定がされたというふうに思っております。この中で条件等も無料であるとか、そういったことも多分加味されていると思いますので、これが有料化になるとその辺にブレーキがかかってもちょっと心配な部分があるということでもあります。悩みは尽きないわけですが、今後またさらに検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それは、山内部長が思っているだけで、きちっと確認してください。

昨年9月に質問したときの今副市長の御答弁では、こうおっしゃっています。「数年来の課題でありまして、ジャンプ台の利用者についての利用料をどうするかということで、ポピュラーなスポーツ施設ではなく、ある意味特定の方が使う台でありますので、非常に各市ともそのジャンプ台の利用料の徴収については頭を痛めているのが実態であります。ただ、札幌の大倉だけは観光施設にもなっているということでありまして、それについての料金徴収もしている実態がございます。名寄市の場合もいろいろ検討したのでありますけれども、どういうふうにしたら一番いいのか、条例でうたって、今おっしゃるような減免措置を適用させたらいいのかどうか、それとあわせて交流人口の抑制になるのか、プラスになるのか、このような判断もあると思いますので、御意見を検討させていただきたいというふうに思います」と御答弁いただきましたが、ちょうど1年たちましたが、検討結果について具体的に1年間で何回行われて、どのような結論が出たのかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 指定管理の関係でいきますと、体育協会が体育施設を管理しているということになります。その中で、このジャンプ競技の部分のリフト料、これは議会でも出ましたので、それらについてもお話をさせていただきますし

たけれども、考え方としてはやはり人数的な部分だとか、それから有料化に伴う足どめといいますか、そんなことも含めて、今はまだそこまで踏み込んでいけるという、そういうような状況ではないような、そういうようなニュアンスの意見も伺っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 高 橋 伸 典

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年9月13日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第20号 財産の取得について
日程第5 意見書案第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書
意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書
意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書
意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書
意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書
意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書
意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第7 議会改革調査特別委員会の設置について
日程第8 委員の派遣について
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出につ

いて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第20号 財産の取得について
日程第5 意見書案第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書
意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書
意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書
意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書
意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書
意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書
意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第7 議会改革調査特別委員会の設置について

日程第8 委員の派遣について

日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について

書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	正喜	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	佐藤	健一
書	記	間所	勝
書	記	松井	幸子

1. 説明員

市	長	島	多慶志	君
副市	長	今	尚文	君
副市	長	小室	勝治	君
総務	部長	中尾	裕二	君
生活福祉	部長	佐々木	雅之	君
経済	部長	手間本	剛	君
建設水道	部長	野間井	照之	君
福祉事務所	長	中西	薫	君
上下水道	室長	和田	博	君
教育	長	藤原	忠	君
教育	部長	山内	豊	君
市立総合病院	院長	内海	博司	君
市立	大局学	三澤	吉巳	君
市立	事務局	成田	勇一	君
会計	室長	森山	良悦	君
監査	委員			

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

14番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

政策形成過程の透明性確保のために行えることについて外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まさに驚天動地、震天動地、大激震が昨日午後日本列島を駆けめぐったわけですが、私は努めて冷静に平常心で質問に向かいたいと考えております。

初めに、大きな項目の1点目、政策形成過程の透明性確保のために行えること、(1)といたしまして庁議などの議事の内容をホームページ上で公開することを提案いたします。このことにつきましては、過去において政策決定が驚くほど拙速であったり、あるいは今定例会における条例提案についても時期を失したものが複数含まれているなど、いつ、どこで、どのように議論し、決定に至ったのかに疑問を抱かざるを得ないものがあります。

新名寄市総合計画で第1にうたわれている市民と行政との協働によるまちづくりの根幹をなす情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図りのくぐりを実現するために必要であり、さらには行政と市民の信頼関係を強固なものに

具現化するために欠くべからざるものであります。政策決定プロセスを明確にするため、庁内意思決定の場である庁議の概要を会議終了後にホームページ上に掲載することを求めるものであります。

(2)番目といたしまして、市民との協働によるまちづくりを進めるためにパブリックコメント制度の導入を提案いたします。このことにつきましては、政策の形成過程で市民の意見を聞いて反映させる市民意見提出、いわゆるパブリックコメント手続制度の導入を求めるものであります。市民が市政に参加する機会を広げ、市の政策形成過程を示し、その透明性を図ることが期待できるのであります。透明で開かれた市政を目指すために、市民に対しての説明責任を果たすために必要欠くべからざる制度であり、市民と行政間の双方向性を持った協働のまちづくりにとって極めて有効な制度であります。総合計画にもさまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を図るルールづくりを行いますとあり、パブリックコメント制度の導入を図り、一日も早い協働によるまちづくりの確立を求めるものであります。

大きな項目の2番目であります。名寄市の沿革はいつか、(1)といたしまして改めて新しい名寄市の沿革を問う。新名寄市総合計画の名寄市の概況、沿革の項を拾うと「古くから地理的・人的つながりの深かった両市町は、人的・財政的基盤を強化する必要の高まりを背景に、平成16年3月に「法定合併協議会」を設置し、さまざまな事務事業の擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成18年3月27日に新設合併して「名寄市」が誕生しました」と記載されております。そして、その前段では旧風連町、旧名寄市、それぞれ歩んだ歴史がつつらわれています。

合併は、この2つの歴史の一体化の作業でもあったわけであり、歴史とは、辞書をひもときますと人間社会の変遷、そして発展、またその記録と掲載されており、不偏のものであり、努めて

正確でなければなりません。新しい自治体のその歴史をつづるとき、まさに我が身を清めるほどの精神の集中をもって事に当たらなければならないことはもちろんのこと、先人の労苦に対し、こうべを垂れる敬けんな思いをまずは持たずに1文字、半文字たりとも筆をおろすべきではありません。誤りは油断と意識の欠如とにより発生します。このことから逃れることは、人である以上至難のわざであるものの、これを克服するための努力と知恵等を惜しんではなりません。

改めてお聞きをしますが、新しい名寄市の起点は唯一1つであるはずで、明治何年であるのか、名寄の名称の由来も含め、統一した記載のあり方についてもお答えを願います。

大きな項目の3番目であります。風連東8号北線の交通安全対策についてお伺いをいたします。国道40号線から左に折れて名中、昭和通に至るいわゆる東8号北線は、ショッピングセンターへのルートとして、さらには名寄バイパスへの正規のアクセス道ならぬ近道として、年々その交通量は増加していることは御承知のとおりであります。今後ポスフルのオープンに伴って、さらに交通量がふえ続けることは明らかであります。安全に向けての対策が急がれるところであります。そこで、次のことについてお聞きをいたします。

(1)、北興橋の設計強度はいかほどなのか。

(2)、アスファルト路盤の設計強度はどうか。

(3)、国道40号線交差点の信号機設置についての見通しはその後どうなのか。

(4)、(1)、(2)の理由をもって、北興橋の強度、それからアスファルト路盤の強度であります。大型車両の通行制限はできないものか。

最後に(5)、実態に即し、名寄バイパスへの正規アクセス道路として開発局との協議を開始すべきではないか。

以上、公安委員会並びに開発局との協議も含め、市当局の熱意ある取り組みに期待するものであります。

最後に、大きな項目の4番目であります。教育委員会事務所に教育委員長デスクの有無、その後についてお聞きをいたします。平成18年第3回定例会一般質問において、教育委員会のトップたる教育委員長の執務用デスクを用意すべきである旨の質問をいたしました。当時の今教育部長からは、今後委員長の意向などもお聞きした上で対応したいと思っておりますとお答えをいただき、また教育長からも新しい名寄市が誕生しまして、教育委員会でも5月の中旬から新しい教育委員会でスタートしたわけでございます。そういう気持ちのあらわれの1つとして今御提言があったことと思っておりますので、前向きに取り組ませていただきたいと思いますとの御答弁をいただきました。

今ここで私が改めて申し上げるまでもなく、教育を取り巻く状況は日々千変万化、一瞬たりともとどまるところを知りません。教育再生の名のもと、懐古趣味的、復古主義の横行、十分な検証もせず、ゆとり教育から一転しての詰め込み教育の足早な回帰、目を背け耳をふさぎたくなるような陰湿、悲惨ないじめ、都市と地方とでの、あるいは所得階層間で広がる教育格差、教育改革関連3法の成立に伴う国家による教員管理の強化などなど、枚挙にいとまがないほどの課題、難題が山積の教育を取り巻く今日的状況であります。そのような中であって、教育委員長、教育長ともども新しい名寄市の希望あふれる創造的教育の確立のため、かたくタッグを組んで進むことを強く願うものであり、委員長専用デスクはそのための1つの象徴であり、具体的ツールであります。その後の議論経過と対応についてお聞かせを願います。

この場からの質問は以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 中尾総務部長。

○総務部長(中尾裕二君) おはようございます。

ただいま佐藤議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は建設水道部長、4点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

初めに、政策形成過程の透明性確保についてお尋ねがございました。行政の総合的かつ効率的な運営を図るために、市では規定を設けて庁議、部・次長会議、課長会議、係長会議を置いております。庁議は、市政の基本方針に関することを審議するほか、各部からの報告、協議事項を受けて個別課題の解決や政策の意思決定を行っております。開催は毎週月曜日としておりますが、第1週は部・次長会議と合同で実施をしております。議事は課長会議に報告し、職員への周知を図り、政策に関することは各常任委員会への説明や議会への提案となっております。決定事項は、偶数月に開催をする定例記者懇談会や広報、ホームページなどで公開することを原則としており、質問にありませんが、議事経過等の公開は従来行っておりませんが、庁議の集約された案件が部・次長会議に諮られることから、新年度には当会議議事の公開をする方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメント制度の件についてですが、行政運営や各種計画の策定に当たっては、まちづくり懇談会やアンケート、出前トークなどによる市民意見の集約を行い、庁議や審議会、各種委員会での検討材料として反映するよう努めております。パブリックコメント制度は、密接な関係があります自治基本条例の制定に合わせて導入するための準備を進めておりますが、パブリックコメント制度について国や北海道あるいは他市の例を参考として検討しておりますが、従来からの方法は比較的自由に市民意見として提言、発言できることと比較しまして、根拠や氏名などを明らかにして提言することが原則となっております。また、市民からしますとハードルが高いものとなっております。また、市は提言に対する不採用の決定理由を文書で示さなければなりません。先行して制定をした各市の状況も含めて研究をして、本市にふさわしい制度の策定に努め、市民との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えて

おります。

次に、名寄市の沿革ということでお尋ねがありました。名寄市の沿革は、新名寄市総合計画や過疎地域自立促進計画などに掲載をしておりますが、風連地区は明治32年、多寄村の名称で剣淵村外3カ村戸長役場の管轄に入ったことに始まり、風連村を経て昭和28年の町制施行で風連町になりました。名寄地区は明治33年、山形県東田川郡東栄村から曙地区に入植以来、上名寄村、名寄町を経て昭和29年、旧智恵文村と合併後、昭和31年に道内21番目の市として市制施行をいたしました。地理的、人的につながりの深い両市町は、昨年3月に新設合併をして、名寄市が誕生いたしました。したがって、新名寄市の起こりと端的に申せば明治32年となり、新名寄市の始まりと言えば平成18年であると認識をしております。

次に、名寄市の沿革につきまして、このたび御指摘のありました報告書の中で風連地区の沿革が一部脱落する不適切な記載がありましたことを深くおわび申し上げます。今後このようなことが起きないように心して対処してまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは大きな項目で3番目の風連東8号北線の交通安全についてお答えをさせていただきます。

最初に、北興橋についてであります。北興橋は、風連東8号北線を昭和52年度から昭和62年度にかけて改良舗装を実施した際、初年度の昭和52年度に供用開始となりました橋梁で14トン荷重まで耐える2等橋であります。平成17年度に歩道も完成した橋は約30年経過しておりますが、表面舗装にはひび割れなどは目立ちますが、コンクリート床板には目立ったひび割れがないことやけたにも若干のさびはあるものの、強度的には現行の交通に支障がないものというふうに判断しているところであります。道路につきましては、設

計速度が時速40キロメートル、1日の大型車の交通量が1方向当たり100台から250台の交通量に耐える設計となっております。地域の地層が軟弱なことや近年の交通量の増加により、舗装の劣化が進んでいることは承知いたしております。したがって、市内の全体的なバランスを図りながら舗装を補修してまいりたいというふうに考えております。

次に、国道40号線の交差点信号機についてであります。この交差点は、公安委員会に信号機の設置を幾度となく要望しているところでありますが、いかんせん宗谷線踏切が隣接されているために地形上あるいは構造上難しいとの判断でありまして、もとの風連町では平成17年度に国庫補助事業によりまして少しでも危険解消のための交差点改良を実施しているところであります。現在は、公安委員会との協議で運転者に危険を知らせる標識の設置を考えておりますが、道内には似たような地形で信号のついているところもあるというふうに思われますので、今後とも信号機の設置に向けて強く要望をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大型車両の交通規制についてであります。既に東8号道路は幹線道路として位置づけられているために、規制は非常に困難だというふうに考えております。

次に、名寄バイパスのアクセス道路として開発局との協議をしてはとの御提案でございますが、平成5年度に市道19線道路が国道40号線からの最短アクセスとして国道の仕様で工事が施工されております。このような状況から、非常に難しいというふうには思われますが、アクセス道路の変更というか、道路の整備について開発局と協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育委員

会内に教育委員長のデスクの有無についてお答えをいたします。

昨年の第3回定例会で御質問をいただき、前向きに取り組ませていただくとお答えをいたしました。現在教育委員長のデスクについて、設置する方向で内部協議しております。デスク等の準備もございまして、いましばらくお時間はかかりませけれども、御事情を理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 4点の大きな項目について、それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、順不同になりますが、大きな項目の4番目の教育委員長専用デスクにつきましては、非常に前向きなその後検討をされて、設置に向けて今現在その段取り中と、準備中ということの御答弁をいただきましたので、ぜひ早期に設置をされて、先ほど壇上からのお話もさせていただきましたが、教育長、それから教育委員長ともどもしっかりとタッグを組んで名寄市の新しい教育行政に奮闘していただきたいというふうに願っております。

それから、東8号北線の交通安全対策について少し御質問させていただきますが、この道路につきましては平成9年から取り組ませていただいているわけですが、今御答弁があったとおりその後歩道が設置されまして、歩行者、自転車車両については一定の安全が確保されているわけですが、まだまだ車両については御案内のとおり交通量が非常に多いものですから、非常に危険な状態が続いているというのが現状でございます。

過日、担当の方とこの信号機も含めて東8号北線の問題についてお話をさせていただきました。本当に偶然といいますか、それだけ事故が多いということのあかしにもなるかと思いますが、お話をさせていただいた翌日、朝ですが、40号線

の北線の交差点で大きな事故が発生しました。これは、レスキューが出勤したほどの事故だったのですが、幸いけがのほどはそれほどではなかったようにはお聞きしていますが、大きなR V車が横倒しになって、本当にあれが小さな車両であれば素人の私が考えてもかなり深刻な事故になったのではないかなというふうに予想される事故でありました。それだけに一刻も早い対策、信号機の設置を地域住民もこぞって願っているところではありますが、なかなか平成9年以来動かないということなのですが、理由は何点かあるわけですが、国道とJRの間が乗用車で2台ほどしか入れない距離しかありません。それが一番のネックになっているわけですが、今建設水道部長のお話にもありましたとおり道内、全国にはそういった似たような形状の交差点が必ずやあるというふうに思いますので、そういった先例事例も早期に参考にしなから一日も早い、一刻も早い信号機の設置を求めらるものであります。

あわせて、御質問いたしますが、北興橋の強度は14トンということで、実際の車両は今特に大型車両、トレーラーも含めて走るものですから、20トン以上の車両が実際に走っているのかなというふうに思いますが、周辺に対する揺れも大きいものがありますし、それから先日アメリカでどのように大きな橋の崩落事故があったばかりでございまして、その辺は14トンという設計強度があの実態に即して十分なものかどうか。これは、本当に専門家でなければ、なかなか判断のつかないところではありますが、非常に不安なところがあります。そのところは、専門家としての見解を改めてお聞きをいたします。

それから、(5)番目で名寄バイパスへの正規アクセスとして開発との協議をというお話をさせていただきましたが、これはちょっとお話が長くなりますけれども、経過がありまして、かつてあそこの通りを改修舗装工事をするときに名寄側、いわゆる昭和通については20線まで開発予算を

もって市が代行して行ったという経過があります。名寄バイパスへの正規アクセスは19線であることは間違いありません。しかし、今お話ししたとおり開発予算で20線まで走っているわけです。道路というのは、その先もずっと続いていくのですが、これがなぜか風連のところまで途切れてしまったと。旧風連部分で途切れていると。しかし、正規のアクセスが19線であるならば、当時は19線から南側の8号通については開発予算で改修舗装工事する必要はなかったのではないかと、これはだれしも思うはずですよ。20線まで走ってきて、そこで非常にしっかりした路盤の道路がとまって、それから国道に至る距離にして800メートルぐらいでしょうか。その部分については、お話のとおり2層のアスファルト、普通の町道の仕上げになっているわけですから、そこに実態としてはほとんど19線以上の通過量があると。今後さらにふえることが予想されるわけですが、開発は交通量調査もやっているというふうに思いますし、そのあたりの見解をどのように持っているのか。

北興橋の強度、それから名寄バイパスの正規アクセスとしての可能性、その2点についてまずお聞きをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 最初に、北興橋の強度についてであります。今現在は荷重的にいけますと25トン、今議員が言われたように車両が大型化しておりますので、25トン荷重というのが一般的な橋梁の荷重計算に使われるものがあります。その前までは、今は20トンと14トン、これは一般的には国道だとか道道だとか市町村道の幹線道路、それは20トン荷重で計算させていただいて、あとの市道とか道道でも普通の一般道道だとか市町村でも2級というか、少し交通量がないような道路は14トン、それからある程度あっても14トンを使いますけれども、ちょっとイメージを持っていただきたいのですが、あの

橋は85メートルございます。85メートルの上に、今通常走っているダンプトラックありますね、10トンダンプというのが。10トンダンプに砂利を満載して、ダンプの重量が大体14トンから15トンになると思います。そのダンプが85メートル間全部並んで走ると、数珠つなぎに。それでも耐える構造だというふうに思っていたければわかると思います。それで、通常的に20トンとか25トンの車両が通っても、一、二台こういうふうに、ないし続けて通っても通常的にはもつというふうな荷重計算になっていますので、構造的には問題がないというふうに判断しているということでもあります。

次に、8号の開発道路の経緯はちょっと私も承知していませんけれども、以前に私が名寄で仕事をしていたときに、その19線のアクセスについては将来的には下川までもつなげるような構想があったということでもお聞きしていますので、その構想は今も多分消えていないというふうに思っています。私のほうもそういう要望もしていきたいと、今後高速道路がつながってくれば。そういうことも含めて、そういうアクセスは多分開発局は2本は持たないのではないかと、維持管理上。そんなふうな考えを持っていますので、非常に先ほども答弁したとおり難しいというふうに思っています。ただ、交通量も含めて、確かにアクセスには使っているという実態もありますので、その辺を含めて旭川開発建設部のほうと協議をさせていただきたいというふうに考えていますので、御理解ください。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今部長のおっしゃるとおり、静かにイメージをしてみたのですが、あの北興橋に大型ダンプがずっと数珠つなぎになったら、それはそれは大変な荷重がかかるのかなと。しかも、それで十分な強度が保たれるという専門的な見解でございますので、その言葉を全面的に

信頼をいたしましてお話をさせていただきますが、であるならば北興橋の強度の心配はないと。

あとは路面が非常に、あの北興橋から40号線の間500メートルないのですけれども、300メートルほどだと思うのですが、あの間舗装が完全に端から端まで割れている箇所、車でずっと走ってみても15カ所ぐらい割れています。皆さん1度北線を走ったときに国道、こちらの名寄側から行くと北興橋を越えて国道に至るまでの間、端から端まで本当にぱかっと割ったように割れているのです。これが大体十四、五本あると思うのですが、そういった意味ではそれだけ弱いし、路盤も軟弱だということになるのでしょうかけれども、いずれにしても橋が大丈夫であれば、あとは路盤だけだと。

今部長のお話でしたら、バイパスへのアクセスは19線が1本あるから、2本は要らないだろうということなのだけれども、これは私はそういう余り事前の予測、予想は持たないほうがいいのかなと、地元としては。実態をやはり重視すべきなのです。19線は、今部長のお話のとおり下川に将来的には至るアクセス道路として当然これは大事な道路でありますし、それから南側から来た場合にはやはり実態に即した東8号北線があるということで、これは名寄市の段階で無理だろうという事前の予測は持たないことが肝要かというふうに思いますので、部長、そういうことですから、白紙の状態で、さらには必要なだという熱意を持って開発局にまず当たると。いや、おれも無理だと思うのだけれども、開発局はどうだろうということでは、熱意あるいは相手に響くものが半減あるいはほとんどなくなってしまいますので、これは地域住民の安全あるいは通過車両の安全から見ても必要欠くべからざるものなのだと、信号機の設置も含めて。そういう観点からいくべきであります。1本あるから、2本は要らないという理屈は、私は理解できません。これは部長、しっかり胸におさめてください。

そういうことで、なかなか信号機もつかないということで、相変わらずきょうの朝も、そしてあしたの朝も多分大きな車両が騒音をまき散らして走っていきだろろうということが予想されるのですが、公安委員会もありますし、それから開発局もありますので、なかなか市の思いだけでは一朝一夕には事がかなわないということはおわかりますので、当局の熱意ある取り組みを期待するものであります。

それから、ずっと逆を追っているような形になってしまいましたが、2番目の名寄市の沿革についてはお話があったとおり、突き詰めていくと明治32年ということになるのが正解というふうに私も思っております。

それで、今総務部長おっしゃったとおり、いろんな合併後の資料に沿革なりが掲載されているのですが、余り一字一句に何だかんだと言いたくはないのですが、ちょっと皆さんお聞き願いたいのですが、例えばこれは名寄市から出た公の文書ですが、名寄市の概要なのでしょうね。あるものでは、内陸部特有の寒暖の差が大きく、その温度差は60度にも及ぶ。四季の変化に富み、自然災害の発生も少なく、大変暮らしやすい地域であるというふうに1つは記載されております。それから、もう一つのほうは同じ概要としまして、内陸部特有の、これはずっと同じなのです。内陸部特有の寒暖の差が激しく、こちらは大きくです。激しく、その温度差は60度にも及びますと。これは同じです。それから次がまた、夏季、夏は昼夜の温度差が激しく、またここで激しくが出てきています。こちらは出てきていません。それから、冬季は寒気が厳しく、それからさらに追い打ちをかけるように積雪量も多い気象条件を有していますと。これは紛れもない事実であります。皆さん我々が名寄市の人間でないとして、この名寄市ってどんなところだろうと思ってこの文章を読んだときに、寒暖の差が厳しく、それから夜と昼の温度差が激しく、冬は寒気が厳しく、加えて積雪量も多いと。

今は道内各地、日本全国、団塊の世代を我がまち、我が村に呼び込もうということではいろんな動きがありますが、例えばそういう方がこれを見たときに、いや、おれは行かないよということになるのかなと。こちら、先のほうに読み上げた文章は温度差が大きくと。これは大きいのですよ。60度、70度ぐらいありますか。これはいいですね。四季の変化に富み、自然災害の発生も少なく、大変暮らしやすい地域である。これは、まだもう少しよっと先へ行って調べてみようかなという気になりますよね。いいまちなのだろうなと、いい村なのだろうなというふうに思うと思うのです。ですから、激しく、厳しく、それも繰り返しあるのです。

ですから、私が言うのは、このことを言いたいのではなくて、言いたいことは、名寄市から出ている名寄市の概要について、どれを見ても一定の記載がされているということが大事だと思うのです。沿革もそうです。沿革も、それから概要もやっぱり書物によっては長く記載させる場合と、それから圧縮して載せる場合があるので、いろんなパターンをやはり市としては用意をして、長い場合はこのケース、短い圧縮した場合はこのケースという形で統一したものがなければこういう……これは本当に同じ名寄市の概要を表現したものとは思えないほどの表現の違いがあるわけです。ですから、そこをしっかりと検証していただいてこれから対応する必要があると思うのですけれども、今副市長、にこやかにお聞きいただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 表現は多様に富んでいて、しかも意思が通じれば十分かなと思ってます。恐らくそれを書いた職員は、その場面の思い入れが非常に強くて激しくという言葉を使ったり、あるいは厳しくという言葉を使ったと。一方では、また同じ思いでも何とか相手に伝えたいという気持ちがあってそういう言葉を使ったというふうに

思っています、それぞれに表現は違って結構だと私は思っています。ただ、その思いがどう伝わっていくか。間違っただけでは大変だと思いますけれども、それぞれに使っても結構だと思っただけでも、余り画一的になってもこれはまたおもしろくないところもあるということもありますので、出る文書によってそれぞれ考えながら統一できるところは統一する、職員の発想を出す場面については発想を出していただくと、こういうふうに対応していきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今副市長、おもしろくとか、少なくともこの沿革とか概要については、そういう要素は無益だと思います。逆にするべきではないと。やはりもうちょっと、日本語にはいろんなフレーズ、語彙があるわけですから、そこはやっぱり職員の皆さんも含めて、今副市長も含めて、おもしろく書いていけばいいとか、そこは書き方の妙だとかということではなくて、やはり一定のものが必要ですよ、これは。私はそう思います。これ以上お答えを求めません、多分水かけ論になると思いますので。必要です。これは、ほかの部分でしたら、名寄市の紹介ということではいろんな部分があるでしょうけれども、公文書として出ているものについての部分で、そこには余り職員個々の発想が反映される部分はないと思うのです。そう思います。私はそう強く考えております。

この問題、沿革なのですが、これからもこういう、私も書きましたけれども、人間でありますので、間違いは起きるのですよね。校正なんかも幾ら何十回校正しても間違いはすり抜けるのです。ですから、私はその間違いを云々するのではなくて、気づいたときにどうするかということをお聞きしたいのですが、例えば今回の事例については何部発行されているかわかりませんが、対外的にも行っていると思いますし、それから名寄市の記録として永年保存になるのかどうかわかりません

が、今後一定期間は保存されるというふうに思いますが、そういった場合の間違いが発生した場合の既に手元を離れているという場合も含めて、どのような対応をされるのか。このことに限らずですけれども、お聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問のありました点につきましては、速やかに訂正をして、お知らせをする場合につきましてはそのような対応をしなければならぬと考えておりますし、また年に1回発行をさせていただいているような文書につきましては、次回の発行に合わせてきちっと整理するなど、その場面場面でのしっかりとした対応をしてみたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。

初めに1番目、1点目として政策形成過程の透明性確保ということで2つについてお聞きをいたしました。パブリックコメント制度、この名前は私好きでないのですけども、日本全国使われているようですけども、もうちょっと使いやすい日本語、使い勝手のいい日本語訳がないものかなというふうに考えているのんですけども、市民意見制度というあたりが無難と言えば無難なのかなと思いますが、パブリックコメント制度って本当にわけのわからない、知恵も何も無い英語丸投げの英訳なのかなと思いますけれども、このことも含めて総合計画の中にも記載もされています。そして、今部長の御答弁のとおり基本条例の中に反映をして実施をしていくという非常に前向きな御答弁をいただきましたので、心強く感じております。

同じく一番最初のホームページ上で庁議等の議事の掲載をという提案に対しても新年度から実施をしていきたいということで、本当に心強く受けとめさせていただきました。本当にこのことによって市の意思決定機関、言ってみれば今までは、変な意味でなくて、対象者以外は入れないという

意味で言わせていただきますが、名寄市に限ったことではなくて、本当にその部分はブラックボックスだったのです、今までは。何人たりともそこに立ち入ることはできないと、大げさに言うと。ですけれども、考えてみると個人情報等を除けば、何ら見ていただいて、聞いていただいて、公開して問題のあるものってほとんどないと思うのです。ですから、先例事例もありますけれども、内容だとか、それから出た意見あるいはその場で決定した事項が要約された形で即刻ホームページ上に掲載がされるということでございますので、このことによって市民と市との間が距離が非常に縮まるというふうにも思われますので、新年度から期待をしてこの取り組みを見ていきたいというふうに思っております。

以上、12分を残しまして私の質問を終了いたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

風連地区市街地再開発事業について外1件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目に、風連地区市街地再開発事業について。この項目は、既に多くの議員から質問がありましたので、若干重複する部分はあると思うのですけれども、お許しをさせていただきたいというふうに思います。

島市長は、合併後の新市名寄市の初代市長として多くの政策公約をしていますが、中でも風連地区の3大事業と言われる道の駅、この中心市街地再開発事業は着実に実施をしています。特に道の駅は、当初計画よりも規模を拡大し、着工をし、来年4月オープンへと進んでいます。さらに、再開発事業も最終設計の段階に入り、目に見える形で公約を果たしています。合併特例債の活用を含め、これを合併効果と言わないで何を言うのかと

思いますが、確かに使用料、税金は統一の過程の中ではアップの事実もありますが、地方財政が逼迫する中でこの状況については理解をせざるを得ないというふうに私は感じております。すべてが満足という形にはいかないのが現実ではないかと思っております。

名寄市の入り口、道の駅や風連地区の振興策として再開発事業は価値のある事業だと私も認識しております。しかし、一部市民から名寄地区には明るく希望の見出せる事業がないのには本当に残念だという声があるのも事実であります。さきの大型店出店問題も長い将来を考え、中心街の振興を考えると、本当に不安要素を残したと思っております。今後は、中心街の振興のために早急に対策を講じ、影響を最小限に食いとめる政策を官民一体となって考えることが重要であります。

話を風連地区に戻しますが、後ほど取り上げますが、大規模な事業が名寄市の将来の財政をさらに悪化させないのか、本当に極分化する市街地が成り立っていくのか、市民の率直な疑問に説明をして答えるのが理事者であり、我々議会だというふうに認識しております。市長の公約だから仕方ないでは済まされません。計画をしっかりと検証し、市民に説明責任を果たし、一体感の持てる事業を推進する必要があると思っております。今回は、そういった意味で現段階では確定はしていませんが、十分に承知をしておりますが、市民にわかりやすく説明をしていただきたいものです。

まず、大きな項目で3点を伺いたいというふうに思います。事業の内容と今後のスケジュールがありますが、既に質疑があったものもありますので、簡潔にお答えをいただきたい。さらには、理解を深める意味で再度答弁をお願い申し上げます。

まず、公共で行う事業の個別内容とその予算、あわせてその施設の必要性について伺います。

2番目に、資金調達と市の実質負担についてお願いを申し上げます。

3番目に、これも既に答弁がありますが、

共同住宅の必要性について、このことは当初から行ったり来たりの計画で非常にわかりづらい内容でありましたが、さきの報道で断念とのことがあり、その議論経過につきまして改めて御答弁をお願い申し上げます。

4番目に、計画あるいは申請、工事、そういったスケジュールについてお伺いをいたします。また、特定業務代行者の見通し、その管理体制等については行政としてはどのように考えているのかを伺いたいというふうに思います。

次に、2番目ですけれども、この事業に関して公債費負担適正化計画との整合性について伺いたいと思います。名寄市には、その同計画がありますが、見込んでいるのか。見込んでいるとすれば、どのようになっているのか。また、現状の資金調達と予算規模との整合性はあるのかを伺いたいというふうに思います。

3つ目に、名寄市市街地形成の基本的方針と市民の説明について伺います。商店街づくりとしては、結果的に産直という形になりますが、市街地形成上今後とも成り立っていくのか心配な面があり、基本方針を示し、市民に説明をし、理解をしてもらう必要があると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

次に、大きな項目の2点目に入りたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律について。ことしの6月に国会におきまして地方財政再建促進特別措置法、いわゆる再建法にかわり地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立しました。平成20年度の決算から適用となります。法が示している4項目にわたる健全化判断比率を議会に報告し、公表が義務化されました。

この法律を議論するに当たり、若干横道にありますが、ことしになって夕張が再建団体となり、議会の責任は明確化されないまま市民に大きなしわ寄せを負わせる再建計画を推進することになりました。いろいろ議論、責任論はありますが、旧産炭地の振興と称し、国の補助金行政にも問題も

ありますが、膨れ上がった行政組織の雇用機会の確保、産業振興を観光に一極集中し過ぎた結果、時代の変化、将来の公債費負担計画の甘さは議会側にも大きな責任はあると思います。観光施設の売却、職員の早期退職等で行政コストの削減を基本とした再建計画は立てましたが、今後住民の負担がふえる夕張市を離れる市民も多いと聞いています。しかし、高齢者や農業者は簡単にまちを離れることができません。最悪の行政サービスに甘んじて、その場で一生生きていくしか選択肢はありません。結局こつこつと地道にまちづくり、産業振興に貢献してきた善良な市民にしわ寄せされたと認識せざるを得ません。情報を正確に公開されないまま、市民にとっては不幸のきわみであります。今回の法律、つまり指標が議会の報告が義務化されたということは、議会の力量と責任が明確に問われるということでもあります。しかし、財政健全化ばかり優先し、生活現場の問題や課題が置き去りになって、市民生活を守ることが最大の責任であることも忘れてはなりません。

さて、現在の地方財政の実態は三位一体改革のもと、地方の活力を引き出し、自立を促すはずの税源移譲と地方分権は一向に進まず、逆に5兆円にも及ぶ地方交付税を削減し、自治体の体力を奪ったのは確かであります。そのしわ寄せを受けたのは、地方の住民にほかありません。最大で3.2倍に開いた都道府県の税収格差は、そのまま雇用、医療、教育などの地域格差となってあらわれております。余り触れたくはありませんが、さきに実施された参議院選挙では都市と地方の格差が構造改革の負の遺産として大きな争点となり、地方の反乱となり、与党の惨敗に終わった結果も理解できます。今は、さらに国のトップである人物が途中で政権をほうり投げたということは、私にも全く理解しがたい事実であります。地方がこれだけ財政難に苦勞をしているときに、全く無責任のきわみであるというふうに私も認識をしております。
(何事か呼ぶ者あり)

○18番（黒井 徹議員） 余り同調しないで。

先刻9月8日の道新の記事で総務省が発表しておりますが、北海道は全国最悪で実質公債費比率20.6%、0.7ポイント悪化をしております。市町村では、18%以上は全国レベルで1,810市町村中27.7%の501市町村、道内では179市町村中44%、79が該当をするという報道がなされています。当然名寄市も19%ということで、その枠の中に入っているというふうに認識をしております。いわゆる第二の夕張がいつ出るかわからない状況であるということを読み取ることができるというふうに思います。そこで、3点にわたり伺いたいというふうに思います。

まず、この法律の内容と今後の取り組みについて、このように厳しい状況の中で新法の内容を市としてはどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

2番目に、市の現在の状況について、18年度の決算が出ていますが、法が示している財政比率をそれぞれお知らせをいただくとともに、それらの比率にどのような認識を持っているのか伺います。また、病院は累積欠損金が18億円を超えていると聞いていますが、問題がないのか、あわせて伺いたいというふうに思います。

3番目に、新財政計画の見直しの必要性について、さきの比率の結果にもよりますが、市税、交付税の歳入削減が加速される中、不安定感があると思っておりますが、昨年策定した中期財政計画の見直しの必要性はあるのか、また新年度予算編成への影響などについてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上、質問を申し上げ、この場からの発言を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま黒井議員から大きな項目で2点御質問をいただきました。大きな項目の1点目の（1）と（3）は私のほうから、（2）と大きな項目2点目は総務部長

からの答弁となります。よろしくお願いをいたします。

最初に、公共事業の内容と予算についてであります。市街地再開発事業区域内における公共施設の主な内容としては、建物、諸設備の老朽化が進んでいる公共施設をそれらの目的に合わせて2棟建設するものであります。1棟につきましては福祉センターと母と子と老人の家、いずれも風連地区のです。その機能を有する地域交流センターです。地域交流センターは、JA道北なよろの事務室などと隣接することから、JAの会議や市民イベントなど、共有して使用する上で最大240名程度のホールが必要であると。JAと協議をし、合意をしたところでありまして、このホールを抱える施設を中心に会議室、和室等を設け、多くの市民に利用していただける施設を計画しており、利用者の利便性等を考慮した上で1階部分を主に駐車場として利用が図られるピロティー方式を採用し、建物全体として鉄筋コンクリートづくり地上4階建て、延べ面積約1,900平方メートル、事業費約5億円の建設計画であります。

もう一棟につきましては、診療所と健康施設の総合支援施設です。健康施設につきましては、健診業務から機能訓練まで幅広く健康づくりができるよう計画するとともに、診療所につきましては利用者の利便性等を考慮した上で1階部分に配置し、建物全体として鉄筋コンクリートづくり地上3階建て、延べ面積約1,300平方メートル、事業費約2億6,000万円の建設計画であります。

最終的な規模、事業費については、現在道庁内とも協議会内とも検討しておりますので、多少変更が出る可能性もありますが、10月末にはでき上がる基本設計で確定するものであります。

なお、私きのう木戸口議員の質問で診療所を2階建てというふうに質問に答えさせていただきました。3階建ての誤りでございます。訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。

次に、資金調達と市の実質負担についてであり

ます。市街地再開発事業を行うためには、民間が事業を代行する制度がありまして、風連地区でもこの制度を利用しております。1つが一般業務代行と申しまして、主に事務局業務、地権者対応、認可申請、設計業務などを行います。もう一つが特定業務代行で、工事施工業務を行います。この業務代行で事業に必要な資金を行う義務があります。一般業務代行は、既に契約をして業務を遂行していただいておりますが、特定業務代行については風連と名寄の建設業協会と現在協議を重ねておりまして、ほぼそういう地元業者を特定業務代行として使う方向で煮詰まってきた段階であります。

もう一点、市の実質負担でありますけれども、昨日の答弁と重複しますが、計画の見直しによる全体事業費は概算で約24億4,000万円となります。そのうち国、市の補助金は約10億9,000万円、公共施設床の取得費は11億1,000万円で、市が実質負担する額は現在13億2,000万円となり、全体事業費で以前は26億4,000万円を計上しておりましたけれども、約2億円の減と、現段階ではそう考えているところであります。

次に、共同住宅の必要性についてであります。共同住宅につきましては、中心市街地の活性化を図る上で必要であり、市が借り上げる方向で検討してまいりました。しかし、共同住宅の所有者が準備会とともに模索してまいりましたが、結果的には引き受け手がないというところに至りまして計画の変更を見直さざるを得ないところに達したところであります。これによりまして、当初計画総事業費が約26億4,000万円から24億4,000万円となる見込みであります。本町地区再開発における住宅供給は、民間による賃貸住宅、約10戸から12戸計画されておりますが、公共に行うまちなか居住につきましては瑞生団地の住みかえとして市街地に建設する計画であります。

次に、計画と工事請負の業者の選定を含むスケ

ジュールについてであります。スケジュールにつきましては、準備会が6月に知事への事業認可申請に必要な調査設計を発注し、現在作業を進めております。11月に知事へ申請を行い、認可後は準備会から個人施行者が事業主体となり一般業務代行の公募、決定、委託を行い、実施設計、権利変換計画の作業に着手する予定であります。先ほど申し上げました特定代行業務は平成20年2月に決定をさせていただいて、委託を予定しております。最終的にこの市街地再開発事業が完成するのは、平成22年に完成させる予定で現在作業を進めているところであります。

次に、市街地の請負業者の選定についてであります。市街地再開発事業における建築等工事が約17億円もの発注が見込まれることから、地域経済の活性化を図る上で地元の建設業が受注できる機会を与えることで準備会とも合意を得て、名寄市及び風連建設業協会に事業の仕組み等を説明し、特定業務代行として事業に参加、検討を呼びかけているところであります。業務代行者の選定については、公募を行い、応募者から計画案に関して事業の採算、工事施工、管理運営、資金調達等、事業計画の提案を求め、この中から最もすぐれた提案を選択する事業提案協議方式で選定をいたしたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほど申し上げたように地元建設業協会ではぜひ請負をしたいという意向がございますので、どういう形になるかは今のところわかっていませんけれども、そういう意向でございます。

次に、(3)の名寄市市街地形成の基本的方針についてであります。新しい都市計画マスタープランは現在作業を進めておりますが、名寄市の基本的なまちづくりを行うには少子高齢化、人口減少など、環境の変化に対応した安全で快適な生活を将来的に持続可能とすることが必要であります。既成市街地における土地利用を合理的に行い、無秩序な拡大の抑制と中心市街地としての機能の集積を同時に行うことが実効性を高めることと考え

ております。

名寄市の商業地域は、今までも上川北部の中心として大きな商業圏域を持ち、発展してきましたが、徳田にできた振興商業地域はそれに輪をかけた商業圏域を目指すとお聞きしております。商業的な交流人口が増加するとは思いますが、名寄市のまちづくりは基本的な方針を変えず、名寄、風連両地区とも中心市街地を核として日常生活が営める都市形成を目指したいと、このように考えているところであります。

以上、私のお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは1の（2）、公債費負担適正化計画とのかかわりと2の財政健全化法についてお答えをさせていただきます。

初めに、風連地区市街地再開発事業と公債費負担適正化計画とのかかわりについてお尋ねをいただきました。平成17年度決算から導入された実質公債費比率が名寄市は19%と、地方債の協議制、許可制の基準となる18%を超えたため、昨年名寄市公債費負担適正化計画を策定し、公債費の抑制に努めているところであります。この計画期間は、当初平成18年度から平成24年度までの7年間でしたが、計画期間を延長することで計画終了時の実質公債費比率が18%を切る見込みとなったことから、1年延長し、平成25年度までの8年間とすることで現在北海道と協議を進めております。

御質問の市街地再開発事業については、本計画に盛り込んで策定をしており、平成19年度から平成22年度までの4年間で事業の見直し前の数値で申しますと、地方債対象の事業費総額18億7,200万円、地方債総額10億2,460万円を予定しております。地方債の種類は合併特例債を予定しており、元利償還金の70%が交付税で措置されることになっております。

次に、財政健全化法についてお尋ねがありました。御質問にもありましたとおり、この地方公共

団体の財政の健全化に関する法律は、いわゆる財政健全化法であります。本年6月に公布されました。この法律の目的は、自治体の財政破綻を未然に防止することであり、財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化を図るための計画を策定することなどが定められております。

健全化の判断指数につきましては、1つは標準財政規模に対する一般会計の赤字比率である実質赤字比率、2つ目には標準財政規模に対する全会計赤字比率である連結実質赤字比率、3つ目には一般会計のほか企業会計、特別会計等への公債費に準ずる繰出金を含めた公債費の標準財政規模に占める割合である実質公債費比率、さらには4つ目として標準財政規模に対する将来負担見込額などの割合であります。将来負担比率と、この4つの指標を設けて財政が悪化した自治体に対して早期の是正措置を促すものであります。

現行の地方財政再建促進特別措置法との大きな違いは、1つは従来は赤字再建団体指定の基準が一般会計だけを対象にする実質収支比率だけであったものがほかに企業会計、特別会計も含めた連結実質赤字比率及び実質公債費比率を加えたこと、2つ目には判断指標により自主的な財政再建を意味する早期の健全化団体と国の管理下に置かれる財政再生団体の2段階に分けたことであります。法の施行は21年4月からで、平成20年度決算から適用されることとなります。また、具体的な判断指標につきましては年内に政省令で示される見通しとなっております。

次に、この法による市の現在の状況についてもお尋ねがありました。平成18年度の名寄市の決算において、現在得ている情報をもとに地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める判断指標を算出しますと、1つは歳入歳出総額の収支から繰り越すべき一般財源を差し引いた実質収支が3億2,000万円ほどで、実質赤字比率はゼロであります。それから、2つ目に特別会計、企業会

計も含めた連結実質赤字比率はマイナスの17.9%で、ここの数値はプラスの場合が赤字となります。それから、3つ目の実質公債費比率は18.7%、それから4つ目の将来負担比率は現段階で積算基礎が示されておりませんので、測定不能であります。

先ほども申し上げましたとおり、財政の健全化を判断する指標が示されていない段階でありますので、明確なことは申し上げられませんが、実質赤字比率、連結実質赤字比率において赤字が出ておりませんので、問題なしと考えております。実質公債費比率につきましては18.7%で、昨年度より0.3%減少いたしました。公債費負担適正化計画を策定をし、公債費の抑制に努めていることから、引き続き注意が必要な状況と考えております。

御指摘のとおり、病院事業の決算につきましては平成18年度で2億6,500万円程度の純損失、累積欠損金は18億4,000万円程度となっておりますが、企業会計につきましては連結実質赤字比率を算出する際の実質赤字額は不良債務となっていることから、現段階では不良債務は発生しておらず、問題はないと判断をしております。しかしながら、今後の経営いかんでは不良債務が発生することも考えられますので、病院事業の運営には病院事業健全化計画に基づく病院内部の経営努力が必要でありまして、さらに国や道に対して制度改正などの要望を北海道市長会等を通じて引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、中期財政計画にかかわってお尋ねがありました。中期財政計画につきましては、新総合計画の前期5年間の実施計画の財源を裏づけるものとして平成18年度に策定をいたしました。期間は、前期実施計画に合わせて平成19年度から平成23年度までの5カ年で、昨年12月の市議会の議員協議会に提出をさせていただき、御意見をいただいたところでございます。

計画では、平成19年度から平成22年度まで

の4年間につきましては基金に依存をした財政運営を余儀なくされておりますが、平成23年度からは基金依存から脱却する見込みとなっております。毎年前年度決算と普通交付税の本算定が終了した段階で見直しを行っております。現在本年度の見直し作業を進めております。健全化法につきましては、平成20年度の決算から施行されますので、平成20年度の予算編成については法律の施行を前提に編成作業を進めてまいりたいと考えております。

また、新名寄市となつてから中期財政計画のほかに公債費負担適正化計画あるいは行財政改革推進計画をあわせて策定をいたしましたので、両計画とも整合性を図りながら財政の健全化をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

風連の中心街再開発につきましては、それぞれの議員から質問がありますので、余り細かくは質問することがないわけですが、以前若干その計画について勉強、研究をさせていただいた経過があるわけですが、いわゆるこの事業については風連のにぎわいを失わないように駅前再開発をやるのだという基本理念といたしますか、先ほどお答えいただきましたけれども、徳田地区は別としてコンパクトな魅力的な市街地の形成を今後とも目指すという答弁をいただきましたけれども、そういった意味で風連地区もそのようにするという計画なのではございますけれども、こういう言い方はおかしいわけではございますけれども、旧を使えば名寄市、風連町ということになるわけではございますけれども、名寄市側はその情報が余りにもなかったというようなことで、初日の佐々木議員からもお話がありましたように反対せざるを得ないみたいな話になってしまうわけではございますけれども、決してそれは基本的に反対ということではなくて、なかなか理解

が深まっていないという意味があるのではないかなと思います。

今回は、私もそういう意味で質問をさせていただいているつもりなのですが、決して反対するとかそういうことではなくて、市民にわかりやすく理解をしていただくと。そういった意味では、ただ数字だけがやっぱり報道なんかで躍って、風連地区に26億円もかけるのかという、そういうのがどうも不安としてあると。あそこに中心街を、今徳田の問題もありますけれども、そんな店をつくってどうなのだという話もあるわけなのですが、そこら辺は今の公共施設、診療所ですとか交流センターというのは、行政としてはこれは住民サービスの大きな目玉としてやっていくのだよということをきちっとアピールしたほうがいいのではないかなという思いでありますので、私のこの質疑があした、あさっての新聞報道に載って、実はこうなのだというふうになってくれれば一番いいわけですが、なかなかその事業が確定しない中で、きちっと行政として情報を出せないのも理解はできるのではないかなと思います。

それで、交流センターなのですけれども、4階建てということで事業費がやっぱりすごくふえているのです。これは、共同住宅をなくして、いわゆるこの国交省の事業の中では3階建てにしなさいというようなことがあって、それから診療所も3階建てというようなことで、私は共同住宅が5億円程度かかるというふうに聞いていますので、即26億円引く5億円ということではないかと、実質2億円の減ということになります。この分それぞれ公共施設等かかわる、いわゆる3階の規定の中で公共施設の建物の事業コストが上がったというふうにしか見えてこないわけです。駐車場ですとか、雪置き場というのですか。そういったスペースも確保するということでは、共同住宅をなくすのはやむを得ないなというふうに思うわけですが、そこら辺のもう少し詳しい話といい

ますか、2つの公共施設等については規模を拡大して事業費を大きくしたのか、建設単価が上がったのか、ここら辺をもう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 規模的には1,900平方メートルですから、それほど。若干以前よりは大きくなってはおりますが、ただ、今議員もおっしゃられたように4階建てにしたということで下をピロティー方式にいたしました。これは、駐車場の関係がございまして、公共駐車場が非常に少ないということで、この部分のかさ上げ部分で相当単価が上がっております、結構基礎が要るということも含めて。先ほどおっしゃっていたように共同住宅をやめた部分で、その部分でやはり市の負担部分がここにかぶってきているということも1つの要因としてはあります。したがって、単価アップの分とその4階建てにした分でちょっと事業費がかさんだというふうに御理解いただきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） わかりました。公共といいますか、市の持ち分としては事業を1つ削ると保留床ですとかそういった分で、いわゆる一般的な割り勘がふえるといいますか、そういう部分があるという形にも聞いていますので、結局市の持ち出しというのはそう変わらないということになるのではないかなというふうに私も思うわけですが、中心街についてはいろいろ手続等もありますけれども、特定業務代行者として名寄あるいは風連の建設業協会がやると。工事についても地元業者がやってくれるということで、これは地域経済にとって大きなメリットがあるのではないかなと思いますので、ぜひともその線で再度煮詰めていただきまして。

それで、そのいわゆるそれぞれ事業計画があつて見積もりがあるわけですが、行政もや

や半分近い、半分なのですけれども、負担する部分がある、補助事業もあるということで、補助事業ですから、そんな適当な管理監督体制ではないと思うのですけれども、そこら辺の管理監督体制はどのようにするのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 基本的には施行者が株式会社ふうれんになりますから、株式会社ふうれんの発注になりまして、特定業務代行部分の監督者はコンサルタントが担当するというふうになると思います。ただ、私どもも技術者をこの事務室に配置しておりますので、その辺の監督監視というか、その部分は単価の適正化も含めてチェック体制を整えているので、その辺は大丈夫だと、適正価格で施工ができるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） わかりました。事業を推進する中に、先ほど申し上げましたけれども、しっかりと情報を我々に伝えていただきながら推進をしていただきたい。4年かかる事業でございますので、そこら辺も見守っていかねばならぬというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、中心街といえますか、商店街の振興あるいは名寄市に対して今一般的に26億円ですとか、道の駅に5億円ですとかという状況をただ端的にとらえて判断をしている市民が多いというふうに理解をしてください、私が云々ということではなくて。そういった意味で、同時進行といえますか、将来的に含めて、これは建設水道部のほうでなくていいのですけれども、いわゆるこの大型事業のほかに今将来的に、総合計画もあるのでございますけれども、情報発信として名寄市側としてどういう考えを持っているかお伺いをしたいと思います。これは、副市長か市長の答弁になるのかどうか、ちょっとわかりませんけ

れども、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 総体的なまちづくりの計画も含めまして明らかにしなければならないと思いますけれども、財政計画でもお示ししているように普通建設事業費が一定程度毎年同じような形で推移していくということになります。ここ計画に上っておりますのは、天文台の建設が上っているということでありまして、また市立病院の救急体制の強化ということで救急と、それから医局の関係、そういったことで事業が展開されております。そのほか道路事業等もありますけれども、夢のある部分ではやはり天文台の建設が非常に大きな夢かなというふうに思っています。

なお、中心市街地の活性化にかかわる部分については計画がこれからということでありまして、その段階でまた御意見をいただきながら計画をしっかりしたものにしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それでは、2番目の再質問のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

財政問題、これは非常に我々素人と言ったらあれなのですけれども、行政を預かる人間として大変申しわけないと思うのですけれども、非常に難しい面があるわけで、ただ端的に考えると厳しい、厳しいという言葉が出る。それから、お年寄りやそういった中で負担も上がってきているというようなことで、これは国も道も我々地方自治体も厳しいのだなという認識は市民持っているわけですが、その厳しさの度合いというのがなかなかわからぬ。私たちも本当にその実態というのが把握できていないのが現実でないかなというふうに思います。

そういった意味では、今回の健全化に関する法律については、いきなり再建団体ではなくて早期にシミュレーションをして健全化に向けてやると

というようなことで、2段階といいますか、そういう形になったのではないかなと思います。今の状況では、それぞれ実質赤字比率あるいは連結実質の赤字比率等については健全であるということで私も一安心をしたわけですが、そういった中で実質公債費比率が18%を超えているというように、国、道などの許可が必要というふうに言われていますけれども、実際はどんな手続、どういうことについて許可が必要なのか、ちょっとお知らせをしていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 従来地方債の発行はすべて許可制でありました。分権改革の一環として平成18年に制度改正がありまして、この許可制度から協議制度に変わったということになります。しかしながら、長期資金の適正な計画的運用を促すという意味から、18%を超える自治体についてはやはり許可が必要と、こういう定めになっておりまして、ちなみに25%を超えますと一般単独事業債、いわゆる臨道債等の事業が制限を受けますし、さらに35%を超えますと一般公共事業債、これは補助金のつく道路整備事業等でございますけれども、こうしたものも制限をされるということになりますから、今後とも適正な公債費管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 財政が逼迫する中で中期財政計画を樹立をして、それぞれこれからの事業が多いと思うのですけれども、何項目か、いわゆる健全化といいますか、将来に向けてやらなければならないことがたくさんあるわけですが、まず健全な歳入の確保という意味で財政運営のためにやっぱりあるのが遊休資産の活用、それから収入を確保ですから、公共物等への有料広告等なんかというふうに資料の中にあるわけですが、これらの庁内協議あるいは1つのガイドラインといいますか、そういうものがで

きているのか。今塩漬けの土地開発公社における土地も随分あるのですけれども、これらの有効活用あるいは売却というようなことが情報としてあるのかどうかお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 1点目の市の遊休地の売却につきましては、財産管理委員会の議決を得まして本年度7件8筆につきまして公募の手続をとらせていただきましたけれども、照会は数件ございましたが、残念ながら応募がないということでございました。その後の財産管理委員会の中でも少し価格を下げてみてはどうかという御意見もいただきましたけれども、市民の財産の売却ということもございまして、どの水準に適正価格を求めるのかという難しい問題もございまして、財産管理委員会の中で改めて審議をいただきまして、これら遊休地の処分については進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一点、有料広告の関係でありますけれども、議会で何度かこの点につきましては御質問もいただいておりますけれども、広報紙の紙面あるいはホームページ、各種印刷物あるいは公共施設における有料の広告ということでございまして、現在それぞれ担当する職員で検討を進めておりまして、かなり具体化されてきましたので、できましたら来年度早々これら広告媒体を一斉にスタートさせたいということで、現在鋭意取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 今指定管理者制度を導入をしながら、できるだけ行政のスリム化を目指しているわけですが、いわゆる市場化テストの導入ですとか、それからPFI制度の導入というものを考えているのか。市場化テストというのは、官民が共同で入札をしてどちらがどうか、行政がやるのがいいのか、いわゆる指定管理

者でなくて、行政と競争しながらその事業、サービス事業をやっていくという制度、PFIはもう建物自体が民間、民活をしてやるという制度があるのですけれども、結構全道、全国レベルなんかにそういう事例があったり、いわゆる産廃事業なんかは民間がもう投資をしながら公共の事業をやるというような事例も出ているわけで、今後指定管理者制度と並んでそういう制度も行政のコストスリム化に向けては必要でないかというふうに私は考えるわけですが、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市場化テストにつきましては、窓口業務が考えられますけれども、これらにつきましてはかなり難しい面もございますので、他市の状況をぜひ調べて研究してまいりたいと考えておりますし、またPFIにつきましてはかつて大学調査特別委員会で神奈川県立大学の準備状況を視察させていただいた折、これがまさにPFIで大学の建設と施設の管理ということで実施されたわけでありまして、名寄市立大学の開学に際しましてもこうした手法がとれるのかどうか検討した経緯もありましたけれども、規模であるとか、あるいは受け皿であるとか、また財政的、経費的なメリットがなかなか出づらいいということもありまして、その際は取り入れることができなかったという経緯もございます。近いところでは稚内が処分場でPFIでというお話もございますので、今後の施設整備の中でぜひ改めてまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） これは、すべて私が今言っているのは中期財政計画の中に項目として出ている話で、それらを研究する、推進しますという話ばかり今私言っていますので、当然そういうことについて庁内議論なり将来的な方向というのは、できないものは、それは無理だなというものが出てくると思うのですけれども、これはやっ

ぱり一つ一つ研究をしていわゆる財政健全化、将来に不安を残さないような形としてこれは常日ごろ気をつけていかなければならぬなというふうに私は思います。

そこで、その中で第三セクターの見直しというのがあるわけです。これは、いわゆる名寄市の振興公社の健全化、それからふうれん望湖台の振興公社の健全化と。これは、両方とも市の財政を多少なりと圧迫というか、将来的にどうなのだろうという疑問がありますので、ここら辺の健全化計画というか、どのように考えているか伺いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今行財政改革計画の中にあります第三セクターの見直しという項目に触れていただきました。私も小室副市長もそれぞれ第三セクターの社長ということで、当事者という立場も含めてお答えをさせていただきます。

計画の中にありますのは、1つは第三セクターの統合と、もう一つは第三セクターの廃止ということを検討するということです。廃止は、主に全道的にそうなのですけれども、土地開発公社の廃止という点が今議論になっております。これは、もう既に1市だけですけれども、廃止したところがございます。土地開発公社、御存じのとおり行政が行う施策の土地の先行取得を行うと。先行取得をして、行政がそれを実施をするときに土地開発公社から買い上げると、このような方式なのでありますけれども、時代背景もありまして、この箱物なども含めて土地を使う施策がなかなか少なくなってきたと、しづらくなってきたということもありまして、全道的には少しお休み状態の土地開発公社があるというふうになっています。全道の土地開発公社の連合協議会があるのでありますけれども、その中でも1つのテーマになっておりまして、もし廃止した場合にはどういう手続が必要なのか、現在持っている財産の関係なども含めまして研究を進めているということであり

ます。

先ほどの前の質問で、土地開発公社のありようについても言及がございました。今名寄市としては、大きな土地を持っておりましては駅前清算事業団から購入した土地、それから旧営林署の土地であります。大きな土地でありますけれども、旧営林署の土地については私のほうからこの庁舎の土地の利用も含めて警察署の庁舎でいかがかと、こういうことで北海道に働きかけておりますけれども、北海道も今大変な財政状況でありますし、まだ警察の建物の順番が来ているか来ていないかというようなことも含めてははっきりした方向が出ておりません。駅前の清算事業団から買った土地は、ポスフルのことも含めて二、三お話があったわけでありまして、その後少し小休止状態ということでありまして、また少し落ちついたらいろんな話があるのかなというふうに思っています。市としてもバスターミナルとの複合施設と、こういう計画を持っていますので、それと合致するような計画であればというふうに思っているところでございます。

また、第三セクターの関係でお話がありました名寄振興公社とふうれん振興公社、これは統合できないかという行革の中での見通しであります。それぞれ株主がいて、株主総会で決定している事項でございますけれども、今すぐは非常に無理であろうかというふうに思っております。名寄振興公社のほうは、ピヤシリスキー場を中心にして各指定団体が受けておりまして現在営業中であります。ふうれん望湖台も望湖台だけの指定管理者ということでやっておりますので、この辺の業務の統合も含めて当然将来的には検討も視野に入ってくるなというふうに思っているところでございますけれども、これも市が大株主でありますけれども、一般の株主もいらっしゃるから、そこの協議を大切にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 最後になりますけれども、先般上川議長会で主催する講習会に行つて栗山町の町議会の議会改革と申しますか、議会基本条例の勉強をして非常に参考になったなと思うのですけれども、その中でどうも我々財政には疎いといひますか、夕張なんかも本当にいろいろ隠されて、それを見抜けなかった議会もおかしいし、それだけわかっていても言えなかった部分があったのかどうかはわかりませんが、我々議会としても財政、将来的なことも含めてきちとやらなければならぬというようなことで、何か栗山ではその財政計画、理事者側が出したものを特別委員会をつくつて検証をしながら、さらに財源不足だった30億円だかを財源措置をした。いわゆるいろんなことでカットをしてというようなことだと思つたのですけれども、そんなようなこともありますので、我々に情報をいただいて、特別委員会までは別だとは思つたのですけれども、やっぱり我々も財政についてきちと理解をして、市民要望や負託はいろんな形であると思つたのですけれども、それをきちと理解をしながらやっていくことがこれから我々の議会の責任であるというふうにも考えていますので、行政の両輪としての理事者との関係をきちとしていきたいなというふうに思います。決して市長は途中で財政を投げ出さないようお願いを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきたいと思いますというふうに思いますので、ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

スズメバチの発生状況について外2件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をさせていただきます。

1点目は、スズメバチの市内における発生状況についてお聞きをしたいと思います。本年は、近年になくスズメバチの発生が増加をしているという報道が先月されておりました。名寄の状況について、私自身は周知をしておりませんが、道央、特に札幌近郊ではスズメバチの発生が昨年より約倍に増加をしているという処理の報告がされております。名寄市内の発生状況についてお聞きをいたします。

スズメバチの被害は、毎年報道されておりますが、1度刺されますと抗体ができ、2度目に刺されると死に至るとも言われています。そこで、名寄における発生の状況と処理数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

なお、公共施設における処理があれば、処理の時期と処理数についてもお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、イベントやスポーツにおける交流人口拡大についてであります。今日まで多くの議員の皆さんが交流人口の問題について質問をされてまいりました。私は、新名寄市総合計画の前期、後期にかかわりなく、総合的な考え方について3項目ほどお聞きをしたいというふうに思います。

1つには、市民参加型の観光イベントと地域特性イベントの実施事業についてであります。この2つのイベントについて、具体的にはどのようなイベントなのか、どのようなものを描いているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つに、スポーツ、自然、文化的な観光資源の活用と明記がされていますけれども、どのようなものを描いているのか。また、花観光の推進事業とはどのようなものなのかお知らせを願いたいというふうに思います。

3つ目に、農村景観や拠点施設の充実を図り、

体験型、滞在型観光の推進がうたわれておりますが、これもどのようなものを描いているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、ごみ処理にかかわる対策についてお聞きをしたいと思います。今日地球環境が重大な問題となっていることは承知のとおりでございます。日常生活を送る上では、余り実感のわからないものなのかもしれません。地球温暖化、熱帯林の減少、多くの排出物に伴うオゾン層の破壊や環境ホルモンの問題など、地球規模での環境問題はその深刻さを増していると言って過言ではないというふうに思います。大量消費による資源の枯渇もその1つであると思います。大量生産、大量消費、大量廃棄物社会から脱却をしていかなければならないだろうというふうに思います。環境にかかわる事項は多くありますが、できることから1つずつ進めていくことが重要だと私は考えているところでございます。

環境問題については、循環型社会の形成が重要と考えます。循環型社会の形成には、リデュース、リユース、リサイクルの促進が最大の課題であります。政府のリサイクル目標として平成22年度には24%としておりますが、名寄市としてどのように進めようとしているのか、3Rの促進にかかわる目標と啓発についてどのように推進しようと考えているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ただいま大きな項目3項目の質問をいただきました。1と3は私のほうから、2項目めは経済部長からの答弁となります。

それでは、1項目めのスズメバチの発生状況についてお答えいたします。今年度のスズメバチの発生につきましては、駆除の相談等が名寄地区で40件あり、実際の市職員が出動しました現地駆

除が30件程度であります。発生状況が昨年の駆除で名寄地区、風連地区で130件と数で比較しまして半減以下でありました。これにつきましては、巣をつくる行動が活発になる6月の気温の低かったことが名寄市における発生状況の少なかった原因と考えております。風連地区における状況についても簡易な駆除が5件程度、その他一般家庭以外の施設、事業所では防護服等の貸し出しにより対応しており、学校、児童会館等で名寄、風連地区とも二、三件程度であります。公園につきましては、浅江島公園で8月に2件発生し、建設水道部との共同作業により駆除を行っています。今後も発生状況により広報等による周知を促してまいりたいと考えております。一般的な被害防止について広報を行い、状況によっては地元新聞、FM放送等も活用して市民に注意を喚起したいと考えております。

続きまして、3項目めのごみ処理にかかわる今後の目標、(1)、循環型社会形成の目標はについてお答えします。快適な市民生活を求めている生活様式は大きく変わりました。平成12年度に循環型社会形成基本法の制定、資源有効利用促進法、廃棄物処理法の改正が行われたほか、3R促進の個別立法、容器包装、家電、食品、建設、自動車リサイクル法もあわせて整備され、社会全体で循環型社会の実現に向けた取り組みの基礎が確立されました。このような状況の中で、生産から流通、消費、廃棄に至るまで環境に配慮するとともに、リサイクル意識の高揚を図り、市民、事業者、市がそれぞれ担うべき役割や責任を理解し、3Rの推進、ごみの減量、適正処理の確保、資源の有効活用など、地域全体で循環型社会形成の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本年7月までに2回の名寄市廃棄物減量等推進審議会を開催し、平成19年度から平成28年度までの10年間を期間とする名寄市一般廃棄物処理基本計画を策定し、9月10日に配付させていただきました。審議会が終了してから旧名寄市を

主とした記載の内容から、できるだけ新名寄市ベースに文言の整理をさせていただいたことから、時間を要したことに対して御理解を賜りたいと思います。

ごみ処理基本計画を計画的に推進し、実効性を確保すべき目標値として、次の3点を計画の中で掲げました。1点目は、平成17年度1人1日当たりごみ排出量に比べ、10%以上の削減を目標といたしました。これは、平成17年度の排出原単位、1人1日当たりごみの排出量のことですが、1,098グラムを基準として毎年1%ずつ削減し、目標年次の平成28年度には982グラムまで削減し、排出量は人口減少も加味し、1万2,515トンから9,945トンと、おおむね20%近い減といたしました。

2点目のリサイクル率の目標値は、ごみ総排出量の将来予測と均衡を図り、基準年次の19%と比べ24%と設定いたしました。これにつきましては、国の基準は平成22年度で24%と高い数値になっておりますが、17年度までの実績と今後の人口減少とごみ排出量の将来予測との均衡を図りまして多少低目の24%と、24%は28年度の目標設定値といたしました。

3点目の減量処理率の目標値は、ごみ排出量の将来予測及びリサイクルの実績と連動させ50%程度と設定いたしました。また、社会情勢の変化や関係法令制度の見直しも想定され、平成23年度を中間目標年次と設定し、新名寄市総合計画との整合性も図りながら見直しを行いたいと考えております。地域全体で循環型社会形成の実現に向けて、一層の分別収集の徹底とリサイクルの推進を図ってまいりたいと考えております。

ごみ減量化対策に伴う啓蒙対策につきましては、ごみ減量化を効果的に推進するためには生産者、流通、販売者、消費者のすべてができる限りごみを少なくする工夫をし、環境に配慮した生活を心がけるなど生活、行動スタイルの見直しなどを自発的に促進するために使い捨て製品や過剰包装の

自粛、買い物袋を持参しレジ袋の量を減らす、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、広く市民が参加し、効果的な普及と活動を推進したいと考えております。

家庭から排出されるごみの分別収集等適正な処理は、市民、町内会の協力でかなり進んできましたが、レジ袋、廃食用油対策等、新たな課題も出てきました。家庭ごみ有料化の住民説明時の原点に立ち返り、紙製容器を含む分別収集の徹底を初め、新たな課題についても数カ所のモデル町内会と協議を行い、全市的なごみ減量化を進めてまいりたいと考えております。最終処分場に直接搬入されるごみの割合が高いという地域事情もあり、事業活動に伴って生じたごみは事業者が自己責任で処理することを原則とし、事業者責任について啓発、指導を行い、自主的なごみの分別、減量化に向けた取り組みについても進めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 交流人口拡大のお尋ねのうち、初めに観光資源による拡大対策とお尋ねでございます。名寄市の観光資源につきましては、NPO法人なよろ観光まちづくり協会が核となって夏はひまわり、ふうれん望湖台自然公園での自然体験、冬はスキー場、サンピラー現象等の取り組みをしてきております。

お尋ねありました具体的な観光イベントと地域イベントですが、基本的に観光型イベントとして名寄、風連両観光協会と市が主体となって行っております。てっし・名寄まつり、風連白樺まつり、なよろ雪質日本一フェスティバルとし、地域特性イベントはなよろ産業まつり、アスパラまつり、風連ふるさとまつりなど等を位置づけしております。本年6月に実施いたしましたアスパラまつりを除き、平成18年度全体では14万9,000人の入り込みとなり、市外からは5万5,600人

と試算をさせていただいております。広域観光団体と連携を図り、旅行会社を通じてのPRを行い、さらに交流人口の拡大に努めてまいります。

また、道の駅が着工し、来春オープンすることから、剣淵、名寄、美深、音威子府、中川の5つの道の駅をネットワーク化し、地域特性を生かした道の駅を都市へ情報発信することによって交流人口の拡大にも結びつけたいと考えているところでもございます。

次に、文化、スポーツによる拡大対策についてでございますが、今年8月、ピヤシリシャンツェがスキージャンプ競技、道立サンピラーパーク交流館がカーリング競技のJOC認定競技別強化センターに指定されたところでございますので、両施設を利用したトップレベル競技者の育成強化が図られ、国際競技力向上が期待されており、名寄での強化合宿が一層多くなるものと思われまことから、スムーズな受け入れと施設の有効活用を図りながら交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

自然、文化的な観光でございますが、春には雪解け水が豊富でマイナスイオン効果が大きい比翼の滝、晨光の滝を初めとして、ふうれん望湖台自然公園、サンピラー、ピヤシリ周辺などの美しい自然があり、また文化的な観光資源として北国博物館では名寄の自然や歴史について情報が発信され、獅子舞、御料太鼓などの郷土芸能、農業用施設を利用した農村景観づくりの壁画など、観光資源を活用し、点から線に結びつけ、広域での連携強化を図り、交流人口の拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、花観光の推進でございますけれども、北海道では平成14年度に北海道観光の国づくり行動計画を策定し、花の観光づくりとして花を見るだけではなく、食べたり温泉につかったりなどとの有機的な連携を図るなど、花を呼び水とした花観光の推進を図ってまいります。本年度サンピラーパークがガーデンアイランド北海道2008のサ

テライト会場として登録されました。このことにより花と緑のネットワーク化が図られ、全国に情報発信され、交流人口の拡大が見込まれるものと考えているところでございます。

次に、イベントによる拡大についてのお尋ねでございます。近年観光は、見る観光から体験する観光へ、団体旅行から個人旅行へシフトしつつあります。農村地域におきましては、アスパラ、ジャガイモなどの名寄の特産品を観光客みずから収穫し、食していただくといった農産物あるいは農村景観を観光資源として活用した農村観光がふえつつ、新しい旅のスタイルとして関心が高まってきております。本年は、先日札幌から1泊2日の体験ツアーに22名が参加し、かんだファーム、よねざわ農園、リリーファームの3農家が受け入れに当たりました。ツアータイトルは「秋を収穫まるかじりツアー」で、都会に住む人たちにしゅんの野菜をその場で食べてもらうとともに、美しい農村景観を見て楽しんでもらうというものでございます。参加者は、新鮮野菜の収穫作業も体験し、思い出を深めていったと聞いているところでございます。

また、農業サイドにおきましては農業、農村の持つ多面的機能を生かして、都市と農村の交流を深めるためグリーン・ツーリズムを推進しており、体験農業、農家民宿、ファームレストランなどを展開している事例も多くあります。本市においても市民を対象とした体験農業は多く取り組まれており、9月9日には名寄地区グリーンアドバイザー協議会主催によりますところの食育オリエンテーリングが親子を対象に50組参加されて、市内8戸の農園、名農、ふうれん特産館で農業体験を開催してきたところであります。また、7月に実施されました天塩川カヌーツーリング大会は道内から48艇、90人が参加し、地域交流を含め、流域内の地域振興を図る機会として交流人口拡大にも大きく寄与しているところというふうに考えているところでございます。道立サンピラーパー

クの整備も進みまして、オートキャンプ場、ふるさと工房館もオープンし、名寄地区の観光資源と農村景観、自然公園を生かした風連地区の観光資源とを融合させた新たな観光ルートについても調査研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

スズメバチの問題については、先ほど答弁があったように名寄の6月の低温によってということなのではないでしょうか。昨年よりも3割ぐらいの状況だろうというふうに思いますけれども、特に公共施設にかかわっての対処、恐らく先ほど答弁がありました40件のうち30件が職員が処理をしたということではありますが、この処理後の扱い、いわば巣を撤去したからといって、その危険性が少なくなっただけではないというのが専門家の大方の見方であります。このスズメバチ、普通のハチもそうではありますが、巣を撤去しても巣にいないハチは4日から1週間ぐらいはそばに寄ってくるという、そういう性格のものだそうでありまして、この対処方についてどのように行ったのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 一般的にスズメバチにつきましては、今竹中議員おっしゃいましたように3日ないし1週間程度、出ていったハチが戻ってきて2次の被害が出るということもありますので、一般家庭につきましては担当しました職員が直接出向きましたので、それについては指導をしております。そういうことがありますので、御注意くださいという指導をしています。公共施設の関係につきましては、私のほうでちょっと掌握しているのは浅江島公園と名寄公園のSL、キマロキのほうにつくりました看板で、すぐに戻

ってくることがありますのでということでの注意看板を設置したというふうに聞いております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今浅江島公園と博物館のキマロキについてということが報告ありましたけれども、そのほかでなかったのかどうか。昨日商工団地のこまどり公園に行きましたら、大きな木に3枚、注意事項の張り紙がされておりました。まだ葉っぱが枯れているわけでありませんから、巣がどこにあるかというのがわからないのかもしれませんが、あのそばに実は子供の遊具がたくさんあるのであります。木のそばだけで危険だということにはならないのではないのかというふうに私は感じているのであります。浅江島公園の問題もそばに張ってあるから、それで済むという、そういう次元の問題では私はないというふうに思っております。そういう点からすると、非常に対処方が、管理が不十分だと私は思っておりますけれども、その辺の考え方について再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私、大橋のほうの公園はちょっと承知しておりませんで、大変申しわけなく思っています。今言われたように私どもも対処の仕方については不十分な面もあるというふうに思っておりますけれども、ただついているわけにもいかないということもございまして、こういう対応しか今のところ考えていませんが、これからなお研究をさせていただいて対応の仕方を考えていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） スズメバチの問題については、ことしはそう大きくこれからはないと思いますから、次年度に向けてと。大きな事故が起きてからでは遅いわけでありまして、巣をつくる6月ごろから先ほど部長の答弁の中にありましたように地元新聞あるいはFMあるいは広報での差

し入れというのですか。広報での啓発行為、そんなことを私はやったほうがいいのかというふうに思っています、これは単発ではなくて一、二回やる必要があると思いますし、これはハチの巣が見つかった時点では早急な対応ということも必要でありますし、そういう市民も窓口を知らないということもあるでしょうし、春の浅江島公園のカラスの問題ではないですが、結果的には木を切らざるを得なかったということもありますから、早目の対応と広報活動を十分にさせていただくことを求めておきたいというふうに思います。

2つ目に、交流人口の拡大の扱いであります、これも今日まで多くの議員から交流人口の拡大ということで質問がされてきました。交流人口の拡大という意味でいきますと、地域の活性化だったり、あるいは経済効果だったりということが私はあるなというふうに思っておりますが、そこで先ほど答弁がありました地域型あるいはその他の中身でいろいろ、観光イベントの中身でそれぞれ産業まつりあるいはアスパラまつり、風連白樺まつりや望湖台の祭り等々を含めて、観光イベントと地域性の特性のあるイベントと分けて答弁がされましたけれども、本年実は中止になったひまわり、これはセンチュウの問題で中止になったわけでありまして、たしか6月の岩木議員の質問に答えていたというふうに私は記憶をしておりますが、9月には一定の方向性を出したいというふうに答弁をされていたというふうに思いますが、この経過についてどのような議論がされたか、もし結論が出ていればお聞かせを願いたいというふうに思いますし、名寄の祭りについてはNPOのほうでやっているのだらうと思いますが、この取り扱いも今後どうしていくのか。方向性ももし出ているのだとしたら、それについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ひまわり畑についてのお尋ねでございました。今年やむなくそうい

ったシストセンチュウの被害が心配されるという
ようなことで休止をさせていただきましたが、お
かげさまでMOA名寄農場さんの御厚意によりま
して続けることができました。数こそ少ないので
すけれども、多くの方々にお集まりをいただいた、
見ていただいたということでもあります。

6月の定例会の折にもお話しさせていただきました
ました。早い時期にすぐ検討を進めていきたいとい
うようなことで、早速庁内に検討会議を立ち上げ
まして検討してまいりました。最初の北山から含
めて今までの開催してきたところ、あるいは智恵
文のところ等々、風連も含めましてどういった適
地があるのか、それから被害に結びつかないのか、
そういったようなことで検討をさせていただきました。
今現在私どものほうでは、健康の森に入っ
ていきますところ、ことし振興公社の御厚意によ
りまして50アール、あそこにひまわりを植えて
いただきました。多くの観光客が足を運んでいた
だきました。そのずっと山際、山といいたしまし
ょうか、東側のほうに向けて道の土地がございま
す。それがあらゆる面で一番いいかなという、最適
地というようなことでの判断をさせていただいてお
ります。今非公式に道あるいは上川支庁とも御相
談をさせていただきまして、振興公社を中心にお
話をさせていただいております。私どものほうも
そういったことでお貸しをいただけるというよう
なことになりますと、ぜひそんなことでは取り組
んでいきたいと思っておりますし、私どものほうも
行政としても一定の支援をしていきたいというふ
うに考えているところでございます。

なお、また先ほどお話がありましたように20
08年は花フェスタの会場でもございます。そんな
ことでは、サテライトとして設けられておりま
すから、来年度事業は道のほうで植えられるの
ではないかと。何を植えるかというのは、まだほか
の部分はわかりませんが、ぜひともひまわり
の部分につきましては私たちの希望している
ところにひまわりを植えてほしいというようなこと

での要請行動を今行っていて、返事待ちというふ
うになって、感触は大変よいというふうに承って
おりますので、御理解をいただきたいと思ってお
ります。

それから、もう一つのなよろのおどりござい
ますが、御案内のとおり合併後に風連の神社祭り
となよろのおどりが重複すると、かぶさるという
ようなことでございまして、何とかならぬかとい
うようなことでございました。そんなことでは会
合を開かせていただきまして、実行委員会にもお
諮りをさせていただきました。結果として、こと
しにつきましてはといたしまししょうか、白樺まつり
の18日の望湖台自然公園でやりますそのこの
ころの会場に今までの踊り、3つの踊りをそれぞれ
持ち込んで踊って見たらどうだろうと、そしてそ
れにかわる分として翌日アスパラまつりを開催し
てはどうだろうかというようなことで、そういつ
たことでの意見調整をさせていただきました開催
いたしました。おかげさまで大変多くの方々にお
運びをいただきましたし、かつての白樺まつりも
多くの方々にお運びをいただきました。そんな
ことでは一定の成果が得られたのかなと思ってい
ます。ただ、今休止状態にしておりますものでは
から、今後なよろのおどりの部分につきましては十
分関係者と協議をさらに重ねて検証しながら、結
果、成果を踏まえながらまた来年の方向性につ
いて早急に探っていきたい、方向性を示してい
きたいというふうに考えておりますので、もうち
よっとお時間をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 済みません。連絡が悪
くて申しわけなかったのですけれども、今お話が
ありましたひまわりの関係で、実はきのう付で道
から許可が出まして、サンピラーパークの指定管
理者として振興公社があそこの9ヘクタールほど
ある土地について、ひまわりとそのほかの花を植
えたいと、こういうふうに申請しましたら、きの

う付の日付できょう連絡が入りまして、承知したと、ぜひ指定管理者の責任でやってほしいと、こういうことでもありますので、来年はあそこにコスモス、ラベンダー、ひまわりを植えていくということにしたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ひまわりの関係では今今副市長のほうから、来年は花フェスタのかかわりもあるのですが、健康の森ということでもありますから、それはきちっとやっていただけるというふうに思っています。

交流人口の関係で、持田議員がスポーツ交流の扱いで若干質問がされましたけれども、これはスキーの問題あるいはカーリングの問題等を中心にされてきました。実は、今答弁がありましたようにJOCのかかわりでは2010年でありますから、3年間の時限つきでありますよね。それ以降の扱いや今日まで、確かにJOCが強化地として指定をされたということでは若干の交流人口があるのかもしれませんが、行政としてこのスポーツにかかわって今日までどのような運動というか、関係団体への働きかけ等を含めてやってきたのかどうか。

また、2010年以降のJOCがそこから撤退するかどうかはわかりませんが、この競技強化センターから外された後の行政としての働きかけ方、あるいは観光協会としてどういう扱いをするのか。これは、必ずしも私は行政だけではできないなど。各関係団体、競技を持つ関係団体との扱いもあるのですが、今後どのように扱うのか、あるいは今日までどのように関係他市との要請をしてきたのかについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） ピヤシリシャンツェ、それからサンピラーパークのカーリング場がJOCの指定ということで認定されたということは御存じのとおりであります。

これにつきましては、まずピヤシリシャンツェは設置者ということで名寄市のほうにお話がありました。そこで、教育委員会とも相談をしながら、特にお話がありましたとおりこの両競技とも単にJOCと名寄市という関係だけでなく、必ず全日本レベルの競技団体が中に入ってまいります。全日本の競技団体が選んで、そしてJOCが認めると、こういう形になってございまして、ジャンプの場合は白馬と名寄がJOCと、こういうふうに相なりました。また、カーリングの場合は道内で常呂と名寄と、それから長野と3カ所と、こういうふうになりまして、これはやはり競技団体が中心になるということでございますから、私どもは特にジャンプの場合は名寄のスキー連盟を通しながら競技団体に働きかけてまいりまして、全日本スキー連盟が主催する会議も2回ほどありまして私出席をさせていただきました。その中で、このように認定されたということになります。

これは、認定されたからよろしいのではなくて、いかにそれでは選手の練習環境をつくっていくかということになります。当面オリンピックということでありますから、3年ということになっていきますけれども、決してそういう考えは持っていないで、JOCといたしましてもオリンピックの一流選手だけでなくジュニアの育成も含めてというふうに考えておりますので、当面の目標は次のオリンピックでありますけれども、特にスキージャンプの関係については年限を区切るということは考えていなくて、よっぽど情勢の変化があれば別でありますけれども、ジュニアの育成も幅広くやっていきたいと、こういうような関係でありますから、私どもとしてはなおスキー連盟を通じまして全日本スキー連盟に、そしてJOCに名寄としてはきちっと受け入れていきますと、こういうことを伝えながら指定が変更しないように働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今、副市長のほうから

シャンツェの扱いについては2010年以降もと。これは、必ずしもそうなるかどうかというのはわかりませんが、ただ私はその後もきちっと各団体への要請行動等々を含めてやっていかないといけないだろうなど。ただ、中身的にジュニアの養成も含めてということでありませぬけれども、ただ単にピヤシリシャンツェが大会を開けばいいという問題ではないと。今言われたように強化選手をどれだけこの場所に呼ぶか、あるいはジュニアをどれだけ、滞在期間が長ければいいというものではないですが、そういうことをやっぱりきちっと要請をしていくということが私は重要だというふうに思っていますので、シャンツェもサンピラーも若干の希望はあるのかなというふうに思っていますが、私はそう大きく希望を持っているわけではないのでありますが、しかし来ないより来たほうがいいというのが中身でありますから、そういう意味では今後も行政として精いっぱい交流人口の拡大に向けて努めてもらうということを求めておきたいというふうに思います。

次に、農村景観や拠点施設の充実の関係で、体験型や滞在型ということで質問をいたしました。22名ほど体験で来ているということですが、その年代についてどのような方が来られたのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 22名の内訳については、現在手元に把握しておりませぬので、後ほど資料として提供させていただけたらと思いませんけれども、お時間いただけますでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、名寄の場合は都市型農村ではないものですから、体験型の場合は1泊でもすればできるのかもしれませんが、体験型観光を推進をするというのはかなり厳しい状況にあるのかなと、時間的に。そこで、地域や年代のターゲットをどこに絞っておられるのか。今回は札幌だったそうですが、それについて考え方が

あればちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） こういったたぐいのものにつきましては、今まちづくり観光といひましようか、そちらのほうで取り組んでいただいていることもありますし、先ほどの22名に御参加いただきました札幌からの1泊2日の体験ツアー、これにつきましてはこういった3人の方々の受け入れ農家がそれぞれ工夫を凝らしてチラシをつくり呼びかけをしているということでございませぬ。行政のほうにもこういうことでやりますので、お力添えをというようなことで、私どもいわゆる支援はさせていただいているのですけれども、今お尋ねありましたようにこういったたぐいのものでございませぬ。これらについては窓口も含めてどこか整理してアドバイスできるようなこと、行政が全部主体的にやるというのではなくして、そういった方々に対する支援をするような窓口を今後農業振興対策協議会あるいは農業計画の中でも織り込んで、あるいはまた観光協会とも連携をとりながら進めていかなければならないのかなと。私ども農業・農村計画の中でもこういったものは重要な位置づけにさせていただいておりますから、体験交流を含めて。そんなことで、またお時間をいただいで検討をさせていただきたいなと思っております。

以上でございませぬ。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、質問をちょっと変えたいというふうに思ひませぬ。

先ほど花観光の問題では、いろいろ御説明がございませぬましたが、この4月からガーデンアイランドと先ほど答弁がありましたけれども、花観光との関係というか、名寄市で今計画をしているというか、事業として持っている、そこら辺の関係についてどのようにしていくのか。いわばガーデンアイランドについては、名寄市の名前が載っていま

すから。一方で、花観光は事業として市もそれについているわけで、その関連性というのはどういうふうに考えておられるのか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 理解させていたしておりますのは、ガーデンアイランド2008の部分につきましては、札幌のほうで事務局を設けて実施をされているというふうに伺っております。先般この事務局を預かっている方が来られまして、名寄での打ち合わせをさせていただいております。今とりたてて名寄市にこういうものというわけではないのですけれども、道と、それから事務局、実行委員会を含めて協議をさせていただいているというふうに思っておりますので、名寄市のほうにお手伝いする部分がありましたら、また今後詰めていくことになるのかなと、そんなことで受けとめさせていただいております。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 観光の問題では、ほとんどがNPOのところ为主体的に、新総合計画の中ではそれぞれ事業計画があって、結果的には全部一緒くたにNPOという、そういうふうにも思わざる得ないというか、思ってしまうのです。ですから、主体は市でやっていくということは、私は事業計画はそういうふうにつくっている以上は、金や何かの問題は別にしてもきちっとやっぱり主体性を持ってやっていかなければならないというふうに思っているところです。

先ほどからそれぞれスポーツ関係を中心にしてどうかかわったかということも質問をしていますが、市としてどのような情報発信を今後していけるのか。名寄は、こういうものがあって、こういう観光があってとかを含めて、全体的な情報発信のあり方あるいはネットワークの使い方とか、ネットワークのあり方について考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 観光は両NPO、両N

POというのは名寄と風連でございませけれども、そちらの観光まちづくり協会あるいは観光協会、こちらのほうに今まで市が自前でつくっていたパンフレットの作成なども含めましてすべてお願いをするということです。したがって、全部預けて終わりということではなくて、もちろん企画段階、そういったものはすべからく私どもも入って企画をしていくと、調整をしていくと。実施の段階ではNPOをお願いをするということですから、名寄の観光の問い合わせも含めてすべてNPOをお願いをすると。私は知らぬということには絶対ならないと思っておりますので、おっしゃるとおりきちっとかわっていきたく。

特に花観光の関係ありましたけれども、花観光についてはひまわりを中心にして、健康の森のツツジ、風連のシバザクラ、それからズミ、こういったものが花観光の柱になるだろうと。それに花フェスタをどうつけていくかということになってくるといふふうに組み立てをしております。したがって、それらを組み立てるときに全部お任せではなくて、私どもも入ってきちっと組み立てをしていくということでありますので、予算だけやって終わりということでは決してございません。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間ありませんから、次に進めさせていただきます。

ごみ対策についてであります。実は先ほど答弁の中で、一般廃棄物処理基本計画というのが月曜日に配付をされました。私は、質問するに当たって、この計画書が出るとは思っていませんでしたから、非常に私としてはやりづらいというか、質問が多くならないという状況であります。ただ私がちょっと思ったことは7月31日、民生常任委員会が開催をされまして、そこではたしか聞いていたところによると、この計画書がすぐ出てくるというふうに報告はなかったように聞いております。1カ月過ぎて報告書が出てきたと。確かにいろいろ人的な問題も含めてあったのかもしれ

ませんが、私としては今回の質問で若干不本意な質問になるかもしれませんが、質問させていただきたいというふうに思います。

そこで、基本計画書の中で明記がされておりますごみの排出量についてであります。実は収集搬入と直接搬入、回収搬入というか、それと直接搬入2通りあるわけですが、この中で収集搬入が5,758トン、うち埋め立てごみが1,878トン、直接搬入で6,182トン、埋め立てがそのうち約75%の4,604トンというふうになっていますけれども、この直接搬入の埋め立てのごみの割合が非常に高過ぎるというふうに私は思っております。この内訳について、個人搬入と事業系搬入の内訳についてわかればお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 直接搬入ごみの中で埋め立てごみが4,604トンということで、このうち風連処分場の関係につきましてはおおむね500トン程度、残りが内淵処分場というふうに数字を押さえておまして、全体では家庭系ごみというのは業者が持ち込まないものを一応家庭系ごみと。それから、例えば高齢者事業センターも含めて業としている人方が持ち込んだものを一応市として事業系業者持ち込みということをしているのですが、この比率でいいますと名寄市全体では20%が家庭から持ち込まれたごみ、80%が事業、業者から持ち込まれたごみ、これは風連処分場は事業系ごみでなくて全部一般家庭ごみということになっていますので、それを差し引きますと内淵処分場では10%の家庭ごみ、90%の業者が持ち込んだものというふうになります。この高い比率につきましては、埋め立て処分の料金を徴収していますので、そこでのデータ入力から計算しますとこういう形になりますので、実際家庭ごみだったのか事業系ごみだったのかについては、もう少し事業系ごみの割合は少なくなろうかと思っておりますが、業者持ち込みということの

比率で御理解賜ればと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、なぜこのようなことを聞かかると、8月にある企業の職員が今まで一緒に全部埋め立て処分に持っていったと。だけれども、分別をして持っていきたいのだけれども、バックヤードがどこにあるのかと。それと、もう一つは、私はそれは率先して資源ごみをいわば埋め立てにすることによっての金がかさむわけありますから、そういった意味ではそういうこともあるのかなというふうに思いましたけれども、中身的に企業での分別のあり方や、あるいはバックヤードの場所の問題を含めて余り行政としてきちっと周知をしていないのではないのかというふうに私は実は思ったわけです。そういった意味からすると、今後の資源ごみも含めた分別も多くなってくるでしょうから、そういった意味では少しでも埋め立てごみを減らす、そういう作図というか、つくりを今後していかなければならないのだろうというふうに思うのです。そこで、企業への啓蒙の扱いについて今後どういうふうにされていこうとしているのか。いわば企業が直接持ち込むごみの分別のあり方あるいはバックヤードのあり方。

そして、実は総合計画の中でも旧焼却炉の跡地にバックヤードの建設も書かれておりますけれども、私はいつあの焼却炉を壊すか承知をしていますが、たしか後期だったような気をしておりますけれども、後期というと6年後になってくるわけですので、それではバックヤードのところも今一部民間活用されているようですが、だんだん狭くなっていくのではないのかと、分別を多くすることによって。そういう意味では、バックヤードも早急に私は建設が必要だというふうに思っていますが、この3点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 事業系から出

るごみにつきましては、事業者の産廃分も含めまして自己処理という形を原則にしておりまして、今まで積極的にPRしていなかったというふうに考えています。

それで、現実的な対応としましては、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶につきましても市のほうで収集をして洗浄するなり加工をして圧縮をして業者のほうに有価物として処分しているものですから、受け入れは一定程度やってきました。すべてを受け入れるためのスペースを確保しているかどうかについては、ちょっとスペース的には十分足りないということもありまして、一部の方々が利用されて、市はそれを圧縮して有価物に切りかえてお金にかえています。そういう状況でしたので、今回の計画書の中でも竹中議員おっしゃるとおり持ち込みごみの、直接搬入ごみのウエートが高く、一般家庭ごみからは一定程度資源化あわせて減量化が進んでいるけれども、事業系については十分進んでいないのだという御指摘については私たちも同感だと思っております、その辺についてはこれから積極的に調査をさせていただいて、指導までいければなと思っております。例年最終処分場での受け入れで、ごみの中で分別が不徹底されている業者の関係については、一定程度清掃週間とか何かを含めまして調査はしているのですが、その辺も含めてもう少し徹底化を図って資源化、減量化につなげたいと思っております。

それから、埋め立て、清掃工場の跡利用の関係につきましても、財源問題もかなりネックになっておりまして、総合計画では後期計画の中で対応したいというふうに考えています。そのときに、ただ壊すだけでは国の3分の1の補助金が得られないものですから、リサイクルセンター等の跡利用とワンセットの解体撤去となっておりますので、その部分につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、ちょっと質

問を変えたいと思いますが、ごみの問題で家庭ごみ、多くは家庭ごみにかかわるのですが、この間も私は何回か質問をしておりますが、販売店における過剰包装のあり方、これの抑制も必要だというふうには実は思っています。この間、私も質問をさせてもらいまして、しかし進まないというのが現状だというふうに言われておりまして、特に大型店が来ることよっての排出量というのはかなり出てくるだろうと私は思っていますから、そういった意味では一般小売業あるいは大型店のそういった過剰包装のあり方についての啓蒙も必要だというふうには思っていますが、今後の対策も含めてあればお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 6月の佐藤議員のときにも実はお答えしたのですが、レジ袋の抑制について流通関係の大手のところを中心にして会社訪問をさせてもらおうと思っておりましたが、ちょっとこちらのほうの準備がおくれています、それから大型店の多くがエコカードを既にやっていたところも取り組まれたということもありまして、ちょっと私たちの対応ができていますが、10月以降今言った過剰包装の問題とレジ袋、レジ袋もマイバッグが100円ぐらいで積極的に進めている流通業界の動きもありますので、その辺の実態調査、お願いも含めて10月以降対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしたいと思ひます。

実は、家庭ではこのようなごみ袋を使っているのです、有料袋。私が今回持ってきたのは炭化ごみの袋であります。これ両方とも同じように見えるのでありますが、しかしどういいうわけかこんなに小さくなっているのです。1.5センチ小さくなっています。私は、毎日というわけではありませんが、家庭でごみ処理もやっていますから、この

袋だけを置くわけではなくて、入れ物に入れて袋を中に入れてごみを入れている。最近何か小さく感じた。それで、いろいろ調べてみたのですが、初めはわからなかったです。ところが、たまたま古い袋がありまして、はかってみると1.5センチ、15ミリ高さが短いのです。袋も実は古いものは伸びるのでありますが、新しいものは切れるのです、伸びないで。ある人の話を聞きますと、市に苦情を言ったら、ごみをぱんぱんに入れるから破けるのだというふうに言われたというのです。これはいかがなものかと。

今国民健康保険税あるいは介護保険等々を含めて非常に重税感がなくて、少しでもごみ……大したことないですよ。大したことないのですが、しかし重税感があることによって少しでも捻出を、そういうところから出費を少なくするということが通常の家庭だろうと私は思っています。そういった意味では、市でこれについてわかったのか、今後どうするのか。結果的には、ごみの出す金額が高くなるということになるわけです。何%か計算はしていませんが、そんなことでちょっと最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 指定ごみ袋の関係につきましては、本年6月に2回、電子相談窓口にお問い合わせがありました。そして、私もそれなりに調べたところ17年度までの袋、竹中議員の持っている袋は若干縦長でした。ちょっと大きかったのかもしれませんが、それで、18年度に合併したときに少し横長にして、寸法は変わりましたが、容積は40リッター、20リッターとかということで同じ容積になっています。それで、問題は、私たちも生活ではぱんぱんに入れるのですが、設計上としましては通常の量で40リッター確保できるというふうになりますので、有効な利用としては45リッターとか、もうちょっと余計に入ったのかもしれませんが。

それで、どうも薄いのではないかと、破れやすいの

ではないかという意見が4件ほど、電話2件と電子相談が2件と4件あったそうですので、その辺につきましては来年度、20年度のまた新しいごみ袋を一年一年つくっていくものですから、そのときの薄さが0.03ミリということで同じ基準になっているのですけれども、そういう苦情が4件あって、それ以降はずっと苦情なかったものですから、落ちついたものだなというふうに私たちも認識しておりましたので、何年間分もごみ袋はつくっておられませんので、1年間分ずつつくるだけ入札をして発注しておりますので、その意見については貴重な御意見として来年度の発注する分にちょっとその辺検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担についてお尋ねをしたいと思ひます。定率減税の全廃等によって、今年度の住民税の負担は非常に大きなものとなりました。国保加入者には、これに加えて国保税の増税があり、暮らしへの負担が非常に大きなものとなりました。名寄信金の景況レポートでは、マイナス基調に推移し、引き続き厳しい状況が続く、停滞感を強める厳しい見通しとなっています。このように景気動向が思わしくない状況下でのさらなる負担増は、私たちの暮らしに重くのしかかってきています。

私たち日本共産党名寄市議団が春に行った市民アンケートでも国保税の値下げを望んだ人が6割にも上っています。年金者の方からは、年金は上がらないのに負担ばかりふえる、病院代も年々多くなってきている中、これ以上どこを削ったらいのかなど悲痛な声が寄せられています。納付通知書を手にしたときの驚きは怒りとなりました。

何かの間違いではないかと思って役所に行ってみた、こんな声がたくさんありました。市民からの窓口への問い合わせはどのようになっているでしょうか。対応についてはどのようにされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

行政報告には、軽減措置を受けた世帯が総世帯数の60.8%になるとありました。現在申請による2割軽減についても該当する世帯には郵送などによって親身な対応をされていると聞いています。しかし、この軽減措置の範囲を少し超えた部分の世帯については大変重い負担になるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

名寄市国民健康保険条例第10条に、「次の各号のいずれかに該当する場合においては、市長は減免することができる」とあります。この3号に前2号（貧困により生活のため公私の扶助を受ける者）に準ずべき者となっています。この条項によって、こうした方たちが減免を受けることはできないのでしょうか。

次に、来年4月から75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度が始まります。老人保健制度により医療給付を受けている約3,500人の方々がこの医療制度に移行されると聞いています。このうち国保加入者は何名でしょうか。また、現在74歳の国保加入者は何名いらっしゃるのでしょうか。こうした方々が国保から抜けることによって、市の国保会計への負担はどのようになるのでしょうか。

半年後にはスタートするこの制度ですけれども、ほとんどの方が知りません。何となく聞いてはいるがという方でも中身についてはほとんどわからないという状況です。この制度自体がまだまだ具体的にない部分を多く残しているわけですが、対象が75歳以上という高齢者ですので、わかりやすくお知らせすることが求められていると思いますが、この後期高齢者医療制度の市民への周知についてお伺いをします。また、今後の周知予定についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、上下水道料金体系の統一についてお聞きしたいと思います。この件については、委員会付託をされていますけれども、基本的な考え方についてお伺いをさせていただきたいと思います。合併協議会の中でも大きな懸案事項であった上下水道料金の統一が今議会で提案されています。日常生活、営業と欠かすことのできない重要な事項だけに早期の解決が望まれます。しかし、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に規定されているように、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないというこの基本に沿って入念に練ったものにしていかなければならないと考えます。

また、先ほど来からお話ししていますように国の構造改革のもとで暮らしへの負担増は非常に重いものになっています。これ以上の住民負担をなくしていくことが今最も求められていることではないでしょうか。

そこで、新上下水道料金についてお尋ねをしたいと思います。提案されています新料金では、基本料金に設定している基本水量を5トンに統一されていることで、使用水量の少ない単身者や高齢者の皆さんにとっては配慮されたものとなっていると思いますが、風連地区の上昇率がマイナスになっている使用水量9トン以下の世帯の割合はどのくらいでしょうか。また、名寄地区の使用水量5トン以下の世帯の割合はどのくらいになっているのでしょうか。

子育て中の世帯で、夫婦、また小学生の子供2人の家庭では大体毎月15から20トンくらいの使用水量と聞いています。名寄地区では約1.5%の上昇率であり、風連地区では約10から13%の上昇率です。子育て世帯には大きな負担増になると思いますが、いかがお考えでしょうか。

住民説明会を終えての新料金体系の提案となっていますけれども、8月上旬に行われました住民説明会の参加人数等をお聞きしたいと思います。

次に、水道事業の将来展望としての事業計画もお聞かせいただきたいと思ひます。

3つ目に、名寄農業高校の存続についてお尋ねをしたいと思ひます。先日10日、道教委は名寄光凌高校と名寄農業高校を産業型キャンパス校として平成21年度からスタートさせることを決定いたしました。今食料自給率は、カロリーベースで40%を下回りました。こうした状況にある中で、ことしから導入されている品目横断的経営安定対策は、担い手をふやすことが何より必要なこのときに農業を続けられないようにしようとしています。また、WTOや日豪FTAなどで完全自由化が実施されれば、農水省の試算でも自給率は12%になると言われています。食の安全が大きく問われているときに、安全な食料基地である北海道、米どころこの上川地域の担い手育成は世界の食料難を防ぎ、食の安全を守るために最も重要な課題と言えらると思ひます。優秀な農業者を多数輩出し、地域の連携も広がり、市民から親しまれている名寄農業高校の存続は食の安全を守り、基幹産業である農業を守る大切なかなめになると考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、道教委への対応についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今大きな項目で3つの質問をいただきました。1項目めは私のほうから、2項目めは上下水道室長から答弁させていただきます。

1点目の名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について……

（何事か呼ぶ者あり）

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 済みません。

3項目めは教育部長から答弁させていただきます。

1項目めの名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について、（1）の減免措置につきましては、国民健康保険税の税率改正については第1

回定例会で議決をいただき、本年度の当初賦課より新しい税率を適用した賦課を実施いたしました。その結果、基礎賦課分については当初の想定額、介護納付金につきましては予想を若干下回る結果となり、その結果により歳入について補正予算で対応いたしました。歳入の総額で2,731万円ほど基金に依存せざるを得ない事業運営となっております。また、国保税外の歳入としては国や道、市その他団体からの負担金や補助金がありますが、そのいずれも医療給付の実態に即した定率の交付であります。

このように、国保事業は医療保険として必要とする額を保険税で御負担をいただき、特別会計を設け、一般会計から独立をして運営を行っております。被保険者の中には、失業や病気、災害等、予測し得ないことにより生活の基盤を損ねる方がおられます。それらの方の税負担を軽減、救済するために減免制度が設けられております。適用につきましては、国民健康保険税施行規則にその詳細を定めており、申請に対し該当する事由、収入の減があっても預貯金の保有による担税力があるか否か、これらを中心に調査を行い、申請に対する適用の判定を行っております。

議員が御質問の軽減を受けられる世帯の上に位置する中間所得層の世帯に対して、減免要件の特別な事情の条件緩和した適用については極めて困難であると思ひます。これは、先ほどの生活保護に準じたような水準ということになりますので、そう簡単な形での適用は困難かと思ひます。この特殊な事情につきましては、施行規則に定める風水害等の資産への損害の発生や失業、病気に起因する所得減少以外の突発的な生活基盤にかかわる事項についての定めでありまして、個々人の通年の所得の額による算定規定とはしていないところであります。

次に、国保税は目的税として必要額を想定した予算組みを行っており、減免による歳入の減少は税収確保のため次年度の税率改正へつながり、さ

らに納税者の方に負担を求めることになること
あります。さらに、適用により一般的な納税者間
の公平負担の原則が破綻すること、これらの連鎖
により国民健康保険事業の維持運営が困難となる
ことが考えられます。国民健康保険は、御加入の
市民の方々の健康を守るため応分の負担により運
営される相互扶助制度であることを御理解いた
だきますようお願いいたします。

市民から窓口への問い合わせ及び対応につ
きまして、最初に市民からの窓口への問い合わ
せ及びその対応についてお答えします。納税通
知書の発付した日以降の7月12日から31日
までの期間の集計については総数で144件、
名寄庁舎で対応した件数121件、風連庁舎
で対応した件数23件となっております。問
い合わせ等で一番多かったのは、賦課の内容に
ついてが96件です。賦課決定に関する内容
が18件、賦課の内容で納税困難から分納し
たい旨の相談が18件、その他が13件とな
っております。賦課の内容についての照会のう
ち、文書により回答を求められた件につ
いては、照会者宅へ回答文書を持参訪問し、
説明をさせていただきました。問い合わせのあ
った件数は、そのほとんどが電話によるもの
で、窓口に見えられた方には所得税制の改
正にかかわる内容や昨年の賦課の状況をお
示しし、説明をさせていただきました。また、
御相談の方には1納期当たりの金額につ
いて納税が難しいと言われる方もあり、そ
の場合には納税担当も含めた分納方法につ
いて説明を行っております。今後とも国保
事業全般に対し、被保険者への説明責任を
含め、わかりやすい説明と対応を行ってま
いりたいと考えておりますので、御理解を
お願いいたします。

今年度は税制改正もあり、可能な限り件
数を記録しておりましたが、例年は内容のみ
の記載としておりまして、件数的には70
件前後と思われるので、ことしは相当件
数が多かったというふうに認識をしてお
ります。

高齢者医療制度の対応についてお答え
申し上げます。

御承知のように後期高齢者医療制度は、
これまでの老人保健医療制度にかわり平成
20年4月よりスタートいたします。後期
高齢者医療制度では、北海道内の180
保険者による北海道後期高齢者医療
広域連合が組織され、保険者として活
動を開始するものです。対象となる方は、
75歳以上の方や75歳未満であっても障
害等でこれまでの老人保健医療の対象者
がすべて被保険者となります。

議員お尋ねの現在75歳以上の国保被
保険者数及び75歳未満で老人保健の対
象者は、8月末の数値ですが、3,304
人、現在74歳の方は331人とな
っております。

本制度の市民周知につきましては、既
に7月広報で一部について掲載いたしま
したが、制度の根幹となる保険料が11
月の広域連合の議会で決定されること
もありまして、12月及び3月に広報
において今後周知を予定しております。
さらに、市のホームページへの掲載を
実施し、周知したいと考えております。

なお、この広報については北海道後
期高齢者医療広域連合と北海道が連携
して行う中、市にも同様のスケジュール
で指示があり、連携して実施している
ところでありまして、御理解を賜りま
すようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 私のほう
から大きな項目の2点につきまして、上
下水道料金体系の統一についてという御
質問でございます。

初めに、新上下水道料金についてお
答えを申し上げます。福祉施策を目的
として水道及び下水道料金の軽減措
置をしている都市につきましては、道
内34市に聞き取りをしまして、その
うち上水道料金で15市、下水道使
用料で19市が行っており、その内
容としましては生活保護世帯、非課
税の母子世帯、70歳以上の高齢世
帯を主な対象としております。各自
治体における上下水道料金

の設定や経営の状況などによりその対応は異なる
ところがありますが、旧名寄市では若年層、老人
世帯など少量使用者に配慮した基本水量を5立方
メートルに設定し、今回の改定案でも風連地区の
基本水量8立方メートルを見直し、名寄地区と統
一を図ろうとするものであります。

また、上下水道事業は利用者の公平負担の原則
に基づき運営すべきもので、特に水道事業につき
ましては地方公営企業法の全面適用を受け、独立
採算制による健全経営を求められているところで
ございます。

先ほどの住民説明会でございますけれども、住
民説明会を市内4カ所の会場で行いまして、参加
者としては59名が参加されました。

また、基本水量の割合でございます。風連地区
は、8立方メートルを基本水量としまして、この
8立方メートルのデータは今のところありません。
10立方メートル以下でございまして、42.17
%が風連地区の基本水量の平均でございます。こ
れは、1,603世帯に対しまして676世帯で
ございます。名寄地区におきましては、5立方メ
ートル以下につきまして25.26%、1万452
世帯に対して2,640世帯となります。

また、この新上下水道料金につきましては、現
在建設常任委員会に付託され、その中でも審議が
されますので、御理解のほどよろしくお願いま
す。

次に、水道事業の将来展望についてお答え申
上げます。名寄市の水道事業は、昭和32年に創
設され、その後昭和54年度より第1期拡張事業
を経て、給水区域の拡張による新たな水需要の増
加に対応するためと老朽化した浄水場施設の更新
を目標に平成7年度から平成20年度までを第2
期拡張事業計画として水源施設、浄水施設などの
事業を実施してきました。その後、合併に伴い目
標年次を平成35年までとして、計画給水人口2
万7,750人、計画1日最大給水量1万1,740
立方メートルの規模となる上水道区域の拡大を図

り、その主な施設内容としましては水利権の確保、
水道未普及地域の解消及び給水区域の統合を行う
ための配水管新設です。また、老朽化に伴う配水
管の更新などの事業を計画しているところでござ
います。

今後の整備計画では、将来的に安全でおいしい
水道水を安定して供給するために浄水施設の適正
な管理と配水管網の拡張整備、また老朽管の更新
などを計画しております。平成7年度から平成1
8年度までの進捗率は、第2期拡張事業で全体事
業計画に対し61.1%となっており、また平成1
8年度末での上水道、簡易水道の普及率では給水
区域内人口に対し名寄地区では93.2%、風連地
区では92.6%となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、名寄農業
高校の存続についてお答えをいたします。

今回の道教委の公立高校配置計画による産業型
キャンパス高校の新設につきましては、再編がや
むを得ないとされる名寄市内の職業高校の将来像
として基盤の整備された施設、特に名寄農業高
校の実習圃場や食品加工施設などを活用して、名
寄光凌高校とあわせ既存の職業学科を統合した総
合型職業高校の新設を道教委に強く要請してきた
のが実ったものと考えております。

名寄農業高校は昭和16年に開校し、昭和20
年代には下川、音威子府、中川、風連、智恵文、
幌延に分校を設置、その後各分校が独立し、道北
地域全体の高校教育の先導役を担いました。また、
地域の農業ばかりでなく産業、経済、政治の中核
を担う人材を数多く輩出する一方、オリンピック
選手を出したスキーや距離競技、野球、テニスな
ど優秀なスポーツ選手、指導者を生み育て地域の
スポーツ振興にも貢献してきました。

名寄農業高校がこれまで道北地域のみならず、
広く全道をエリアに農業後継者を養成してきた
こと、高大官連携による名寄市立大学等との食にか

かわる学習の実践、東小学校での生産、収穫、加工、調理を総合した生徒が先生役を担う農業体験、わくわくチャレンジ教室や生徒が主体となつてのみずならショップでの実習農畜産物の安定販売など、地域に貢献してきたことは周知の事実であります。今後ともこれまでの名寄農業高校の農業や地域への貢献度をしっかりと評価し、新設される産業キャンパス高校の中で地域と連携して農業の担い手育成の拠点としての役割を果たせるよう地域関係者とともに、道教委など関係機関への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、国民健康保険税のことにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。今御答弁の中で、公平な負担を要するというふうな御答弁でした。国民健康保険ということは、やっぱり住民の皆さんの健康と福祉を守るという立場からも保険料が払えなくて医療にかかれない、こういった状況を生み出しては元も子もないというふうに思っているわけです。ですから、ぜひともこの名寄市国民健康保険税条例施行規則にあるその他の特別な事情があつて減免の必要があると認める場合の減免割合云々とありますけれども、これをぜひ使っていただいて減免をしていただきたいと思うわけです。今職を失うまでいかなくても収入が前年よりずっと少なくなるという、こういう状況は今この情勢下間々あるわけです。こうした人々を救うためにもこの条項を適用して減免すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 保険税として公平な負担を被保険者のほうに求めておりますので、生活実態が苦しいことに対しましては納税相談のときの分納に対しても、それから短期証等の発行に対しても、その方の個別個別の事例につき

ましては十分対応させていただいていると思っております。

それで、預貯金の残高とか、扶養をしていただける方の調査とか、かなりその辺は規則に基づいて対応しておりますので、ただ何百万円以下の所得なので生活が苦しいというだけでは、総論的な形での減免というのは難しいと思っております。個別個別の案件でその条項に適合するときに対応させておりまして、例えば会社がなくなつてしまつて、つぶれてしまつて収入が途絶えてしまつたとか、災害があつて国保税が払えないとか、そういう個別個別の案件については窓口のほうで対応させていただこうと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 確かに会社が倒産して失業した、大きな病気をしてしまつて昨年度よりも所得が著しく減少するというのも間々あるとは思つておりますが、ただ年金者の方の中でも昨年よりはそんなに収入は減つてはいないのだけれども、負担がますますふえて、いろんな税負担がふえているわけです。年配者の方たちは、本当にまじめで誠実な方が多いわけですから、きちんと税金はまず払わなければならないという思いで、2錠飲まなければならない薬を1錠に減らして病院へ行く回数を少なくしているという、そういったことも聞いているわけです。こういった人たちのためにもぜひこの減免制度を活用していただいて救っていただきたいというふうに思っているわけです。

先ほどもお話ししましたように、国民健康保険法には社会保障と国民保健の向上に寄与するとあるわけです。しかし、国の補助金が本当に大幅に削減されていますので、地方自治体としてもやりくりが大変なのは承知しておりますが、こうした国の悪政に対して防波堤の役割をしっかりと発揮していただいて住民の皆さんの健康と福祉を守るという地方自治体本来の姿、これを堅持していただ

きたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 私は、国保税の減免制度というのは先ほど説明したとおり、突発的な事例に対する部分であるというふうに思っています。逆に言うと、所得が少ないことに対して救済するとすれば、低所得者への軽減を制度改正でふやすというのが筋でないかなと思っています。個別案件につきましては、現在でも窓口で生活困窮に伴うものにつきましては対応させていただきますので、逆に今議員のおっしゃるようなことにつきましては軽減措置の拡大ということで対応していかざるを得ないのではないかなと思っています。これらについては他市の状況も調べまして、毎年毎年10月ごろになると前年度の決算状況や本年度の賦課状況のデータも来ますので、その辺については調査研究してみたいと思っています。

名寄の今回の税率改正につきましては、きのうも言いましたが、13%の所得割というのは非常に全道ランク的にも多分高い数値だったという結果が出ると思います。それには、全体の需要額を満たすためにやむを得なかったとはいえ、資産割とのバランスがやっぱり欠けていたのかなと思ひまして、これにもそれぞれ歴史を持った税率というものがありましたので、今回のそのことを教訓にさせていただきまして、より公平な負担、それから1カ所に負担が集中しないような公正なバランスのとれた賦課についてもさらなる検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ住民の皆さんの健康と福祉を守るためにも、そういう守ってもらうための思案をぜひ強く求めまして、次に移りたいと思います。

75歳以上を対象にいたしました新しい後期高齢者医療制度なのですが、これは昨年医療

制度改革関連法の中の1つとして自民、公明の与党が強行に採決して成立した法律ですけれども、マスコミも余り報道されなかったために、ほとんどの皆さんが知らないという状況にあります。これは、先ほども御答弁の中にも少しありましたけれども、75歳以上が強制加入です。障害1級から3級の65歳以上の方たちも対象になるわけです。そして、保険料が年金から天引きされます。また、子供の扶養家族となって健康保険に入っていた方たちもこの制度に加入をして新たに保険料を負担することになってしまいます。さらに、医療内容に制限がされ、高齢者への差別医療がされようとしています。また、この医療制度の財源の4割が支援金ということで、他保険の加入者が負担をしなければならないという、こういう状況にあります。このように、高齢者ばかりでなくて現役サラリーマンや国保加入者にもさらなる負担を押しつけるものになっています。

世界にも例がない差別医療がされようとしているわけですが、保険料は先ほどお話があったように11月に行われる予定の広域連合議会で決められるわけですが、本市においてはこの広域連合議会議員がおりません。隣の土別市の田苅子市長が議員となっておりますので、ぜひとも高齢者の生活実態に基づいて保険料を低く抑えることや減免制度を北海道広域連合として独自に設けることだとか、また月に1万5,000円以下の年金受給者は天引きではなくて自分で納付することになっているようですが、これが1年以上の滞納だと保険証の取り上げも盛り込まれているように聞いています。こうした保険証の取り上げはしないようにするなど、市民の健康と医療を守る立場で強く要請をするべきだと思っておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 広域連合への議会議員としての参画の状況なのですが、今議員おっしゃったとおりでございます。ただ、議員の

選定につきましては人口規模の大きさであるとか、高齢化率の高い市町村を選んでできるだけ民意を反映するという基本原則に立っておりますので、たまたま名寄市からは推薦される該当者がいなかったというふうに理解をしております。ただし、町村議会議員には立候補する方がありまして、選挙になって決定された場所もあると聞いております。

保険料の額につきましては、医療費が増嵩するとともに全体予算が拡大をしていくのが医療費の常識でありまして、高騰に至らないように国も地方も含めて医療費を抑制するために特定健診等も含めて一生懸命取り組んでいるのですが、追いつかないというのが実態かと思っております。今後は北海道市長会を通じ、国や道への要請行動を行うなど対応してまいりたいと考えておりますので、この辺よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひそのように進めていただきたいと思っております。

次に、上下水道料金体系の統一について再質問をさせていただきます。先ほど答弁の中で、他市町村の減免とか軽減制度がされている報告が、34市で実施されているという御答弁をいただきました。高齢でひとり暮らしをされている方である方にお聞きしましたら、本当に節水に努めて毎月3トンぐらいに抑えているというふうなことも聞いています。

近隣でいいますと、士別市を初め旭川などでは老人単身者世帯や母子家庭などへの減免、軽減措置を行っているわけです。例えば士別市では、ホームページにも詳しく掲載されていまして、いずれも所得制限があるわけですが、重度心身障害者のいる世帯、20歳未満の子または学生を扶養している母子世帯、満65歳以上の寝たきり老人等介護手当を受けている世帯、70歳以上の方がいる老人世帯、低所得者世帯など、このようにして独自の施策を行っているわけです。本市に

においてもこうした施策が必要と思っておりますが、いかがでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま福祉についてのそれぞれ士別市に対しまして7項目ほどのそういう軽減措置をとられているというお話がありました。名寄の今回の料金の統一に対しましても、恐らく建設常任委員会の中でもこれは審議されると思っております。そういった中で、先ほど15市が上下水道に対しての軽減措置をとっていますよと、そのうちの11市につきましては軽減措置をとった残り分、その分については一般会計のほうから繰り入れをされていると。そういったことで、先ほどお話しさせていただいたように地方公営企業法に基づいて、あくまでも上水のほうにはお金が全額入ってくるような形がとられるといたしますか、そういうことでの御理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） さきにも申し上げましたように、やっぱり本来のこの目的である公共の福祉を増進するというような立場で運営をされなければならないと思うわけです。5億円の留保金ある中での引き上げには納得ができません。この5億円を使って市民の皆さんが本当に納得できる料金にするべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、住民説明会には残念ながら私は参加することができなかったのですが、資料だけ見せていただきました。これでは、住民の皆さんが知りたいと思っている統一される料金がどのように変わっていくのかが見えないのではないかと思います。いかがでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 川村議員、この案件は既に建設常任委員会に付託されておりますので、

具体的な質問については建設常任委員会のほうで議員も委員になっておりますので、やっていただければありがたいというように思うのですが、概略……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 建設常任委員会の委員ではないのだ。ごめんなさい。委員外委員で出ることになっているのね。そうしたら、そこで具体的に聞いていただければよろしいかというように思いますので。

今副市長。

○副市長(今 尚文君) 今回の上下水道の統一につきましても、提案のときにも議論がありましたけれども、とにかく公営企業の立場からいくというよりもむしろ合併後の一体感を出すということで統一をさせていただくという考え方でございます。旧名寄市、旧風連町とも合併がありましたから、3年ないし4年のサイクルで料金の見直しをしておりましたけれども、それについては合併後のことということに先送りをさせていただきました。しかし、今回は料金の見直しというよりもむしろ料金を統一をするというほうに力点を置いた案で提案をさせていただいておりますので、その辺については住民説明会の中でも料金の統一という意味はこういう意味ですと、こういうことでお話をさせていただきました。確かに数字を出していませんから、関心事のところにはなかなか届きませんでしたけれども、どうして料金を統一しなければならないのかという点で説明をさせていただき、具体的な料金等につきましては議会で御議論いただくと、こういうふうな立場をとっておりますから、あのような説明会になったということで御理解をいただきたいと思っています。

また、お話がありました福祉減免等についてですけれども、これは今回の料金の中で、ほとんどの市が8トンが、8立方というふうに表現していますけれども、基本料金でありますけれども、これを5トン、5立米の基本料金にしたと。これは、

障害者や高齢者だけでなく、若年層も含めた配慮という設定をさせていただいたということでございますので、この辺も新しい料金に対しての中にはそれを包括して考えているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 川村議員。

○4番(川村幸栄議員) わかりました。今住民説明会のところのお話を聞かせていただいたのですけれども、本当に参加人数もごくわずかだったとお聞きしました。ですから、多くの皆さんにお知らせをして、やっぱり市民合意の上での料金統一が強く求められていると思うのです。それで、聞きますと地域振興課では地域自治組織の問題で町内会などに積極的に働きかけて説明会をされているというふうに聞いております。ですから、こういったように積極的に市民の皆さんのところに出向いてお知らせをして、そして市民合意を得るという、こういった作業をぜひしていただいて市民合意の上での料金統一を強く求めて、次に移りたいと思っております。

名寄農業高校の存続についてですけれども、先ほど御答弁いただいた中にもありましたようにこの名寄農業高校は本当に他校にまさる施設、畜産施設であったり、農地であったり、加工施設など、本当にそういった施設を有する名寄農業高校ですが、この名寄農業高校が今後どのような学校になっていくのか。カリキュラムについてもどう変わるのかなど、産業キャンパス化という耳なれない学校の形態について生徒や父母、そして教員や卒業生の皆さんの中からも不安の声が出されています。

おといねっぶ美術工芸高校のように、前回の質問の中でも出させていただきましたが、このおといねっぶ美術工芸高校のように少人数学校でも特色ある教育内容で、地域に愛され、全国的にも知られる高校となっているわけです。この名寄農業高校も今持っている特色を大いに発揮をして、道内ばかりでなく全国から生徒の募集をするなどし

て農業高校として発展させていくことが必要ではないかというふうに考えていますが、改めて島市長の御見解をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま御質問がございましたが、名寄農業高校は昭和16年に開校して以来、農業と林業でスタートいたしました。昭和30年代には酪農が加わって、そして農業、林業、酪農と、この3本柱で、その当時は本当に農業の後継者ばかりではなくて、公務員なども多数輩出した、そんな時代がございました。40年代には4間口という大きな高校としてその足跡を残してきたところであります。ただ、平成8年に生活科学科が募集停止になり、そして平成13年には農業生活科を生産科学科と学科転換しながらも酪農学科がそれ以来ずっと生徒数が減少してきたと。定員40名のところ、ある年によっては1けたの入学者と、そういう事態に陥ったところでございます。このことに私たち大変な危機感を抱いたのでございます。

農業教育そのものは、今川村議員のお話のとおり大変大切な北海道としての営みであると。こういうことから、この農業の教育を消してはならないと、こういう大きな視点に立ちまして平成15年、16年と名寄市民、有識者の皆様方の高校将来像検討協議会を立ち上げていろいろ御議論をいただいた結果、この農業教育の火を消さないためにはやはりベストな私たちの考えとしてキャンパス型の高校として存続させていくことがいいのではないかと、こういう答申をいただき、それ以降は道教委と再三にわたり今の道教委の決定のような形になるべく進めてきたところであります。

将来像ということでございますが、これからの農業教育を担う、そういう高校教育という視点が1つございます。しかし、入学者をどこまで確保できるかという、こういう大きな問題を抱えております。それと、あわせまして今はやはり農業教

育そのものが高校生ばかりではなくて一般市民といえますか、こういう民間にも多く広がってきている、そういう人たちにも教育できる場としてこの名寄農業高校のキャンパスを活用できないのかと、こういう考えを持ったところであります。そういう中では、高校教育とあわせてそういう民間人育成に係るそういう施設、設備に対する営みもぜひこれからのキャンパス型高校の営みの1つとして付加させていきたいと。そういう中で、高校生と民間で農業を志す、そういう人たちが一堂に農業を学んでいく、特に北海道の道北の農業を学んでいくと、こういうことを期待しているところであります。

幸い施設にも名寄農業高校は大変恵まれております。それから、察もございます。こういう形では、本当に全国からそういう子供たち、あるいは大人たちといいたまいますか、民間の方も来ていただいて農業を学ぶことができると、そういう大きな夢を持って第一歩を踏み出したと、こういうことでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。先ほどお話ししましたように、食の安全が本当に今問われている時期です。やっぱり食を守るとい立場からしても名寄農業高校を存続させて発展させていくためにも、市民としても私も大いにこの農業高校の宣伝をしていきたいというふうに思いますし、また当市の教育委員会のほうでも道教委の動向を見きわめながら、ぜひ地域の声も強く発信をしていっていただきたい、このことを積極的に発信していただきたいことをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昨年度一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき人事院規則が改正され、国家公務員の休息時間が廃止されたことから、本市の職員も同様の措置を講ずるべく、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 議案第2

0号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

戸籍電算化システム整備について、本年9月6日に指名競争入札を執行した結果、株式会社北海道電子計算センターが1億4,000万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税700万円を加え、1億4,700万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては生活福祉部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 戸籍電算化システム整備の契約内容及び事業概要を説明申し上げます。

初めに、入札指名業者の選考基準について申し上げます。指名基準には、法務省が指名する戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準を満たし、かつ同業務の道内での受託実績のある業者とし、名寄市物品委託等参加資格登録業者の中から指名基準を満たす業者より選択し、1、株式会社北海道電子計算センター、2、日本電気株式会社旭川支店、3、株式会社日立製作所北海道支社の3社に対する指名について8月21日開催の指名業者選考委員会で決定し、同月24日に業者へ指名と事業全般の仕様について通知を行いました。9月4日に株式会社日立製作所北海道支社及び日本電気株式会社旭川支店より入札辞退の届け出を受理し、9月6日に入札を行った結果、株式会社北海道電子計算センターが1億4,7

00万円で落札し、予定価格にかかわる落札率は95.23%となりました。

なお、主な内訳につきましては、戸籍データ作成整備費として消費税込み1億139万6,400円、システム運用機器一式として消費税込み4,560万3,600円でございます。

今回の戸籍電算化システムの整備につきましては、平成21年度6月の稼働をめどに市が管理する戸籍簿約1万5,000戸籍及び除籍簿、法改正に伴い改製された戸籍簿のもととなる改製原戸籍約3万5,000戸籍の電子データ化を行い、すべて光磁気ディスクに収納するデータ作成業務と作成されたデータの活用を行うハード機器、ソフトウェアの整備を実施するものであります。戸籍データを収納するサーバー機器を名寄庁舎に設置し、名寄庁舎市民課窓口及び風連庁舎市民窓口に端末プリンターをそれぞれ設置し、戸籍事務を執行できる体制を確立するものであります。なお、智恵文支所につきましては従前からの高精度ファクシミリによる対応といたします。

本システムの導入により、専門知識を必要とする戸籍事務について新規作成や追加部分の作業時間が短縮されることや窓口での申請から発行までの待ち時間短縮が図られること、さらに保管している改製原戸籍の経年による損耗に対し、内容を移記し、戸籍を再製する業務がなくなる点の利点があるものです。また、従前より稼働をしている住民記録システムと本システムの連携が図られ、市民サービスの向上が期待されるものであります。

以上、名寄市戸籍電算化システム整備事業の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 入札についてちょっとお聞きしたいのですが、当初3社があって、直前で2社が辞退をしたというお話で、落札率が9

5.23%という御説明をいただいたのですが、直前で2社が辞退をしたという明確な理由があればお知らせをください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま説明申し上げたとおり、3社でということで手続を進めておりました。8月31日に説明会を開催いたしました。この際は、3社そろって出席いただきまして、特に申し出等もございませんでした。9月4日にそれぞれ辞退の申し出がありまして、1社につきましては原本複写作業についてはスキャナー方式を採用しており、市の仕様であるマイクロフィルム方式には対応していないと。もう一つは、通信回線による情報提供システムがないために当社としては対応できないと、こういう辞退の申し出であります。もう一社につきましては、当社が受注した場合はデータセットアップ及びシステム構築について全業務を再委託することになると。もう一つは、仕様要求である現地支援要員資格について戸籍電算化における支援業務の経験を有していること、また道内で最低3自治体での業務経験を有した者という条件を満たしていないので、辞退をいたしたいと、こういうことございました。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれお聞きをしましたら、納得ができる、せざるを得ない辞退の理由なのですが、それにしてもなかなかすっきりしない。結局1社のみの入札ということなのですが、どうなのでしょう。これは、やはり1社でも残ったところで入札をせざるを得ないのか、あるいはまた再度仕切り直しという事態は想定できないものかどうか。それから、この95.23%という数字が適切なものかどうか、根拠があれば御説明を願います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 3社指名をいたしまして、2社から辞退があつて、1社でも指名競争

入札ということですから、極めて変則的な入札の執行になりましたけれども、ただ応札者がなければ随意契約という切りかえになりますけれども、1者であっても応札者があったということで入札のシステムに基づきまして執行したということでございます。

それから、落札率につきましては、当然予定価格を設定しておりまして、正式な札を入れていただいて、結果としてこうした落札率になったということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今回指名を受けた北海道電子計算センターのほか、今回辞退した2社についても北海道のみならず、日本有数のそれぞれが実績なりノウハウを持ったメーカーであるというふうに思われるわけですが、そこでであってもやはり我が市のシステムに対応することができない。唯一我が市のシステムが特殊、マイクロフィルムという方式が特殊なのか、あるいは辞退したメーカーの記録方式が通例的なのか、その辺のところはどうなのでしょう。非常にやっぱり正直すっきりしないのです。本当に今御説明を最初に受けた時点で、それぞれ方式が違うからということなのですが、これはそれぞれ専門メーカーですから、応札してくるということはある程度事前調査も当然、ただやみくもに手を挙げて、おれも私もということではないというふうに思われるのです。事前にこの1億円以上の競争入札に参加するということは、やはりとる気になってかかれば事前の我が市がどういう方式をとっているか、あるいは金額も含めてどこまで値踏みできるものかということとは当然専門メーカーなのですから、もち屋が電子システムに乗り込もうかというのとは違いますから、非常にその辺がすっきりしないのです。最後の質問になりますので、それぞれの市民がこれはそうだなと納得のできる説明を改めて求めます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 戸籍データ作成に当たりましては、マイクロフィルム撮影方式をとるか、もしくはイメージスキャナー読み取り方式をとるか、2つの方式がございます。それぞれ本市では業務の規模であるとか、あるいは予算的なものも含めまして選択をしたわけですが、さらにこの3社それぞれこの種の実績は十分持っておりますので、私ども両方の対応ができる企業であるというふうな当初認識をしておりました。当然8月31日の入札説明会のときは、仕様を詳しく説明をさせていただいて、特に疑問もございませんで、質問もなかったということで、当然両方のシステムに十分対応し得る企業ということで入札の作業を進めておりました。それが入札直前になってのこうした辞退届ということでございますので、特に私どもでどういうふうなことということではございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 意見書案

第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書、意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書、意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書、意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書、意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書、意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書、意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 日程第7 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。市民の負託にこたえ、抜本

的な改革事項、課題など財政改革を含めた調査研究を進め、市民と情報を共有しつつ、さらなる議会改革、活性化を目指すことを目的に、13名の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤靖議員、川村幸栄議員、岩木正文議員、佐藤勝議員、日根野正敏議員、高見勉議員、渡辺正尚議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、田中好望議員、黒井徹議員、谷内司議員、東千春議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には高見勉議員、副委員長には田中好望議員、以上であります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

署名議員 渡辺正尚

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第9 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 日根野 正 敏

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成19年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐々木 寿 (P 40)	1. 新名寄市総合計画について (1) 中心市街地活性化のための取り組みについて 2. 教育事業について (1) モンスター・ペアレントについて (2) 学校運営について 3. 消防事業について (1) 蘇生・AEDの研修普及について (2) 消防団の充実化について
2	高 橋 伸 典 (P 49)	1. マタニティマークの自治体での普及推進 (1) 本市での出産数、他市町村出産数 (2) マタニティマークと母子手帳を配付のため地方財政措置の予算への本市の取り組みは (3) マタニティマークの本市での普及推進について 2. インフルエンザ接種の助成について (1) 本市の近年の年令別インフルエンザ接種状況 (2) 近郊のインフルエンザ接種の接種料金について (3) 本市インフルエンザ接種の助成推進の考えは 3. 公共施設の多目的トイレ改修について (1) トイレ等の苦情について (2) 本市公共施設での多目的トイレの数 (3) 市役所等、高齢者・障害者の集る場所への多目的トイレの設置について 4. AEDの普及について (1) 本市の配置状況と配置数について (2) 救命講習会(AEDを含む)の推進状況の計画は
3	岩 木 正 文 (P 59)	1. 安心・安全な水確保について (1) 浄水場の渇水対策

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 危機管理について 2. 危険家屋について <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の安全と財産を守る行政としての対応 (2) 現状と対策 3. 遭難者救出について <ul style="list-style-type: none"> (1) 予防と対策 (2) 自己責任について
4	日根野 正 敏 (P 69)	<ul style="list-style-type: none"> 1. グラウンド環境と学校耐震化優先度調査について <ul style="list-style-type: none"> (1) グラウンドの水はけについて (2) 学校施設耐震化優先度調査の結果と今後について 2. 温暖化対策と農地水環境保全向上対策について <ul style="list-style-type: none"> (1) 水稲用水の不足とダムについて (2) 農地水環境保全向上対策について
5	大 石 健 二 (P 78)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 改正地方自治法から <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市副市長担任意務規則等について (2) 名寄市自治基本条例について 2. 公益通報者保護法から <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益通報制度の具体的運用について 3. 引きこもり独居の市民について <ul style="list-style-type: none"> (1) 青年・壮年世代の独居引きこもり市民の救済・救援について 4. 行政報告から <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化基本計画策定事業について (2) 地域自治組織創設について
6	持 田 健 (P 89)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「合宿の里づくり」で交流人口の拡大について <ul style="list-style-type: none"> (1) サンプラー交流館（カーリング場）について (2) 健康の森・サッカー場及び陸上競技場について (3) ピヤシリシャンツェ及びピヤシリスキー場について 2. 市営南水泳プールについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の利用状況について (2) 施設の現状について (3) 自転車置場の設置について (4) 道路及び入口までの舗装について

7	高見 勉 (P 98)	1. 自治体基本条例の制定について (1) 基本理念と基本原則・制度について (2) 実施時期と今後の取り組みについて 2. 市民活動の支援充実について (1) 仮称NPOサポートセンターの設置について (2) 既存NPO法人に対する対応について 3. 国保税の今後の見通しについて (1) 被保険者間の課税負担のバランスについて (2) 医療保険制度の改正に伴う税負担の今後の見通しについて
8	佐藤 靖 (P 109)	1. 市街地再開発にかかわって (1) 風連地区再開発の議論経過について (2) 名寄地区中心市街地活性化について (3) 両事業の課題と今後の取り組みについて 2. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 精神科医師について (2) 予約制について (3) 市民への診療請求について 3. 名寄市立大学にかかわって (1) 開学から1年が経過しての総括について (2) 今後の課題について
9	田中 好望 (P 122)	1. 地方自治組織の今後の取り組みについて (1) 地域主権を理念とし、真に自立、自らの意思を尊重する考え方について (2) 少子・高齢化、生活様式の多様化により連帯感が薄れている。それをどう防止し、まちの活性化を図るか。 (3) 風連地区の公民館活動を新市としてどのように行うか 2. 合併効果とまちづくり (1) 合併後1年半が過ぎスケールメリットが見えてこない (2) 風連・名寄両地区の一体感をどう考えるか
10	木戸口 真 (P 130)	1. 名寄市の生活ゴミの統一に向けた考えと、放置空き家対策について (1) 生活ゴミの統一料金の考え方と収集体制の考えは (2) 実施時期の考えは (3) 住民に対する周知・要望は

		<p>(4) 名寄市内における放置空き家の現状と対策は</p> <p>(5) 放置空き家の今後の取り組みは</p> <p>2. 名寄市行財政改革推進計画の施設の管理・業務の民間委託に向けた取り組み状況について</p> <p>(1) 推進項目で民間活力導入に向けて、19年度調査検討している対象の施設・業務の状況と課題があれば、お聞かせ願います。</p> <p>(2) 主だった施設・業務の民間委託がなされた場合の効果はどれ位と考えておられるか</p> <p>3. 風連地区市街地再開発事業の取り組み状況と今後について</p> <p>(1) (株)ふうれんが再開発の施行者となり個人施行方式での実施が決まったが、メリットは、デメリットは</p> <p>(2) 4つのブロックのうち共同住宅については、投資する市の最終的な考えがまとまらなると聞き入るが、早急な判断が必要と考えるが、考えをお聞かせ願います。</p> <p>(3) 浴場併設の考えもある様だが、考えをお聞かせ願います。</p> <p>(4) 今後のスケジュールと事業計画の見直し等があると地権者の持ち出しが変わり、事業のコストもかさみ、難しい状況になると考えるが、考えをお聞き致します。</p>
11	渡辺正尚 (P142)	<p>1. 各振興施策について</p> <p>(1) 農業振興施策の計画について</p> <p>(2) 商店街活性化の考えについて</p> <p>(3) 誘致企業との係わりについて</p> <p>(4) 公共施設利用料金の見直しについて</p> <p>2. 交流人口拡大について</p> <p>(1) 交流人口拡大についての施策は</p> <p>(2) 交流人口拡大によって考えられる地域の活性化は</p> <p>(3) 魅力ある公共施設の利用推進による期待と今後の課題は</p>
12	佐藤勝 (P155)	<p>1. 政策形成過程の透明性確保のために出来ること</p> <p>(1) 庁議などの議事の概要をホームページ上で公開する。</p> <p>(2) パブリックコメント制度の導入により、市民との協働によるまちづくりを進める。</p> <p>2. 名寄市の沿革はいつか</p> <p>(1) あらためて新しい名寄市の沿革を問う。</p> <p>(2) 統一した記載がなされなければならない。</p>

		<p>(3) 歴史を疎かにしてはならない。</p> <p>3. 風連東8号北線の交通安全対策について</p> <p>(1) 北興橋の設計強度は</p> <p>(2) 路盤の設計強度は</p> <p>(3) 国道40号線交差点の信号機設置について</p> <p>(4) 大型車輛の通行制限を</p> <p>(5) 名寄バイパスへのアクセス道路として開発局との協議を開始すべき</p> <p>4. 教育委員会内に教育委員長デスクの有無のその後</p> <p>(1) H18年第3回定例会一般質問に対して、その後の対応は</p> <p>(2) 議論経過について</p>
13	黒井 徹 (P163)	<p>1. 風連地区市街地再開発事業</p> <p>(1) 事業内容と今後のスケジュール</p> <p>ア 公共事業の内容と予算について</p> <p>イ 資金調達と市の実質負担について</p> <p>ウ 共同住宅の必要性について</p> <p>エ 計画・申請と工事等のスケジュールについて</p> <p>(2) 公債費負担適正化計画との整合性について</p> <p>(3) 名寄市市街地形成の基本的方針と市民説明について</p> <p>2. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律</p> <p>(1) 法律の内容と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 市の現在の状況について</p> <p>(3) 新財政計画の見直しの必要性について</p>
14	竹中 憲之 (P173)	<p>1. スズメバチの発生状況について</p> <p>(1) スズメバチの発生数と処理数について</p> <p>2. 交流人口拡大対策について</p> <p>(1) 観光資源による拡大対策は</p> <p>(2) 文化・スポーツによる拡大対策は</p> <p>(3) イベントによる拡大対策は</p> <p>3. ゴミ処理にかかわる今後の目標は</p> <p>(1) 循環型社会形成の指標は</p> <p>(2) ゴミ減量対策にともなう啓蒙対策は</p>

15	川村幸栄 (P185)	1. 名寄市国民健康保険税の税率改正にともなう市民負担について (1) 減免措置について (2) 後期高齢者医療制度の対応について 2. 上下水道料金体系の統一について (1) 新上下水道料金について (2) 水道事業の将来展望について 3. 名寄農業高校の存続について
----	----------------	---

第 3 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 9 年 9 月 3 日～平成 1 9 年 9 月 1 3 日 1 1 日 間
 本会議時間数 1 6 時 間 4 8 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	名寄市総合計画推進市民委員会条例の制定について	19. 9. 3	総務文教常任委員会付託・閉会中継続審査
議 案 第 2 号	名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の制定について	〃	原 案 可 決
議 案 第 3 号	政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	〃	〃
議 案 第 4 号	名寄市立大学条例の一部改正について	〃	〃
議 案 第 5 号	名寄市下水道条例の一部改正について	〃	建設常任委員会付託 ・閉会中継続審査
議 案 第 6 号	名寄市個別排水処理施設条例の一部改正について	〃	〃
議 案 第 7 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃
議 案 第 8 号	専決処分した事件の承認について	〃	承 認
議 案 第 9 号	市道路線の認定について	〃	原 案 可 決
議 案 第 1 0 号	平成 1 9 年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議 案 第 1 1 号	平成 1 9 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃

議案第12号	平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算	19. 9. 3	原案可決
議案第13号	平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	”	”
議案第14号	平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	”	”
議案第15号	平成19年度名寄市水道事業会計補正予算	”	”
議案第16号	平成18年度名寄市各会計決算の認定について	”	決算審査特別委員会設置・付託、閉会中継続審査
議案第17号	平成18年度名寄市病院事業会計決算の認定について	”	”
議案第18号	平成18年度名寄市水道事業会計決算の認定について	”	”
議案第19号	名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について	19. 9.13	原案可決
議案第20号	財産の取得について	”	”
意見書案第1号	自治体財政の充実・強化を求める意見書	”	”
意見書案第2号	原油価格の高騰に関する対策を求める意見書	”	”
意見書案第3号	医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書	”	”
意見書案第4号	誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書	”	”

意見書案第5号	「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書	19. 9.13	原 案 可 決
意見書案第6号	中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書	”	”
意見書案第7号	いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書	”	”
意見書案第8号	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書	”	”
報告第1号	平成18年度名寄市風連特例区会計決算の報告について	19. 9. 3	報 告 済
報告第2号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第3号	例月現金出納検査報告について	19. 9.13	”
	議会改革調査特別委員会の設置について	”	設 置
	委員の派遣について	”	派 遣 決 定
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定